

小野市地域防災計画

令和 8 年 2 月変更

小 野 市 防 災 会 議
小 野 市

【目 次】

第1編 総則	1
第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の役割	1
第3節 計画の基本的な考え方	1
第4節 重点を置くべき事項	2
第5節 計画の内容	2
第6節 他の計画との関係	3
第7節 計画の修正	3
第8節 計画の習熟	3
第2章 防災機関の業務の大綱	4
第1節 本市の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2節 指定地方行政機関その他防災関係機関	5
第3章 小野市の自然状況と過去の災害	7
第1節 小野市の概要	7
第2節 過去の地震災害と想定	8
第3節 過去の風水害と想定	11
第2編 災害予防計画	12
第1章 基本方針	12
第1節 災害応急対策への備えの充実	12
第2節 市民参加による地域防災力の向上	12
第3節 防災基盤の整備	12
第4節 兵庫県南部地震の教訓の発信と継承	12
第5節 治山・治水対策の推進	13
第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	13
第1節 平時の防災組織体制の整備	13
第2節 災害時の防災組織体制	14
第3節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌	18
第4節 研修・訓練の実施	23
第5節 広域防災体制の確立	24
第6節 災害対策拠点、情報通信機器・施設の整備	25
第7節 火災予防対策の推進	27
第8節 備蓄体制等の整備	32
第9節 災害救急医療システムの整備	36

第10節	緊急輸送体制の整備	37
第11節	避難対策の充実	38
第12節	災害時帰宅困難者対策の推進	42
第13節	家屋被害認定士制度等の整備	43
第14節	廃棄物対策の充実	46
第15節	要配慮者及び避難行動要支援者支援対策の充実	47
第16節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	51
第17節	水防対策等の充実	52
第18節	土砂災害対策の充実	53
第3章	市民参加による地域防災力の向上	54
第1節	防災に関する学習等の充実	54
第2節	自主防災体制の整備	58
第3節	消防団の充実強化	60
第4節	企業等の地域防災活動への参画促進	61
第4章	地域防災基盤の整備	63
第1節	防災基盤・施設等の整備	63
第2節	防災対策事業の推進	63
第3節	都市の防災構造の強化	65
第4節	建築物等の耐震性の確保	67
第5節	地盤災害の防止施設等の整備	69
第6節	宅地造成等の規制	74
第7節	災害危険区域対策の実施	74
第8節	地盤の液状化対策の実施	74
第9節	治山・治水対策の総合的推進	75
第10節	河川、ため池施設の整備	78
第11節	交通関係施設の整備	80
第12節	ライフライン関係施設の整備	82
第5章	阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承	87
第1節	住宅再建共済制度の推進	87
第6章	その他の災害の予防対策の推進	88
第1節	危険物等の事故の予防対策の推進	88
第3編	地震災害応急対策計画	89
第1章	組織の設置	89
第2章	動員の実施	89
第1節	動員・配備体制	89
第3章	災害情報等の収集・伝達・報告	93
第1節	情報等の収集	93
第2節	気象情報等の収集・伝達	96

第3節	異常現象等の収集・伝達	98
第4節	市組織内の情報伝達	99
第5節	災害情報の収集・報告	100
第6節	被災者支援のための情報の収集・活用	111
第7節	市民への伝達	112
第8節	通信手段の確保	113
第4章	防災関係機関等との連携促進	115
第1節	応援要請	115
第2節	受援計画	123
第5章	災害救助法の適用	125
第6章	消防活動等の実施	131
第1節	地震火災の消火活動の実施	131
第2節	地震火災の消防計画	132
第3節	消防活動時における組織編成並びに任務分担	134
第4節	消火活動の実施体制	137
第5節	火災防御計画	138
第7章	救助・救急、医療対策の実施	141
第1節	救助・救急活動	141
第2節	医療・救護の実施	145
第8章	交通・輸送対策の実施	152
第1節	交通の確保対策の実施	152
第2節	輸送路の確保	153
第3節	障害物の除去	154
第4節	輸送体制の確保	155
第9章	避難対策の実施	157
第1節	避難の流れ（地震）	157
第2節	避難・誘導の実施	157
第3節	避難所の開設及び管理・運営	160
第4節	避難所一覧	163
第10章	住宅の確保	169
第11章	食料及び生活必需品の調達、供給	171
第1節	食料の供給	171
第2節	生活関連物資の供給	174
第12章	上・下水道対策及び飲料水の供給	176
第1節	上・下水道災害対策	176
第2節	給水活動体制	177
第3節	応急復旧工事	179
第13章	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	181
第1節	精神医療の実施	181

第2節	感染症対策・保健衛生	182
第3節	食品衛生対策の実施	183
第4節	遺体処理・火葬等の実施	184
第14章	生活救援対策の実施	186
第1節	緊急生活環境の整備	186
第2節	義援金の受入れ、配分	186
第15章	要配慮者の支援対策	187
第1節	要配慮者	187
第2節	震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子供）への対応	189
第3節	外国人への情報伝達等	189
第16章	災害情報の提供と相談活動	190
第1節	広報活動	190
第2節	各種相談の実施	193
第3節	災害放送の要請	194
第17章	廃棄物対策の実施	195
第1節	ガレキ・ごみ処理対策の実施	195
第2節	し尿処理の実施	196
第18章	ボランティアの派遣・受入れ	197
第19章	ライフライン応急対策の実施	199
第1節	水道施設	199
第2節	電気通信施設（N T T西日本(株)兵庫支店）	199
第3節	電力の確保（関西電力送配電(株) 社配電営業所）	201
第20章	教育対策の実施	202
第21章	警備対策の実施	204
第22章	市管理施設の応急対策の実施	205
第23章	労務者の雇用	206
第24章	公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	208

第4編 風水害応急対策計画..... 209

第1章	組織の設置	209
第2章	動員の実施	210
第1節	動員・配備体制	210
第3章	災害情報等の収集・伝達	214
第1節	情報等の収集	214
第2節	気象情報等の収集・伝達	214
第3節	異常現象等の収集・伝達	219
第4節	市組織内の情報伝達	219
第5節	災害情報の収集・報告	219
第6節	被災者支援のための情報の収集・活用	219

第7節 市民への伝達	219
第8節 通信手段の確保	219
第4章 防災関係機関等との連携促進	219
第5章 災害救助法の適用	219
第6章 水防活動の実施	220
第1節 水防の責任等	220
第2節 水防組織	221
第3節 水防体制	222
第4節 国土交通大臣の発する水防警報	222
第5節 知事の発する水防警報	222
第7章 消防活動等の実施	223
第1節 消防活動時における組織編成並びに任務分担	223
第2節 消火活動の実施体制	223
第3節 火災防御計画	223
第8章 救助・救急、医療対策の実施	223
第9章 交通・輸送対策の実施	223
第10章 避難対策の実施	224
第1節 避難の流れ（水害）	224
第2節 避難・誘導の実施	224
第3節 避難所の開設及び管理・運営	224
第4節 避難所一覧	224
第11章 住宅の確保	225
第12章 食料及び生活必需品の調達、供給	225
第13章 上・下水道対策及び飲料水の供給	225
第14章 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	225
第15章 生活救援対策の実施	225
第16章 要配慮者の支援対策	225
第17章 災害情報の提供と相談活動	225
第18章 廃棄物対策の実施	225
第19章 ボランティアの派遣・受入れ	225
第20章 ライフライン応急対策の実施	225
第21章 教育対策の実施	225
第22章 警備対策の実施	225
第23章 市管理施設の応急対策の実施	225
第24章 労務者の雇用	225
第25章 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進	225
第5編 原子力災害応急対策計画	227
第1章 計画の趣旨	227

第2章	小野市に係る原子力事業所等の現状	227
第3章	原子力災害予防計画	228
第1節	基本方針	228
第4章	救援・救護活動体制の整備	228
第5章	平時からの防災関係機関等の連絡体制の整備	229
第6章	基本方針	229
第7章	動員の実施	235
第8章	組織の設置	236
第9章	防災関係機関等との連携及び職員の派遣	237
第10章	災害情報等の提供と相談活動の実施	238
第11章	救援救護活動等の実施	238
第12章	救急救助活動の実施	241
第13章	消火活動の実施	242
第14章	飲料水、食物等の摂取制限等	244
第15章	要配慮者支援対策の実施	245
第16章	社会秩序対策の実施	246
第17章	各種制限措置の解除	246
第18章	風評被害等の影響の軽減	246
第19章	心身の健康相談体制の整備	246

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 247

第1章	総則	247
第1節	推進計画の趣旨	247
第2節	推進地域及び津波避難対策特別強化区域	248
第3節	地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	249
第4節	南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性	250
第5節	基本指針と減災目標	251
第2章	災害対策本部の設置等	251
第3章	動員の実施	251
第4章	地震発生時の応急対策	252
第1節	地震発生時の応急対策	252
第2節	資機材、人員等の配備手配	253
第3節	他の機関に対する応援要請	253
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	254
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項	254
第2節	建築物等の耐震化の推進	254
第6章	地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	255
第1節	地域防災力の向上	255
第2節	防災訓練計画	256

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	257
第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	259
第7編 災害復旧・復興計画.....	261
第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画	261
第2章 被災者生活再建支援法	261
第3章 災害復旧事業の実施	266
第4章 災害復興計画	270
第1節 組織の設置	270
第2節 復興計画の策定	272
第8編 資料	275
1 例規関係	278
2 小野市防災会議委員名簿	284
3 公的機関との協定	285
4 民間との協定	322
5 避難指示等の判断・伝達マニュアル	378
6 浸水想定区域に対する洪水時の対策について	382
7 災害時要援護者施設リスト	387
8 防災重点農業用ため池	390
9 県への被害状況等報告様式	393
10 災害救助法の適応時の報告様式	400

第1編 総則

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小野市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の役割

この計画は、地震や風水害等（風水害、大規模火災、危険物等の事故、突発重大事案）、原子力災害等に関して、県、市町、その他の防災関係機関さらに関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、災害が発生した場合を想定して、その被害を最小限に軽減するため、平時における「災害に強いまちづくり」推進のための防災関連施設の整備と市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、また、災害時における迅速で的確な災害応急対策を実施するために定める。

第3節 計画の基本的な考え方

1 減災対策の推進、復旧・復興への備え

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施にあたっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず対策の改善を図ることとする。また、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

3 新しい「災害文化」の確立

阪神・淡路大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図ることとする。

4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

災害対策の実施にあたっては、市民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進することとする。あわせて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業所等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となった最善の対策をとらなければならない。

その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局等と連携し、地域防災計画修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進することとする。また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。

第4節 重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本大地震、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害及び令和6年1月に発生した能登半島地震は、多くの課題と教訓を遺した。これらの教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震の激甚化・頻発化する豪雨災害等の大規模災害の発生に備え、更なる防災・減災対策の充実を図ることが必要である。更に、令和2年～5年5月の新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

また、一つの災害が他の災害に誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。こうした観点から、特に重点を置くべき事項を次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地の救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実践的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図ること。また、雨量や河川水位等に関する情報をもとに、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難指示等の発令に資する取り組みや、夜間の突発的な豪雨等においても機能する確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、要配慮者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進すること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者の一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

食料や生活用品等物資の供給をはじめ、多様な分野で民間からの支援を得るため、事業者や事業者団体との間に災害時応援協定を締結するなど、平時から連携体制の強化を図ること。自主防災組織や消防団等、住民主体による地域防災力の充実強化を支援し連携を深めること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

第5節 計画の内容

- 1 小野市の地域に係る防災に関し、小野市及び小野市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 小野市の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達並びに避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項計画
- 4 小野市の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 5 その他小野市の地域に係る防災に関し、小野市防災会議が必要と認める事項

第6節 他の計画との関係

1 兵庫県地域防災計画との関係

この計画は、兵庫県地域防災計画と抵触しないように策定するものである。

県域的な指針がある場合には、本計画の修正、追加を行う一方、計画の共通する部門、或いは広域的な対策が必要となる部門については、兵庫県地域防災計画による策定方針を準用するものとする。

2 小野市消防計画等との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき小野市の全域にわたる災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として策定される基本的かつ総合的な計画である。

一方、消防計画は消防組織法に基づき、市民の生命、財産を保護し、被害を軽減することを目的とした消防機関活動を定める計画とし、具体的な活動方針については、消防本部において策定する災害計画によるものとする。

第7節 計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときはその都度速やかに修正するものとする。

第8節 計画の習熟

この計画を円滑かつ的確に運用するため、本市各部局及び関連機関が平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、本計画を住民の防災活動の指針として十分機能させるべく周知徹底に努める。

第2章 防災機関の業務の大綱

小野市の区域を管轄し、もしくは区域内に所在する関係地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、防災に関し概ね次の事務又は業務を処理する。

第1節 本市の処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 地域防災計画の作成
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 本市内の公共的団体の育成指導
- 4 防災意識の普及と訓練の実施
- 5 自主防災組織の育成指導
- 6 防災のための施設及び設備の整備点検
- 7 災害に関する情報の収集伝達及び広報広聴の実施
- 8 避難の指示
- 9 消防、水防その他の応急措置
- 10 応急の救援を要すると認められる者に対する救助及び応急救援措置
- 11 緊急輸送の確保
- 12 災害発生の防御及び拡大防止措置
- 13 廃棄物・環境対策の実施
- 14 市職員の災害予防及び災害応急対策に対する体制の確立

第2節 指定地方行政機関その他防災関係機関

次に掲げる機関は、市と緊密な連携をとりそれぞれが定められた業務を行うものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整理 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 被災公共土木施設(直轄)の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	被災公共土木施設(直轄)の復旧
近畿農政局 (兵庫拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
農林水産省		災害救助用米穀の供給(売却)	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象、地象、水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧資材の供給	国有林における荒廃地の復旧
近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所		1 生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設	生活支援情報の提供

2 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第8高射特科群		人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施	

3 県の機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
兵 庫 県	兵庫県の地域にかかる災害予防事業の推進	兵庫県の地域にかかる災害応急復旧対策	兵庫県の所管に属する施設等の復旧
小野警察署		1 被害実態の把握 2 人命救助及び避難誘導等 3 交通の安全と円滑の確保等	

4 指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
日本郵便(株)小野郵便局		災害時における郵便事業、窓口業務運営の確保	被災郵便事業、窓口業務施設の復旧
西日本旅客鉄道(株) (近畿統括本部兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧
N T T 西日本(株) (兵庫支店)	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
関西電力送配電(株) (社配電営業所)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧
日本通運株式会社 (西脇支店)		災害時における緊急陸上輸送	

5 指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧
輸送機関 ◇神姫バス(株)営業所 ◇神戸電鉄(株)志染駅 ◇北条鉄道(株)北条町駅 ◇一般社団法人兵庫県トラック協会	鉄道施設等の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 災害時における緊急陸上輸送 3 鉄道施設等の応急対策の実施	被災鉄道施設等の復旧
一般社団法人小野市・加東市医師会		災害時における医療救護	
一般社団法人兵庫県L P ガス協会東播支部	L P ガス供給設備の防火管理	1 L P ガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるL P ガスの供給	L P ガス供給設備の復旧

第3章 小野市の自然状況と過去の災害

第1節 小野市の概要

第1 自然条件

1 気 象

兵庫県は太平洋、瀬戸内海、日本海という3つの海域に面し面積も広いため、その気候は地域差が著しく、大きく日本海岸（山陰）気候、内陸気候、瀬戸内海気候、太平洋岸（南海）気候の4つに分けることができる。

小野市の気候は、臨海部に比べると内陸性ではあるが瀬戸内海気候に属しており、平均気温は、15℃程度と温暖である。

年間の降水量は平均1,200mmで、全国的にみても相当少ない値である。

降水量の月別分布は温暖期に多く、寒冷期に少ないという、いわゆる表日本型を示している。

2 地 形

本市は播磨平野のほぼ中央、加古川中流に位置し、東経134°56′、北緯34°51′の地点にある。市域面積は、93.84km²で、東西11.8km、南北11.2kmの広がりをもっている。

市域の西よりを、県下最大の流域をもつ加古川が北から南へ貫流し、その支流の主なものは、東条川、万勝寺川、山田川、桜谷川、前谷川、万願寺川などである。

また、加古川の左岸には河岸段丘が発達しており、大部分が平地で、西南端の一部に老年期初期の山地地形がみられる。

地質的には沖積台地が約30%、洪積台地が約70%である。

第2 社会条件

1 土地利用

平坦な段丘面に展開する田園を東西に割るかたちで流れる加古川に並行して、西日本旅客鉄道加古川線、県道、国道が走り、それに神戸電鉄粟生線がクロスする中心に市街地が形成されている。

2 人 口

小野市の令和7年3月末の人口は、46,597人であり、人口減少が続くとともに、少子高齢化も進行している。

また、1世帯当たりの平均人員は平成元年の3.6人から令和7年3月末には2.2人へと、核家族化、少子化の影響を受け減少を続けている。

3 交 通

小野市の交通体系は、道路交通網と公共交通機関に分かれる。

道路においては、国道175号を南北の軸として主要地方道5本がほぼ東西に隣接市町と連絡し、これらの広域的な道路を、一般県道、市道などが補完して、市内道路網が形成されている。

山陽自動車道、中国縦貫自動車道や本州四国連絡道路など、広域幹線の開通にともない本市は交通運輸の要衝となり、これらを有機的に結びつける市内道路体系の整備が必要となっている。

一方、公共交通機関は神戸電鉄粟生線、西日本旅客鉄道加古川線、北条鉄道が粟生駅を接点として東西南北に伸びており、路線バス（神姫バス）やらん♡らんバスも含め市民の重要な交通手段として位置付けられている。

第2節 過去の地震災害と想定

第1 過去の地震災害

兵庫県内が震央となり震度5以上を与えたと推定される地震

番 号	発生年月日	規 模 (マグニチュード)	震 央
○ 1	868 年 8 月 3 日	7.0 以上	播磨国地震 姫路、加古川、高砂市接合地点付近
○ 2	1864 年 3 月 6 日	6 1/4	加古川上流杉原谷付近
○ 3	1916 年 11 月 26 日	6.1	明石海峡付近
○ 4	1925 年 5 月 23 日	6.8	北但馬地震
5	1984 年 5 月 30 日	5.6	安富町南部
◎ 6	1995 年 1 月 17 日	7.2	兵庫県南部地震 淡路島北端部海域
7	2013 年 4 月 13 日	6.3	兵庫県淡路市

○は震度6以上の推定、◎は震度7（震度階級は旧階級による）

第2 周囲の断層

1 山崎断層帯

山崎断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部にかけて分布する活断層帯で、那岐山（なぎせん）断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の3つの起震断層に区分され、全体の長さは約80kmである。

兵庫県には、山崎断層帯主部が岡山県勝田郡勝田町（現・美作市）から兵庫県三木市に至り、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布し、南東部（三木断層、琵琶甲断層）と北西部（安富断層、暮坂峠断層、土万断層、大原断層）の2つに区分された、左横ずれが卓越する断層帯である。

草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びており、右横ずれが卓越する断層である。

小野市の南部には、山崎断層帯南東部の一部を構成する三木断層が存在し、粟生町から榎山町の方方向に西北西から東南東方向へ斜めに通っている。

また、これらに平行した断層らしき地形が確認されている。

平成15年12月10日に公表された山崎断層帯の平均活動間隔は3000年前後とされ、今後30年間の発生確率は0.03から5パーセントとされており、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の発生前の確率にほぼ等しく、国の主な活断層の中で高いグループだといわれていたが、その後の調査により平均活動間隔は約3900年程度と絞り込まれたため、平成25年7月19日改定され、今後30年での発生確率はほぼ0パーセントから0.01パーセントとなり可能性の高いグループから外れた。

草谷断層の平均活動間隔は約6500年程度とされており、今後30年での発生確率はほぼ0パーセントとされている。

南東部と北西部、草谷断層はそれぞれ別々に動くといわれていたが、南東部と北西部が同時に動くことも考えられ、その場合の想定規模は、マグニチュード8.0とされている。南東部が単独で動いてもマグニチュードは7.3と想定され、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を上回っている。

2 周辺のその他の断層

加西市青野町から南東に伸びる青野町断層が河合地区の最北部に至っており、丹波篠山市から加東市にかけて御所谷断層及び大谷断層がある。

これらの断層の調査等は進んでおらず、発生間隔や最終の発生時期等は、不明であるが、御所谷断層については丹波篠山市古市から加東市三草に至っており、マグニチュード7クラスと想定されている。

第3 被害想定

兵庫県では、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部などにおいて地震に関する調査研究が進展したことに伴い、平成21年から2カ年をかけてこれらの研究成果を反映し、県内で被害の発生する可能性がある地震について、より詳細な地震被害想定の見直しを実施した。

1 被害想定条件（発生時期）

◇ 季節	冬
◇ 時刻	建物倒壊：5時 火災：18時

2 想定結果

兵庫県の被害想定のうち、小野市に影響を及ぼすとされる主な地震は次のとおりである。

（1）内陸型地震

被害想定 活断層（主要）	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者（人）
	全壊	半壊	焼失	死者	負傷者	
山崎断層帯（主部南東部・草谷）	17,013	7,033	10	1,023	448	29,423
山崎断層帯（主部南東部）	15,826	7,161	9	951	440	27,802
山崎断層帯 （大原・土方・安富・主部南東部）	5,223	8,372	5	325	1,039	13,447
山崎断層帯（主部北西部）	24	284	1	0	17	220
有馬・高槻断層帯	529	3,507	1	30	252	3,231
六甲・淡路断層帯（淡路島西岸）	107	1,235	1	5	78	1,011
六甲・淡路断層帯 （六甲山地南縁・淡路島東岸）	542	3,783	2	30	267	3,444
中央構造線 （金剛山東縁・和泉山脈南縁）	1	6	1	0	0	6
上町断層	5	15	1	1	1	10
三峠-京都西山断層 （京都西山断層帯）	9	141	1	0	8	108
三峠-京都西山断層（三峠断層帯）	5	46	1	0	3	36
大阪湾断層帯	84	1,148	1	3	70	913
御所谷断層帯	31	502	1	1	29	382

（2）海溝型地震（兵庫県の独自の想定：平成26年6月3日公表）

被害想定 時間帯		建物被害（棟数）						人的被害（人）				避難者 （人）
		全壊（棟）			半壊（棟）			死者		負傷者		
		揺れ	液状	土砂	揺れ	液状	土砂	揺れ （収容物の 落下等）	ブロック 塀 の転倒等	揺れ （収容物の 落下等）	ブロック 塀 の転倒等	
南海 トラフ	冬 5 時	82	4	1	1,575	133	1	4 (0)		274(4)		257
	夏 12 時	82	4	1	1,575	133	1	5 (0)		264(1)		259
	冬 18 時	82	4	1	1,575	133	1	5 (0)		291(2)	1	259

(3) 直下型地震（表記数値は、小野市における被害想定の数値です。）

（各市町でM6.9の直下地震が発生したと想定した場合）

市町名	被害想定	建物被害（棟数）			人的被害（人）		避難者（人）
		全壊	半壊	焼失	死者	負傷者	
神戸市		0	23	1	0	1	18
三田市		4	70	1	0	4	53
明石市		16	229	1	0	13	173
加古川市		461	2,694	1	26	198	2,555
高砂市		162	1,606	1	8	104	1,347
稲美町		267	2,617	1	13	172	2,218
播磨町		145	1,755	1	6	110	1,427
姫路市		21	229	1	0	13	173
神河町		5	110	0	0	6	0
市川町		47	573	1	1	35	449
福崎町		39	541	1	1	32	417
西脇市		99	1,385	1	4	85	1,098
三木市		505	3,842	2	28	268	3,438
小野市		2,036	7,057	3	123	616	7,918
加西市		292	2,471	1	15	167	2,150
加東市		766	4,600	2	43	338	4,339
多可町		33	389	1	0	22	294
篠山市		0	26	1	0	1	21

小野市の地震対策としての地震被害想定は平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を踏まえ、想定外とならないよう最悪の状況を想定し、山崎断層帯南東部・草谷断層の地震被害を想定する。

3 地震想定概要（最大）

- ◇ 震源地 山崎断層主部南東部・草谷断層
- ◇ 規模 マグニチュード7.5（市内における最大震度 7）

4 被害想定（最大）

- ◇ 死者数 1,023人
- ◇ 負傷者数 448人
- ◇ 全壊建物数 17,013棟
- ◇ 半壊建物数 7,033棟
- （液化化含む）
- ◇ 避難者数 29,423人
- ◇ 焼失棟数 10棟

5 各地震の規模と発生確率

区間		活動時の地震規模(M)	地震発生確率				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
			10年以内	30年以内	50年以内	100年以内	
山崎断層帯	主部(南東部)	7.3程度	—	ほぼ0 ～0.01%	ほぼ0.001 ～0.02%	0.002 ～0.05%	3900年程度 4～6世紀
	主部(北西部)	7.7程度	—	0.09 ～1%	0.2 ～2%	0.4 ～4%	約1800～2300年 868年 播磨国地震
	草谷断層	6.7程度	—	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4～12世紀
南海トラフ		8～9クラス	30%程度	80%程度	90%程度 もしくはそれ以上	—	次回までの基準的な値 88.2年 79.0年前

（評価時点は全て令和7年1月1日）

第3節 過去の風水害と想定

第1 過去の風水害

小野市に被害を与えた風水害

発生年月日	災害の種類	被 害 人	被 害 額	備 考
昭和36年6月24日～28日	水害	7,401	350,000 千円	災害救助法適用
昭和38年6月3日～4日	水害	720	30,000 千円	
昭和40年9月10日	風水害	24,356	1,677,000 千円	災害救助法適用
昭和46年8月30日～31日	風水害	1	1,400 千円	
昭和47年6月7日～8日	水害	252	57,809 千円	
昭和47年7月9日～13日	水害		17,652 千円	
昭和49年7月6日～7日	水害	22		
昭和49年9月8日～9日	水害	238	170,010 千円	
昭和51年9月8日～13日	水害	982	907,484 千円	
昭和58年9月28日	水害	1,827	1,339,690 千円	
平成2年9月18日～20日	水害	52	69,800 千円	
平成3年9月27日～28日	風害	443	33,070 千円	
平成8年8月28日	水害	111	48,030 千円	
平成16年10月20日～21日	水害（台風23号）	826	546,576 千円	災害救助法適用
平成23年9月2日～4日	水害	71	17,760 千円	
平成23年9月19日～21日	水害	6	3,880 千円	
平成25年8月25日	水害	20	13,200 千円	大島橋橋脚破損
平成25年9月4日	水害		2,000 千円	
平成25年9月15日～16日	水害（台風18号）	110	23,500 千円	栗田橋橋脚破損
平成30年7月5日～7日	水害	2		避難指示（緊急） 発令

第2 風水害の想定

小野市の地域に発生する災害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨及び台風による風水害等であるので、災害の種類としては、道路の冠水・決壊、河川・ため池の溢水・決壊及び一部山くずれ等を想定し、大火等の災害にも対処しうよう、この計画を作成するものとする。

第2編 災害予防計画

この計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減をはかることを目的として、平素から防災に関する施設・設備を整備し、危険区域を解消するための施策及び防災訓練等の実施について定める。

第1章 基本方針

第1節 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に整備するものとする。

- 1 平時の防災組織体制の整備
- 2 研修・訓練等の実施
- 3 広域防災体制の確立
- 4 災害対策拠点、情報通信機器・施設の整備
- 5 火災予防対策の推進
- 6 備蓄品等の整備
- 7 災害救急医療システムの整備
- 8 緊急輸送体制の整備
- 9 避難対策の充実
- 10 家屋被害認定制度等の整備
- 11 廃棄物対策の充実
- 12 要配慮者・避難行動要支援者支援対策の充実
- 13 ボランティア活動の支援体制の整備
- 14 水防対策等の充実
- 15 土砂災害対策の充実

第2節 市民参加による地域防災力の向上

平時から、減災のための備えを実践する運動を展開し、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に市民や企業等の防災活動への参加を促進するものとする。

- 1 防災に関する学習等の充実
- 2 自主防災組織の育成
- 3 企業等の地域防災活動への参画促進

第3節 防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる堅牢でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に整備するものとする。

- 1 防災基盤・施設等の整備
- 2 都市の防災行動の強化
- 3 建築物等の耐震性の確保
- 4 地盤災害の防止施設等の整備
- 5 交通・ライフライン関係施設の整備等

第4節 兵庫県南部地震の教訓の発信と継承

兵庫県南部地震の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進するため、次の事項を中心に取り組むものとする。

- ・ 住宅再建共済制度の推進

第5節 治山・治水対策の推進

森、山、川の流域全体の視点で災害に強い都市づくりを計画的に進めるため、治山・治水対策計画の内容を明示する。

- 1 水害の防止施設等の整備
- 2 地盤災害の防止施設等の整備
- 3 災害に強い森づくりの推進等

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

第1節 平時の防災組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策推進のため、平時から防災に係る組織体制を整備するものとする。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、市長不在時の明確な代行準備及び職員の参集体制、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大を図ることとする。

第1 小野市防災会議

災害対策基本法及び小野市防災会議条例に基づき、本市の地域に係る防災に関し、小野市所掌事務の遂行を中心とし、全市域における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務を包含する防災の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする機関である。

1 組織構成

会 長	小野市長
委員定数	30人以内

2 所掌事務

- (1) 小野市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 小野市の地域における災害が発生した場合において、その災害に関する情報を収集すること。
- (3) 関係機関に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 他の地方防災会議と相互に協力すること。
- (5) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2 小野市水防協議会

水防に関係ある警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 組織構成

会 長	小野市長
委 員	15名

2 所掌事務

小野市水防計画に定めるところによる。

第3 小野市国民保護協議会

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 組織構成

会 長	小野市長
委 員	30名（小野市防災会議委員と同一）

2 所掌事務

小野市国民保護計画に定めるところによる。

第4 災害対策要員への連絡手段の確保

市は災害発生時における職員の体制について、以下の事項をあらかじめ決めておくこととし、職員に対して周知徹底を図ることとする。

- 1 参集基準
- 2 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網を使った参集体制
- 3 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
- 4 フェニックス防災システム端末の使用方法的習熟

第2節 災害時の防災組織体制

第1 小野市災害対策本部

小野市災害対策本部とは、災害対策基本法及び小野市災害対策本部条例に基づき本市の地域について災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、小野市が設置するもので、本部長（市長）が市長部局及び各行政委員会事務局等の職員を統括し、災害予防及び災害対策の実施の強力な推進を図るための小野市の組織である。

1 組織構成（19名）

本 部 長	◇市 長
副 本 部 長	◇副市長兼防災監 ◇教育長
本 部 員 (16名)	◇技監 ◇総合政策部長 ◇総務部長 ◇市民安全部長 ◇市民福祉部長 ◇地域振興部長 ◇水道部長 ◇消防長 ◇教育指導部長 ◇教育管理部長 ◇会計管理者 ◇議会事務局長 ◇農業委員会事務局長 ◇選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長 ◇(公財)小野市都市施設管理協会事務局長 ◇市民安全部参事（防災担当）

2 本部長の職務代理

- (1) 本部長（市長）が不在のときは、副市長兼防災監が本部長の職務を代理する。
- (2) 市長及び副市長兼防災監が共に不在のときは、教育長が本部長の職務を代理する。

3 所掌事務

小野市防災会議と緊密な連絡のもとに小野市の地域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

4 本部室の設置場所

本部室は原則として、防災センター災害対策室に設置する。ただし、本部予定場所が損壊等の被害を受け、本部としての機能を全うすることができないときは、近隣の市施設を使用する。

5 連絡員

各部に連絡員を置く。連絡員は、各部所管の被害状況、その他防災活動に必要な情

報を取りまとめて本部に連絡し、本部からその他の連絡事項を所属の部に伝達する。

6 本部の閉鎖

本部長は、災害の危機が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

7 本部の開閉の通知

本部長は、本部を設置したとき又は閉鎖したときは、必要な関係者にその旨を通知する。

8 標 識

(1) 腕 章

本部長、副本部長、本部員、班員は、災害時において非常活動に従事するときは原則として災害対策本部用の腕章をつけるものとする。

9 災害対応時の組織図

小野市災害対策本部の活動組織は特に定めるもののほか、平時における職制および事務分掌により実施する。ただし、災害時において平時における事務分掌ではその分担が不明確なもの及び特別に規定を要するものを別に掲げ、その事務の分担の明確化を図るものとする。

災害対策本部の組織図は、次のとおりとする。

【災害対策本部組織図】

【本部会議】

【本部組織】

- ◆本部長（市長）
- ◆副本部長（副市長兼防災監）
〃（教育長）
- ◆本部長
 - ◇技監
 - ◇各部長
 - ◇消防長
 - ◇会計管理者
 - ◇議会事務局長
 - ◇農業委員会事務局長
 - ◇選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長
 - ◇（公財）小野市都市施設管理協会事務局長
 - ◇市民安全部参事（防災担当）

- ◆連絡員
 - ・各部（市民安全部を除く）より部長の指名により2名連絡員を設置するものとする。
 - ◆本部会議事務局
 - ◇市民安全部防災G

【本部室】市民安全部長、市民安全部参事（防災担当）、総合政策部長

防災班	防災リーダー
秘書班	秘書課長
企画班	企画政策リーダー 協働参画リーダー プロジェクト推進リーダー 交通政策リーダー
環境業務班	生活環境リーダー 環境政策リーダー

【総務部】総務部長、会計管理者

総務班	総務課長
情報収集班	ICT推進課長
広報班	市民サービス課長
財政・輸送班	財政課長
会計班	会計課長
応援班	税務課長

【市民福祉部】市民福祉部長

要配慮者支援・避難所運営班	市民課長 社会福祉課長、子育て支援課長 高齢介護課長
感染症対策班	健康増進課長

【地域振興部】地域振興部長、議会事務局長、選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局長

道路河川班	道路河川課長
まちづくり班	まちづくり課長
産業班	産業創造課長
観光班	観光交流推進課長
地域振興部協力班	議会事務局 農業委員会 行政委員会事務局（選挙・監査・公平・固定）

【水道部】水道部長

水道班	管理リーダー ・ 工務リーダー

【消防部】消防長

消防班	消防活動計画に準ずる。

※独自の計画に基づき対応にあたるが、連絡員を通じて本部と調整を行い対応にあたる。

【教育部】教育長

教育指導部長、教育管理部長

教育部本部	教育防災計画に準ずる。

※独自の計画に基づき対応にあたるが、連絡員を通じて本部と調整を行い対応にあたる。

第2 小野市災害警戒本部

1 設置の基準

防災監は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 小野市に大雨警報、大雪警報、洪水警報のいずれかが発表され、被害の生ずるおそれがあるとき。
- (2) 小野市に大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報のいずれかが発表されるとともに、被害の生ずるおそれがあるとき。
- (3) その他大規模火災、突発重大事故等の発生など、被害の生ずるおそれがあるとき。
- (4) その他小野市に被害が生ずるおそれがあるとき。

2 廃止の基準

- (1) 災害等の警戒にあたる必要がなくなつたと認められるとき。
- (2) 小野市災害対策本部が設置されたとき。

3 組織

災害警戒本部の組織は、原則として災害対策本部と同様とし、変更の必要がある場合は本部長が指示する。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員による会議で、本部長が召集し、災害予防及び災害応急対応の実施の方針について協議する。

5 連絡員

各部に連絡員を置く。本部連絡員は、各部所管の被害状況、その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、本部からその他の連絡事項を所属の部に伝達する。

6 所掌事務

風水害等の災害に備えるため動員の実施、事前対策の検討、気象情報や災害情報の収集・伝達、防災関係機関との連絡・調整及び応急対応に係る業務を重点的に行うこととする。

7 本部室の設置

本部室は、小野市防災センター3階の市民防災研修室2（災害対策室）に設置する。

第3 その他の組織

各関係機関の災害応急対策のための組織はそれぞれ各機関の作成する計画の定めるところによる。

第4 その他の小災害

小範囲の地域における小災害について、本部長が災害対策の措置を必要と認めた場合、各部、班に対して状況に応じ適切な対策を講ずるよう指示する。
ただし、この場合には本部を設置しないことを原則とする。

第3節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌

第1 災害対策本部

【本部長】 市長

災害対策本部		災害対策本部員
事務分掌	①災害対策本部の設置 ②災害対策活動の総括 ③配備体制の決定 ④避難情報の発令 ⑤各班の災害対策活動における重要事項の決定 ⑥災害対策に関する国・県との調整 ⑦支援要請の決定（自衛隊・国・県・市町）	

第2 本 部 室

【室 長】 市民安全部長、市民安全部参事（防災担当）、総合政策部長

防 災 班		（担 当） 市民安全部 （班 長） 防災リーダー
事務分掌	① 災害対策本部の庶務・総合調整に関すること（以下「に関すること」省略。） ② 水位・雨量等の情報収集・分析 ③ 鴨川・大川瀬ダム放流情報の収集 ④ 国交省・気象庁からの情報収集・分析 ⑤ 被害状況の把握と取りまとめ ⑥ 市長等の命による避難情報の市民への伝達（安全安心メール、緊急速報メール等） ⑦ 市長等の命による警戒区域の設定等の伝達 ⑧ 警察・自衛隊等の連絡調整・派遣要請 ⑨ 県、他市町及び防災関係機関への協力要請及び連絡調整 ⑩ 県へ災害対応状況報告（フェニックス防災システム入力） ⑪ ライフライン関係機関との連絡調整 ⑫ 本部長等の特命事項、その他災害応急対策全般の調整 ⑬ オペレーション室での電話対応及び「防災情報システム」への入力	
秘 書 班		（担 当） 秘 書 課 （班 長） 秘書課長
事務分掌	① 本部長の指示、命令等の伝達を行う。（各班への伝達） ② 国県関係災害視察者等の連絡 ③ 本部長及び副本部長の被災現地視察 ④ 市町見舞金 ⑤ 防災功労者のほう賞 ⑥ 一般見舞金の応接	
企 画 班		（担 当） 総合政策部 （班 長） 企画政策リーダー 協働参画リーダー プロジェクト推進リーダー 交通政策リーダー
事務分掌	① 指揮命令の伝達（関係機関への通報連絡） ② 応急対策の把握と取りまとめ ③ 被害状況、応急対策等の記録 ④ 関係機関、所管施設との連絡・調整（避難所開設） ⑤ 防災班の支援 ⑥ 交通施設の被害調査及び応急対策 ⑦ 災害復興計画の総合的な企画 ⑧ 部長の特命事項	
環境業務班		（担 当） 市民安全部 （班 長） 生活環境リーダー
事務分掌	① 衛生施設の被害状況調査及び災害応急対策実施状況の取りまとめ ② 災害による廃棄物の収集、処理、清掃及び計画 ③ ガレキ、廃棄物処理計画 ④ 火葬計画 ⑤ 仮設トイレ設置及び管理	

第3 総務部

【部長】総務部長

総務班		(担 当)	総 務 課	(班 長)	総務課長
事務分掌	① 職員の出動状況の把握及び記録 ② 労務者の人事管理 ③ 従事命令その他の応急措置 ④ 他機関の応援職員の厚生 ⑤ 市議会及び県への報告 ⑥ 各部の業務調整、相互応援 ⑦ その他部長の特命事項				
情報収集班		(担 当)	ICT 推進課	(班 長)	ICT 推進課長
事務分掌	① ホームページ等による災害、被害、避難所情報の発信 ② 各種ネットワークの維持・管理 ③ 各種データの保全				
広 報 班		(担 当)	市民サービス課	(班 長)	市民サービス課長
事務分掌	① 避難情報、災害情報の伝達及び公表等 ② 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の発令に伴う広報（自治会等） ③ 報道機関との連絡並びに災害情報の広報活動 ④ 被災状況写真の撮影及び収集 ⑤ 宣伝、告示及び掲示 ⑥ 地域（自治会等）との連絡・調整 ⑦ 災害に係る問合せ、相談、要望等の対応 ⑧ 庁内連絡				
財政・輸送班		(担 当)	財 政 課	(班 長)	財政課長
事務分掌	① 災害対策の予算措置 ② 防災資材の配分及び輸送 ③ 災害用公用自動車の配車、災害用自動車の借上げ及び運営 ④ 作業要員その他必要物資の輸送 ⑤ 災害対策用物資（食料・飲料水・生活物資等を含む。）の調達及び契約 ⑥ 庁舎内外の警備、管理				
会 計 班		(担 当)	会 計 課	(班 長)	会計管理者
事務分掌	① 見舞金及び義援金の募集、収入及び配分 ② 災害費支払いの検収審査及び支払い ③ 指定金融機関との調整 ④ 現金の確保と保管				
応 援 班		(担 当)	税 務 課	(班 長)	税務課長
事務分掌	① 避難情報発令時の避難誘導 ② 住家等の被害状況調査及び家屋被害認定並びに災害応急対策実施 ③ 被災者台帳の作成及び罹災証明の発行 ④ 災害による市税の減免 ⑤ 総務部事務分掌及び、避難所運営の応援				

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震

第4編 風水害等

第5編 原子力

第6編 南海トラフ

第7編 復旧・復興

第8編 資料

第4 市民福祉部

【部 長】市民福祉部長

要配慮者支援・避難所運営班		(担当)	市民課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課	(班長)	市民課長 社会福祉課長 子育て支援課長 高齢介護課長
事務分掌	①	民生委員へ要支援者の支援要請			
	②	福祉避難所の開設及び運営等（協定施設含む）			
	③	避難所の運営（教育委員会と連携して運営）			
	④	要配慮者の支援			
	⑤	社会福祉施設等（※資料編 7に記載）の被害調査及び応急対策			
	⑥	社会福祉施設等の利用者の安全確保及び安全対策			
	⑦	被災住宅に対する特別融資			
	⑧	被災者に対する生活保護			
	⑨	被災者に対する世帯更生資金の貸付			
	⑩	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付			
	⑪	被災者相談窓口の設置・運営			
	⑫	日本赤十字社との連携・調整			
感染症対策班		(担 当)	健康増進課	(班 長)	健康増進課長
事務分掌	①	被災者の健康相談等			
	②	災害時における感染症対策			
	③	災害対策用医薬品及び衛生資材の調達並びに配布			
	④	救護所の開設			
	⑤	医師会等との連絡調整			
	⑥	遺体の感染防止処理			
	⑦	浴場開放等入浴サービス、公衆浴場の斡旋、仮設風呂の設置・運営			
	⑧	被災動物（犬・猫等愛玩動物）の保護			

第5 地域振興部

【部 長】地域振興部長

道路河川班		(担 当) 道路河川課	(班 長) 道路河川課長
事務分掌	① 道路・河川応急対策、障害物除去 ② 道路、河川及び橋梁に関する被害状況調査及び災害応急対策の実施状況の取決め ③ 避難路及び救援路の安全確保 ④ 応急作業従事者の応援要請 ⑤ 道路及び河川の危険箇所の監視、巡回 ⑥ 樋門状況把握・監視		
まちづくり班		(担 当) まちづくり課	(班 長) まちづくり課長
事務分掌	① 被災建築物応急危険度判定 ② 被災宅地危険度判定調査 ③ 市営住宅等の被害調査及び応急復旧工事 ④ 応急仮設住宅の建設及び応急修理 ⑤ 民間住宅等の斡旋等住宅確保 ⑥ 住宅再建等の相談等 ⑦ 被災後の都市計画及び復興計画 ⑧ 都市公園施設等の安全確保 ⑨ 都市公園施設等の被害調査及び応急復旧工事 ⑩ 都市公園施設等の危険箇所の監視、巡回 ⑪ 宅地造成等による危険箇所巡視		
産業班		(担 当) 産業創造課	(班 長) 産業創造課長
事務分掌	① 農作物、農業用施設、家畜、森林等農林関係の被害状況調査及び災害応急対策実施状況の取りまとめ ② 被害農家に対する農業資金融資 ③ 砂防及び地すべりに関する被害調査 ④ 農業用水路、溜池、井セキ及び農道の被害調査及び応急復旧工事 ⑤ 農業用水路、溜池、井セキ及び農道の危険箇所の監視、巡回 ⑥ 商工業関係の被害状況調査及び災害応急対策の実施状況の取りまとめ ⑦ 中小企業の被害調査及び災害特別融資		
観光班		(担 当) 観光交流推進課	(班 長) 観光交流推進課長
事務分掌	① 広域支援の受入場所の確保及び運営管理 ② 宿泊施設の斡旋		
地域振興部 協力班		(担当) 議会議務局 農業委員会 選挙・監査・公平・固定資産 評価委員会	(班長) 議会議務局長 選挙・監査・公平・固定資産評 価委員会事務局長
事務分掌	地域振興部の所管する業務に協力する。		

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第6 水 道 部

【部 長】水 道 部 長

水 道 班		(担 当) 水道部	(班 長) 管理リーダー	工務リーダー
事務分掌	①	本部室との連絡		
	②	災害用非常給水		
	③	仮設トイレへの給水		
	④	上下水道施設の被害状況調査及び災害応急復旧対策		
	⑤	水質検査		
	⑥	施設の安全確保		
	⑦	応急処置用資器材の確保		
	⑧	部長の特命事項		

第7 消 防 部 ※ 消防本部の計画及び水防計画の定めるところによる

【部 長】消 防 長

消 防 班		(担 当) 消防本部
事務分掌	①	本部室への災害通報、気象警報、気象情報及び災害情報等の相互連絡調整
	②	被害状況及び応急対策実施状況の収集
	③	河川、土砂災害危険箇所等の監視、巡回
	④	消防及び水防計画の実施
	⑤	災害応急対策の実施
	⑥	被災地における火災の防御及び人命救助
	⑦	避難の指示
	⑧	傷病者等の輸送計画
	⑨	その他被災における応急作業

第8 教 育 部 ※ 教育防災計画の定めるところによる

【部 長】教 育 長、教育指導部長、教育管理部長

(担 当) 教 育 委 員 会	
事務分掌	① 幼児、児童、生徒の安否確認と安全確保
	② 教育委員会の所管に係る文化教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策
	③ 被災児童生徒の応急教育対策
	④ 避難者及び罹災者に対する給食による炊出し
	⑤ 避難所（教育委員会関連施設）の開設及び運営
	⑥ その他、教育防災計画の事務分掌
	⑦ 部長の特命事項

第9 医療センター部 ※ 災害対応マニュアルの定めるところによる

【室 長】病 院 長、副 院 長、理事

(担 当) 北播磨総合医療センター	
事務分掌	① 病院施設の被害調査及び応急対策
	② 医療及び助産の応援
	③ 病院長の特命事項

上記にかかわらず、災害状況等により必要に応じて、各部長の指示のもとに応援体制をとるものとする。

第4節 研修・訓練の実施

防災業務に従事する職員の対応能力の向上と習熟に努めるとともに、関係機関との連携と防災体制の整備を強化するとともに防災意識の向上を図る。訓練の企画、立案に際しては、女性などの参画を求め多様な観点から検討を加え、要配慮者の支援を含めた訓練を実施する。

第1 総合防災訓練

各種災害に備え、警察、日本赤十字社、自衛隊等の防災関係機関及び自主防災組織の協力のもとに、水防、消火、救助、人命救助、清掃、感染症対策、通信等の各種の訓練内容を包含した総合的な防災訓練を適宜実施し、円滑な連携活動が実施できるようにする。

- 1 職員の動員、初動体制の確立
- 2 地域情報の収集及び伝達
- 3 消火及び救助活動
- 4 警戒区域の設定
- 5 応急救護所及び医療救護活動
- 6 避難誘導及び避難所の設置運営
- 7 要配慮者支援活動
- 8 救援物資の準備及び輸送
- 9 道路通行規制
- 10 応急復旧など

第2 地域防災訓練

災害時における市民自らの行動の重要性を考慮し、家庭における身近な訓練のほか、自主防災組織等を中核として警察、消防本部、消防団等の協力のもと事業所、学校、ボランティアと連携し出火防止、初期消火などの初動活動及び避難所運営を主とした訓練を行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難誘導訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 情報伝達訓練
- 6 応急給水訓練
- 7 応急炊き出し訓練
- 8 避難所運営訓練など

第3 広報訓練

安全安心メール、エリアメール、緊急速報メール等による広報、Ｌアラートを使用したテレビ等による広報、広報車による広報など、効果的な広報媒体を活用して、市民に対する広報活動訓練を行う。

第4 その他

市は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策が実施することができるよう、通常業務のうち最低限継続すべき業務を記載するとともに、各部・課ごとの職員行動マニュアルの作成、及び初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアルを作成し、職場研修や訓練を通じて、防災知識の周知徹底を図ることとする。

第5節 広域防災体制の確立

1 相互応援体制の整備

(1) 協定の締結

① 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定(平成18年11月1日締結)
県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県(以下「県」という。)及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施する。

② 東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定(平成18年11月1日締結)

東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

地 域	東播磨地域、北播磨地域
市 町	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町、多可町

③ 播磨広域防災連携協定(平成26年4月22日締結)

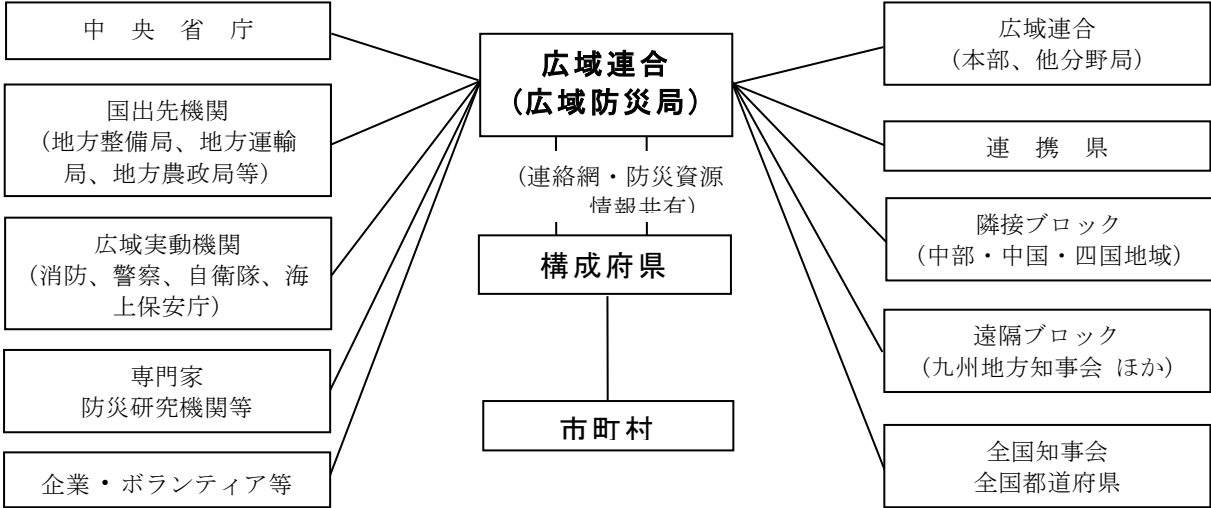
播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定める。

市 町	姫路市、加古川市、たつの市、明石市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町

2 関西広域連合との連携

関西広域連合(以下「広域連合」という。)は、平成22年12月に設立し、現在は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市の2府6県4政令市により構成されている。被害が複数にまたがり、又は単独の府県でも被害の規模が甚大で広域的な対応が必要とされる大規模災害が発生した際に、とるべき対応方針や手順等を「関西防災・減災プラン」において定めている。

《広域連合と関係機関・団体等との関係》(平時)



3 応援・受援体制の整備

関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」等を参考に、応急対応から復旧・復興までを見据えた応援、受援マニュアルを定期的に見直ししておくこととする。また、業務継続計画を含めた受援体制及び拠点の整備を行うこととする。

なお、応援職員の派遣にあたっては、円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。

第6節 災害対策拠点、情報通信機器・施設の整備

市は、庁舎、避難所等の災害対策の拠点となる施設について、耐震性の確保、電気室の高所設置、発電機や水・食料等の常備等の対策を講じるとともに、庁舎の被災やそれに伴う通信手段や重要な行政データの喪失に備え、衛星携帯電話の装備や、近隣の他の施設の利用、データのバックアップ対策等も検討しておくこととする。

第1 災害対策拠点施設の整備

1 小野市防災センターの整備・運用

市は、市域に想定される規模の地震が発生した場合においても、発災初動時から災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、災害対策活動の中核拠点としての役割を十分果たすことができる施設を整備した。

また、消防施設、通信施設、その他の防災活動を円滑に実施するために必要とする施設及び人員並びに資機材の整備強化について定める。それとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設や設備の確保、耐震性の強化等の対応策を検討することとする。

運用開始	平成26年4月
所在地	小野市王子町809番地
構造・規模	R C造地上3階、延床面積3,087.30平方メートル 重さ約3,310ト
主な特徴	・免震構造 ・非常用発電機の設置 ・災害対策本部機能 ・消防本部機能を併設（高機能指令台・消防救急デジタル無線設備）など

2 防災行政無線（移動系デジタル）の整備・運用

刻々と変わる災害情報を円滑に収集するため防災無線を整備し、防災センター（災害対策本部室）と現場等の情報の一元化を図るとともに、迅速な対応により被害を軽減する。また、避難所の状況を迅速に収集し、物資等の調達、輸送を行うことを目的とする。

【主な導入機器】

1 基地局設備	一式（市役所庁舎）
2 簡易中継局設備	一式（コミセン下東条）
3 半固定型無線送受信装置5W （遠隔制御装置付）	◇半固定型 3局 （防災センター、市民安全部、水道部） ◇遠隔制御装置 2局 （防災センター、市民安全部）
4 無線機	◇車載型5W 16局 （水道部 9局、青パト 7局） ◇携帯型2W 34局

第2 地域住民に対する通信連絡手段の整備

県、市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めることとする。また、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報を配信する「ひょうご防災ネット」を提供するとともに、スマートフォン用アプリの開発及び機能の充実に図り、「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。

第3 フェニックス防災システムの運用

大規模災害時の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて、広く県民等への情報提供も行っている。

第4 小野市緊急情報伝達システムの運用

住民へ災害時の緊急情報を伝達するため、情報伝達システムを整備し、市内の小・中・特別支援学校等や自治会長等にＪアラートの緊急情報や、避難情報の伝達を迅速に行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

第5 地域防災拠点の整備

市は、災害時において地域の救援・救護、復旧活動等の拠点となる地域防災拠点を整備することとする。

1 役割

地域防災拠点は、県が定める広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿で、防災ブロック内の消防、救援・救護、復旧等の活動拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

2 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めるものとする。

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積搬送スペース
- ② 地域の防災活動のための駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- ⑥ 臨時ヘリポート
- ⑦ 耐震性貯水槽、井戸等
- ⑧ 広域避難スペース

3 地域防災拠点一覧

名 称	住 所	電 話	F A X
大池総合公園	王子町 917 - 1	62 - 7000	62 - 7560
ひまわりの丘公園	浄谷町 1545 - 321	62 - 1147	62 - 1148
市民研修センター	福住町 247 - 5	67 - 0044	67 - 0044
上新防災ふれあい広場	王子町 771		
小野八ヶ池自然公園	河合中町 942	66 - 5550	66 - 5556
小野希望の丘	浄谷町 2233 - 1	64 - 7776	64 - 7776

【参考】兵庫県が整備する広域防災拠点（近隣）

◇播磨中央公園 ◇三木総合防災公園 ◇明石海浜公園 ◇日岡山公園 など

第6 コミュニティ防災拠点

市は、コミュニティを中心とした生活空間内において、災害時には避難と救護の接点となるコミュニティ防災拠点を整備する。なお、必要に応じ、コミュニティ防災拠点に至るまでの一時的な避難地となり、また身近な防災活動拠点となる概ね500㎡以上の街区公園相当の公園・広場の整備に配慮することとする。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点となる役割を果たす。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

- ① 災害時において避難・応急生活の可能な機能
 - ・避難・滞留空間

- ・ 備蓄施設
- ② 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・搬送スペース
- ③ 情報通信設備
 - ・ 圏域内の住民の情報連絡装置（同報系無線、拡声器等）
 - ・ 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- ④ 対象地区の防災活動に必要な設備
 - ・ 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
 - ・ 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- ⑤ 電気、飲料水等の自給自足機能
 - ・ 自家発電機、再生可能エネルギー
 - ・ 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

3 規模

- コミュニティ防災拠点には、以下の規模を確保するよう努めることとする。
- ・ 有効面積 一人につき 2 m²×対象人口

※ 小野市では、地域避難場所をコミュニティ防災拠点と位置づける。

第7節 火災予防対策の推進

第1 組織の確立

1 常備消防

(1) 小野市の常備消防の状況 (令和7年4月1日現在)

常備消防の方法	単 独	
消防本部の数	1 消防本部	
分署・出張所の数	2 分 署	
消防職員数	消防本部	47 人（日勤者 9 人・出向者等 2 人を含む）
	南分署	16 人（日勤者 1 人を含む）
	北分署	10 人（日勤者 1 人を含む）

(2) 県下の常備消防設置状況 (令和5年4月1日現在)

常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数
単 独	19	18 市 1 町	5,276 人
組 合	5	11 市 5 町	876 人
事 務 委 託	—	6 町	—
計	24	29 市 12 町	6,152 人

2 非常備消防

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、施設・設備の充実、青年層・女性層などに対し、団員への参加を促進する。

(1) 小野市の非常備消防の状況 (令和7年4月1日現在)

分 団 数	6 分団
部 数	56 部（5 特設部、女性分団 2 部を含む）
消防団員数	629 人

(2) 県下の非常備消防（消防団）の設置状況 (令和6年4月1日現在)

消防団の数	62
市 町 の 数	29 市 12 町
消防団員数	38,016 人

第2 消防施設・設備の整備

市における消防力の整備・強化を促進するための対策について定める。

- 1 災害時における総合的な消防計画を策定
市は、災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定することとする。
- 2 庁舎の耐震性向上
市は、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図ることとする。

3 消防施設の整備

(1) 消防ポンプ自動車等の保有数 (令和7年4月1日現在)

	消防本部	消防団
水槽付消防ポンプ自動車	1	—
化学消防自動車	1	—
はしご付消防自動車	1	—
普通消防ポンプ自動車	1	6 (小型動力ポンプ積載)
小型動力ポンプ積載車	1	49 (軽四：小型動力ポンプ積載)
救助工作車	1	—
水 槽 車	1	—
指 揮 車	1	—
査 察 車	1	—
軽四 (1 BOX)	1	—
資機材搬送車	1	—
救 急 車	4	—
軽四貨物	1	—

(2) 消防水利の概要 (令和7年4月1日現在)

	現 有
消 火 栓	1,364
防 火 水 槽	526
合 計	1,890

4 整備計画

市は、消防施設・設備について、大規模地震や同時多発火災など多様な災害への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五カ年計画等に基づき、計画的な整備を進めることとする。

- (1) 消防力の整備指針・消防水利基準の達成を目標に、整備を図ることとする。
- (2) 水道等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めることとする。

第3 大火災及び多数の死傷者の発生が予測される建物、地域等

- 1 危険物製造所等の施設
爆発速熱的な火災となり危険物品の飛散流出等により延焼拡大のおそれのある危険物施設
- 2 複合用途の建物
火災発生時、特に関係者の適切な対応処置が期待されるもので管理権限及び利用形態の異なる各種企業体が混在する建物

3 不特定多数を収容する建物等

早期に避難誘導しなければ多数の死傷者が発生する危険性の大きい次の施設

- (1) 大規模な公民館、集会場
- (2) 遊技場
- (3) 待合、料理店、飲食店
- (4) マーケット、大規模物品販売店舗
- (5) 旅館、ホテル、宿泊所
- (6) 病院、老人福祉施設、各種養護施設

4 木造建物密集地域

火災が発生しやすく、1,000平方メートル以上焼損する危険性がある街区

第4 火災予防対策

1 一般予防対策

- (1) 市は、消防予防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と予防消防の根本である警火心の高揚を図ることとするほか、あわせて消火・防火機器の普及に努めるものとする。
- (2) 市は、地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図ることとする。
- (3) 市は、火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、火災予防条例に基づき出火の予防に努めさせることとする。
- (4) 市は消防法の定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

2 建築物の火災予防

市は、建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図ることとする。

3 人命危険対象物火災予防

(1) 防火及び防災セイフティマークの表示指導

市は、法令で義務付けされた一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。

(2) 消防法令違反に対する是正指導の推進

市は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。

4 防火管理者等の育成と活用

- (1) 市は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させることとする。
- (2) 市は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図ることとする。

第5 警防計画の整備

大工場、危険物大量保有事業所、住宅密集地域などの大規模又は特殊な火災の発生する危険のある対象物については、実態調査のうえこれに対する警防計画を整備する。

第6 火災等予防意識向上の広報活動

市内の公共機関の職員及び市民に対する防火知識の普及のために次の広報活動を行うこととする。

- 1 火災等に関する各種の広報資料を作成し、市民に配布して防災知識の高揚を図る。
- 2 「広報おの」等の広報紙を活用して「消防ニュース」「消防だより」で普及する。
- 3 消防広報車等により火災予防と毎月1日「防火の日」を広報して防火知識の普及を図る。
- 4 春・秋の火災予防運動において防火知識の普及を図る。年末年始火災特別警戒の期間防災知識の普及を図る。

第7 危険物関係事業者に対する指導

危険物の災害を未然に防止するため法令に定められた保安基準の遵守を図るとともに、危険物行政における組織体制の確立をめざす。

消火薬剤については、関係業者との相互応援協定を結び、常に消火薬剤の備蓄に努め、危険物火災から地域住民の安全と災害による被害の軽減を図り、危険物の流出事故の防止については屋外タンクの地震時等の液面揺動を考慮するとともに、不等沈下状況を定期的に測定し、不等沈下の著しいものについては安全対策を指示し、オイルフェンス、油処理剤及び土のう等の備蓄を関係事業者に指導し、災害の未然防止を図る。

危険物安全週間において危険物保安知識の普及を図る。

第8 火薬類等関係事業所に対する指導

火薬類の消費については許可機関との連絡を密にし、指定可燃物、圧縮アセチレンガス等については消防法令等による届出の徹底により、貯蔵、取り扱いの実態を把握して保安管理についての指導を強化し、災害の未然防止を図る。

第9 危険物施設への査察

危険物製造所等並びにこれら施設における危険物の貯蔵、取扱い及び消防用設備等についても技術上の基準に基づき適合状況を検査し、安全管理の徹底を期し、危険物災害の防止に努める。

第10 大規模火災時の避難計画

1 延焼火災の危険性の予測

火災が発生した場合、その火災が延焼拡大する危険性を火災危険度評価マップとして250m×250mメッシュ毎に予測したもの。

小野市の火災危険度ランク	1～2（小野市市街化区域） 1（用途区域）

【火災危険度評価基準】

ランク分け	不燃領域率	木防建ぺい率	備 考
1	70%以上	—	放任火災が延焼しない
2	70%未満	20%未満	焼失率0%
3		20%以上 30%未満	木造で延焼による焼失が発生
4		30%以上 40%未満	防火造で延焼による焼失が発生
最も危険 5		40%以上	木造・防火造で焼失率100%

※対象は、以下の31市町の市街化区域内もしくは用途区域内

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、上郡町

第 1 1 広域避難地の確保

1 広域避難地（広域避難場所）

広域避難地は、拠点避難所からさらに避難を必要とする場合に、住民を安全に収容できる場所とし、延焼火災から避難場所を保護し得るよう整備を行うものとする。

〈広域避難場所一覧〉

①大池総合公園	②ひまわりの丘公園	③河合運動広場
④市民研修センター運動場	⑤匠台公園	⑥小野希望の丘

2 拠点避難所、地域避難場所

拠点避難所、地域避難場所は「第 3 編 地震災害応急対策計画、第 9 章 避難対策の実施、第 3 節 避難所一覧」に定めるところによる。

第 1 2 避難路の整備

1 広域避難場所に至る避難路を確保するため、従来の道路整備事業に防災性を付与し、整備の推進を図る。

2 沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じる。

3 学校等避難所への避難路は、原則通学路とし、水路等への転落防止、傾斜地の崩落防止、工作物等の落下防止等の安全対策を講じる。

第 8 節 備蓄体制等の整備

市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を用いて防災資機材の計画的な整備及び備蓄を行い、災害時の初動体制の充実を図るものとする。

第 1 防災備蓄倉庫の整備

市は、災害時に効率的な支援を行うため、各地区の拠点避難所に備蓄倉庫（プレハブ型）を整備し、防災資機材及び食料、生活物資等を分散備蓄するものとする。

1 防災備蓄倉庫の整備計画 令和 4 年 4 月 1 日現在

整備年度	所 在 地
平成 17 年度	小野市役所東駐車場内（既存）
平成 25 年度	河合小学校、来住小学校
平成 26 年度	小野小学校、河合中学校、市場小学校、コミュニティセンター下東条
平成 27 年度	大部小学校、コミュニティセンターいちば、下東条小学校
平成 29 年度	小野東小学校、旭丘中学校（旧小野市安全安心広場より移設）
令和元年度	小野希望の丘
令和 2 年度	小野特別支援学校
令和 3 年度	中番小学校、小野中学校、小野南中学校、コミュニティセンターかわい、コミュニティセンターきすみの、コミュニティセンターおおべ

2 防災備蓄倉庫の仕様
※既存の小野市防災備蓄倉庫・小野希望の丘を除く

	品 目	数量
1	防災備蓄倉庫（2.4m×4.0m×2.33～2.38m）	1
2	発電機（定格出力 2.3KVA）	1
3	灯光器（ハロゲン 500W）	3
4	バルーン式灯光器	2
5	ガソリン携行缶（20ℓ用）	1
6	防滴コードリール（30m 15A 用）	2
7	毛布（フリース 1500mm×2100mm）	50
8	メガホン（定格 6W、最大 9W）	3
9	防水シート（ブルー 3.6m×5.4m）	10
10	土のう袋（ポリエチレン製 480mm×620mm）	200
11	剣先スコップ（全長：970mm、剣部：232×292mm）	3
12	懐中電灯（電源式防滴ラジオライト）	5
13	簡易ベッド（アルミ製 1900×770×120mm）	5

第 2 防災資機材の整備

- (1) 市民が使用する資機材
市は、市民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位で配置するよう努める。
- (2) 県が備蓄する救助資機材

救助用照明具、エンジン式削岩機、エアジャッキ、手動ウインチ、背負式消火ポンプ、救助作業用誘導棒、サイレン付警報器、捜索用投光機、救助用ロープ、携帯式便所、エンジンカッター、チェーンソー、油圧式ジャッキ、油圧式カッター、ピストン式破壊工具、ピック付バール、レスキューベスト、レスキューリュック、スリングロープ、多用途ナイフ、ピック付手おの、特殊作業手袋

第 3 食料の調達、供給

- 1 基本方針
- (1) 災害発生から 3 日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じることとする。
- (2) 市は、市民が各家庭や職場で、平時から 3 日分の食料（可能な限り 1 週間分以上）、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。
- (3) 市は、総則 第 1 編 第 3 章 第 2 節 被害想定に掲げる最大避難者数を基準に、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用

具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。

(4) 災害対策要員の食料

市は、災害対策要員に必要な食料を常時3日分の備蓄に努めるものとする。

2 民間企業との協力体制の確立

大規模な災害時においては、備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給確保を図るため、関係企業、団体と協定を締結するなど協力体制を整備するものとする。

3 備蓄、調達

(1) 食料給与対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者（在宅避難者等）
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者
- ⑤ その他本部長が必要と認める者

(2) 目標数量

市及び市民は、次表の区分に従って備蓄をするよう努めること。

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域 ・学区レベル	1人3日分※ (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3日分※	2日分	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

(3) 品 目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や乳幼児のニーズ及びアレルギー対応にも配慮することとする。

◆炊き出し用米穀	◆乾パン	◆おにぎり	◆パン	◆育児用調整粉乳等の主食	
◆即席めん	◆ハム・ソーセージ類	◆調理缶詰	◆漬物	◆味噌	◆醤油等の副食
◆食料の備蓄に応じた食器類	◆哺乳瓶等（洗浄等が困難な場合に備え、使い捨てのものも）				

なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。

4 方法

市	コミュニティ域又は小、中学校レベル及び市域レベルで被災者の2日分の食料を備蓄することとする。なおコミュニティ域又は小、中学校レベルについては、発災後すぐに対応が必要となることから、きめ細やかな単位で直接備蓄をするように努めることとする。	
県	市で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。また、必要に応じて、自衛隊の乾パン等の食料の放出を要請する。	
	(ア)米穀	備蓄食料の活用（広域防災拠点からアルファ化米等の供出） 米穀販売事業者との協定の締結及びそれに基づく流通在庫の活用農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請（県知事と農林水産省政策統括官が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売業務を委託している受託事業体からの引き渡し）
	(イ)おにぎり	学校給食センター、給食業者からの供給あつせん、弁当給食事業者との協定に基づく供給あつせん
	(ウ)弁当	弁当供給事業者との協定に基づく供給あつせん
	(エ)パン、 育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
	(オ)副食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
	(カ)食料品一般	コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあつせん

第4 生活必需物資

1 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 目標数量

幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もることとする。

3 品 目

市があらかじめ、調達先及び在庫量の確認を行う品目は次のとおりとする。

区 分	特に重要な品目例
寝 具	◆毛布 ◆床マット ほか
外衣・肌着	◆下着 ◆防寒衣 ほか
身の回り品	◆タオル ほか
炊事道具・食器	◆哺乳瓶 ◆紙コップ ◆紙皿 ◆紙碗 ◆箸、スプーン ほか
日用品	◆トイレットペーパー ◆ポリ袋 ◆ポリタンク◆生理用品 ◆紙おむつ ◆大人用おむつ ほか
光熱材料等	◆懐中電灯 ◆乾電池 ◆卓上コンロ・ボンベ ◆燃料 ◆ストーブ ◆エンジン発電機 ほか
その他	◆テレビ ◆ラジオ ほか

第5 衛生物資

1 備蓄、調達

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。

2 品 目

市があらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区 分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用 衛生物資等	◆消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液） ◆マスク ◆ゴム手袋（ディスポーザブル） ◆液体せっけん ◆ウェットティッシュ ◆ペーパータオル など
健康管理用資材等	◆非接触型体温計 など
運営スタッフ 防護用物資等	◆マスク ◆使い捨て手袋 ◆ガウン ◆フェイスガード など
避難所運営用 資材等	◆間仕切り ◆養生テープ ◆段ボールベッド（折りたたみベッド含む） ◆受付用パーティション ◆換気設備 ◆除菌・滅菌装置 ◆清掃用具一式 ◆トイレ関連備品一式 など

第6 応急給水

1 飲料水及び生活用水

(1) 供給対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

(2) 目標数量

市は、発災直後の断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3ℓを給水することを目安に、給水体制を整備する。

給水目標 目安	災害発生から3日間	1人1日 3ℓ
	4日～10日目	1人1日 3～20ℓ
	11日～20日目	1人1日 20～100ℓ
	21日目以降	1人1日 100ℓ～被災前の水準

(3) 供給体制の整備

- ① 飲料水及び容器の備蓄
- ② 給水計画の策定
- ③ 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく支援
- ④ 応急調達の協定の策定
- ⑤ 市民に対し貯水や応急給水についての指導
- ⑥ 「災害時市民開放井戸」の登録 ※飲料水以外での使用を目的とする。

(4) 市民の対策

- ① 1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- ② 貯水する水は、水道水等の衛生的な水を用いる。
- ③ 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第9節 災害救急医療システムの整備

被災時には、医療施設や医療従事者が被害を受ける可能性もありうるため、医療施設等に対し耐震化・不燃化の強化を図るとともに、非常時でも医師、看護師等が確保しうるよう十分に配慮するものとする。

山崎断層帯地震による市内での最大の被害想定では、市内の医療機関で全てを対応することは不可能であり、広域の救急医療体制を構築する計画も定めなければならない。

第1 災害医療体制等の整備

市は、県の災害救急医療情報システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整を図るものとする。

1 初期の医療体制

救護所の設置及び救護班の編成、出動、活動内容等について、救護対象者数を考慮しつつ、医師会等と協議して計画を定めておくほか、自主防災組織による軽微な負傷者に対する応急救護や救護班の活動支援を可能にするための計画も定めておく。

2 重症者の搬送等

震災時には、医師、看護師、医薬品、医療機材等が不足し、本市限りでは市内で発生した全ての医療救護需用に対応できないことが想定されており、後方医療施設への重症者の搬送、県、日赤等に対する医療救護班の派遣要請等について、関係団体と協議して計画を定めておく。

なお、重症者の搬送に関しては、搬送手段の確保及び応急救護所、後方医療施設搬送機関等との間の情報連絡体制の整備についても、十分に配慮して計画を定める必要がある。

3 救急救命士養成の推進

市は、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図ることとする。

4 医療資機材の整備・調達計画

救護班及び医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品、血液、医療資機材等の確保について、備蓄・調達、県等からの緊急補給などの計画を定めておく。

また、DMAT等災害時派遣チームを円滑に受け入れるため、事前訓練の実施や受け入れ計画を定めておく。

第10節 緊急輸送体制の整備

災害時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送道路の整備や緊急自動車等の通行を確保するための緊急交通路の設定等緊急輸送体制の整備について定める。

1 緊急輸送道路・緊急交通路

市は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定めることとする。

2 ヘリコプターの臨時離着陸場適地

県等が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、県及び市はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保することとする。

【県等が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大池総合公園野球場	王子町 917 - 1	62 - 7000
2	河合運動広場	河合中町 48 - 2	66 - 5160
3	市民研修センター運動場	福住町 247 - 5	67 - 0044

3 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B－P L o）を活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設（備蓄倉庫・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

4 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。

第 1 1 節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。市は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した土砂災害等や、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めることとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第 1 避難所の定義

- 1 避難所の目的
避難者に安全と安心の場を提供する。
- 2 避難所の機能
安全の確保、食料、生活物資等の提供、生活場所の提供、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。
- 3 対象となる避難者
災害によって現に被害を受けた者、被害を受けるおそれがある者。

第 2 避難所等の指定

市は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。

また、指定避難所等については、日本産業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。

- 1 指定緊急避難場所
 - ① 指定基準
指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。
指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。

災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの	
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれのない区域(安全区域)に立地しているもの
構造条件	安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水については、その水位より上に避難スペースがあるもの

- ② 広域一時避難への配慮
市は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市に設けることとする。
- 2 指定避難所
指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

(1) 指定基準

規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、各市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。
構造条件	速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの
立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること
避難行動要支援者（要配慮者）の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮することとする。	

(2) 指定順位

市が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとするが、立地条件や施設の耐震性を十分考慮することとする。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化、スポーツ施設等）
- ・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設）

(3) 広域一時滞在への配慮

- ① 市は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくように努め、その際には、施設の管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になり得ることについてあらかじめ同意を得るように努めることとする。
- ② 市は、大規模広域災害に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるように努めることとする。
- ③ 県は、市から県施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所としたい旨の申し出があったときは協力するように努める。

(4) 留意事項

- ① 学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定にあたっては、教育委員会及び当該学校と防災担当部局は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的な連絡会等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。
- ② 市は、あらかじめ高齢者・障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。
- ③ 市は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。
- ④ 市は、感染症対策について、避難所において感染症発生した場合や有症状者の避難等を適切に対応できるよう、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市は避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めることとする。
- ⑤ 指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。市は、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを住民等へ周知徹底することを努めるものとする。
- ⑥ 市は、自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染者患者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、場所を確保するよう努めることとする。

第3 市の避難所管理運営体制の整備

- 1 市は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておくこととする。
- 2 避難所開設期間が7日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備することとする。

第4 施設、設備の整備

- 1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進することとする。
- 2 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、通信手段、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。
- 3 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮することとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- 4 市は、避難所等に設置するトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。また、簡易トイレや移動式トイレ等の設置に努めるものとする。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- 5 市は、平時から整備地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。
- 6 県、市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

第5 避難所運営組織の育成

- 1 市は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図ることとする。
- 2 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努めることとする。
- 3 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておくこととする。

第6 避難所開設・運営訓練

市は、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておくこととする。

第7 避難所管理・運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

第8 感染症に対応した適切な避難対策

市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、「マイ・タイムライン」の作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。また、市は、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映することとする。

第9 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

市は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくことなど、必要な準備を整えておくこととする。

第10 「マイ・タイムライン」の普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ・タイムライン」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図ることとする。

第11 広域避難・広域一時滞在

(1) 市が被災した場合

市は、被災市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域への広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を直接協議することができる。この場合において、市は広域避難等の受入れ先自治体との間で被災住民に関する情報の共有を確実に行うこととする。この場合において、市は県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 他市町が被災した場合

被災した他市町から前号の協議を受けた場合、市は被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとする。この場合において、市は受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第12節 災害時帰宅困難者対策の推進

大規模災害により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、災害時帰宅困難者対策について定める。

第1 災害時帰宅困難者への支援

- 1 市は、帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図ることとする。また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めることとする。
- 2 県、市、関係事業者は、要配慮者に対して代替運送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図ることとする。
- 3 関西広域連合は、関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

- 協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

第2 情報の収集・伝達

- 1 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道周辺や路上での滞留人口の減少に配慮することとする。
- 2 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行うこととする。

第3 普及啓発

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の中での災害伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努めることとする。

第13節 家屋被害認定士制度等の整備

第1 家屋被害認定士

災害対策基本法第90条の2で市町長は、災害発生時に遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定めている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。

1 家屋被害認定士の役割

- (1) 災害時に市長により調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

2 家屋被害認定士の対象者

◆市職員 ◆県職員 ◆建築及び不動産関係団体の会員

第2 被災建築物応急危険度判定制度の整備

1 目的

市は、県の支援のもと、災害により被災した建築物の倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することとする。

2 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

【備蓄品目】 判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

3 実施計画

(1) 実施主体

市は、応急危険度判定を実施する場合、本部長の指示により判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

(2) 対象

災害により被災した建築物を対象とすることとする。

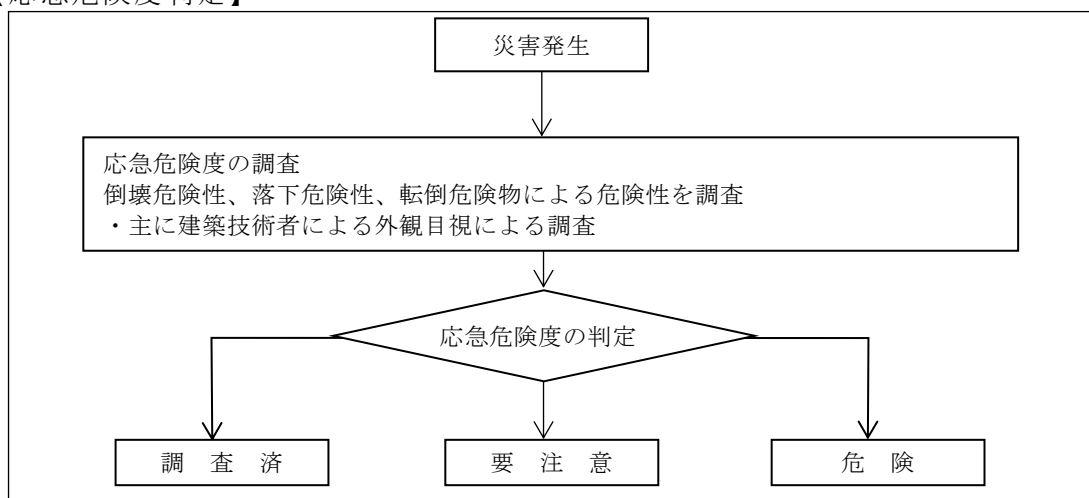
(3) 実施方法

① 実施本部、支援本部及び判定士は、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施することとする。

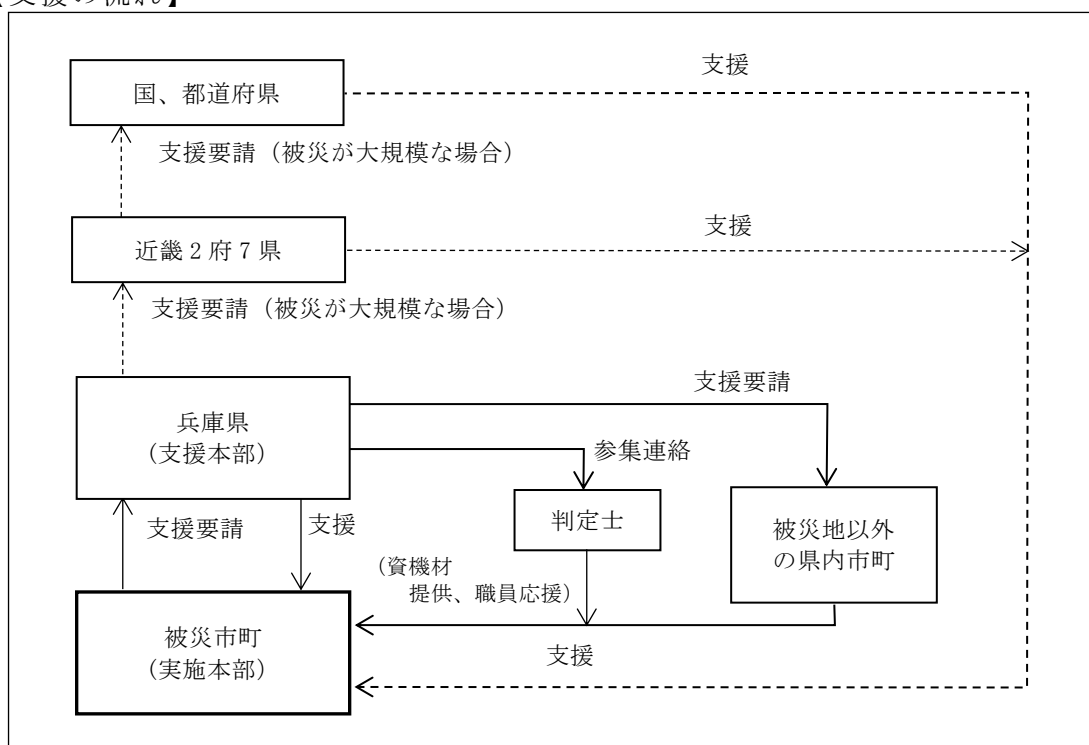
② 被災規模が甚大な場合、広域的な支援を近畿府県又は国に要請することとする。

(4) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

【応急危険度判定】



【支援の流れ】



第3 被災宅地危険度判定制度の整備

1 目的

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

2 判定資機材の備蓄

県と市町は分担して、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄することとする。

【備蓄品目】	判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

3 実施計画

(1) 実施主体

市は、危険度判定を実施する場合、実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請することとする。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とすることとする。

(3) 実施方法

① 実施本部、支援本部及び判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施することとする。

② 被災規模が甚大な場合は、他の都道府県に支援を要請するとともに、国土交通省に調整を依頼することとする。

(4) 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努めることとする。

第 1 4 節 廃棄物対策の充実

1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておくこととする。

さらに、市は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努める。

また、県及び市町は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2 応援体制の整備

(1) 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備することとする。

協定内容	① 県が被災市町の要請を受けて調整 ② ①に基づき各市町間で相互応援を実施

(2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、(一社)兵庫県産業資源循環協会、(一社)兵庫県水質保全センター、(一社)日本建設業連合会(関西支部)、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみを作るために、平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

協定内容	① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整 ② ①に基づき各市町間で相互応援を実施

(3) 災害時の廃棄物処理に関するその他の応援

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(4) 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として受援を受けた市町が負担することとする。

第15節 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策の充実

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の要配慮者に対し災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。

1 要配慮者支援体制の整備

(1) 推進組織の整備

市は、要配慮者の担当課を定め、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。

(2) 要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平時から要配慮者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な要配慮者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の共有

市は、災害時の避難者支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を、庁内関係課と共有するとともに、本人及び避難支援実施者の同意を得ることを基本に、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供するよう努めることとする。

(4) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化といった地域特性等に留意するものとする。

なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

県は、自主防災組織等や福祉事業所等と連携して、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の多様な取組を支援するとともに、取組事例等の情報発信や地域特性を考慮した実践型の人材育成、ポスター・チラシ等を活用した一体的な普及啓発等を実施することとする。

(5) 訓練・研修の実施

市は、避難行動要支援者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援に必要な人材の育成に努めることとする。自主防災組織は、上記（４）で策定した計画に基づく防災訓練等の取り組みに努めることとする。

県は、自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。

2 避難行動要支援者対策の充実

(1) 市の体制

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、(2) 避難行動要支援者の要件の者で、自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な確保を図るために、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、名簿等の作成をすることとする。

(2) 避難行動要支援者の要件

- ① 介護保険の要介護認定者(3から5)
 - ② 身体障がい者(障害等級が1級から2級までの人)
 - ③ 知的障がい者(療育手帳がA判定の人)
 - ④ 精神障がい者(障がい等級が1級の人)
 - ⑤ 障がい者総合支援法による市の障がい福祉サービスを受けている難病患者
 - ⑥ 高齢者(75歳以上)のみの世帯の方
 - ⑦ その他災害時の支援が必要と認められる方(自ら名簿の登録を希望される方)
- (※⑦の例：①～⑥には該当しないが、高齢者、障がい者、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で自分一人では避難が困難な方等)

(3) 避難支援関係者

避難行動要支援者の避難支援にあつては、災害時を含め平時から、地域の見守りや安否確認等日常的な支え合いにつなげることとする。

※ 自治会(自主防災会)、民生・児童委員、消防本部、消防団、警察署、市社会福祉協議会、避難行動要支援者が指名する個人支援者等

(4) 避難支援者等関係者へ提供する名簿情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号又は緊急連絡先、避難支援などを必要とする事由、このほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項。

(5) 作成した名簿情報の提供

作成した名簿情報は、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者に事前提供する。その際に、名簿情報の漏えい防止のため、個人情報の取扱いに関する適切な措置を講ずるものとする。

3 情報伝達体制の整備

(1) 市の体制

市は、災害時に迅速・的確に避難行動要支援者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

(2) 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障がい者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。なお、障がい者については、市は、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他必要な施策を講ずることとする。

(3) 障がい者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、その情報伝達

に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備など、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他必要な施策を講ずることとする。

また、市は防災知識の普及啓発に努めるほか、防災関係機関（市民安全部、消防本部）は、防災上の相談・指導を行うこととする。

4 安全な避難場所の確保

市は、指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難所の確保など、要配慮者が過ごしやすい環境の確保に努めることとする。

また、市は社会福祉施設等との協定により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。

さらに、市は福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。

5 要配慮者に配慮した食料・物資の確保

市は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。

6 平時の地域ケアシステムとの連携

(1) 医療・福祉事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要配慮者の生活支援などについて、地域の医療・福祉事業者等との連携を図ることとする。

市は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

① 市は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。

② 市は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

市は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。

7 要配慮者利用施設に係る総合的な土砂災害対策を実施

市は、県等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、要配慮者利用施設に対して、土砂災害に関連する情報提供、防災体制整備の指導等、総合的な土砂災害対策を講じることとする。

8 支援体制等の推進

市は、要配慮者の避難支援体制等の充実を図るため、次の対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者の名簿の作成・充実

(2) 要配慮者一人ひとりの支援者の確保

(3) 市は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障がい者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備

(4) 介護事業者の団体等との要配慮者支援のための包括協定の締結

9 支援体制の確保

(1) 避難行動要支援者情報の共有と支援体制の整備

① 市民安全部と市民福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織、平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援や見守り体制の整備に努めることとする。

② 避難行動要支援者に関する情報を平時から収集し、その名簿を電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な個別避難計画を作成すること。

③ 避難行動要支援者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ効果的な情報共有を行うこととする。

(2) 情報伝達手段の確保

市は、災害時に（避難準備の情報をはじめ）迅速・的確に避難行動要支援者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（聴覚障がい者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、視覚障がい者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

10 社会福祉施設等の整備

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市は、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時的入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。

(2) 社会福祉施設の対応強化

市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障がい者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

市は、高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。

① 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

② 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(4) 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めることとする。

11 外国人支援対策の強化

市は、やさしい日本語や外国語により防火防災対策の啓発を行うとともに、日常の情報提供体制の整備に加え、災害時における情報伝達および安否確認体制の整備に努めることとする。また、ボランティア等の活用により、可能な限り多言語による相談を整備することとする。

第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模な災害が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備について定める。

1 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

(1) 参加の促進

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

市は、県が作成する「災害ボランティア活動支援マニュアル」を参考に、災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成する。

(3) 受入体制の整備

市は、県内での大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

- | |
|--------------------------------|
| ① ボランティア団体等とのネットワークの構築 |
| ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援 |
| ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上 |

また、市は地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施等に努めることとする。

(4) ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種ボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携等を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努めるとともに、県域、市域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

(5) 資機材等の確保

市は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、市は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターや社会奉仕団体等との間で災害時に必要な資機材の確保に係る協定の締結等に努めることとする。

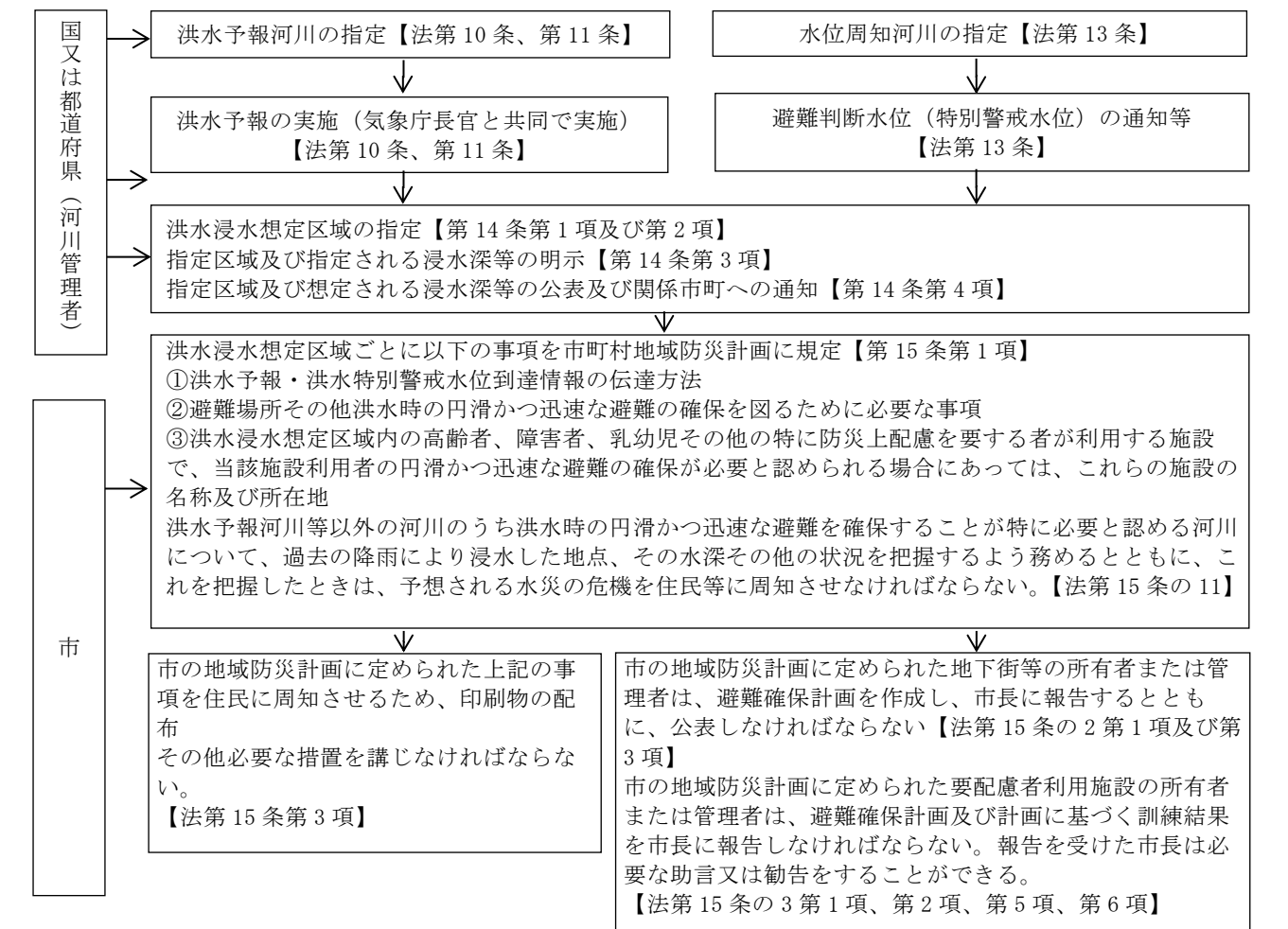
第 1 7 節 水防対策等の充実

水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等や洪水、雨水出水に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。

1 洪 水

- (1) 浸水想定区域における避難確保措置
- 市は、洪水、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法、避難場所・避難経路等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めることとする。
- また、浸水区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (2) 住民への周知
- 市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

2 水防法に基づく事務処理の流れ



第18節 土砂災害対策の充実

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく対策について定める。

1 対象となる土砂災害

急傾斜地・山腹の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として、市民等の生命又は身体・財産に生ずる被害

2 市の責務

(1) 住民への周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により住民に周知することとする。

平時からの防災意識の高揚を促すための周知	◆土砂災害警戒区域等を記載した印刷物〔ハザードマップ等〕の作成・公表・配布 ◆土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置 ◆過去の土砂災害に関する情報の提供 ◆土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供
緊急時の警戒避難を促すための周知	◆雨量情報の提供 ◆避難の指示等の伝達

(2) 要配慮者が利用する施設に対する対応

市は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に要配慮者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市の地域防災計画に定めることとする。

土砂災害警戒区域内に位置し、市の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示することとする。

また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 その他の対策

(1) 土砂災害に関する知識の普及啓発

① 総合土砂災害対策推進連絡会における各種土砂災害関係情報の提供

県、市町、関係機関は、警戒避難体制の整備等ソフト対策を中心に、効果的な土砂災害予防対策の推進を目的として県民局単位で設置された連絡会を通じて、新聞、折込チラシなどで広報することとする。

② 講習会などによる啓発

市は、警戒基準雨量、土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動などについて、イベント時等に土石流模型実験、降雨実験など装置を利用した体験型の啓発等を行うこととする。また、児童を対象として、自然に親しむ、森林の機能など自然に関心を持ってもらう一方、自然災害の恐さ、避難の重要性に関する学習の機会を提供することとする。

(2) 防災意識の向上施策

市は、住民の災害時の行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図ることとする。

(3) 住宅の土砂災害への支援

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅を改修又は移転する者に対し助成を行う市町に対し、助成を行うこととする。

第3章 市民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

市は、市民等に対する防災意識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第1 市民に対する防災思想の普及

市の防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育等の防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図ることとする。

第2 災害教訓の伝承支援

市は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとし、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援することとする。

第3 市民に対する防災知識の普及

市の防災関係機関は、次の事項について広報し市民の防災意識の高揚を図ることとする。

1 周知方法

正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多彩な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。

- (1) 兵庫県広域防災センターや人と防災未来センター等普及啓発施設の活用
- (2) インターネット（県は、平成17年8月から県のホームページで、洪水、土砂災害、高潮、津波、危険ため池災害による危険箇所等を示すCGハザードマップを公開している。）ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及

[CGハザードマップの内容] <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害）の危険箇所（洪水、高潮、津波・ため池災害による浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
- 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
- 駅や主要地点における推進イメージCGなど災害の恐ろしさや避難所の留意点等、防災学習ができる。
- 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

- (3) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (4) 標語、図面、作文募集等による普及
- (5) 出前講座等の実施
- (6) 地域住民の参画と協働によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- (7) 防災研修や訓練の実施
- (8) 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用 等

2 周知内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。

- (1) 市内の防災対策
- (2) 地震や風水害等に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得

- ① 風水害や地盤災害等周辺地域における災害の危険性の把握
- ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
- ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- ④ 火災の予防
- ⑤ 応急救護等の習得
- ⑥ 避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
- ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）
- ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ⑨ 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑩ 要配慮者及び外国人への配慮
- ⑪ ボランティア活動への参加
- ⑫ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性
- ⑬ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備 等

- (4) 津波に関する警報・注意報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底

- (5) 災害発生時の心得

- ① 地震や風水害等の災害発生時にとるべき行動
- ② 出火防止と初期消火
- ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ④ 救助活動
- ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報収集
- ⑥ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
- ⑦ 避難実施時に必要な措置
- ⑧ 避難場所での行動
- ⑨ 自主防災組織の活動
- ⑩ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- ⑪ 安否情報確認のためのシステム活用 等

- (6) 原子力災害に関すること

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
（放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等）
- ② 放射性物質規制の概要（法体系、利用用途、用途毎の存在形態等）
- ③ 原子力施設等の概要に関すること。
- ④ 対象原子力災害等とその特性に関すること。
- ⑤ 緊急時に市等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ 対象原子力災害等発生時における留意事項
（特に身体の防護方法、妊娠・乳幼児等に配慮した緊急措置方法）
- ⑦ その他必要と認められる事項

3 ひょうご防災リーダー講座への受講

市は、県が地域防災力の向上を目指し、地域防災のリーダーを育成するために開設する講座への参加を推進するものとする

(1) 目的

自主防災組織のリーダーなど地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実践的な知識・技術を習得すること。

(2) 主な講座内容

災害のメカニズム、防災のしくみ、応急手当・救助方法、心肺蘇生法、避難所開設・運営訓練 等

(3) 開催場所

県広域防災センター（三木総合防災公園内）等

4 学校における防災教育

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行うこととする。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決にむけての方策を協議する。

- ア 避難所指定に関わる学校と市の防災部局（市民安全部防災G）・自主防災組織との連携強化について
- イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
- ウ 地域や消防団等と連携した防災訓練の効果的実施方法について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

- ア 一般教職員への研修会の実施
- イ 防災教育推進指導員養成講座（兵庫県教育委員会）
・「初級」、「中級」、「上級」の各編で構成。1年間で終了

③ 震災・学校支援チーム（EARTH）による研修会等

【EARTHとは？】

- ・平成12（2000）年4月1日に発足
- ・防災教育推進指導員養成講座「上級編」修了者等により構成
- ・避難所運営班、心のケア班、学校教育班、学校給食班、研究・企画班の5班編成
- ・災害時には、他府県等の派遣要請に基づき、被災した学校の復興支援活動を推進
- ・平時には、要請に基づき県内外の防災研修会で指導助言にあたり、県内各地域の防災体制の整備充実について積極的に協力し、兵庫の防災教育を推進
- ・年2回、訓練・研修会を実施

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校の防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努めることとする。

① 学校における防災教育の充実

- ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成
- イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方、生き方を考えさせる防災教育の推進
- ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開
- エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修を通じた実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

- ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
- イ 学校が避難所となった場合を想定した、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施
- ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

- ア 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取り組みを生かした教育相談体制の充実
- イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
- ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

4 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- (1) 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。

- ① 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- ② 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- ③ 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- ④ 関係法令の運用
- ⑤ 災害発生原因についての知識
- ⑥ 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点 等

- (2) 市は、地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び各部局・各地域ごとの職員行動マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努めることとする。

5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

【防災上重要な施設とは？】

- ① 災害が発生する恐れがある施設
 - ② その施設に災害が及んだ場合に被害を拡大させるような施設
 - ③ 災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設
- 上記の①から③の施設管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務付けられている。

- (1) 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図ることとする。

- (2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令で定める保安講習・立ち入り検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

第2節 自主防災体制の整備

地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、各地区の特性に応じたボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進するとともに、自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成強化に関する事項について定める。

第1 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成

1 実施機関等

- 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図ることとする。その際、市と消防機関等は、密接に連携、協力することとする。
- 市民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めることとする。

2 重点地区

市は、次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図ることとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">人口の密集している地域住宅の中に高齢者等いわゆる要配慮者の比率が高い地域木造家屋の集中している地域消防水利の不足している地域過去に災害で被害が甚大であった地域 |
|---|

3 自主防災組織の活動

自主防災組織の参加者は、市と協議のうえ、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行うこととする。

(1) 防災計画（活動計画）の内容

- ① 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- ② 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- ③ 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- ④ 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- ⑤ 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- ⑥ 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- ⑦ 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難指示の方法、要配慮者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- ⑧ 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- ⑨ 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

(2) 自主防災組織の編成

◆情報班 ◆消火班 ◆救出・救護班 ◆避難誘導班 ◆給食・給水班 等

(3) 編成上の留意事項

- ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- ② 水防班、崖崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
- ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

(4) 自主防災組織の活動内容

① 平時の活動

- ア 地震や風水害等、防災に関する知識の向上
 イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 ウ 地域における危険度の把握（山崩れ・崖崩れ等、危険物施設延焼拡大危険地域等）
 エ 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
 オ 家庭における防火・防災等予防上の措置
 カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 キ 避難地・医療救護施設の確認
 ク 防災資機材の整備、管理
 ケ 防災訓練の実施
 コ 地元消防団との連携等
 サ 地域における「マイ・タイムライン」作成の普及促進 等

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火
 イ 負傷者の救助
 ウ 地域住民の安否確認
 エ 情報の収集・伝達
 オ 避難誘導、避難生活の指導
 カ 給食・給水
 キ 近隣地域への応援 等

(5) その他

自主防災組織は、事業所の防災組織、婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

4 育成強化対策

市は、自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進することとする。

- ◆ 啓発資料の作成
- ◆ 各種講演会、懇談会等の実施
- ◆ 情報提供
- ◆ 各コミュニティへの個別指導・助言
- ◆ 各コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- ◆ 顕彰制度の活用
- ◆ 活動拠点施設の整備

第3節 消防団の充実強化

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、水防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

1 実施機関等

- (1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図ることとする。
- (2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努めることとする。
- (3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮することとする。

2 充実強化対策

市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。

- ① 消防団と自主防災組織や防災士等が連携して行う訓練、研修の実施
- ② 消防団員に対する教育訓練の実施
- ③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
- ④ 消防団員の処遇の改善
- ⑤ 消防団の装備車両・資機材等の改善
- ⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
- ⑦ 女性消防団員の加入促進
- ⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- ⑨ 大学等の協力による消防団員の確保
- ⑩ 住民に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

1 災害時に企業等が果たす役割

- (1) 生命の安全確保
- (2) 被災従業員への支援
- (3) 二次災害の防止
- (4) 事業の継続
- (5) 地域貢献・地域との共生

2 企業等の平時対策

- (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めることとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

① 事業継続計画（BCP）の作成

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは？】

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

- ② 防災計画の作成
- ③ 防災組織の育成
- ④ 防災訓練の実施
- ⑤ 地域の防災訓練への参加
- ⑥ 防災体制の整備
- ⑦ 復旧計画の作成
- ⑧ 物資の備蓄
- ⑨ 各計画の点検・見直し
- ⑩ テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備

- (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。県は、県内企業等への、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立・実践を推進する。

3 事業所の防災組織

(1) 対象施設

① 多数の者が利用する施設	中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等
② 危険物等を取り扱う施設	石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設
③ 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設	
④ 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）	

(2) 計画の作成

① 予防計画	・ 予防管理組織の編成 ・ 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理 ・ 消防用設備等の点検整備
② 学習訓練計画	・ 防災学習 ・ 防災訓練
③ 応急対策計画	・ 応急活動組織の編成 ・ 情報の収集伝達 ・ 出火防止及び初期消火 ・ 避難誘導 ・ 救出救護

(3) 防災組織の活動

① 平時	・ 防災訓練 ・ 施設及び設備等の訓練整備 ・ 従業員等の防災に関する教育の実施
② 災害時	・ 情報の収集伝達 ・ 出火防止及び初期消火 ・ 避難誘導 ・ 救出救護

第4章 地域防災基盤の整備

第1節 防災基盤・施設等の整備

1 地震防災緊急事業の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進について定める。

- (1) 計画年度
令和3年度～令和7年度
- (2) 「地震防災緊急事業五箇年計画」の概要

地震防災緊急事業五箇年計画書

事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 (年度)	所管省庁
ため池等整備事業	1箇所	209	R3～R7	農林水産省
ため池等整備事業	5箇所	55	R4～R7	農林水産省
道路事業（道路改良）	1箇所 2.49 km	14,814	R3～R6	国土交通省
公立学校施設整備事業	1園 3棟	221	R4～R6	文部科学省

第2節 防災対策事業の推進

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業の作成とそれに基づく事業推進について定める。

1 防災基盤整備事業

「災害時に強い安心安全まちづくり」を進めるため重点的に実施する必要がある防災基盤の整備を推進する。

- (1) 対象事業
次のような施設・設備にあって、地方公共団体が単独事業として行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業であることとする。

区分	事業例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設等
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象

- (2) 財政措置
本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。
- (3) 事業の実施
県、市町は、地域防災計画等に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努めることとする。また、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

2 公共施設等耐震化事業

「災害に強い安心安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により公共施設等の耐震化を推進する。

(1) 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設を対象とする。なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれの基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条の第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。（→「建築物等の耐震性の確保」の項を参照）また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- ② 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（調査を含む。）
- ③ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）

(2) 公共施設等の耐震化事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定にあたり、あらかじめ県に協議し、県の所要の調整を図り、あらかじめ消防庁に協議することとする。

(3) 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

(4) 事業の実施

県、市町は、公共施設耐震化事業計画等に基づき、公共施設耐震化事業の計画的執行に努めることとする。

第3節 都市の防災構造の強化

災害に強い都市づくり・地域づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 市は、県の策定する「都市計画区域マスタープラン」に位置づけられた「防災に関する方針」に十分配慮しつつ、「小野市都市計画マスタープラン」の防災に関する事項に関して、地域防災計画と整合を図ることとする。
- (2) 県、市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくり・地域づくりに取り組んでいくこととする。
 - ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、県全体として災害に強い地域構造を構築すること。
 - ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

第2 防災施設の整備方針

市は、人口、産業の集積する既成市街地並びにこれらに近接する地域のうち、大地震発生時に著しい被害が発生するおそれのある地域及び都市防災計画上重要な位置を占める地域において、生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難地、避難路、防災公園等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する市街地開発事業、水災対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図ることとする。

1 広域避難地（広域避難場所）

広域避難地は、大規模な地震の発生時に周辺地域からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地での大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有することとする。

- (1) 周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね10ha以上の空地を有することを目指す。
- (2) 有効避難面積については、避難者1人当たり2㎡以上を確保することとする。ただし、地域の実情によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を1㎡以上とすることができることとする。
- (3) 災害時の高齢者・子ども等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね2キロメートル以内とすることとする。
- (4) 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図ることとする。
- (5) 大震火災時に多数の人々が避難することを考慮して消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保することとする。
- (6) 河川の流域については、堤防の決壊等を考慮し、避難地整備にあわせて洪水対策施設の一体的な整備を行うなど、必要な措置を講じることとする。

2 避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有することとする。

- (1) 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道にあつては、10m以上とすることができることとする。
- (2) 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置することとする。

る。

- (3) 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置することとする。また、道路の占用物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮することとする。

3 避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地での大火によるふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図ることとする。また、避難の障害となる倒壊のおそれのあるブロック塀等の落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じることとする。

4 避難地・避難路の周知

市は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地などの案内板の設置、防災マップの配布や広報活動、訓練等を通じて避難地・避難路の周知徹底を図ることとする。

5 広域防災帯

市は、同時多発する火災や強風による大火に対し延焼被害を極小化する遮断空間として、道路、河川などの骨格となる施設とこれに隣接して設ける公園・緑地や耐火建築物からなる帯状施設群として、広域防災帯の整備に努めることとする。

6 都市の再整備の推進

市は、密集市街地等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を推進する市街地開発事業等の計画・実施に努めることとする。

(1) 土地区画整理事業の推進（土地区画整理法）

市は、土地区画整理事業を推進することにより、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

(2) 市街地再開発事業の推進（都市再開発法）

市は、市街地再開発事業を推進することにより、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

第3 その他の施設の整備

施設の管理者は、災害発生、発生後の対処等に配慮し、以下の施設整備に努めることとする。

道路施設	道路管理者は、緊急輸送道路等、災害時に活用できる道路施設の整備に努めることとする。
河川施設	河川管理者は、防災活動拠点等として利用できる河川施設の整備に努めることとする。
公園施設	公園管理者は、避難地としての位置づけられた公園については、その機能を果たすよう広場の確保又は整備に努めることとする。
学校施設	学校管理者は、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上に努めることとする。
公民館、集会所	自治会の公民館、集会所等は災害時には、地域の福祉避難所として活用するため、バリアフリー化を推進し、施設の耐震耐火性の向上を指導する。
避難行動要支援者又は要配慮者施設	避難行動要支援者又は要配慮者施設の開設等にあたっては、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導し、災害に対する安全性の向上を図る。
自家発電設備の整備	防災拠点、各避難所、ライフライン及び情報通信施設について、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

第4節 建築物等の耐震性の確保

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- 市は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画を作成することとする。
- 市は、昭和56年建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市の計画に沿って推進することとする。
- 市は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施することとする。

第2 公共施設の耐震化

市は、市有施設について、計画的に耐震性強化に努めることとする。

第3 社会基盤施設の老朽化対策の推進

市は、急速な老朽化が懸念される社会基盤施設の点検・評価を実施し、計画的・効率的な修繕・更新などの老朽化対策を行い、社会基盤施設の健全性を確保することとする。

第4 一般建築物耐震化の促進

県、市は、昭和56年の建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を県耐震改修促進計画及び市の計画に沿って推進することとする。

1 簡易耐震診断推進事業概要

この事業は、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、市が「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行うとともに、その結果を住宅所有者に報告することにより市民の耐震化を支援するもの。

対象住宅	◇昭和56年5月31日以前に着工した住宅 (ただし、住宅部分が1/2以下の併用住宅、ツーバイフォー工法等による枠組壁工法、プレハブ住宅、丸太組工法等の住宅は対象外です。)
費用	◇木造戸建住宅の場合：31,500円/棟(本人負担：3,150円) (建物の用途や構造により費用が異なります)
申込者	原則として住宅所有者
申込・問合せ先	地域振興部 まちづくり課 建築係

2 住宅耐震改修促進事業概要

この事業は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震性が低いと診断された住宅を対象に以下の補助を行い、市民の耐震化を支援するもの。

補助メニュー	補助内容	補助金
戸建住宅耐震化建替事業	住宅を現地で建替える費用の一部を補助	最大100万円
戸建住宅防災ベッド等設置事業	防災ベッド又は耐震シェルターを設置する費用の一部を補助	定額10万円(防災ベッド) 定額50万円(耐震シェルター)
木造戸建住宅屋根軽量化工事事業	屋根軽量化工事をする費用の一部を補助	定額50万円
住宅耐震改修等事業	耐震性の高い住宅に改修する費用の一部を補助	最大20万円(計画策定) 最大50万円(簡易耐震改修工事) 最大100万円(耐震改修工事)
申込・問合せ先	地域振興部 まちづくり課 建築係	

第5 重要施設への供給ラインの耐震化

市及びライフライン事業者は、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについて、重点的な耐震化に努めることとする。

第6 建築物の耐震性強化の普及啓発

1 草の根意識啓発活動の実施

市は、市計画に目標を定めて草の根意識啓発活動を実施し、県は、技術的・財政支援を行う。

2 耐震診断及び耐震改修に係る相談体制の充実

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民に対し、県、市及び関係団体が連携し、相談体制の充実を図る。

3 建築基準法令の普及

市は、関係団体（建築士会、建築士事務所協会、大工組合等）に対し、耐震性の確保を図るためにも建築基準法に定められた中間検査の受検等の適正な実施についての協力を要請し、遵法精神の高揚に努めることとする。

第7 落下物等の対策

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行うこととする。

第8 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努めることとする。

(1) ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発

(2) ブロック塀の危険箇所の調査

(3) 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励

(4) 建築基準法の遵守、指導

第9 室内の安全対策の推進

市は、地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒による被害を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動、E-ディフェンスでの実験等を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図ることとする。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

本市は、なだらかな丘陵地帯があり、その結果、急勾配のがけが各地にある。また、河川やため池を多く擁しているため、大規模な災害が起これば、がけ崩れや堤防及び堰堤の決壊などにより、人命、家屋等の被害が相当数発生する恐れがある。さらに、地震の前後に豪雨があれば、被害は相乗的に増大する。そこで、これらの被害を最小限にとどめるため、災害予防対策を進めるものとする。

第1 急傾斜地崩壊防止対策

災害に伴う急斜面の崩壊による被害を防止するため急傾斜地崩壊防止施設の整備等について定める。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号、以下「急傾斜地法」という。）第3条に基づき、関係市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

急傾斜地崩壊区域の指定を要する区域は、以下の（1）及び（2）の区域を包括する区域である。

- （1）崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの
- （2）（1）に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

区域名	大字名	面積（ha）	指定年月日	告示番号
下榊	下榊	1.30	昭和53年2月21日	県告第368号
日吉	日吉町	2.50	平成18年8月25日	県告第920号

2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

（1）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）※被害想定区域内に人家が5戸以上等ある箇所

No.	箇所名	位置	危険箇所の延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
		大字小字			
1	日吉（1）	日吉町	105	33	30
2	日吉（2）	日吉町	360	39	32
3	下榊	榊町	110	35	19
4	丸山	丸山町	250	50	7
5	昭和（1）	昭和町	210	30	44
6	昭和（2）	昭和町	150	30	40
7	栄	栄町	70	60	20
8	市場	市場町	100	45	9

（2）急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）※被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

No.	箇所名	位置	危険箇所の延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
		大字小字			
1	栄	栄町	110	60	8
2	脇本	脇本町	70	37	20
3	福匂	福匂町	130	30	72
4	下来住	下来住町	110	49	9
5	大坪	山田町大坪	110	66	18
6	下榊A	榊町	20	30	10
7	下榊B	榊町	110	35	20
8	下榊C	榊町	60	35	30
9	榊	榊町	220	45	25
10	山田A	山田町			
11	山田B	山田町			
12	脇本（2）	脇本町			

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

※被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

No.	箇所名	位置	危険箇所の延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)
		大字小字			
1	長尾	長尾町	490	34	40
2	黒川	黒川町	280	30	10
3	天神	天神町	150	30	34

3 土地所有者に対する指導

県及び市は急傾斜地の土地所有者等に対して次の指導を行う。

- (1) 関係住民に対して、がけ崩れ危険箇所の周知徹底及び急傾斜危険区域の指定の必要性と効用について啓蒙する。
- (2) がけ崩れを誘発助長する行為を行わないよう指導するとともに、関係住民が自らがけ地周辺を巡回し、現地を把握するよう呼びかける。
- (3) がけ崩れ防災週間及び土砂災害防止月間
毎年、兵庫県・小野市の合同でパトロールを実施する。

4 崩壊防止工事の実施及び実施基準の概要

(1) 工事の実施

県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により市と協議のうえ急傾斜地崩壊危険地域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を施工し、市はこれに協力する。

(2) 実施基準の概要

概ね 30 度を越える角度を成し、高さ 10 メートルをこえる自然がけで、崩壊により人家密集地域で多数の家屋に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れがあるとき。

第2 土石流対策

毎年多発する土砂災害により、人命、財産に多大の被害を与えており、国土交通省では建設事務次官通達（昭和57年8月）によって、土石流危険渓流対策を推進するよう関係機関に要請している。

本市としても、土石流災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、平素から危険箇所の把握と防災パトロール等の強化に努める。

1 土石流危険区域一覧

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等ある場合の当該区域に流入する渓流

No.	箇所名	河川名	渓流名	所在地	渓 流 概 要			土石流氾濫区域
					渓流長 (m)	渓流面積 (km ²)	平均溪床勾配 (°)	氾濫区域面積 (m ²)
1	竹谷川	前谷川	竹谷川	下来住町	540	0.20	10	12910
2	右支溪第1(1)	前谷川		下来住町	100	0.02	12	11390
3	阿形谷	万願寺川	阿形谷	阿形町	310	0.05	9	26200
4	右支溪第1(2)	加古川		昭和町	190	0.03	12	49780
5	右支溪第1(3)	池田谷川		脇本町	350	0.07	4	13070
6	左支溪第4	万勝寺川		栄・長尾町	240	0.04	4	15190
7	来住谷2	万勝寺川	来住谷	長尾町	160	0.01	7	26650
8	左支溪第1	島谷川		日吉・天神町	230	0.06	5	6777
9	左支溪第2	万勝寺川		天神町	330	0.07	3	2810
10	山田町	山田川		山田町	630	0.09	4	16910
11	右支溪第3	桜谷川		榊町	630	0.18	4	8696
12	右支溪第4	桜谷川		榊町	340	0.07	5	3117

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する渓流

No.	箇所名	河川名	所在地	渓 流 概 要			土石流氾濫区域
				渓流長 (m)	渓流面積 (km ²)	平均溪床勾配 (°)	氾濫区域面積 (m ²)
1	平野川	前谷川	下来住町	590	0.26	8	16160
2	左支溪第1(1)	万願寺川	西脇・栗生町	330	0.04	5	3663
3	左支溪第1(2)	東条川	脇本町	200	0.03	4	6462
4	左支溪第2	東条川	中谷町	410	0.08	5	10650
5	左支溪第3	万勝寺川	長尾町	160	0.03	7	8273
6	左支溪第1(3)	万勝寺川	天神町	100	0.02	3	434
7	右支溪第1	桜谷川	檜山町	340	0.04	6	9444
8	右支溪第2	桜谷川	榊町	40	0.02	14	1200

第3 土砂災害防止対策

兵庫県は、「土砂災害防止対策における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成22年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という）」に基づき、平成22年3月30日兵庫県告示第395号で小野市内の土砂災害警戒区域40箇所（急傾斜地の崩壊20箇所、土石流20箇所）を指定した。

また、県では、平成26年に土砂災害防止法が改正されたことにより、平成27年度から平成29年度までの間、市内の土砂災害が発生するおそれのある区域を調査し、指定した。

その結果、市内の土砂災害警戒区域等は、土砂災害特別警戒区域24箇所（急傾斜地の崩壊17箇所、土石流7箇所）、土砂災害警戒区域43箇所（急傾斜地の崩壊23箇所、土石流20箇所）となった。

これらの箇所において土砂災害警戒情報発令時の避難指示等について迅速な対応を行い、被害の軽減を図るものとする。

- 1 土砂災害特別警戒区域（R区域）24箇所（急傾斜地の崩壊17箇所、土石流7箇所）
※平成28年3月29日兵庫県告示第349号〔市場地区/13箇所〕
榑町7箇所、市場町1箇所、樫山町1箇所、山田町4箇所
※平成29年1月31日兵庫県告示第87号〔来住地区・河合地区/5箇所〕
昭和町2箇所、下来住町2箇所、西脇町・栗生町1箇所
※平成29年12月26日兵庫県告示第1110、1127号〔小野地区・下東条地区/6箇所〕
日吉町1箇所、栄町2箇所、脇本町2箇所、長尾町1箇所

	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日 告示番号
1	市場Ⅰ	市場町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
2	大坪Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
3	山田AⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
4	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
5	下榑Ⅰ	榑 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
6	下榑AⅡ	榑 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
7	下榑BⅡ	榑 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
8	下榑CⅡ	榑 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
9	榑Ⅱ	榑 町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第349号
10	昭和(1)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H29.1.31 県告第87号
11	昭和(2)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H29.1.31 県告第87号
12	日吉(1)Ⅰ	日吉町・長尾町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
13	栄Ⅰ	栄町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
14	栄Ⅱ	栄町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
15	長尾Ⅲ	長尾町・天神町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
16	脇本Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
17	脇本(2)Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第1127号
18	山田町Ⅰ	山田町	土石流	H28.3.29 県告第349号
19	右支溪第1Ⅱ	樫山町	土石流	H28.3.29 県告第349号
20	右支溪第2Ⅱ	榑 町	土石流	H28.3.29 県告第349号
21	右支溪第3Ⅰ	榑 町	土石流	H28.3.29 県告第349号
22	左支溪第1(1)Ⅱ (1)Ⅱ	西脇町・栗生町	土石流	H29.1.31 県告第87号
23	右支溪第1(1)Ⅰ	下来住町	土石流	H29.1.31 県告第87号
24	平野川Ⅱ	下来住町	土石流	H29.1.31 県告第87号

2 土砂災害警戒区域（Y区域）（急傾斜地の崩壊23箇所、土石流20箇所）

	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日 告示番号
1	市場Ⅰ	市場町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
2	大坪Ⅱ	山田町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
3	山田AⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第331号
4	山田BⅡ	山田町	急傾斜地の崩壊	H28.3.29 県告第331号
5	下榑Ⅰ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号 H28.3.29 県告第341号改正
6	下榑AⅡ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
7	下榑BⅡ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
8	下榑CⅡ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
9	榑Ⅱ	榑町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
10	昭和(1)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
11	昭和(2)Ⅰ	昭和町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
12	福匂Ⅱ	福匂町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
13	下来住Ⅱ	下来住町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
14	日吉(1)Ⅰ	日吉町・長尾町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号 H29.12.26 県告第1116号改正
15	日吉(2)Ⅰ	日吉町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
16	丸山Ⅰ	丸山町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号
17	栄Ⅰ	栄町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第395号

18	栄Ⅱ	栄町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第 395 号
19	長尾Ⅲ	長尾町・天神町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第 395 号
20	黒川Ⅲ	天神町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第 395 号
21	天神Ⅲ	天神町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第 395 号
22	脇本Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H22.3.30 県告第 395 号
23	脇本(2)Ⅱ	脇本町	急傾斜地の崩壊	H29.12.26 県告第 1127 号
24	山田町Ⅰ	山田町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
25	右支溪第 1Ⅱ	檜山町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
26	右支溪第 3Ⅰ	榑町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号 H28.3.29 県告第 341 号改正
27	右支溪第 4Ⅰ	榑町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
28	右支溪第 2Ⅱ	榑町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
29	左支溪第 1(1)Ⅱ	西脇町・粟生町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
30	阿形谷Ⅰ	阿形町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
31	竹谷川Ⅰ	下来住町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
32	右支溪第 1(1)Ⅰ	下来住町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
33	平野川Ⅱ	下来住町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
34 35	右支溪第 1(2)Ⅰ	昭和町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
35	左支溪第 4Ⅰ	栄町・長尾町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
36	来住谷 2Ⅰ	長尾町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
37	左支溪第 1Ⅰ	日吉町・天神町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
38	左支溪第 2Ⅰ	天神町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
39	左支溪第 3Ⅱ	長尾町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
40	左支溪第 1(3)Ⅱ	天神町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
41	右支溪第 1(3)Ⅰ	脇本町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
42	左支溪第 1(2)Ⅱ	脇本町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号
43	左支溪第 2Ⅱ	中谷町	土石流	H22.3.30 県告第 395 号

第1編
総則第2編
災害予防第3編
地震第4編
風水害等第5編
原子力第6編
南海トラフ第7編
復旧・復興第8編
資料

第6節 宅地造成等の規制

災害に伴う宅地及び農地等の被害を防止するため、宅地造成等の規制について定める。

1 宅地防災パトロールと措置

県及び市は、住宅地等の宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備え、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。

- (1) 防災措置について文書による指示
- (2) 宅地所有者等の関係者の聴聞、勧告
- (3) 法令に基づく工事の停止及び土地の使用禁止命令
- (4) 法令に基づく改善命令

第7節 災害危険区域対策の実施

災害に伴う建築物の被害を防止するため、災害危険区域対策について定める。

1 災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、市町と協議のうえ、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行うこととする。

2 危険住宅の除却又は移転

市は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助することとし、国、県は、市町の補助額の一部を負担することとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費
補助限度額 1,333 千円
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費
補助限度額 6,210 千円（土地を取得しない場合 5,250 千円）
年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額等について助成

第8節 地盤の液状化対策の実施

災害に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、必要な措置について定める。

1 地盤データの収集及びデータベース化

県及び市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等に努めることとする。

第9節 治山・治水対策の総合的推進

県は、平成21年台風第9号災害や平成26年8月豪雨災害等を教訓に推進する、総合的な治山・治水対策について定める。

1 内容

県は、頻発する記録的な集中豪雨等、想定を上回る自然災害に備えるため、都道府県で初となる条例に基づく総合的な治水対策、ため池の改修等の農地防災、山・谷筋・人里までを一体的に捉えた山地防災・土砂災害対策等について定める。

2 頻発する風水害に備える総合的な治水対策

頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、「総合治水条例」に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「総合治水」を県、市町の連携のもと、推進する。また十分な強度と洪水調整能力を持つため池への改修や、井堰の流下能力の向上等、計画的・効率的に農地防災を推進する。さらに、台風等による高潮に備え、防潮堤の未整備箇所や水門・排水機場等の整備を推進する。

(1) 総合治水の推進

地域総合治水推進計画に基づく計画的な総合治水対策を推進する。なお、地域総合治水推進計画の策定にあたっては、国・県・市町・関係機関等からなる地域総合治水推進協議会の意見を聞くこととする。

(2) 河川対策「ながす」の推進

河川整備計画に基づき、河川改修や既存ダムの有効活用等、事前防災対策を重点的に推進する。

(3) 流域対策「ためる」の推進

校庭・公園・ため池・水田等への雨水貯留浸透施設の整備、利水ダム・ため池の治水活用（事前放流の拡大）等多様な流域対策を市町・県民とともに推進する。

(4) 減災対策「そなえる」の推進

C G ハザードマップの利用促進、出前講座の実施等の災害発生時の被害を可能な限り軽減するための取組を推進する。

(5) ため池等の水害対策の推進（防災工事等推進計画）

漏水の発生や堤体の浸食による老朽化や豪雨時における洪水流下能力が不足しているため池、治水上不安定な井堰・樋門等の農業用河川工作物の整備を推進する。

- ・決壊した場合に下流に影響のある特定農業用ため池（289箇所）を対象に定期点検（漏水等の調査）を実施
- ・定期点検及び耐震調査の結果を踏まえ、「要早期改修」と判定されるため池について、堤防の直下流に人家や学校、病院、避難所等が存在するため池を防災重点農業用ため池（197箇所）に指定し、決壊リスクの高いものから優先的に改修等の整備を実施

3 山の管理の徹底・土砂災害対策

近年記録的な豪雨が頻発している中、依然として、多くの未対策箇所が残っていることから、災害発生時に影響の大きい箇所を優先し、引き続き、治山ダムや砂防えん堤等の整備、山の管理の徹底による森林の防災機能を強化する。特に尾根部から崩落等による土砂流出量の増大、流木被害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、総合治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

(1) 土砂災害対策の推進（第4次山地防災・土砂災害対策5箇年計画）

人家等保全対策	保全対象の人家が多い未対策箇所（概ね5戸以上）のうち、災害発生時に影響が大きい谷出口周辺等に人家がある箇所など緊急性が高い箇所等で砂防えん堤等の整備を推進する。 ・738箇所（治山ダム365箇所、砂防えん堤等373箇所）を5年間で整備
流木・土砂	流木等による下流への被害拡大を防止するため、谷筋にスギ、ヒノキが植林されてい

流出防止対策	る溪流等を対象に、緊急性の高い箇所から治山ダムの整備を推進する。 ・220箇所を5年間で整備
災害に強い森づくり	谷筋にスギ・ヒノキ人工林があり、上流に凸型斜面が存在する流木災害のおそれがある危険溪流において、危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林整備や簡易流木止め施設を設置する。 ・100箇所を5年間で整備する。

4 自然災害に備える（ソフト対策）

上限がない自然災害を踏まえ、防災施設の整備に合わせ、河川や防潮堤等の防御性能を上回る災害発生時においても「人命を守ることを最優先に、災害発生時の被害を可能な限り軽減するため、県民が居住地等の自然災害リスクを正しく認知した上で、的確な避難判断など自発的な警戒避難行動に役立つ災害危険情報を提供するとともに、市町等の水防活動や避難指示発令時期の判断等を支援する洪水予測等の防災活動支援情報を充実するなど、迅速・的確な情報発信に取り組む。

また、県民防災意識を高揚し、自発的な避難判断・行動を喚起できるよう、防災知識の普及・啓発等に取り組む。

(1) 減災のための情報発信（県）

〔県民への災害危険情報の提供〕

- ・県が管理する全680河川の計画降雨による洪水浸水想定区域図のCGハザードマップへの掲載に加え、新たに想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等の情報の提供等、最新の災害危険情報を提供
- ・CGハザードマップなどの災害危険情報の認知度を向上するため、梅雨期や台風期に合わせ、様々な広報媒体を活用し、きめ細やかでタイムリーな広報活動を推進
- ・高齢者も災害危険情報を得やすいよう、テレビのデータ放送による河川水位や、ケーブルテレビによる河川ライブカメラ画像、地域別土砂災害危険等の情報配信を推進

〔市町への防災活動支援情報の提供〕

- ・避難指示の決断や重点パトロール箇所の絞り込みに活用するため、河川の区間単位の氾濫予測情報や土砂災害警戒区域ごとの危険度予測情報などを提供

○ 災害危険情報等の情報発信

区分	情報の種別	対象	内 容
防災	CGハザードマップ （地域の風水害対策情報）	県民	災害時に役立つ洪水や津波のハザードマップや観測情報等を集約しHPで提供
川	水位・雨量		HPやテレビデータ放送で提供
	河川水位標（現地）		夜間も識別可能な水位標を70河川98箇所に設置
	河川ライブカメラ画像		全134箇所の画像をHPで提供
	洪水予報（洪水注意報・警報）		主要3水系（市川、武庫川、千種川）の予報を気象台と共同発表。報道機関を通じた周知とHPで提供
	氾濫予測（河川の区間単位）		県下全685河川で運用開始
山	土砂災害警戒情報	県民	テレビのテロップや携帯メール等で提供
	地域別土砂災害危険度		HP、携帯サイト、ケーブルテレビで提供
	箇所別土砂災害危険度	市町	表六甲山系等で情報提供中 順次エリア拡大
道	道路アンダーパス部の冠水情報	県民	アンダーパス部の冠水情報を現地・HPで提供
海	省略		

(2) 住民防災意識の向上施策

災害発生時に、「自分の命は自分で守る」意識を高揚し、県民が自発的に、的確な避難判断・避難行動ができるよう、防災知識の普及・啓発と県民参加による避難訓練等の実施を推進する。

①防災知識の普及・啓発	◆尼ロック（尼崎閘門）での防災学習コンテンツを用いた現地見学会の実施や総合治水の「ためる」「そなえる」の取り組みを広げる出前講座、水害に関する防災学習や防災意識の情報発信等 ◆ハザードマップの確認や防災学習が可能な「CGハザードマップ」の普及・啓発等 ◆模擬型実験装置の活用による防災教育や地域の防災リーダーなどを対象とした研修会の実施等
②県民参加による避難訓練等の実施	土砂災害、水害等に対する避難訓練の支援
③地域防災力を高める危険箇所等の点検	◆住民参加による集落裏山の危険箇所点検 ◆ため池管理者等との合同点検 ◆住民主体による地域版防災マップの作成

第10節 河川、ため池施設の整備

本市は、河川やため池を多く擁している。そのため、地震により発生が予想される河川及びため池・保水池の堤防及び堰堤の決壊による洪水や、台風又は梅雨前線等の豪雨による堤防及び堰堤の決壊等の災害から、住民の生命・身体及び財産の安全を確保するために、河川及びため池・保水池の整備を関係機関と協議のうえ実施し、災害予防対策を進める。

第1 河 川

1 河川の現況

1級河川	加古川、万願寺川、東条川、桜谷川、前谷川、山田川、大島川、万勝寺川、中谷川、大畑川
2級河川	無し
準用河川	粟生川、河合中川
普通河川	黍田谷川、桜谷川、際谷川、広島川、筋谷川、岩倉谷川、島谷川、西谷川、小西谷川、長尾川、後谷川、北谷川、船木川、脇本川、池田谷川、横谷川、遊舟川、中谷川

2 河川改良状況 単位：m（令和6年3月現在）

管理区分 \ 区分	河川数	総延長	改良済延長	未改良延長
国	3	19,100	13,930	5,170
県	9	34,100	14,500	19,600
市	20	30,335	14,123	16,212
計	32	83,535	42,553	40,982

第2 ため池

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導を行うとともに、防災思想の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うほか、次の予防対策を講ずる。

また、ため池に関する防災事業及び改良事業は、年次計画を立てて改修、補修を行う。

- ① ため池の管理上必要な知識及び応急措置の方法等について、ため池管理者及び農家に対して指導を行う。
- ② 地震による、堤防及び堰堤の破損の応急資材を準備する。
- ③ 監視人の配置
- ④ 関係機関に対する通報体制の整備
- ⑤ 緊急連絡体制の整備等の推進
- ⑥ 避難に係る判断に必要な情報を地元住民に提供

第3 防災重点農業用ため池

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるものとして防災重点農業用ため池として位置付けたため池について、決壊した場合に影響度が大きいため池のうち特に改修が必要なため池の整備を計画的に進め、また、利用実態・管理実態のないため池の廃止を計画的かつ着実に進める。

[資料] 防災重点農業用ため池

第4 ため池防災減災対策の推進

防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定する。

(1) 計画年度

令和3年度～令和12年度

(2) 「ため池防災工事等推進計画」

防災工事などの推進計画（対象ため池一覧）

ため池の名称	所在地	堤高（m）	堤長（m）	総貯水量 （千m ³ ）	完成年度
檜谷池3号	小田下町	7.0	64	12	
女池	来住町	7.5	160	95	
八ヶ池	河合中町	5.6	859	250	
風呂ヶ谷池	久保木町	9.3	145	93	
下鹿野谷池	敷地町	8.2	195	115	
権現池	王子町	7.4	135	81	R5
大池	王子町	10.5	281	348	
三角山1号池	檜山町	6.7	26	2	R5
三角山2号池	檜山町	4.6	28	3	R4
鐘谷奥池	垂井町	4.0	21	1	R5
境田池	西脇町	4.2	65	13	
小-102	市場町	6.1	37	2	
大亀谷池	榊町	6.2	35	3.5	
操谷3号（タバ池）	曾根町	7.1	75	16	
操谷上池 （奥タバ池）	曾根町	7.6	52	8	

第11節 交通関係施設の整備

災害時における避難、救助作業を安全かつ迅速に行うため道路、橋梁の改良整備を図るとともに、鉄道施設についても、線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

第1 道路施設の整備

1 国道の整備

国道175号については、小野市内通過部分は平成12年4月に4車線(片側2車線)で供用開始されている。

2 県、市道の整備

(1) 道路の新設と改良

- ① 避難及び救助作業が迅速かつ安全に遂行できるよう新設、改良を行う。
- ② 国道175号に接続させるそれぞれの道路を新設、改良する。
- ③ 都市計画道路を新設する。

(2) 道路舗装等

道路面の崩壊を防止するため、舗装、擁壁工等を施工し交通の確保を図る。

(3) 崩土及び落石防止

崩壊を防止するため土留、擁壁、防止網、モルタル吹付等を行う。

【道路の状況】

単位：m（令和6年3月現在）

区分 \ 項目	延長総数	舗装済	改良済	未改良
国 道	8,339	8,339	8,339	0
県 道	70,896	69,388	62,773	8,123
市 道	473,816	449,255	367,988	105,828
総 数	553,051	526,982	439,100	113,951

【橋梁の状況(橋長が2m以上のもの)】

単位：箇所（令和6年3月現在）

区分 \ 項目	総 数	木 橋	永久橋	混合橋	内 交通不能橋	内 荷重制限橋
国 道	5	0	5	0	0	0
県 道	70	0	70	0	0	0
市 道	263	0	260	3	0	9
総 数	338	0	335	3	0	9

第2 鉄道施設の整備

1 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部兵庫支社（加古川線）

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面及び土留の維持補修並びに改良強化
- (4) 一般災害に対する災害防止対策の確立
- (5) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (6) その他防災上必要な設備改良

2 神戸電鉄株式会社

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 排水施設の維持補修並びに改良強化
- (3) 法面及び土留施設の維持補修並びに改良強化
- (4) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (5) 踏切の維持補修及び改良強化
- (6) その他防災上必要な設備改良

3 北条鉄道株式会社

災害を予防するため、概ね次の各号に掲げる事項について計画を実施する。

- (1) 踏切の維持補修及び改良強化
- (2) 法面及び土留施設の維持補修並びに改良強化
- (3) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (4) その他防災上必要な設備改良

第3 ヘリポート対策の実施

1 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

市は、災害時の負傷者の迅速な搬送が必要な場合に備え、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平時から学校関係者と協議する。

(1) 県が指定する小野市のヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大池総合公園野球場	王子町 917 - 1	62 - 7000
2	河合運動広場	河合中町 48 - 2	66 - 5160
3	市民研修センター運動場	福住町 247 - 5	67 - 0044

(2) 県下の地区別のヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況

地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
箇所数	25	16	25	20	27	33	36	36	23	27	268

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第12節 ライフライン関係施設の整備

上水道、下水道、電気、ガスなどライフラインは、市民の日常生活だけでなく災害対応上も欠くことのできない重要な施設であり、これらライフラインが被害を受けた場合、避難活動、救護活動及び復旧活動など様々な方面にわたって深刻な影響を与えることが予想される。また、これらの機能低下がもたらす都市機能の麻痺は、社会経済全体に影響を及ぼし、復旧・復興の遅れにつながる。

このため、ライフライン施設については、事前の予防措置を日頃から講じておくことを基本として、耐震性の強化をはじめ被害の軽減のために各種対策を積極的に実施するものとする。

第1 電力施設の整備等（関西電力送配電㈱ 姫路本部）

安定した電気供給の確保するため、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

1 防災上必要な教育に関する事項

事業者は、地震に対する認識を深め、防災意識を高揚するため、次の教育を継続的かつ積極的に実施する。

- (1) 地震に関する予備知識のかん養
- (2) 地震に関する資料の分析研究
- (3) 災害復旧に関する標準工法（作業手順）の確立補導
- (4) 設備要所の的確な掌握及びその補導
- (5) 防災意識の高揚

2 防災上必要な訓練に関する事項

防災士気を振起し、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練を時宜に応じて行う。

- (1) 災害対策情報連絡訓練
- (2) 災害対策復旧計画訓練
- (3) 災害対策実施作業訓練

3 電力施設の予防に関する事項

- (1) 防災対策組織の整備については非常災害対策要領に基づき、次の組織体制をとる。

- ① 情報連絡会議
- ② 非常災害対策支部

- (2) 災害発生の予防について恒久的設備計画並びに応急対策計画に関し、次の対策を推進する。

- ① 地震対策
- ② 台風、洪水、集中豪雨等の対策
- ③ 雷害対策
- ④ 通信設備の確保

4 災害備蓄制度の運用に関する事項

災害対策資材の確保及び輸送配置に関し、的確な運用を行う。

5 漏電による事故防止に関する事項

電気工作物の適正管理を推進して、漏電による火災、人身事故を未然に防止するため、つぎの具体的事項を実施する。

- (1) 樹木、看板等による接触防止措置
- (2) 配電設備の巡視点検及び定期絶縁検査の計画実施
- (3) 家電機器の正しい使い方PR及び不良電気設備の改修促進

第2 水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せずに迅速な復旧を可能とする水道施設の整備とそれに関する防災対策について定める。

1 水道施設の耐震化

水道事業者等は、次の重要度の高い基幹施設等について耐震性の診断を行い、その結果に基づき耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良と合わせて計画的に耐震化を進めることとする。

重要度の高い基幹施設	① 浄水場、配水池等の構造物 ② 主要な管路
防災上重要な施設	① 避難所、救急病院 ② 社会福祉施設
水道施設の機能を十分に発揮させるために必要な施設	① 情報伝送設備 ② 遠隔監視・制御設備 ③ 自家発電設備

また、水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めることとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

2 水道施設の保守点検

水道事業者等は、水道施設の維持管理のため、貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行うこととする。

3 水道施設の新設等

水道事業者等は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、老朽施設（管路）を計画的に更新することとする。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可とう継手の採用

4 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（仕切弁の設置）による被害区域の限定化を図ることとする。断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

5 図面の整備

水道事業者等は、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の状態を把握することとする。

第3 下水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せずに迅速な復旧を可能とする下水道施設の整備とそれに関する防災対策について定める。

1 施設の耐震化

施設管理者は、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（（社）日本下水道協会）に基づき、新設・増設施設について耐震設計を行うこととする。また、既存施設についても同様に耐震診断を行い、現況把握し計画的に整備を進めることとする。

- (1) 新基準に基づく耐震構造計算の実施
- (2) 耐震性の高い材料の採用
- (3) 伸縮可とう継手の採用

2 保守点検

施設管理者は、平時から巡視及び点検を実施し、施設の現状を把握するとともに老

朽施設、故障箇所 の改善を実施することとする。

3 災害用資機材の整備

施設管理者は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。

第4 公衆電気通信施設防災対策（NTT西日本(株) 兵庫支店）

災害対策基本法により会社がとるべき地震防災に関する措置について、基本となる事項を定める。

1 通信施設の強化

(1) 建物及び鉄塔

独自の構造設計指針により耐震設計の実施及び建築基準法で定める基準に満足するように設計している。また、診断及び補強も実施する。

(2) 所内設備

① 機械設備

建物に設備している交換機、伝送設備などについて振動による倒壊、損傷を防止するため、局舎のハリ、壁及び床等に支持金物でボルト固定を施すとともに、各装置に搭載している電子部品等も脱落やずれが生じないように固定し耐震補強を実施することとする。

② 電力設備

電力設備は、受電装置、整流装置、信号電源装置、蓄電池及び自家発電装置から構成されている。これらの装置は、耐震対象に指定され、建物へ支持金物により固定し、また、蓄電池には耐震枠による移動防止等の対策を講じているが、さらに発電装置系の始動用補給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震設計を実施するとともに、相互応援給電網の実現について検討を行う。

(3) 所外設備

架空ケーブルの地中化を計画的に推進することとする。

2 災害対策用機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備のため、次のものを整備する。

① 可搬型無線機（TZ-403D）

② 可搬式デジタル無線方式（11P-150M）

(2) 災害対策用機器の整備・充実のため、次のものを整備する。

① 応急復旧ケーブル

② 非常用可搬型デジタル交換装置、汎用多重化装置衛星車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 排水ポンプ

(3) 防災体制

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(4) 演習内容

① 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

② 演習方法

ア 広域規模における復旧シミュレーション

イ 営業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ 防災機関における防災総合訓練への参加

第5 (一社)兵庫県LPガス協会の取組

1 防災システムの強化

(1) 集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム(救急コール)にも活用することとする。

(2) 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(3) 地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。

(令和2年5月末現在)

ブロック	地 域	防災事業所の種類・数		
		充てん所	LPガススタンド	容器検査所
東 播	小野市・西脇市・三木市 ・加西市・加東市・多可町	6	4	2

2 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

(2) 相互協力体制の確立

① (一社)兵庫県LPガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県LPガス協会、(一社)福井県LPガス協会で開催する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

② 大阪ガス(株)と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

③ (一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

3 防災訓練等の実施と参加

(1) 各防災事業所にあつては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施することとする。

(2) ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。

(3) 県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

4 災害防止のための普及・啓発活動の実施

(1) 年間を通じ、県下各地でLPガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

(2) 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図ることとする。

(3) 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図ることとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(4) 兵庫県並びに県下の市町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備え、①災害支援協定の締結に努める、②避難所となる学校などに対し、災害発生時に炊き出しや発電等に利用可能な非常用燃料として、L Pガスを備蓄できる災害対応用バルクシステムの普及に努める。

第5章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

第1節 住宅再建共済制度の推進

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて創設した兵庫県住宅再建共済制度の普及浸透について定める。

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支えあうことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向け一人でも多くの市民の加入促進を図ることとする。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

(兵庫県住宅再建共済制度の概要)				
区 分	住宅再建共済制度		マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成17年9月		平成19年10月	平成22年8月
対 象	全ての私有住宅（併用住宅、賃貸住宅等を含む）		マンションの共用部分（1棟単位）	住宅に存する家財（ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入）
加 入 者	住宅の所有者		マンションの管理者等	住宅に居住する者（住宅の所有の有無を問わない。）
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			
共済負担金	1戸につき年額5,000円 （加入初年度は月額500円（上限5,000円））		年額2,400円×住戸数 （加入初年度は月額200円×月数×住戸数）	1戸につき年額1,500円 （加入初年度は月額150円（上限1500円）） ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、年額1,000円（加入初年度は月額100円（上限1,000円））
準半壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。 （加入初年度は月額50円（上限500円））		上記負担金に追加して年額250円×住戸数。 （加入初年度は（月額25円×月数）（上限250円）×住戸数）	
複数年一括支払い割引	3年準半壊特約	1戸につき1,000円 （1戸につき100円）	500円×住戸数 （50円×住戸数）	1戸につき300円 ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、200円
	5年準半壊特約	1戸につき2,000円 （1戸につき200円）	1,000円×住戸数 （100円×住戸数）	1戸につき600円 ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、400円
	10年準半壊特約	1戸につき5,000円 （1戸につき500円）	2,500円×住戸数 （250円×住戸数）	1戸につき1,500円 ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、1,000円
共済給付金	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円		○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
準半壊特約	○準半壊（損害割合が10%以上）で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊（損害割合が10%以上）で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円		○準半壊（損害割合が10%以上）で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊（損害割合が10%以上）でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	

(注) 1 住宅再建共済制度
 (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
 (2) 加入者が自ら居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。
 2 マンション共用部分再建共済制度
 県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。
 3 家財再建共済制度
 賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第6章 その他の災害の予防対策の推進

第1節 危険物等の事故の予防対策の推進

消防法別表第1に定める危険物による災害を予防し、また、災害時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

第1 危険物製造所等

- 1 危険物製造所等の所有者、管理者または占有者（以下、所有者等という。）は消防法及び消防法に基づく関係規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期することとする。
- 2 危険物製造所等の所有者等は施設の規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理者及び取扱い基準を遵守することとする。
- 3 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施することとする。
 - (1) 自主保安体制の確立
防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努めることとする。
 - (2) 事業所相互の協力体制の確立
危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努めることとする
 - (3) 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全対策を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

第2 県、市、消防本部の保安対策

- 1 県、市、消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準の適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。
- 2 県、市、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。
 - (1) 危険物施設の把握と防災計画の策定
関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
 - (2) 監督指導の強化
関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立ち入り検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。
 - (3) 消防体制の強化
市及び消防本部は、各事業所の火災防災計画を策定するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。
 - (4) 防災教育
関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこと。

第3編 地震災害応急対策計画

地震発生後の防災機関の動きとしては、まず被害規模の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに避難対策、必要な生活支援（食料、水、生活必需品等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくことになる。このほか、広域的に人的・物的支援を円滑に受け入れることになる。これら災害応急対策について計画する。

第1章 組織の設置

小野市の地域にかかる災害による被害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、迅速かつ効果的な応急対策を実施するための組織に関する計画である。

第1 小野市災害対策本部

災害対策基本法及び小野市災害対策本部条例に基づき本市の地域について災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、小野市が設置するもので、本部長（市長）が市長部局及び各行政委員会事務局等の職員を統括し、災害予防及び災害対策の実施の強力な推進を図るための小野市の組織である。

小野市災害対策本部（以下この章において「本部」という。）における会議は、本部長が招集し、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると認められるときは、災害対策基本法の規定に基づき本部を設置し、活動方針について協議、決定する。

第2章 動員の実施

地震災害が発生した場合、その規模に応じて職員を迅速に動員・配備し、効果的に災害応急対策を実施するための体制の整備について定める。市は、動員する職員の健康管理を徹底するものとする。

第1節 動員・配備体制

第1 震度等と防災指令との関係

本部長は、地震の規模等及び被害が発生する恐れ、又は被害が発生した場合は、災害の規模及び種類等に応じ、段階的に必要な職員を動員するものとする。また、本部設置後に防災指令を発令し、配備体制を整え災害に対応するものとする。

1 防災指令の発令基準と配備体制

地震の規模等による小野市の防災指令の発令基準と配備体制は次表のとおりとする。ただし、消防本部は、別に定める計画によるものとする。

防災指令の発令基準	防 災 指 令 (本部長が発令)	配備体制
◆小野市で震度3	※この段階での災害対策本部の設置はないため防災指令の発令はなし。	連絡員待機
◆小野市が震度3、かつ近隣市（加古川市・三木市・加東市・加西市）のいずれか1市が震度4以上、若しくは兵庫県南東部で震度4以上が観測された場合		警戒配備体制
◆震度4 ◆災害が発生する恐れがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき	防災指令第1号	⇒ 第1号配備体制
◆震度5弱以上 ◆災害が発生する恐れがあるとき ◆小規模な災害が発生したとき	防災指令第2号	⇒ 第2号配備体制
◆震度6弱以上 ◆大規模な災害が発生する恐れがあるとき ◆大規模な災害が発生したとき	防災指令第3号	⇒ 第3号配備体制

2 臨時配備体制

地震の規模等により被害が発生した場合において、本部長が到着し災害対策本部が設置されるまでの間の臨時的な体制について定める。

なお、実施責任者は本部室長（市民安全部長）とするが、防災班長（防災グループリーダー）が事務を代行する。

臨時配備体制は次のとおりとする。ただし、消防本部は、別に定める計画によるものとする。

配備体制	配備体制の基準	実施責任者	配備・参集職員及び活動内容
第1号臨時配備体制	防災指令第1号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆防災班・道路可1班・産業班の班長及びあらかじめ指定された各班職員が所定の配備につく。 ◆災害対策本部の準備 ◆災害発生に応じて第2号臨時配備体制を敷く。
第2号臨時配備体制	防災指令第2号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆あらかじめ市長が任命した職員及び係長以上の職員が配備につく。 ◆防災指令第2号の配備準備にあたる。 ◆災害発生に応じて第3号臨時配備体制を敷く。
第3号臨時配備体制	防災指令第3号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆全職員が配備につく ◆防災指令第3号の配備準備にあたる。

(1) 勤務時間内の臨時配備体制

職員は、第1号及び第2号臨時配備体制の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各体制を敷く。

(2) 勤務時間外の臨時配備体制及び参集職員

参集職員は、第1号及び第2号臨時配備体制の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各体制を敷く。

ただし、その他の職員にあっては、本部の組織体制に基づく連絡確認を取ったうえで、所定の配備へ速やかに行動できるよう万全の準備をして自宅で待機する。

(3) 配備体制の移行

本部長が到着し本部が設置された場合は、本部長の防災指令の発令により配備区分をそれぞれ第1号配備体制、第2号配備体制、第3号配備体制へ切り替えるものとする。

災害対策本部 (未設置)	災害対策本部(設置後)	
	本部長が発令	臨時配備から移行
第1号臨時配備体制 ⇒	防災指令第1号 ⇒	第1号配備体制
第2号臨時配備体制 ⇒	防災指令第2号 ⇒	第2号配備体制
第3号臨時配備体制 ⇒	防災指令第3号 ⇒	第3号配備体制

※ 警戒配備体制の時点では、災害対策本部を設置することがないため配備体制の移行はない。

第2 動員配備

1 職員の参集

各配備体制による参集職員は次表を基準とし、災害状況等により各部長の指示のもと参集人員を定めるものとする。

【配備体制参集職員表】

本 部 室 又 は 部 名	班 名	警 戒 配備体制	第 1 号 配備体制	第 2 号 配備体制	第 3 号 配備体制
本部室	防災班	1 9	2 7	3 0	全 職 員
	環境業務班				
	秘書班	2	2	3	
	企画班	1	1	3	
総務部	総務班	1	3	6	
	情報収集班	1	2	3	
	広報班	1	2	4	
	財政・輸送班	1	3	6	
	会計班	1	1	2	
	応援班	1	7	1 4	
市民福祉部	要配慮者支援・ 避難所運営班	5	1 2	1 3	
	感染対策班	1	4	7	
	地域振興部	道路河川班	8	2 3	
まちづくり班					
産業班					
観光班					
地域振興部協力班					
水道部	水道班	5	5	1 0	
消防部	消防班	(状況により消防長が決定する)			
教育部	教育部本部	1	2 6	6 0	
各配備体制での参集職員合計		4 9	1 1 6	2 1 5	全 職 員

※ 第3号配備体制は再任用職員、会計年度任用職員を含む全職員を対象とする。

【北播磨総合医療センターの参集体制】

配備体制	警戒配備体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
参集職員数	北播磨総合医療センターの対応マニュアルに定めるところによる			

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

2 参集体制（自主参集）

各職員は、防災指令の発令基準の規模の地震が発生した場合、配備体制に準じて自主的に参集し配備につくものとする。なお、地震情報はテレビ等で自主的に収集し、防災センターや消防本部への問い合わせ等の電話は一切行わず、参集するものとする。

防災指令の発令基準	配備体制（自主参集職員）
◆小野市で震度3	連絡員待機（防災グループ員）
◆小野市が震度3、かつ近隣市（加古川市・三木市・加東市・加西市）のいずれか1市が震度4以上、若しくは兵庫県南東部で震度4以上が観測された場合	警戒配備体制（45名）
◆震度4 ◆災害が発生する恐れがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき	第1号配備体制（110名）
◆震度5弱以上 ◆災害が発生する恐れがあるとき ◆小規模な災害が発生したとき	第2号配備体制（212名）
◆震度6弱以上 ◆大規模な災害が発生する恐れがあるとき ◆大規模な災害が発生したとき	第3号配備体制（全職員） ※再任用職員、会計年度任用職員を含む全職員を対象とする。

3 参集職員の行動（勤務時間外に地震が発生した場合）

- 職員自身又は家族の被災により配備につけないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- 居住地周辺で大規模な被害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡する。ただし、災害対策本部員、部長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。（市の災害対応に従事するため。）
- 原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により配備につくこと。但し、市外在住職員で交通網の途絶等により参集が困難な場合は近隣在住職員間での乗り合せ等を行い、速やかに配備につくこと。
- 参集途上において、災害状況をできるだけ把握し、到着後各班長を通じて「本部室」へ報告する。
- 地震の規模に応じて、職員自らの食料及び飲料水を確保し参集する。

第3章 災害情報等の収集・伝達・報告

地震災害発生時には、正確、迅速な被災状況等の情報が的確な応急対策に繋がることから、情報の輻輳を避け、統制ある情報収集及び伝達のための計画を定めるものとする。

第1節 情報等の収集

第1 情報収集機関（市外局番：0794）

	電話番号	FAX
小野市役所	63-1000（代表）	63-6600
市民安全部防災グループ（防災センター3階）	63-3387（直通）	63-1093
消防本部	63-0119（代表）	63-6699

- （注） 1 担当者が不在の場合は、電話を受けた者が責任をもって情報を受信すること。
 2 上記以外の部署に連絡が入った場合は、その部署で情報を聞き取った後、担当の部署へ連絡すること。

第2 休日等における情報収集機関

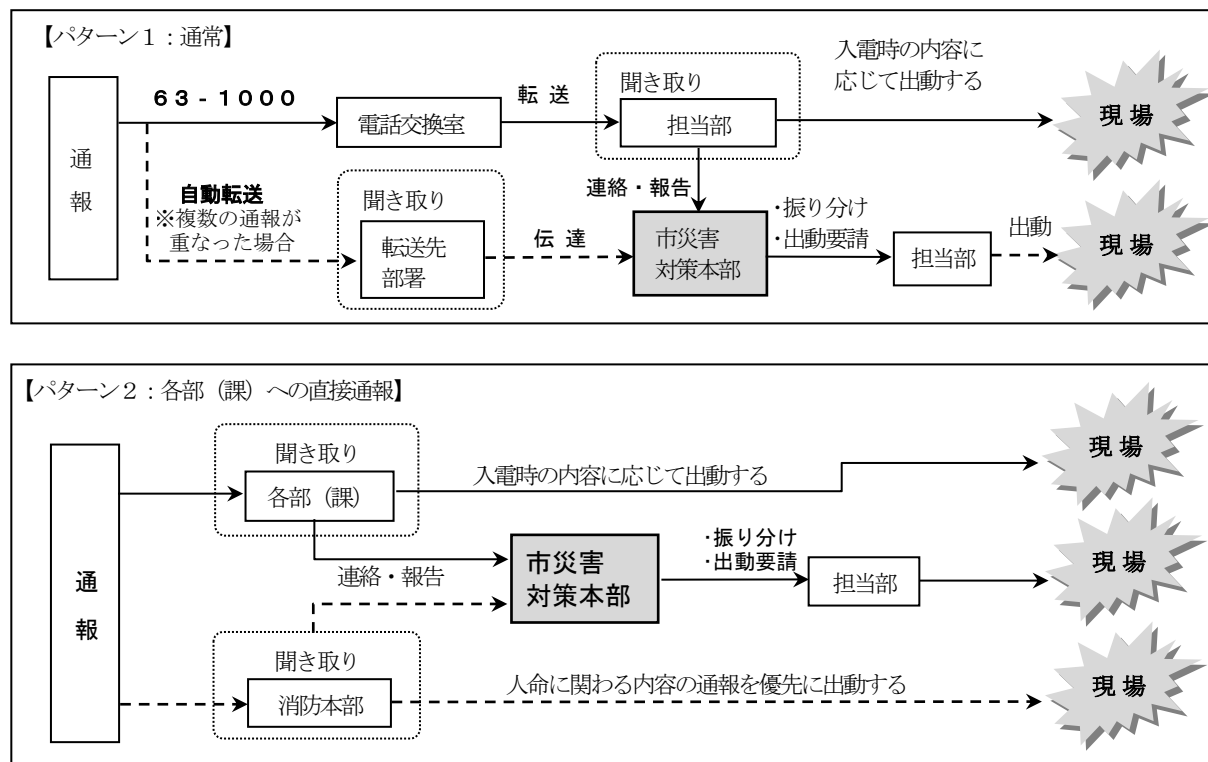
時間帯		午前8:45～午後5:15	午後5:15～午前8:45
平日	通常時	市民安全部防災グループ	消防本部
	災害対策本部設置後	災害対策本部	
土日祝祭日	通常時	消防本部	
	災害対策本部設置後	災害対策本部	

第3 市民等からの災害情報等の収集

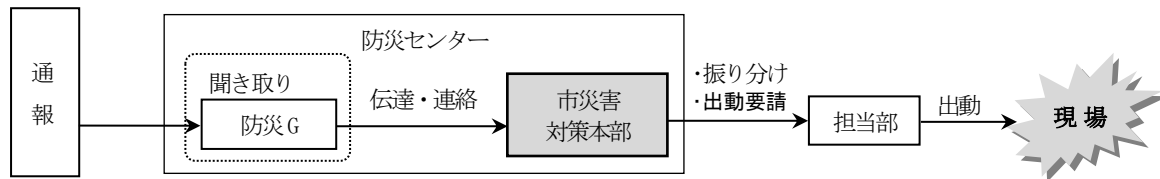
地震が発生した際の市民等からの通報による災害情報の収集は、次のように行うものとする。

1 市民からの通報対応系統

(1) 庁舎に被害がない場合（平日8:45～17:15）

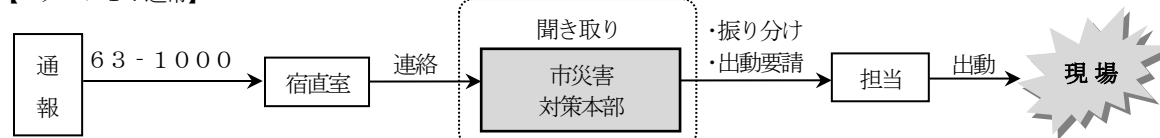


【パターン3：防災センター（防災G）への直接通報】



(2) 庁舎に被害がない場合（平日17:15～翌8:45、土日祝祭日）

【パターン1：通常】



※「パターン2：各部（課）への直接通報」、「パターン3：防災センター（防災G）への通報」は、平日と同様に取り扱う。

2 収集する情報の種類

担当課の職員は、次の情報の収集を行なうものとする。

収 集 情 報

- ① 震度情報（地震）
- ② 気象情報（風水害）
- ③ 人的被害状況
- ④ 家屋被害の状況
- ⑤ 火災状況
- ⑥ 道路交通の状況（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路障害、落橋等）
- ⑦ 交通機関の運行状況
- ⑧ 電気、ガス、水道、下水道、通信等のライフラインの状況
- ⑨ 公共施設の被害等
- ⑩ その他市民生活に関する情報

(注)被害状況等の収集報告は迅速に行い、対応の時期を失することがないようにしなければならない。

第4 現場の被害状況等の収集

1 被害状況の報告

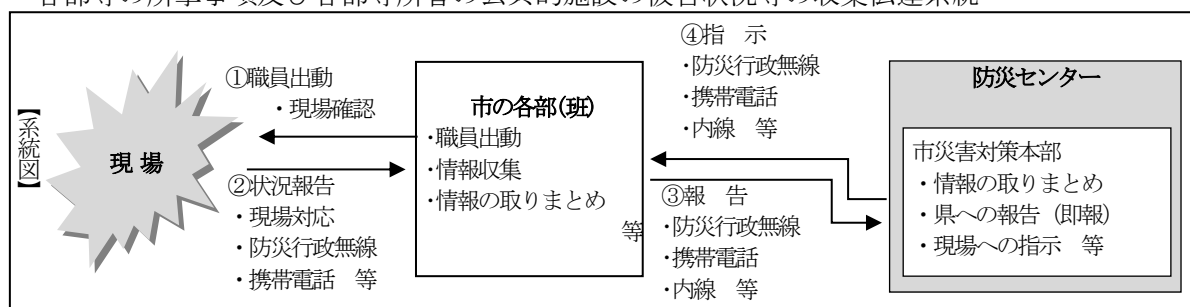
災害により人的被害又は住家その他に被害が発生したときは、次の区分及び各班の任務に従って本部へ報告するものとする。

	報 告 内 容
① 発生報告	災害発生の日時、場所、災害の原因、人的被害、住家の被害状況、応急対策措置等の概況を電話、防災行政無線により伝達・報告する。
② 中間報告	被害状況が判明するに従って前号の要領で逐次報告する。
③ 決定報告	被害状況が正確なものと決定したときは、書面をもって本部室情報連絡班に報告する。
④ 災害発生、中間、決定の報告に基づき情報連絡班は全市被害状況調書を作成し、直ちに本部に報告しなければならない。	
⑤ 報告を受けた本部は、速やかに県災害対策本部へ報告するものとする。	

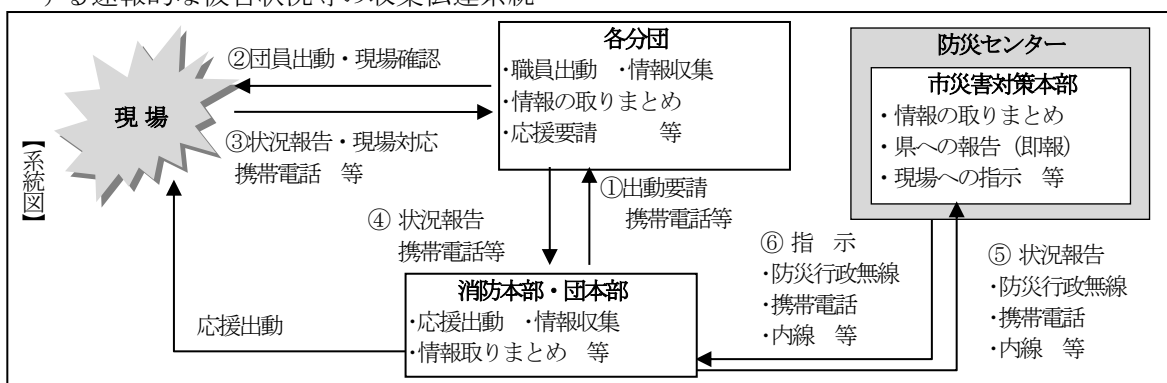
2 被害状況の収集系統

(1) 救助を要する一般被害に関する被害状況等の収集伝達系統 及び

各部等の所掌事項及び各部等所管の公共的施設の被害状況等の収集伝達系統

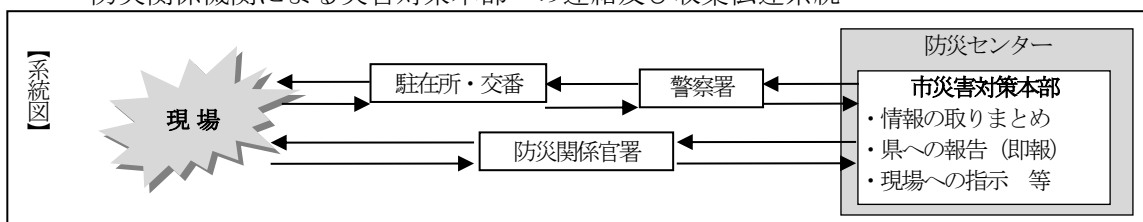


(2) 災害の種類を問わず、市民の生命、身体及び財産に係る災害及び市民生活に影響のある災害に関する速報的な被害状況等の収集伝達系統



(3) その他の収集系統

防災関係機関による災害対策本部への連絡及び収集伝達系統



(4) その他の機関への伝達計画

◆水防本部 (災害対策本部消防部)	「小野市水防計画」に定めるところによる。
◆災害対策教育部本部 (災害対策本部教育部)	「小野市教育防災計画」に定めるところによる。
◆災害対策医療センター部 (災害対策本部医療センター部)	「北播磨総合医療センター災害対応マニュアル」に定めるところによる。

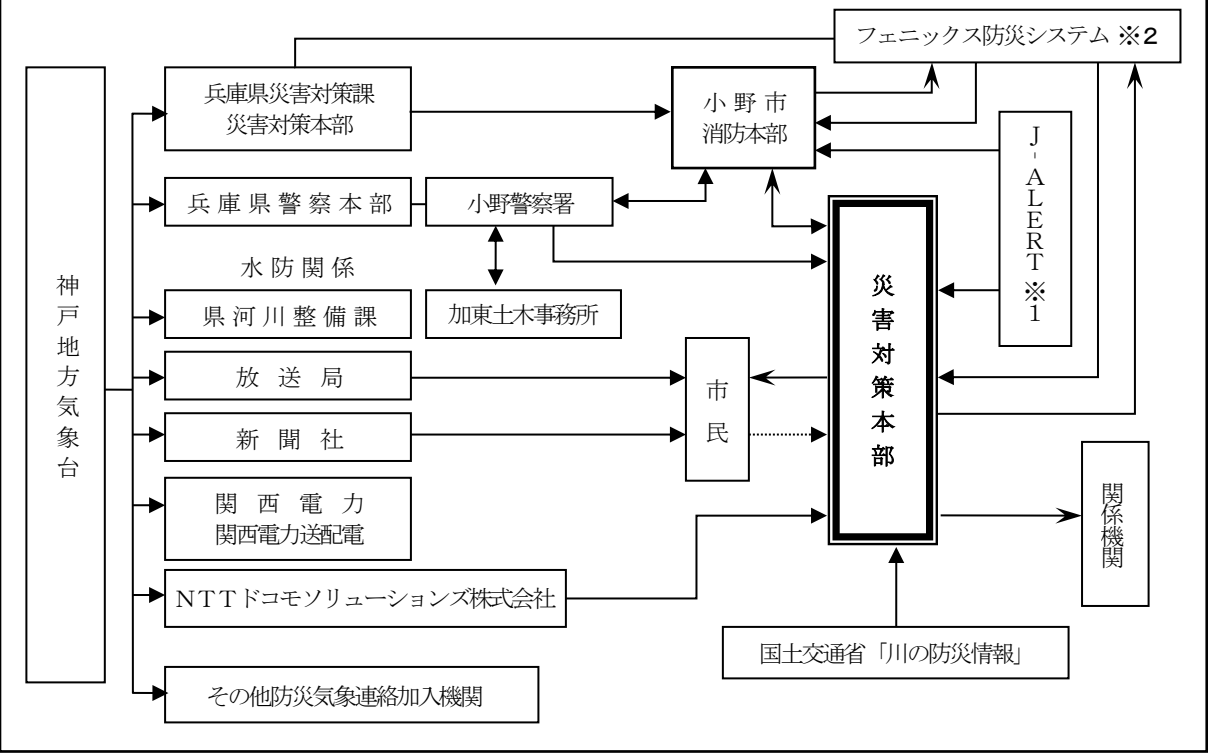
第2節 気象情報等の収集・伝達

第1 地震及び津波に関する情報の発表・伝達

神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

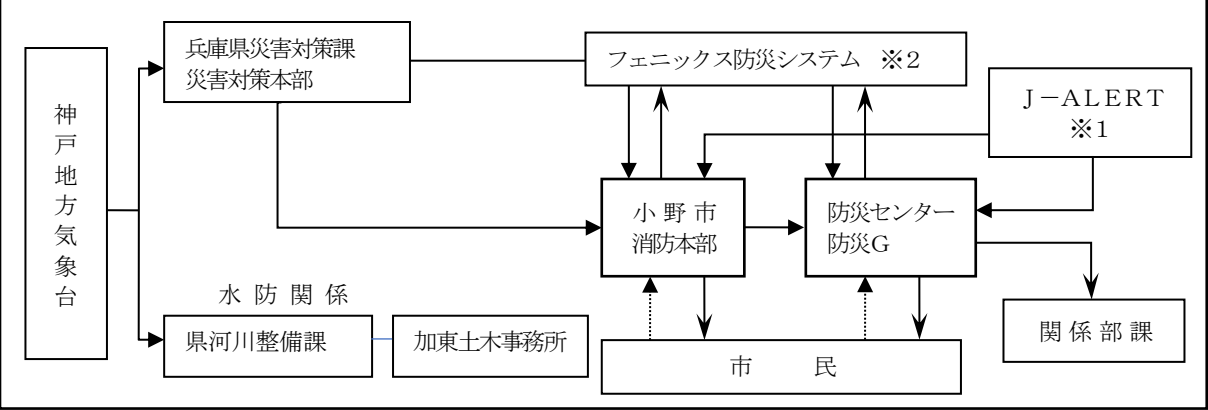
1 伝達系統図

(1) 災害対策本部設置後の場合



(2) 災害対策本部設置前の場合

台風・梅雨前線による豪雨等の水防関係の情報伝達は次の要領による。



※1 J-ALERT（全国瞬時警戒システム）

緊急地震速報、気象警報等を受信した場合は、自動的に庁内放送で市役所庁舎内の職員へ情報が伝達されるとともに、携帯メールにより部長等にも伝達される。

※2 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（以下：フェニックス防災システム）

地震情報は本市設置の計測地震計により直接得られるとともに、オンライン及び電話等により、兵庫県、消防庁へ伝達される。また同時に各関係機関へも県から伝達され、各放送局（NHK、サンテレビ）のデータ放送に反映し、避難状況等が市民に伝達される。

2 地震情報・種類と発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻の速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、※ ¹ 震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※1 次の基準による

- ・その地震による最大震度が「震度6弱以上」→「震度5弱以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度5強又は5弱」→「震度4以上」を観測した市町村名を発表
- ・その地震による最大震度が「震度4又は3」→「震度3以上」を観測した市町村名を発表

（出所：気象庁地震津波業務規則）

第2 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上または長周期地震動階級4を予想した場合は、地震動特別警報に位置付けられている。

緊急地震速報で用いる区域の名称	市町名
兵庫県北部	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
兵庫県南東部	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町
兵庫県南西部	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
兵庫県淡路島	洲本市、南あわじ市、淡路市

【緊急地震速報（警戒）】

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では、強い揺れの到着に間に合わない場合がある。

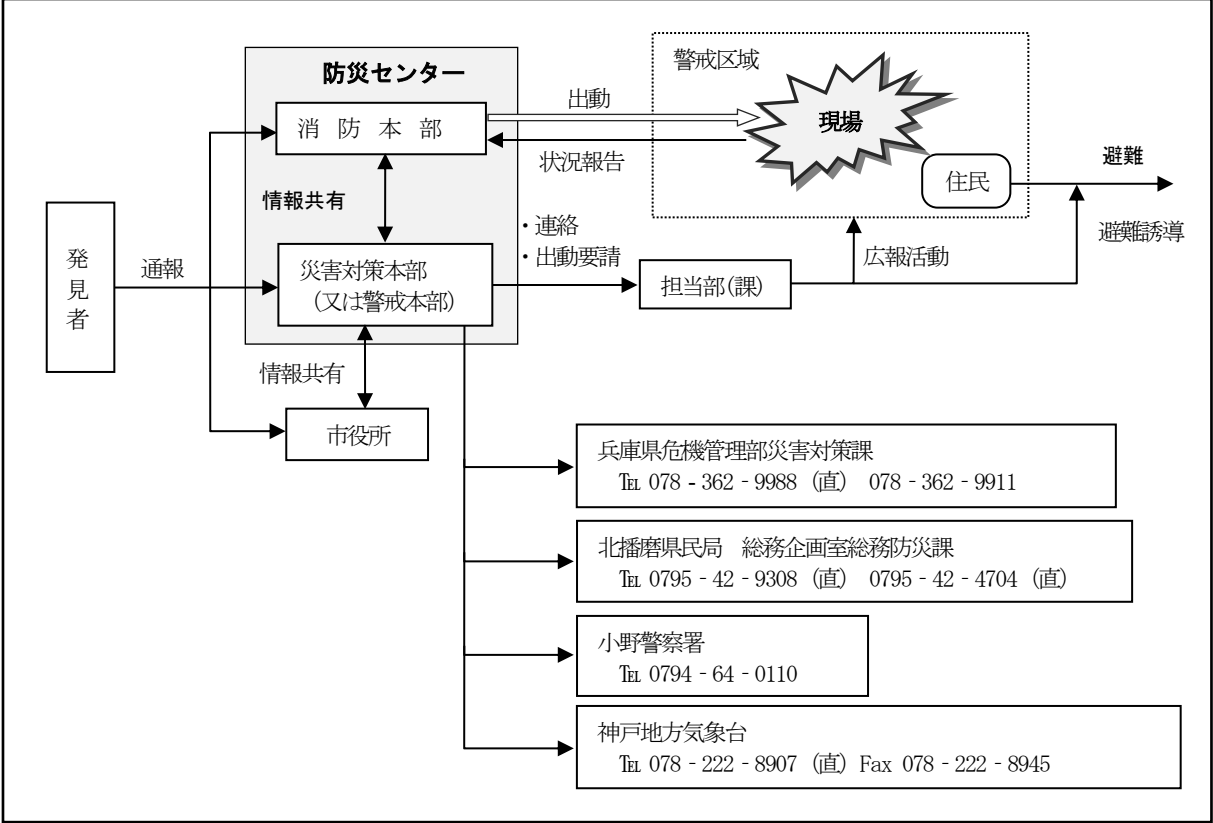
第3節 異常現象等の収集・伝達

市域において異常現象が発生した場合の対応について定める。

1 異常現象の範囲

	定 義
1 出 火	人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であつて、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果がある者の利用を必要とするもの。
2 爆 発	施設、設備等の破損が伴うもの。
3 漏 え い	危険物、指定可燃物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏えい。ただし、次に掲げる少量の漏えいで、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度ものを除く。 (1) 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等施設設備の正常な作動又は操作によるもの。 (2) 発見時に既に漏えいが停止しているもの又は製造等施設設備の正常な作動若しくは操作により漏えいが直ちに停止したもの。
4 破 損	製造等施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏えい等を防止するため、直ちに修復、使用停止等の緊急の措置を必要とするもの。
5 暴走反応等	製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によって制御不能なもの等、上記1から4に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

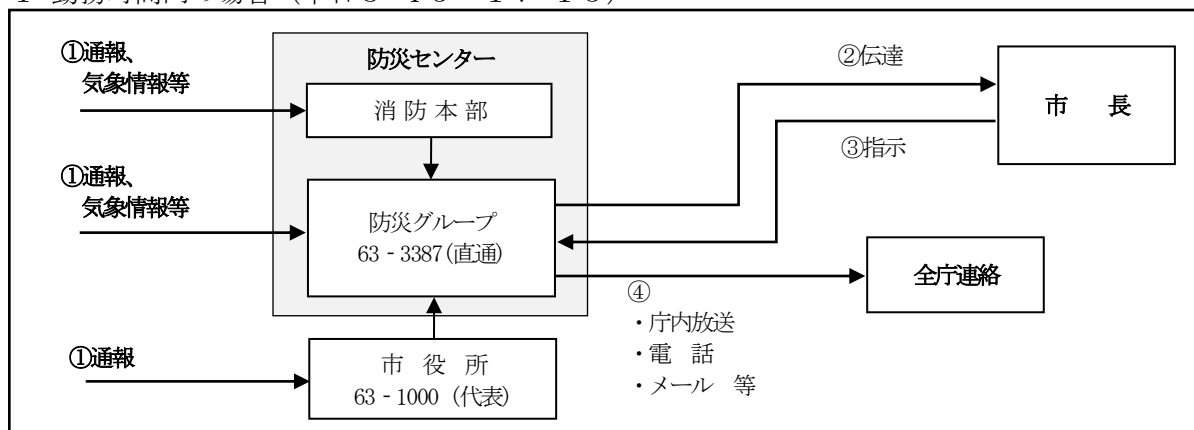
2 通報系統図



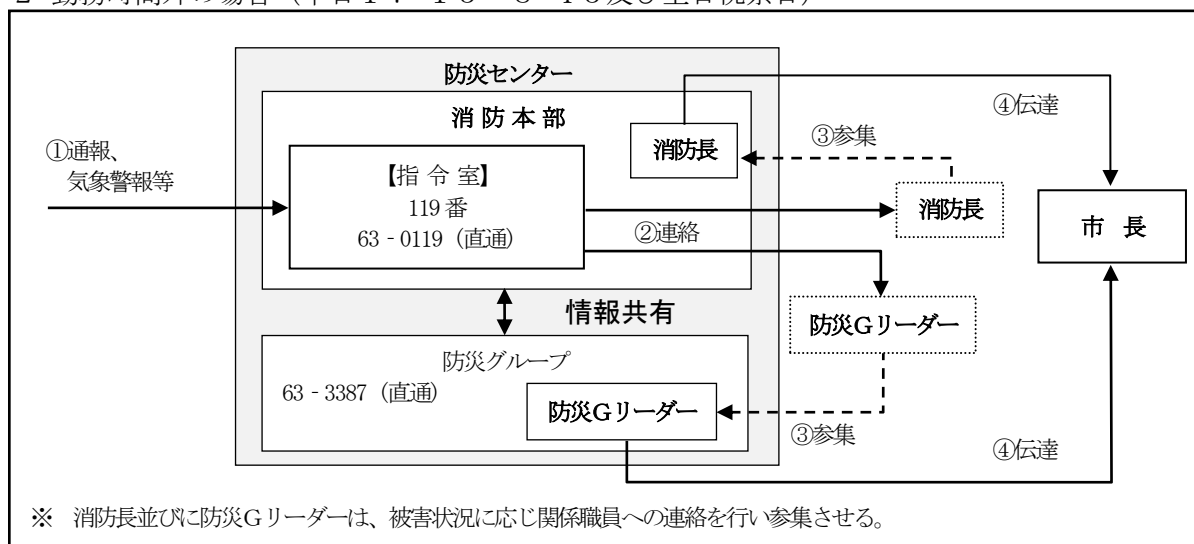
第4節 市組織内の情報伝達

気象予警報等の伝達は、注意報、警報及び重要なものについて行うものとする。

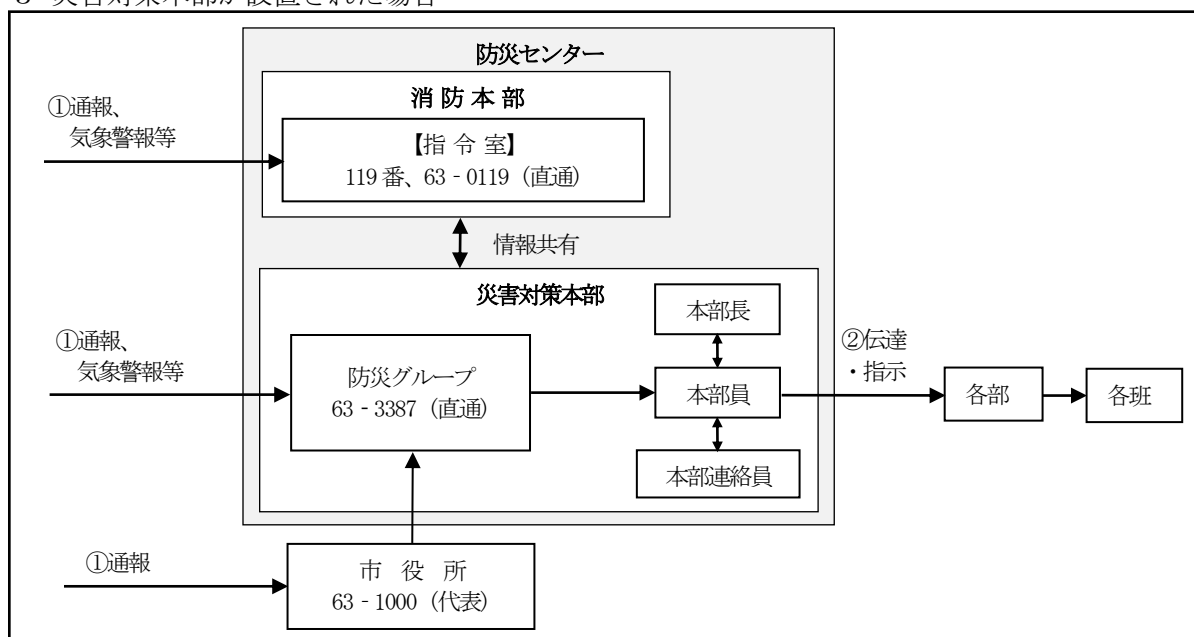
1 勤務時間内の場合（平日 8：45～17：15）



2 勤務時間外の場合（平日 17：15～8：45 及び 土日祝祭日）



3 災害対策本部が設置された場合



第5節 災害情報の収集・報告

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報の収集・報告に関する事項を定める。

第1 県本部に対する災害即報（防災班：市民安全部防災G）

1 実施機関

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、「災害情報」という。）の収集について、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム（SOBOWEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。また、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとし、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。

また、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

2 報告基準

市は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告することとする。

（一般基準）	
①	災害救助法の適用基準に合致する災害
②	災害対策本部を設置した災害
③	①又は②の定める災害になるおそれのある災害
④	自らの市内の被害が軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害が生じている災害（風水害）
⑤	崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
⑥	河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの（雪害）
⑦	雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
⑧	道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの（社会的影響基準）
⑨	災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害（当該市は区域内で震度4以上を記録した地震又は当該市の区域内に被害を生じた地震を指す。）
（その他）	
⑩	災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

3 即報事項

災害即報は概ね次の事項について行うものとする。ただし、下記事項のうち1項目でも災害対策本部において状況把握し、かつ、その内容が重要であると判断されるときはその都度即報するものとする。

事 項	例 示
① 市災害対策本部の設置状況（設置日時、配備体制）	〇〇地域を震源地とする地震の発生に伴い〇月〇日〇時、災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員〇名配置）を指示。なお、当市の震度は〇。 〇〇川の水位上昇及び〇月〇日までの総雨量〇〇ミリに伴い〇月〇日〇時、災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員〇名配置）を指示。
② 気象関係の情報（雨量、風速等）	梅雨前線の活動により〇月〇日〇時から〇月〇日〇時までの間に総雨量〇〇〇ミリに達した。〇日〇時から〇時まで時間雨量〇〇ミリに達し、なお現在降雨が続いている。（なお今後降り続く見込みである。） 地震による地盤亀裂箇所においては厳重な注意を必要とする。
③ 主要河川、ため池の情報（水位あふれる水箇所結果以下初頭）	〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在消防団員〇〇名が出動し応急復旧作業中。 〇〇池の堤体で亀裂発生、決壊防止のため樋門開放し、職員〇〇名で応急復旧作業中。
④ 主要道路、橋梁の不通状況交通機関の不通状況	県道〇〇号線は〇時頃がけ崩れのため〇〇地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明。〇時以降管内のJR、神鉄、バス交通は全てストップしている。
⑤ 電力、通信関係の情報（停電状況、途絶状況等）	〇時以降〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。復旧の見通しは不明。 〇時以降市役所と〇〇地区間の電信不通。 なお、衛星通信は正常に稼働している。

⑥ 水道施設関係の情報 (断水状況等)	○時以降停電に伴い、○○地区約○○○戸が断水中、給水車○台を派遣し緊急給水中。 (今後、自衛隊の派遣を要請するかもしれない)
⑦ ガス施設関係の情報 (供給停止状況等)	○時以降○○地区約○○○戸がガス供給停止。復旧の見通しは不明。
⑧ 避難関係の情報 ・避難命令発令状況 ・避難理由、避難世帯数 ・避難先	○○地区で地震による家屋倒壊が発生。余震の恐れもあり、○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。現在、約○○○世帯が小学校に避難中。 ○○地区で越水による家屋浸水が発生。浸水範囲が広がる恐れもあり、○○地区約○○○世帯に対し避難指示を発令した。現在、約○○○世帯が小学校に避難中。
⑨ 死傷者の発生状況 (人数、原因、姓名、性別、年令等)	○時頃○○地点においてがけ崩れのため男性○名が生き埋めになった模様。現在、消防職員○○名と地元消防団約○○○名が出動し救出にあたっている。
⑩ 住家の被害の概要 (全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水、床下浸水等の概況・原因等)	地震により○○地区において住宅約○○戸が全壊、半壊住宅は約○○戸と推定される。 また、火災の発生により○○地区では住宅約○○戸が全、半焼しており、風向き等により今後延焼範囲の拡大の恐れがある。 (災害救助法適用基準に達するかもしれない)
⑪ 非住家の被害状況 (学校、公民館等公共的施設、その他主要な建物の被害状況)	○時頃○○町公民館が地震発生により倒壊した。 地域避難場所として使用できないので、当該地区住民の避難所は○○小学校とし、現在職員○名で避難誘導中。
⑫ 市災害対策本部のとした主な応急対策実施状況	○○地区に避難命令を発令。 ○現在○○避難所に収容中の○○○名に対して炊出しを実施中。○○川の決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復旧作業中。
⑬ 県への要請事項 (市災害対策本部が応急対策を実施するため必要資機材の調達斡旋に関する要請等)	○○川が決壊したので水防用の土のう○、○○○袋を至急調達して送付してほしい。 ○○地区が孤立しているのでカンパン○○○個を空輸してほしい。 感染症対策用の薬剤○○Kg を至急調達して送付してほしい。
⑭ 災害写真 (記憶媒体及び説明書添付したもの)	被害状況写真。

4 報告系統

市は、県に災害情報を報告することとする。また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めることとする。

県は、市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣（窓口消防庁）に報告することとする。なお、報告すべき災害は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

市は、通信が不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告することとする。

※ 報告系統は、報告内容別に掲載

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第2 報告内容

1 緊急報告

市において災害対策本部を設置し、又は特に報告する必要のある災害（震度4以上）等が生じたときは、県本部に対し災害即報を行う。

- (1) 市は、事務所周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告する。また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみで、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。

- (2) 市は、地震が発生し当該市の区域内で震度5弱以上を記録した場合、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

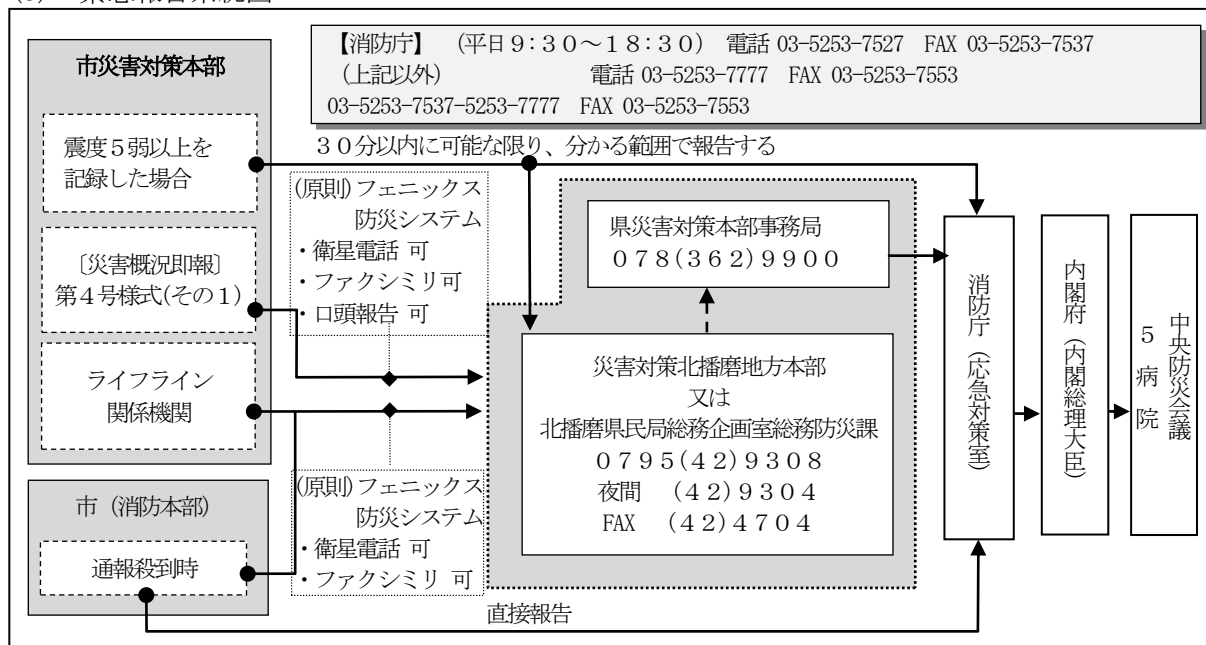
- (3) 市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁は問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にもあとで報告する。

報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等で最も迅速な方法で行うこととする。

- (4) ライフライン関係機関は、供給に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報することとする。

- ① 電話回線の障害状況
- ② 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（高速道路、JR、私鉄等）
- ③ 電力の供給状況
- ④ 水道の供給状況

(5) 緊急報告系統図



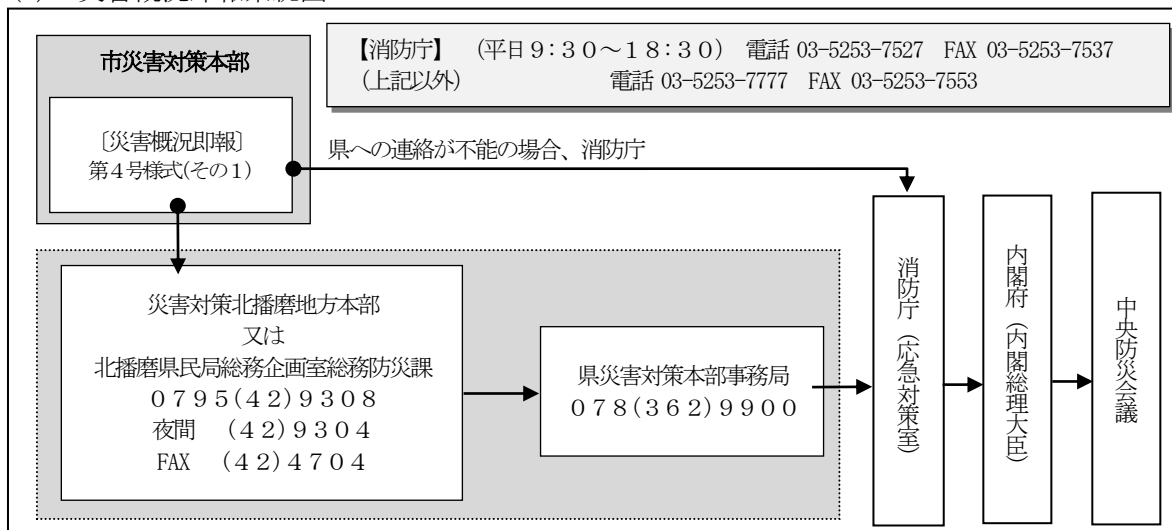
2 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況を十分に把握できない場合）

- (1) 市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害の状況が十分に把握できない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、被害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等で最も迅速な方法で行うこととする。

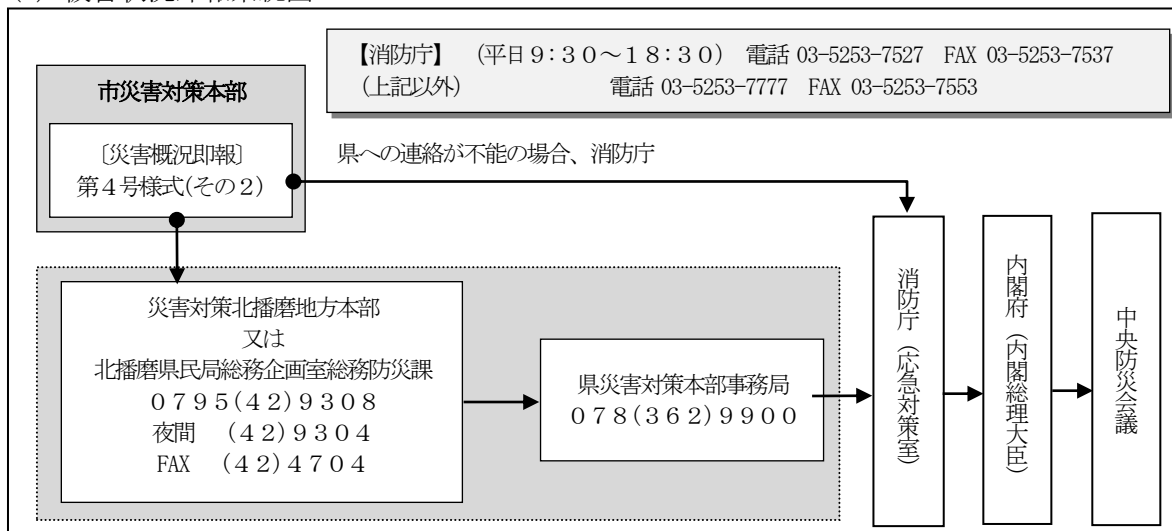
(2) 災害概況即報系統図



3 被害状況即報

(1) 市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で〔被害情報即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告することとする。

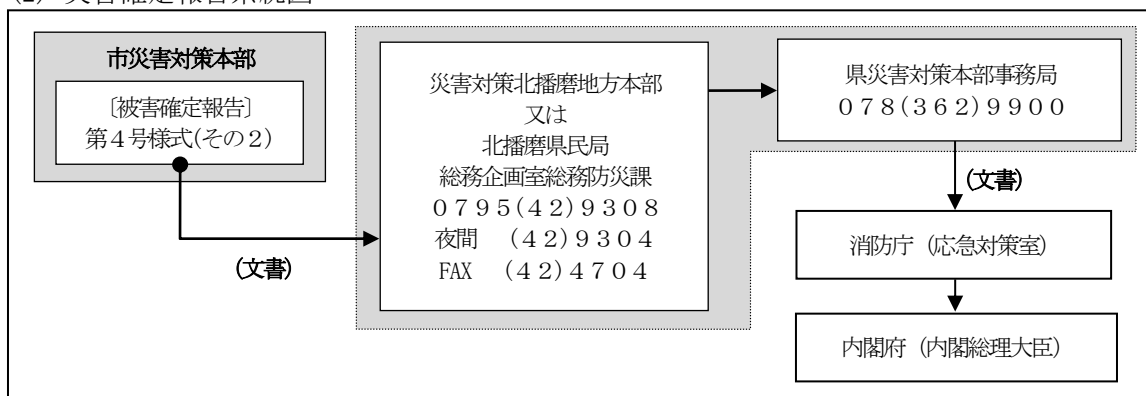
(2) 被害状況即報系統図



4 災害確定報告

(1) 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

(2) 災害確定報告系統図



5 その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防台246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行うこととする。

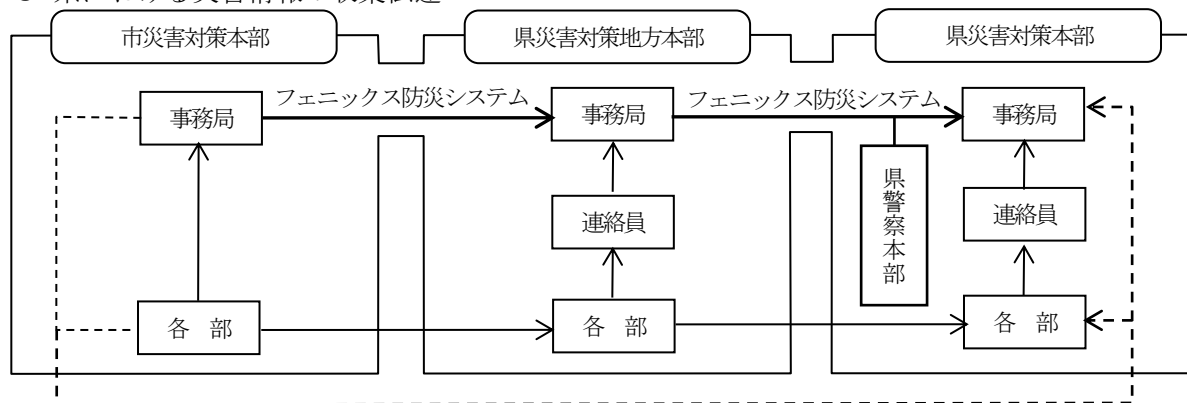
6 消防庁連絡窓口

		平日（8:30～18:15）	左記以外
NTT回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	90 - 49013	90 - 49102
	FAX	90 - 49033	90 - 49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN - 048 - 500 - 90 - 43422	TN - 048 - 500 - 90 - 49102
	FAX	TN - 048 - 500 - 90 - 49033	TN - 048 - 500 - 90 - 49036

7 災害情報の伝達手段

- (1) 防災班は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力する。
- (2) 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、防災端末に入力することとする。
- (3) 防災班は、必要に応じて優先若しくは無線電話またはファクシミリなども活用することとする。
- (4) 有線が途絶した場合は、兵庫県衛生通信ネットワーク（衛生系・地上系）、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設を利用することとする。
- (5) 全ての通信施設が普通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するよう努めることとする。

8 県における災害情報の収集伝達



- (注) 1 緊急を要する場合については -----線の伝達経路によることがある。
 2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
 3 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

○ 報告（調査）事項系統一覧

報告(調査)事項	報告(調査)系統
災害即報 (災害の全般的な状況)	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局 市[緊急を要する即報] → 県災害対策本部事務局 消防本部 → 県災害対策本部事務局
人、住家等の被害 火災による被害	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局
避難所開設の状況	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局
危険物施設等被害状況	市 → 地方本部事務局 → 県災害対策本部事務局 消防本部 → 県災害対策本部事務局 [重大事案のみ]
ボランティア活動状況	市社会福祉協議会 → ひょうごボランティアプラザ → 県民生活部 ボランティアセンター (兵庫県社会福祉協議会) 総務課
健康福祉施設等の被害	市 → 健康福祉事務所(保健所)
火葬施設の被害	市 → 健康福祉事務所(保健所)
公共土木施設等の被害	加東土木事務所[県工事] → 河川整備課[河川・ダム] → 土木部技術企画課 市[市工事] → 下水道課[下水道施設] → 土木部技術企画課 港湾課[港湾施設・海岸] → 土木部技術企画課 砂防課[砂防施設等] → 土木部技術企画課 道路保全課[道路] → 土木部技術企画課 道路街路課[道路] → 土木部技術企画課
道路の不通状況	市[市管理] → 道路街路課 加東土木事務所等[県管理] → 道路保全課 市[市管理] → 道路保全課 国土交通省近畿地方整備局[国管理] → 道路企画課 西日本高速道路(株) → 道路企画課 兵庫県道路公社 → 道路企画課 土木部 道路街路課 道路保全課 道路企画課 技術企画課
市街地整備事業被害	施行者 → 市 → まちづくり部 → 土木部 都市計画課 技術企画課
公営住宅関係被害	市[市営住宅] → 加東土木事務所等 → まちづくり部 公営住宅整備課 まちづくり部公営住宅管理課[県営住宅] → 土木部技術企画課
その他の建築関係被害	市[民間宅地] → 県民局 → まちづくり部 → 土木部 建築指導課 技術企画課
都市公園被害	市[市管理] → 加東土木事務所 → まちづくり部 → 土木部 公園緑地課 技術企画課
市街地の被害	市 → まちづくり部 → 土木部 都市計画課 技術企画課
農地、農作業用施設 の被害	市 → 加古川流域土地改良事務所 → 農林水産部農地整備課
山林等の被害	市 → 加東農林振興事務所 → 農林水産部治山課

○ 主な緊急対策支援要請の系統一覧 ※市に關係する事項

報告(調査)事項	報告(調査)系統
自衛隊派遣 各種支援要請	市 → 地方本部 → 各主管課 → 各部総務課 → 災害対策本部事務局
隣接市町での 避難所の開設	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → 隣接市町
陸上鉄道輸送の要請	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → JR西日本 私鉄各社
航空輸送の要請	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → 大阪空港事務所 新関西国際空港機 神戸空港管理事務 但馬空港管理事務所
陸上自動車輸送の 幹旋	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → トラック協会 バス協会 警察本部 → 近畿運輸局
物資の幹旋	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → 産業労働部 → 関係団体 近畿経済産業局
物資の幹旋 (福祉関係機器)	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → 障害福祉課 → 関係団体
放送要請	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → NHK神戸放送局 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 ラジオ大阪 FM802 (FM CO・CO・LO)
緊急警報放送要請	市 → 地方本部事務局 → 災害対策本部事務局 → NHK神戸放送局
非常災害用木材の 調達・幹旋	市 → 県民局地域振興部 → 林務課 → 木材業協同組合連合会等 農林(水産)振興事務所
ガレキ処理対策 ごみ処理対策 し尿処理対策 (仮設トイレ幹旋等)	市 → 県民局県民室 → 環境整備課 → 県内市町 関係団体 関係省庁 他府県
建設資機材等の幹旋	市 → 警察本部 → 事務局 → 土木部 → 建設業協会 総務課
被災宅地危険度 判定士の派遣	市 → まちづくり部 → 近畿協議会 → 国土交通省 建築指導課
応急仮設住宅の 建設支援	市 → まちづくり部公営住宅整備課 → プレハブ建築協会
公設住宅への 一時入居	市 → 県民局土木事務所 → まちづくり部公営住宅管理課 → 各市町 他府県
飲料水の供給 給水車の派遣	市 → ブロック代表団体 → 土木部 → 隣接市町 上下水道課 → 国土交通省 他府県 日本水道協会 自衛隊 災害対策本部事務局 → 海上保安本部
水道復旧工事に 関する人材派遣	
医療用水の確保	各医療機関 → 地域医療情報センター → 医療課 → 上下水道課 → 水道事業者
警察官の協力要請	市 → 警察署
救助用建設資機材	警察署 → 市 → 県事務局 → 建設業協会

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

○ 防災関係機関の連絡先

機 関 名		電 話 番 号		F A X	備 考
市	防災センター(市民安全部防災G)	0794-63-3387		0794-63-1093	
	小野市災害対策本部 (本部室)				
	小野市役所	0794-63-1000 (市役所代表)			
	小野市消防本部	0794-63-0119		0794-63-6699	
	小野市消防署南分署	0794-63-0099		0794-62-6299	
	小野市消防署北分署	0794-63-3119		0794-63-0199	
兵庫県小野警察署		0794-64-0110			
陸上自衛隊中部方面特科連隊		0792-22-4001			
陸上自衛隊第8高射特科群		0794-66-7301			
県	災害対策本部事務局	災害対策本部設置時	078-362-9900	079-362-9911 078-362-9912 (衛星)	
	兵庫県危機管理部 災害対策課 (防災係)	災害対策本部未設置時	(時間内) 078-362-9988 (衛星) 7-151-3140	7-151-6380	
			(時間外) 078-362-9900		
	兵庫県危機管理部 消防保安課 (消防係)	(時間内) 078 - 325 - 8519 (時間外) 078 - 362 - 9988 (衛星) 7 - 151 - 3411		078-362-9915 (衛星) 7-151-6384	
	兵庫県北播磨県民局 総務企画室総務防災課	0795-42-9308 0795-42-9304(夜間) (衛星) 7-151-87-185-1206 (県庁を経由)		0795-42-4704 (衛星) 7-151-87-185-630	
	兵庫県北播磨県民局 加東健康福祉事務所	0795-42-9355		0795-42-6228	
	兵庫県加東土木事務所 河川砂防課	0795-42-5111 0795-42-9304(夜間)			
	兵庫県加東土木事務所 河川砂防課	0795 - 42 - 5137		0795-42-5137 (衛星) 7-151-87-185-637	
	加古川流域土地改良事務所	0794-82-0520		0794-83-6835	
	加東農林振興事務所	0795-42-9423		0795-42-7232	
消防防災航空隊	078-303-1192		078-302-9119		
国	総務省消防庁 (直接即報時)	平日 9:30～18:30	03-5253-7527	03-5253-7537	
		平日(上記時間帯以外) 休祭日	03-5253-7777	03-5253-7553	
	近畿農政局兵庫農政事務所 地域第四課	0795-42-2411			
	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	079-282-8211			
	姫路河川国道事務所 小野出張所	0794-63-2792			
近畿地方整備局 企画部 企画課		06 - 6942 - 1141			

西日本旅客鉄道㈱加古川駅	079-422-3621	06-6942-7463	輸送
神戸電鉄㈱志染駅	0794-85-5288		〃
北条鉄道㈱北条町駅	0790-42-0036	0790-42-6054	〃
神姫バス㈱社営業所	0795-42-0057		〃
日本通運㈱西脇支店	0795-22-3001		〃
トールエクスプレスジャパン㈱ 三木小野支店	0794-63-2001		〃
東播運輸事業協同組合	0794-62-3117		〃
関西電力送配電㈱社配電営業所	0800-777-3081		電気
関西電力送配電㈱姫路本部	079-229-9145		
(有)保安センター東播	0795-23-1507		ガス
NTT西日本兵庫支店設備部災害対策室	078-393-9440		通信
小野市・加東市医師会	0794-62-5280		医療
兵庫県医師会	078 - 371 - 4114		
小野市応急対策 緊急出動協力会	(代表：田村組㈱) 0794-63 - 2332		
小野郵便局	0794-63-2052		
生活共同組合 コープこうべ (第五地区本部)	078-583-8411	078-583-8778	

○ 東播磨地域 防災関係機関（広域応援協定）

市 町 名	電 話	衛星通信		備 考
		電 話	FAX	
西脇市（防災安全課）	0795 - 22 - 3111	7 - 213 - 52	7 - 213 - 61	
三木市（危機管理課）	0794 - 82 - 2000	7 - 215 - 2425	7 - 215 - 5414	
加西市（防 災 課）	0790 - 42 - 1110	7 - 220 - 52	7 - 220 - 61	
加東市（防 災 課）	0795 - 42 - 3301	7 - 341 - 52	7 - 341 - 61	
多可町（生活安全課）	0795 - 32 - 2380	7 - 361 - 52	7 - 361 - 61	
明石市（総合安全対策室）	078 - 912 - 1111	7 - 203 - 2409	7 - 203 - 5402	
加古川市（防災対策課）	0794 - 21 - 2000	7 - 210 - 52	7 - 210 - 61	
高砂市（危機管理室）	0794 - 42 - 2101	7 - 216 - 52	7 - 216 - 61	
稲美町（危機管理課）	0794 - 92 - 1212	7 - 381 - 52	7 - 381 - 61	
播磨町（危機管理課）	0794 - 35 - 0355	7 - 382 - 52	7 - 382 - 61	

○ 市内交番・駐在所

小野駅前交番（小野警察署経由）	64 - 0110
市場交番（小野警察署経由）	64 - 0110
栗生駐在所	66 - 2931
小田駐在所	67 - 1360
河合駐在所	66 - 7603
菅田駐在所	67 - 0143
下来住駐在所	63 - 2810

○ 消防本部（東播磨地区）

消防本部名	電 話	衛星通信		備考
		電 話	FAX	
明石市消防局	078 - 921 - 0119	7 - 754 - 2	7 - 754 - 62	代表
加古川市消防本部	079 - 424 - 0119	7 - 210 - 44	7 - 210 - 62	
北はりま消防組合消防本部	0795 - 27 - 8119	7 - 342 - 42	7 - 342 - 62	
三木市消防本部	82 - 0119	7 - 763 - 41	7 - 763 - 62	
高砂市消防本部	079 - 448 - 0119	7 - 764 - 42	7 - 764 - 62	
淡路広域（事）消防本部	0799 - 24 - 0119	7 - 906 - 42	7 - 906 - 62	

○ 小野市災害対策各部 直通電話番号表

※ 市役所管理人室 63 - 1000 ・ 63 - 1001

	各 部 等	ダイヤルイン・直通	各 部 等	ダイヤルイン・直通
本部室	防災G(防災センター)	63 - 3387	総合政策部	63 - 1404
	くらし安心G	63 - 4311	生活環境G	63 - 1686
	秘 書 課	63 - 1002	市民サービス課	63 - 1013
	環境政策G	63 - 1216		
総務部	総 務 課	63 - 3615	財 政 課	63 - 1014
	ICT推進課	63 - 1439	会 計 課	63 - 2077
	税 務 課	63 - 1009		
市 民 福祉部	市 民 課	63 - 1005	社会福祉課	63 - 1011
	子育て支援課	63 - 1645	健康増進課	63 - 3977
	高齢介護課	63 - 1509		
地 域 振興部	道路河川課	63 - 1008	産業創造課	63 - 1928
	まちづくり課	63 - 1937	観光交流推進課	63 - 1027
	議会事務局	63 - 1006	農業委員会	63 - 2266
	選挙・監査・公平委員会	63 - 1007		
水道部	水 道 部	63 - 1004		
教育部	教育総務課	63 - 1015		
医療センター部	管理当直・医事係	88 - 8800 (昼夜直通)		
消防部	高機能指令センター	63 - 0119 (昼夜直通)		

第6節 被災者支援のための情報の収集・活用

1 住民等からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

市は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し台帳を作成する際に必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。この提供を求める際に県に対し、協力を要求することができ、県は、この要求に応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができる。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。

(被災者台帳に記載する事項)

- ◆氏名 ◆生年月日 ◆性別 ◆住所又は居所 ◆電話番号その他の連絡先 ◆世帯構成
- ◆住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ◆援護の実施の状況
- ◆要配慮者である時は、その旨及び要配慮者に該当する事由 ◆罹災証明書の交付状況
- ◆市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先及び提供日時
- ◆その他被災者の援護の実施に関し市町が必要と認める事項

3 安否不明者等の氏名等の公表

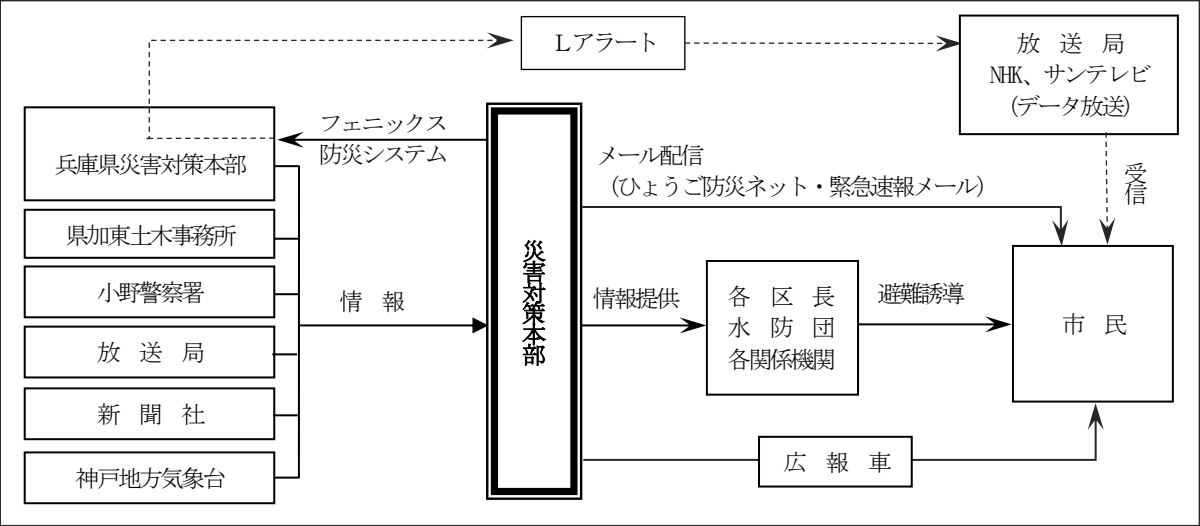
県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する。

第7節 市民への伝達

特に必要な情報、特定地域のみに対する情報等は、次の方法により周知するものとする。

- ◆ 広報車等の拡声装置の利用
- ◆ 区長（自主防災組織会長）等への連絡
- ◆ 消防団各部長へ連絡し、水防計画による音響サイレン、警鐘等の利用
- ◆ 電子メール、インターネットによる情報の連絡
- ◆ Lアラートによるテレビデータ放送の利用

【伝達系統図】



- ◇ Lアラート
フェニックス防災システムで災害及び避難情報を入力するとオンライン及び電話等により、兵庫県、消防庁へ伝達される。
同時に各関係機関へも県から伝達され、各放送局（NHK、サンテレビ）のデータ放送に反映し、避難状況等が市民に伝達される。
- ◇ 緊急速報メール（NTTドコモ、ソフトバンク、au、楽天モバイル）
緊急速報メールにより、強い揺れが予測される地域に緊急地震速報がそれぞれの受信が可能な端末に伝達される。
- ◇ ひょうご防災ネット
配信登録された住民に対し、防災・防犯等に関係する重要な情報をメールで配信し提供する。

第8節 通信手段の確保

地震による災害情報等の収集伝達及び配備指令、応急対策に必要な指示、命令等の伝達を迅速かつ的確に実施するための通信方法に関する計画を定める。

第1 通信連絡体制

1 災害時の通信連絡方法

- (1) 災害に関する予防、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話、I P電話）、携帯電話、無線通信のうち、最も迅速かつ確実な手段を用いる。
- (2) 有線が途絶した場合は、市防災行政無線、消防無線又は設置者の協力を得てその他の無線を利用する。
- (3) 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして伝達する。

2 通信施設の応急対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は速やかに施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保する。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし必要に応じ相互協力を行う。

第2 災害通信の手段

1 防災行政無線（移動系デジタル H26年度更新）

防災行政無線（移動系）の運用については「小野市防災行政無線局管理運用規程」に基づき行う。

(1) 主な機器構成

基地局	簡易中継局	半固定型 無線送受信装置	移動局 遠隔制御装置	車載型	携帯型
1	1	3	2	16	34

(2) 無線機振分状況（各部）

	半固定型 無線送受信装置	移動局 遠隔制御装置	車載型 無線送受信装置	携帯型 無線送受信装置
防災センター (災害対策本部)	1	1	—	3
市民安全部	1	1	7	—
総合政策部	—	—	—	1
総務部	—	—	—	1
市民福祉部	—	—	—	5
地域振興部	—	—	—	9
水道部	1	—	9	3
教育委員会	—	—	—	9
消防本部	—	—	—	3
合 計	3	2	16	34

2 消防無線

消防通信の運用については、消防活動計画の定めるところによる。

基地局・固定局	卓上型	可搬型	車載型	携帯型
1	1	2	17	25

3 兵庫衛星通信ネットワーク

兵庫衛星通信ネットワークの運用については「兵庫衛星通信ネットワーク運用要領」による。

市町名等	課 名	地球局番号	地球局FAX
兵 庫 県 庁	危機管理部災害対策課	7 - 151 - 3140	7 - 151 - 6380
加 古 川 市	防災部防災対策課	7 - 210 - 52	7 - 210 - 61
三 木 市	総合政策部危機管理課	7 - 215 - 2425	7 - 215 - 5414
西 脇 市	くらし安心部防災安全課	7 - 213 - 52	7 - 213 - 61

加西市	総務部危機管理課	7 - 220 - 52	7 - 220 - 61
加東市	総務財政部防災課	7 - 341 - 52	7 - 341 - 61
小野市	市民安全部防災グループ	7 - 218 - 52	7 - 218 - 61

4 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）
兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムの運用については、「兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム運用要領」による。

5 Lアラート
マスコミ等報道機関等へは、Lアラートにより、対策本部の設置、避難所開設、高齢者避難、避難指示等の情報を伝達する。

6 無線局等への依頼
災害の状況により、市内のアマチュア無線局又は各種事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。

【業務無線局一覧表】			
氏名又は名称	所在地	電話番号	備考(基地局周波数等)
小野タクシー(株)	本町5-1	63 - 1401	

7 その他
(1) 近畿地方整備局との協定（TEL 06 - 6942 - 1575）

◆情報通信支援	
・衛星通信車を用いた緊急電話回線の構築	
・被災地映像情報をリアルタイムで被災自治体を含む関係機関に伝送	
要請方法「第3編 災害応急対策計画 第4章 防災関係機関等との連携促進 第1節 応援要請 第7」に掲載	

(2) 避難所における特設公衆電話の事前設置（NTT西日本）
大規模な災害が発生した際に迅速かつ確実な通信手段の確保を目的としてNTT西日本が行う事業で、兵庫県下の各避難所に特設公衆電話を設置するための引き込み線を事前に設置するもの。
【設置避難所】小野市内の拠点避難所27箇所（福祉避難所3箇所を含む）に設置済み

	施設名	回線		施設名	回線
1	小野市立小野小学校	3	15	小野市立匠台公園体育館アクト	3
2	小野市立小野東小学校	2	16	コミュニティセンターおの	3
3	小野市立河合小学校	2	17	コミュニティセンターかわい	1
4	小野市立来住小学校	2	18	コミュニティセンターきすみの	1
5	小野市立市場小学校	2	19	コミュニティセンターいちば	1
6	小野市立大部小学校	2	20	コミュニティセンターおおべ	2
7	小野市立中番小学校	2	21	コミュニティセンター下東条	2
8	小野市立下東条小学校	2	22	小野市伝統産業会館	2
9	小野市立小野中学校	2	23	あお陶遊館アルテ	2
10	小野市立河合中学校	2	24	うるおい交流館エクラ	2
11	小野市立小野南中学校	2	25	児童館チャイコム	2
12	小野市立旭丘中学校	2	26	兵庫県立小野高等学校	3
13	小野市立小野特別支援学校	2	27	兵庫県立小野工業高等学校	3
14	小野市立総合体育館アルゴ	3			

第3 災害通信の要領

災害時の通信については通話時間の短縮を心掛けるほか、次の要領により実施する。

- 1 通信内容が特に多いものについては、有線電話及び携帯電話を使用し、緊急用無線電話の確保に努める。
- 2 災害時の通信は、問い合わせ、指示、報告等の内容の重複、又通信の幅狭が伴うので、通信統制を行う。
- 3 報告、指令、照会等の取扱者を事前に指定し、これらの重複、誤報等を防止する。
- 4 通信内容の要点は必ず書面に記載し、復唱確認する。
- 5 通話開始時間、終了時間及び通話相手名は必ず記録する。

第4章 防災関係機関等との連携促進

大規模災害が発生した際に、市民の生命及び身体財産保護のため県、自衛隊、消防及び警察などの指定行政機関等に対する応援要請及び受援体制の概要を示すものである。

第1節 応援要請

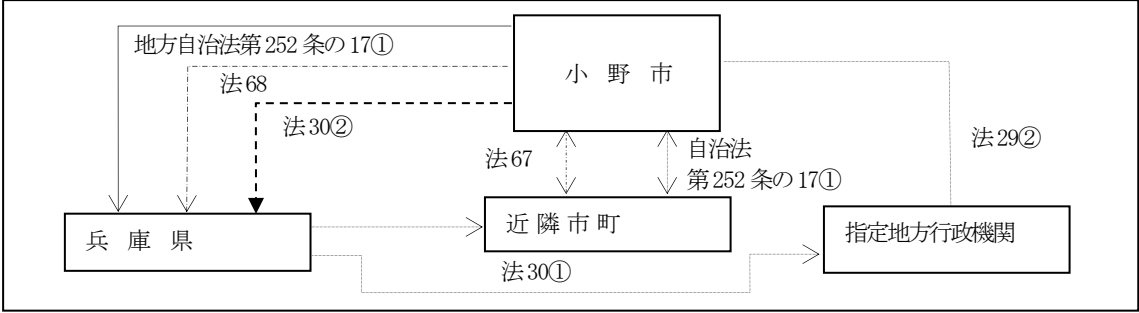
第1 知事等への応援要請

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

また、市は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対しできる限り次の事項を示し『ひょうご災害緊急支援隊』の派遣を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

◆派遣を必要とする理由	◆派遣を必要とする人員、資機材等
◆派遣を必要とする場所	◆派遣を必要とする期間
◆その他応援に関し必要な事項	
- なお、具体的な要請ルートは、県が定める「ひょうご災害緊急支援隊の派遣要請等」の要綱による。

第2 法律に基づく応援要請



《参考》

◆災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

◆災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）

1 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

◆災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）

1 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

◆災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）

1 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第一項後段の規定は、前項の場合について準用する。

◆地方自治法第252の17第1項（職員の派遣）

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

第3 協定による応援要請

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり行政機関の協力が必要と認められる場合は、「東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定」及び「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、防災班から応援を求めるものとする。

第4 大規模災害時における広域消防応援体制

1 広域消防相互応援協定に基づく応援

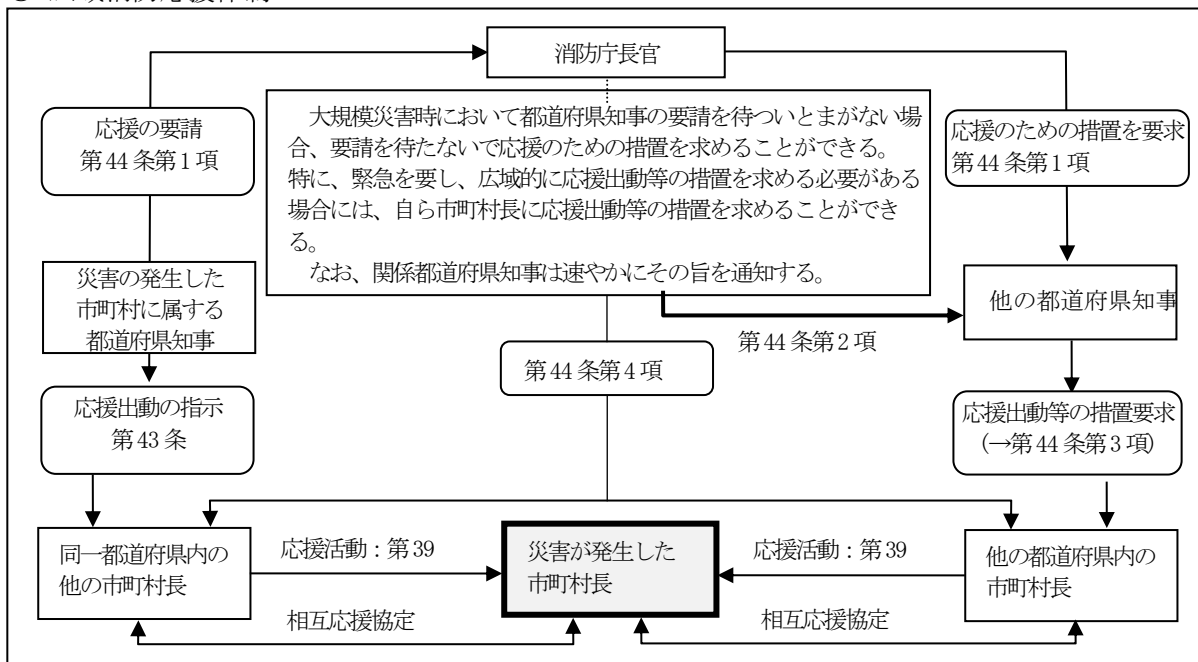
(1) 応援要請の手続きの概要

- ① 応援は、被応援市町等の消防長からの要請に基づき、行うこととする。ただし、災害の規模等により被応援市町等の要請をまたずに応援出動した場合には、被応援市町等の要請があったものとみなす。
- ② 応援要請に対しては、次の事項を連絡することとする。
 - ・災害の発生場所及び概要
 - ・必要とする車両、人員及び資機材
 - ・集結場所及び活動内容
 - ・その他の必要事項

(2) 応援隊の派遣

応援を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被応援市町等の消防長に対してその旨を連絡する。

○ 広域消防応援体制



○ 緊急消防援助隊応援要請先

		平日 (8:30~18:15)	左記以外
NTT回線	電話	03 - 5253 - 7527	03 - 5253 - 7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	90 - 49013	90 - 49102
	FAX	90 - 49033	90 - 49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN - 048 - 500 - 90 - 49013	TN - 048 - 500 - 90 - 49102
	FAX	TN - 048 - 500 - 90 - 49033	TN - 048 - 500 - 90 - 49036

2 消防応援要請

(1) 全国に応援を求める場合

消防組織法に基づき、本部長が県知事を通じ消防庁長官に要請する。

(2) 近畿地区に応援を求める場合

大規模災害消防応援計画に基づき、消防長が神戸市消防局長を通じ大阪市消防局長に要請する。

(3) 県内に応援を求める場合

兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、消防長が代表消防本部を通じ神戸市消防局長に要請する。

【消防応援要請系統図】

	応援要請者	市の応援要請先	最終要請先
全国への応援要請	本部長 ⇒	県知事 ⇒ 兵庫県危機管理部災害対策課 TEL 078 - 362 - 9988	消防庁長官
近畿地区への応援要請	消防長 ⇒	神戸市消防局長 ⇒ TEL 078 - 333 - 0119	大阪市 消防局長
県内への応援要請	消防長 ⇒	明石市消防局（東播代表） ⇒ TEL 078 - 912 - 1111	神戸市 消防局長

第5 消防防災ヘリコプター派遣要請

大規模な地震災害をはじめ大規模特殊災害の発生に際し、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合、兵庫県と神戸市が運航する神戸市消防局警防部航空機動隊・兵庫県消防防災航空隊（以下：消防防災ヘリコプター）のヘリコプター等の出動を要請するための計画である。

1 実施体制

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する者は、本部長又は消防長とする。また、要請はあらかじめ電話等で行い、事後速やかに所定の要請書を県（消防課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行なうこととする。

2 要請対象

◆救急活動 ◆救助活動 ◆火災防御活動 ◆災害応急対策活動

3 出動要請

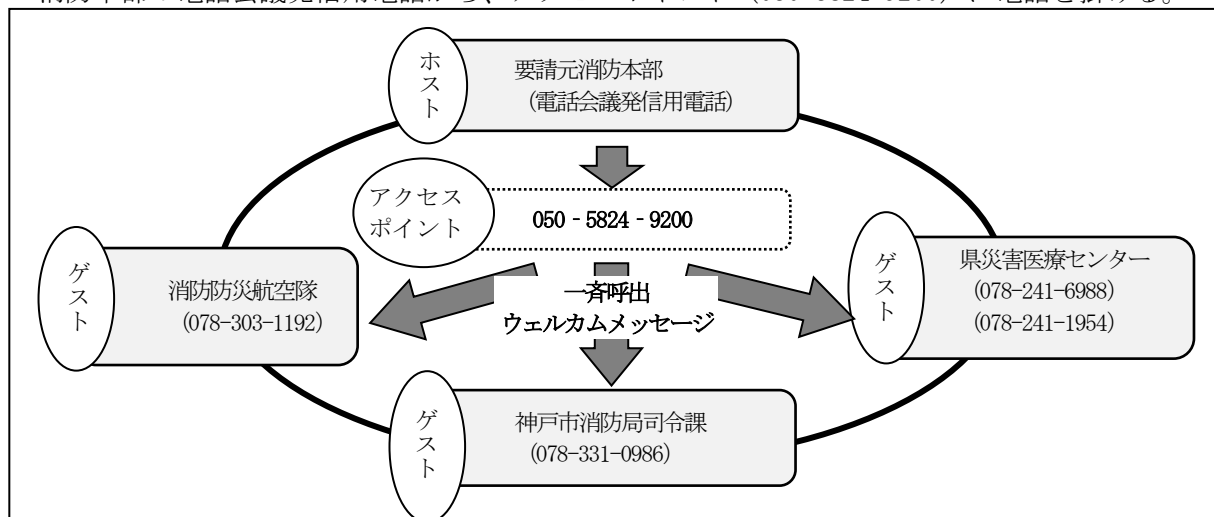
消防防災ヘリコプターの要請は、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づいて行うものとする。

4 要請に際し連絡すべき事項

◆災害の発生場所、災害の発生時間、災害の内容及び原因 ◆要請を必要とする理由
◆活動内容、目的地、搬送先 ◆現場の状況、受入れ態勢、連絡手段
◆現地の気象条件 ◆現場指揮者 ◆ヘリコプター機数
◆給水拠点 ◆燃料供給方法 ◆その他必要事項

5 連絡方法

消防本部の電話会議発信用電話から、アクセスポイント（050-5824-9200）に電話を掛ける。



6 ヘリコプター降着適地

（令和5年4月1日現在）

No.	施設名	所在地	電話番号
1	大池総合公園野球場 (※)	王子町917-1	62 - 7000
2	河合運動広場 (※)	河合中町48-2	66 - 5160
3	市民研修センター運動場 (※)	福住町247-5	67 - 0044

（※）は県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地である。

第6 自衛隊の派遣要請

大規模災害発生時に人命又は財産の保護のため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する手続き及び派遣内容について定める。

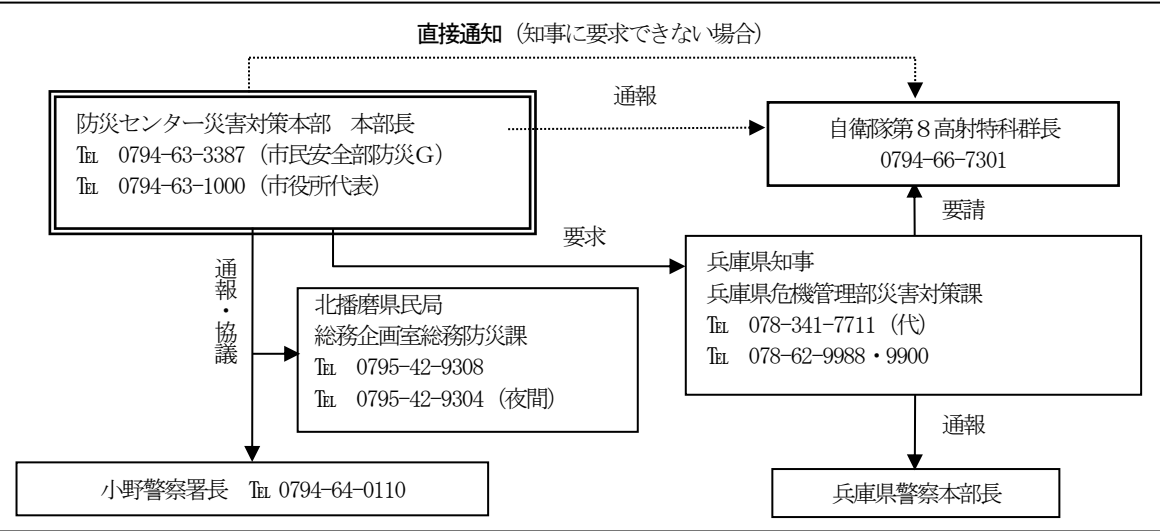
1 災害派遣要請の方法

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡を取り、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請を求める。

ただし、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要請ができない場合には、本部長は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を報告する。

- ◆災害の状況及び派遣を要請する理由
- ◆派遣を希望する期間
- ◆希望する派遣区域及び活動内容
- ◆要請責任者の職氏名
- ◆災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ◆派遣地への最適経路
- ◆連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(1) 派遣及び撤収要請手続き系統図



(2) 関係機関連絡先等

	区 分	電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	（災害対策本部 設置時） 災害対策本部事務局	(078) 362－9900 FAX (078) 362 - 9911～9912	(時間内外とも)
	（災害対策本部 未設置時） 災害対策課	(078) 362－9988 FAX (078) 362 - 9911～9912	(078) 362－9900 FAX (078) 362 - 9911～9912
	北播磨県民局長	(0795) 42 - 5111	(0795) 42 - 9309
警察	小野警察署長	(0794) 64 - 0110	同左
自衛隊	第3師団（第3部防衛班）	(072) 781 - 0021 内線 3734、3735 FAX 3724	(072) 81 - 0021 内線 3301（指令部当直） FAX 3301
	中部方面特科連隊	(0792) 22 - 4001 内線 650、238 FAX 239	(0792) 22 - 4001 内線 302（当直司令） FAX 398
	第8高射特科群第3科	(0794) 66 - 7301 内線235 FAX 430	同左 内線 235～239

（注）陸上自衛隊に関する窓口は、原則として第8高射特科群とする。

2 市の任務分担

- 作業実施期間中の現場責任者の設定
- 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備
- 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

3 撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるとき、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議のうえ、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じた撤収の連絡を行うこととする。

4 自衛隊の基本方針

- 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、管区海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。
- 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

(3) 自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合

に、市町から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- ③ その他災害に際し、上記①から②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めることとする。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとなる。

なお、自衛隊の災害派遣は、知事等からの派遣要請に基づくことが原則であり、知事等は、自衛隊の派遣が必要と認められる場合には迅速に要請を行うよう努めることとする。

- (4) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

5 活動内容

事 項	内 容
(1) 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
(5) 消火活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
(6) 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
(7) 応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は通常派遣要請者が提供）
(8) 人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
(9) 給食、給水及び入浴支援	給食、給水及び入浴支援 ※入浴支援については、上級部隊への依頼及び調整が必要
(10) 物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
(11) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
(12) その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6 経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (5) 島岐に係る輸送費等

第7 近畿地方整備局（平成24年10月3日 協定を締結）

災害の発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づき、災害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

1 応援内容

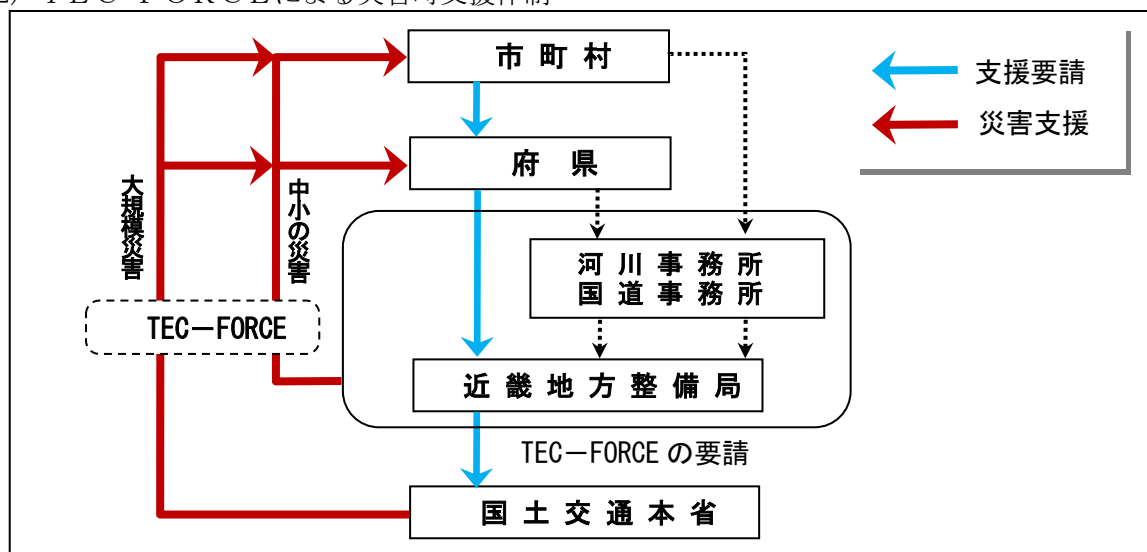
◆被害情報の収集 ◆災害応急復旧 ◆二次災害の防止 ◆その他必要と認められる事項

2 応援の要請

(1) 連絡先

兵庫国道事務所 防災情報課	TEL 078 - 331 - 4474
近畿地方整備局 企画部 防災課	TEL 06 - 6942 - 1575 FAX 06 - 6944 - 4741

(2) TEC-FORCEによる災害時支援体制



第8 病院の応援

	応援要請要領
県内の自治体病院に応援を求める場合	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、病院開設者が協定に定める連絡体系をもって県内の自治体病院開設者に要請する。
北播磨地域の医療機関に応援を求める場合	「北播磨地域災害救急医療マニュアル」に基づき要請する。

第2節 受援計画

他市町村、他都道府県及び自衛隊等、各行政機関からの応援派遣については、十分な計画のもとに受け入れることとし、業務の割り振り、派遣隊等の配置等に留意し、効率的かつ円滑な救援活動の実現に努めるものとする。

第1 派遣隊等の受け入れ

応援隊の派遣等が決定した場合は、受け入れを次のように行う。

- ◆ 他市町村等からの応援派遣の受け入れについては、総務班が総括的に対応する。
- ◆ 総務班に他市町村等からの応援派遣に係る総括担当者を置き、応援業務の割り振り、調整及びその他応援行政機関との連絡にあたるものとする。

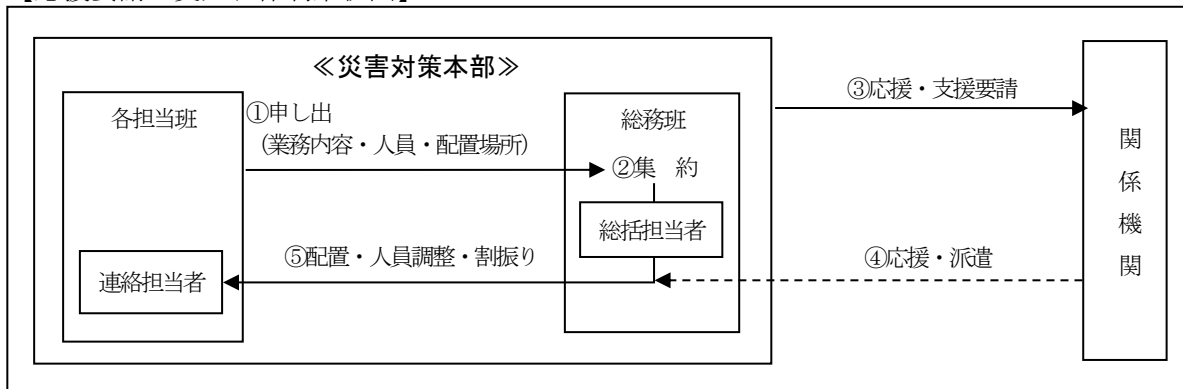
1 受け入れ体制

- (1) 派遣隊等を受け入れる場合は、支援を必要とする事項を各担当から総務班に申し出を行うものとする。ただし、応援協定等の協定による受援は、協定に基づき受け入れるものとする。

各担当班から総務班へ 申し出る事項	◇作業種類、活動場所、時間 ◇応援部隊の到着時間、人員数、責任者の氏名、連絡先 ◇活動・滞在期間、食料、飲料水の有無

- (2) 総務班は、各担当班からの申し出を集約し、受け入れた支援隊を各担当班へ配属する。
- (3) 各担当班は連絡担当者を設け、配属を受けた派遣隊と業務、内容、配置場所等の連携を図りながら業務を遂行する。
- (4) 防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。
- (5) 各担当班は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容・場所、責任者及び連絡先についての必要な記録を行うとともに、必要に応じて活動状況を本部長へ報告する。

【応援要請の受け入れ体制系統図】



2 派遣隊等の食料、飲料水、宿泊等の準備

- (1) 応援派遣隊に係る食事、飲料水、宿泊所、寝具等は、当該応援行政機関が自主的に確保することを原則とする。ただし、当該自主確保が困難な場合で、応援行政機関から申し出を受けた場合は、応援を求める業務の担当部課において対処するものとする。
- (2) 応援行政機関から活動拠点設置の申し出があった場合は、庁舎周辺市施設及び市駐車場を提供するものとする。なお、当該活動基地に係る部屋及び土地地区画の割り当て等については、財政・輸送班において対応するものとする。
- (3) その他、応援隊等に係る派遣時の対応については、応援を求めた担当部課において行うものとする。

第2 奉仕団の受入れ

災害発生時に応急対策を実施するにあたり人手が不足する場合、或いは日本赤十字奉仕団をはじめ各種民間団体等から奉仕の申入れがあった場合は、民間の組織の応援を求め、又は受入れ、職員との協力・連携のもと効果的な救援活動を行うものとする。

1 奉仕団等の出動要請

災害の規模・程度によっては、自治会、日本赤十字団、婦人会及び学校等に対し協力を要請する。

2 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は、主として次のとおりとするが、災害の状況、奉仕団の実情等に即したものである。

◆災害状況の報告	◆救護活動、炊き出し	◆飲料水の供給	◆清掃及び感染症対策
◆災害救援物資、資材の受入れ、整理、配分	◆軽易な事務補助	◆被災調査等	
◆応急復旧に伴う軽易な作業	◆その他上記作業に類した作業		

3 帳簿の整理

奉仕団の奉仕を受け入れた場合は、奉仕団の名称、人員、氏名、作業内容、期間、その他参考事項を記入した奉仕団受入れ記録簿を作成し整備しておくものとする。

第5章 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とし、この救助の具体的な内容は災害救助法に定められており、その手順等を定めるものとする。

第1 適用基準

知事は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、災害救助法を適用することとする。（救助実施市を除く）

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術が必要とする場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給付等について特殊な補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(本市における適用基準)

第1号適用	市内の住家滅失世帯数が60世帯以上になったとき。 (人口30,000人以上50,000人未満の市町村)
第2号適用	(県下内の住家滅失世帯数が2,500以上の時) 市内の滅失世帯数が30世帯以上になったとき。 (人口30,000人以上50,000人未満の市町村)
第3号適用	県下の住家滅失世帯数2,000世帯以上になり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
第4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け又はけるおそれが生じたとき（県知事の厚労大臣協議が必要）

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域内の市町において被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

第2 適用手続

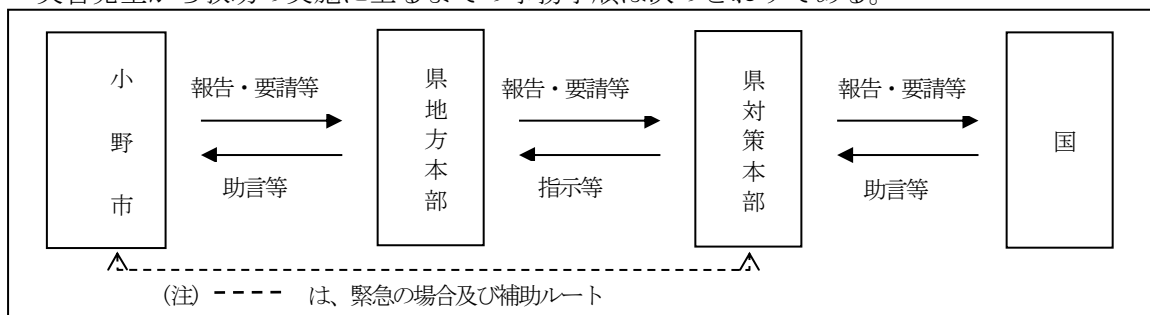
1 災害救助法の適用申請

災害の発生に際し、市内における被害が、災害救助法施行令第1条の適用基準に該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は直ちに次の報告事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

報告事項	① 災害発生の日時及び場所 ② 災害の原因及び被害の状況 ③ 法の適用を要請する理由 ④ 法の適用を必要とする期間 ⑤ 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

2 事務処理手順

災害発生から救助の実施に至るまでの事務手順は次のとおりである。



第3 救助の実施

1 実施機関

(1) 県

県は、市町を包括する団体として広域的総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。なお、災害が大規模となり、災害救助法を適応する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町村長（救助実施市を除く）に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町長（救助実施市を除く）に通知することとする。

- ① 市町長（救助実施市を除く）が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。
- ② 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

(2) 市（救助実施市を除く）

- ① 災害救助法の適用を受けたときは、県知事が救助を実施し、県知事から救助を迅速に行うため権限の一部を委任されたときは、市長が行う。
- ② 災害の事態が急迫して、県知事による救助を待ついとまがないときは、市長は、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

(3) その他防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市町等、救助活動の実施機関に協力することとする。

(4) 救助の応援

救助は災害が発生した県、市町が行うものであるが、災害が大規模となり、被災市町で救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合は、他の市町は、被災市町の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

2 実施内容

- ①避難所及び応急仮設住宅の供与 ②炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④医療及び助産 ⑤被災者の救出
- ⑥福祉サービスの提供 ⑦被災した住宅の応急修理 ⑧生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑨学用品の給与 ⑩埋葬 ⑪遺体の搜索及び処理
- ⑫災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）

第4 被害世帯の算定及び被害認定基準

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一樣でないので、次の被害認定基準に基づく。

被害世帯の算出方法	全壊・全焼・全流出の場合	1世帯
	半壊・半焼の場合	1/2世帯
	床上浸水等の場合	1/3世帯（一時的に居住できない場合）

【被害認定基準】

① 死 者	遺体を確認したもの又は死亡したことが確実なもの
② 行方不明	所在不明で死亡の疑いがあるもの
③ 負 傷	重傷者 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもので、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもので、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。
④ 全壊、全焼	ア 住家が基本的機能を喪失し、その部分が延床面積の全流失70%以上に達した者 イ 居住のための主要な構成要素の経済的被害が、その住家の50%以上に達したもの
⑤ 半壊、半焼	ア 住家が基本的機能の一部を喪失し、その部分が延床面積の20%以上70%未満のもの イ 居住のための主要な構成要素の経済的被害が、その住家の20%以上50%未満のもの
⑥ 床上浸水	ア 浸水水位が床板以上に達したもの イ 土砂、竹木の堆積により一時的に居住不能状態となったもの
⑦ 床下浸水	浸水水位が床板に達しないもの
⑧ 一部損壊	損壊程度が半壊に達しないもの

第5 救助の種類及び内容

災害救助法による救助の種類及び内容は次のとおりである。

令和7年6月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置(法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は⑦、000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。
避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害をうけるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のための支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建築型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害をうけ若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,390 円以内				災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人世帯	2人世帯			3人世帯	4人世帯
		全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内				災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であつて、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料費等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 3 日以内	輸送費、人件費は、別途計上		
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時要配慮者	次に掲げる処置の実費 1 災害時要配慮者に関する情報の把握 2 災害時要配慮者からの相談対応 3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 4 災害時要配慮者の避難所への誘導 5 福祉避難所の設置(法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。)				災害発生の日から 7 日以内	応急的に処置するものであること。 県知事等からの要請を受けて行うものであること。		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最低限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）、又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用する教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 232,200 円以内 小人（12 歳未満） 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,700 円以内 一時保存： 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1 体当たり 5,900 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

第1編 総則	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
第2編 災害予防	輸送費及び賃金 職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
第3編 地震	輸送費及び賃金 職員等雇上費(法第4条第2項)	避難所の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
第4編 風水害等	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1項に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
第5編 原子力	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託料	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
第6編 南海トラフ	イ 3千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3千万円を超え 6千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6千万円を超え 1億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1億円を超え 2億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2億円を超え 3億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3億円を超え 5億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5億円を超える部分の金額については 100 分の 4				
第7編 復旧・復興					
第8編 資料					

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第6章 消防活動等の実施

災害が発生した場合に、その鎮圧と被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を保護するための計画を定めるものとする。

第1節 地震火災の消火活動の実施

1 消火活動の実施

消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応することとする。

2 消防相互応援協定の運用

市は、その消防責任を果たすため、隣接市町との消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

3 ヘリコプターによる情報収集

県は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

4 応 援

(1) 知事の応援指示権の発動

県は、多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

① 第1次指示権の発動	災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣地市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/3の人員を派遣することを指示することとする。
② 第2次指示権の発動	災害が一地区に及ぶ場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/4の人員を派遣することを指示することとする。
③ 第3次指示権の発動	災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外の市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1/4の人員を派遣することを指示することとする。
④ 出動人員の例外	知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は①、②、③のとおりとするが、受令市町と協議のうえ、出動人員を適宜増減することができることとする。

(2) 他の都道府県への応援要請

県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認められるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。

(3) 緊急消防援助隊

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしては対処できない程度の地震等の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防援助隊の派遣を求めることができることとする。

(4) 他機関との連携

消防機関は、県警察本部、自衛隊と相互に協力することとする。

5 救急搬送業務

市は、災害時における要救助者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まずその市町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等からの応援を求めることとする。

第2節 地震火災の消防計画

第1 消防本部・署及び消防団の初動体制

- 1 動員の原則
- 勤務時間外(非番・週休時を含む)に市域で地震が発生した場合の動員体制は次のとおりとする。
- (1) 消防職員

条 件	行 動
震度4以上の場合	◆課長級以上及び指令員は、自主参集する。
震度5弱以上 の場合	◆家族と自らの安全を確保した後、自動的に全職員が震災非常配備体制により所属署所へ参集する。 (通常時の電話・メールによる招集は行わないものとし、テレビ・ラジオ等で情報を確認する。消防本部指令室への電話での問い合わせをしないものとする。) ただし、所属署所への参集が困難な場合は、直近署所へ参集するが、本部付の課長級以上及び消防署付の係長級以上の職員は、所属署所へ参集する。 なお、直近動員については、車両、人員のバランスを考慮し、事前に指定しておくものとする。
	◆服装は、消防作業服を着用する。(特に指示があった場合は除く。)
	◆飲料水及び食料1食分を携帯する。
	◆出勤途上において、火災あるいは人身事故等、緊急事態に遭遇したときは、消防署又は警察機関へ通報するとともに適切な措置をとる。
	◆原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により参集するものとする。
	◆出勤途上においては可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに責任者に報告する。

(2) 消防団員

条 件	行 動
震度5弱以上 の場合	◆家族と自らの安全を確保した後、自動的に全職員が震災非常配備体制により所轄詰所又は器具庫へ参集する。(通常時の電話・メールによる招集は行わないものとし、テレビ・ラジオ等で情報を確認する。消防本部管制への電話での問い合わせをしないものとする。)
	◆服装は、消防作業服を着用する。(特に指示があった場合は除く。)
	◆飲料水及び食料1食分を携帯する。
	◆出勤途上において、火災あるいは人身事故等、緊急事態に遭遇したときは、消防署又は警察機関へ通報するとともに適切な措置をとる。
	◆原則として車の使用は避け、可能な限り自転車、オートバイ等により参集するものとする。
	◆出勤途上においては可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに責任者に報告する。

第2 勤務中における消防職員の緊急措置

- 1 職員及び在庁者の安全確認並びに実働人員の把握
- 2 消防車両・機材等の安全確保
- 3 消防庁舎の被害状況の把握
- 4 全無線局の開局及び点検
- 5 有線電話の通話統制
- 6 被害状況の把握
- 7 重要防ぎょ地域の状況把握
- 8 消防・救急救助資機材等の準備
- 9 消防用車両の出動準備

第3 情報収集

消防本部及び消防団は、発災直後に正確な被災状況を把握するため、次のとおり迅速・的確な情報の収集に努める。

1 情報収集の手段

◆ 高所カメラ又は高所に見張りをおき視界内の状況を収集する。
◆ 参集職員及び団員並びに出動隊の責任者から消防障害・被災状況等の情報を収集する。
◆ 署所・詰所付近の一般住民等から積極的に情報を収集する。
◆ 消防車等を管内に出動させ、状況を見聞する。
◆ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

2 情報収集の項目

- ◆ 道路・橋梁等の交通障害状況
- ◆ 火災・救急・救助事象発生状況
- ◆ 消火栓等消防水利の使用可否
- ◆ 危険物・ガス等の多量流出、火災危険の有無
- ◆ 救護病院等の状況
- ◆ 区域内住民の動向
- ◆ その他の障害状況
- ◆ 地区隊本部の開設状況

第4 消防本部等の活動

地震火災時にあっては、同時多発火災が発生し、または発生する恐れがあるため、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を守るため消防活動を行う。

1 部隊運用の基本原則

部隊の編成及び運用は次の原則に基づき、実施する。

- ① 発災直後における消防隊の出動は単隊活動とする。
- ② 非常招集参集職員は、責任者の下命により常備の部隊に合流する。
- ③ 災害に対処するため、非常招集参集状況により効果的な部隊編成を図る。
- ④ 消防隊の出動は、消防長又は消防署長の命令によることを原則とする。
- ⑤ 消防長又は消防署長は火災状況及びこれらの進展予測を行い、具体的な防ぎよう方針を決定し、効率的に部隊を運用する。

2 震災消防活動の基本原則

消火活動は以下の原則に基づき、実施する。

原 則	活 動 要 領
①避難地優先確保の原則	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地確保の消防活動を行う。
②重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。
③消火可能地域優先の原則	同位出動区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
④市街地火災消防優先の原則	大規模防火対象物、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して市街地以外の消防活動にあたる。 ただし、中高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、はしご車等特殊車両を活用し、人命の救助を目的とした消防活動を行う。
⑤重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。
⑥災害現場活動の原則	ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転線路を確保した延焼拡大阻止及び救急・救助活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第5 消防団の活動

活動の種類	内 容
① 出火防止 (広報活動)	地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、住民に対し出火防止の広報を行う。なお、出火した場合は、住民と協力して初期消火に全力をあげる。
② 消火活動	消火活動については、各部単独もしくは消防隊、住民と協力して行う。 なお、活動にあたっては、震災消防活動の基本原則に基づき実施する。
③ 救急・救助活動	救急・救助事象が発生した場合は、住民に積極的に協力を求め応急処置又は救出活動を実施する。なお、活動にあたっては、救急活動の原則及び救助活動の原則に基づき実施する。
④ 避難誘導	避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。
⑤ 相互応援	災害の規模等に照らし緊急を要し、発災地域の各部長からの要請または消防長、消防団長等からの指令を待ついとまがないと認められる場合や、人命の救助等のために特に緊急を要し、応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められる場合は、各部及び消防団の管轄区域を越え、応援出動を行う。
⑥ 地区本部の設置	分団は、分団長、副分団長及び若干名の部員を構成員として、地区本部を設置する。

消防活動班		(担当) 消防署・南分署・北分署・消防団 (班長) 消防署長・消防課長・分署長・副団長
事務分掌	① 消防活動対策本部への報告及び連絡 ② 消防隊の編成及び参集職員に対する任務指定 ③ 消防隊の運用 ④ 火災・救急・救助・その他消防活動の指揮及び実施 ⑤ 応援消防隊の指揮 ⑥ 災害の警戒・防ぎよ及び鎮圧 ⑦ 避難誘導 ⑧ 警戒区域設定範囲の決定 ⑨ 消防活動に支障となる物件の排除処置 ⑩ 災害の拡大を防止するために行う土地建物の使用・処分及び使用制限等応急措置 ⑪ 危険物施設等危険発生防止に係る応急対策及び指導・支援活動（後方）	

上記にかかわらず、災害状況等により必要に応じて、本部長又は副本部長の指示のもと応援体制をとるものとする。

第2 第2消防活動隊（消防団）

1 隊本部の任務分担

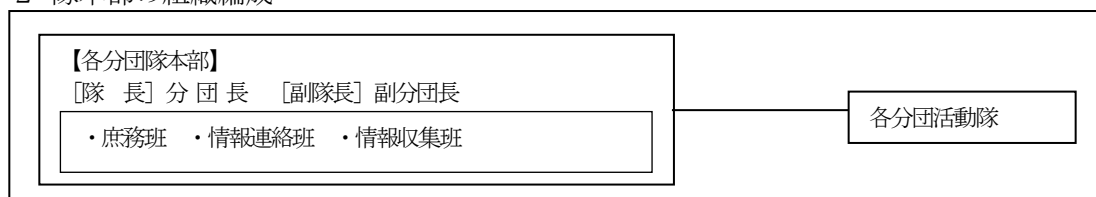
各分団長は、地震による災害が発生するおそれがあると判断した時は、早期に各隊本部内に庶務班・情報連絡班・情報収集班を開設するため分団員を配置し、消防活動対策本部と連絡を密にしながら災害対応にあたるものとする。

なお、隊本部へ配置する分団員を事前に指名しておくものとする。

【隊 長】分団長（各地区） 【副隊長】副分団長（各地区）

庶務班	
事務分掌	団員の動員に関すること。（以下「に関すること。」省略） ② 車両・資機材及び燃料並びに食料の調達・補給 ③ 地区隊本部の開設・閉鎖 ④ 災害状況及び警戒活動状況の把握並びに作戦 ⑤ 応援要請 ⑥ 団員及びその家族の被害調査並びに救護 ⑦ 地区隊の活動記録 ⑧ その他の特命事項
情報連絡班	
事務分掌	① 消防活動対策本部との連絡調整 ② 関係機関との連絡調整並びに要請・報告 ③ 災害情報の収受 ④ 災害状況の集計及び記録 ⑤ 避難の広報及び指示 ⑥ 消防活動対策本部の指示・命令の伝達 ⑦ その他の特命事項
情報収集班	
事務分掌	① 道路・橋梁等の交通障害状況の調査 ② 火災・救急・救助事象発生状況の調査 ③ 消火栓等消防水利の使用可否の調査 ④ 区域内住民の動向調査 ⑤ その他の障害状況の調査

2 隊本部の組織編成



第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

3 各分団の活動隊の任務

- ① 隊本部との連絡体制の確立
- ② 管轄地域における救助及び消火活動
- ③ 管轄地域の避難行動要支援者の避難誘導の補助
- ④ 災害の情報収集と隊本部への連絡
- ⑤ 広報活動
- ⑥ その他、隊長の命による活動

4 活動隊の編成及び隊本部設置場所

	隊本部設置場所	組 織 編 成			
第1地区隊 (中分団) 13部	コミュニティ消防センター (中分団 特設部詰所) Tel 62-6626	特設部 天神部 大開部 久下山部	神明部 日吉部 浄谷部	垂井部 長尾部 黒川部	中町部 栄部 葉多部
第2地区隊 (東分団) 12部	東分団 特設部詰所	特設部 池田部 中番部	中谷部 曾根部 菅田部	脇本部 船木部 住吉部	万勝寺部 福住部 久保木部
第3地区隊 (西分団) 9部	西分団 特設部詰所	特設部 新部部 三和部	復井部 旭・井ノ口部 栗生部	河合中部 昭和部	河合西部
第4地区隊 (南分団) 10部	南分団 特設部詰所	特設部 市場部 山田部	黍田部 檜山部 池尻部	阿形部 榊 部	西脇部 大島部
第5地区隊 (北分団) 9部	北分団 鹿野部詰所 (または消防署北分署) Tel 63-3119	高田部 住永部 古川部	喜多部 王子部	鹿野部 中島部	敷地部 広渡部

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震

第4編 風水害等

第5編 原子力

第6編 南海トラフ

第7編 復旧・復興



区 分	司令長	司 令	司令補	士長	副士長	消防士	その他	計
人 員	1	24	23	12	7	6	0	73

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	総数
定員	1	3	6	11	56	56	567	700
現員	1	2	6	11	56	56	497	629

基地局・固定局		1 (消防救急デジタル無線機) 活動波 (1・2)、主運用波、統制波 (1・2・3)
陸上移動局	車 載 型	17基 (デジタル10W)
	携 帯 型	25基 (デジタル 5W)
	卓 上 型	1基
	可 搬 型	2基

第5節 火災防御計画

第1 異常時火災防御計画

火災警報 発令下の措置	1 火災警報が発令され気象条件その他により消防長が必要と認めるときは1号ないし2号配備の指令を行う。 2 サレン吹鳴、マク車により一般市民に対する周知をはかる。 3 各機械器具の再点検を行うとともに、出動体制を整える。 4 条例に規定された火気使用制限の取締指導。
火災防御 要 領	1 情勢に応じて時期を失しない応援要請を行うほか重要方面の各延焼阻止を第一とする。 2 風向、風力による各延焼阻止を第一とする。
飛火警戒 要 領	1 飛火警戒に必要な消防団員は炎上出動と同時に出動させ、現場指揮者の命により配置する。 2 飛火警戒の消防団員は、現場に即応した器具を携帯し、飛火の早期発見と防火にあたるとともに、飛火による火災防止について附近住民に啓蒙する。
火災拡大後 の措置	1 延焼進展の速度と消防団員集結の所要時間、道路空地及び河川等の地物関係を考慮し、延焼阻止を定めて応援部隊及び各隊の移動集結並びに防御場所を指定して転戦防御にあたる。 2 飛火警戒隊は更に風下に転じ、飛火警戒の重点措置を取るとともに避難住民の誘導についても注意をはらう。 3 消防器具又は水利の不足等で大火災を阻止するために他の手段がなく、かつ、有効と認めた時は、風下方面に防御線を設置して消防団員を結集するほか破壊消防を行う。

第2 危険物施設等の対策

大地震による災害発生で、被害の拡大が予想される危険物施設等に対し、的確な消火活動を行うための計画を定めるものとする。

1 大量危険物火災防御計画

(1) 防御上の留意点

- ① 到着と同時に対象物の施設関係者（所有者、管理者、危険物取扱者等）と接触または連絡を取り、危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に見極め、状況の判断を正確に期する。
- ② 危険物火災といえども建物自体の燃焼、あるいは隣接建物に延焼危険がある場合は、一般建物火災の防御に準ずる。
- ③ 危険物の燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火剤、土砂等の緊急手配を考慮して計画的消火に努める。
- ④ 燃焼の際、有毒ガスを発生する性状を有する危険物火災は、風向き、風速、発散方向及びガスの濃淡に留意し空気呼吸器等を装着する。また、地域住民の安全を確保するため警戒区域の設定及び避難誘導に考慮する。
- ⑤ 油脂類の燃焼に対しては泡消火剤を使用し他の注水は規制すること。
- ⑥ 未燃焼の危険物施設、一般建物の延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
- ⑦ 大規模油類タンクの場合は、可能な限り移送減量を図り制圧する。
- ⑧ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して計画的消火を図るものとする。
- ⑨ 防油堤、配管部からの油類の流出を土俵等で築堤し流出拡大の阻止を取り、泡消火を行う。
- ⑩ 爆発、ボイルオーバー及び強烈なふく射熱等に備え、安全上十分な距離をとり活動を行う。
- ⑪ 爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。

(2) 消防部隊の運用

- ① 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱い状況、規模の大小、その他危険性（爆発性、引火性、有毒ガスの発生）等と周辺の消防事象とを判断して、有効と認める車輛、消火薬剤、資材を最大限に運用して化学消火を図る。
- ② 消火剤等の緊急輸送、消防警戒区域の設定手配、部隊の増強手配、消防相互応援協定都市への応援要請を図る。

(3) 市内の危険物貯蔵所等設置状況

(令和7年4月1日現在)

製 造 所		1 4	1 4	2 7 6
貯蔵所	屋内貯蔵所	5 9	1 6 5	
	屋外タンク	4 0		
	屋内タンク	3		
	地下タンク	3 4		
	簡易タンク	0		
	移動タンク	2 0		
	屋外貯蔵所	9		
取扱所	給油取扱所	4 0	9 7	
	販売取扱所	0		
	一般取扱所	5 7		

2 高圧ガス、液化ガス災害応急対策

(1) 液化ガス

- ① ガス漏出時は直ちに漏洩量、風向き、風速等を考慮して警戒区域を設定して、警察関係機関の協力を求め、一切の火気使用及び車輛の通行を禁止するとともに、人命の保護を優先し広報連絡、避難指示並びに誘導を行う。
- ② 施設関係者及び施設高圧ガス保安監督者、高圧ガス取扱（販売）主任者等のガス技術者と迅速に連絡を取り、実態の把握に努める。
- ③ 現場の出動車輛は、漏洩ガス拡散範囲外で防ぎょ部署、負傷者等の収容、現場広報等の活動を行う。
- ④ 火災現場の状況によりタンク等が既に誘爆、連続爆発を起こし、火勢が拡大しているときは、隊員の危害防止に留意し、放水砲等による遠距離放水による延焼防止を主にした冷却注水を行う。
- ⑤ 直接消火は消火後のガス噴出遮断手段の有無、周辺の状況を考慮して、消火の可否を決定し、適切な消火活動を図る。
- ⑥ 空気呼吸器、ガス検知器等の有効な使用を図る。
- ⑦ 漏洩ガスが燃焼していないときは、気化ガスの引火爆発防止に主眼を置き、避難誘導と併行して引火した場合の延焼防止体制をとる。

(2) 都市ガス等

- ① 都市ガス炎上時は直接ガスを消火せず、延焼防止を主としガス会社の関係者に遮断の処理を要請して2次災害の発生防止に注意する。
- ② その他 (1) の「液化ガス災害時の活動」に準じる。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第3 山林火災防御計画

- 1 指揮者は地元の山道案内人を求める。
- 2 昼間に発生した火災は日没までに鎮火させることを原則とする。
- 3 必要に応じ兵庫県消防防災航空隊及び隣接市町に応援を求め拡大が予想される場合においては、県下広域応援協定による関係市町、陸上自衛隊の応援要請（県消防保安課）をする。
- 4 夜間は原則として山林内へ消防隊員を入れない。
- 5 国有林火災防御計画
 - (1) 国有林の山林火災については、営林署に連絡を取るとともに、前記の火災防御を行う。
 - (2) 国有林の名称…前山(下来住町)、北山南垣内・南山(山田町)、西山・中山中越(万勝寺町)
- 6 防御帯造成要領
 - (1) 防御帯の中は樹木の高さの最低2倍以上又は、草むらの10倍以上とし、最低10mは必要。
 - (2) 防御帯の位置は火流の前線より風下で200m、両側では15mを必要とする。
- 7 空中消火によるヘリコプターの発着場所

◆市内小・中学校	◆各高校の校庭	◆大池総合公園グラウンド	◆河合運動広場	◆市民研修センター広場
◆加古川河川敷				
- 8 空中消火による消火薬剤として燐酸系肥料を使用すれば効果が大きい。

第4 乾燥時の火災防御計画

- 1 乾燥が長期にわたる場合は、当然水不足が予想され消防水利の確保にあたる。
- 2 広報車等により一般市民に対し啓発を行う。
- 3 乾燥注意報には、火災注意報又は火災警報が伴うので警報発令下の措置に準じた事項を重点的に実施して火災の予防警戒にあたる

第7章 救助・救急、医療対策の実施

第1節 救助・救急活動

災害時において、生命身体が危険な状態にある者や生死不明の状態にある者を捜索し、救助・救出、保護するための対策について定める。

第1 人命救出活動の実施

1 実施機関

- (1) 市は救出活動を実施することとする。
- (2) 県、県警察本部、自衛隊は、市の救出活動に協力することとする。
- (3) 県は、救出活動の応援に際し、市との間の調整を行うこととする。
- (4) 市は、市域内における関係機関の救出活動の調整を行うこととする。

2 初期対応

(1) 消防班

消防班は、救助隊を各現地へ派遣し次の事項を実施するとともに、自隊での救出活動が困難な場合は消防活動対策本部を通じ、災害対策本部へ連絡し応援を求めるものとする。

活 動 内 容	◆ 現場の状況把握 ◆ 負傷者の把握	◆ 救助・救出活動 ◆ トリアージ 等	◆ 応援要請の有無の判断

(2) 自主防災組織・事業所・住民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するように努めるものとする。

活 動 内 容	◆ 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 ◆ 救助用資機材を活用した組織的な救出活動を実施 ◆ 県警察本部、消防機関等への連絡

3 活動支援要請機関及び支援内容

本部長は、市内の防災力では対応が困難と判断した場合、次の機関へ応援を要請するものとする。

(1) 県（兵庫県危機管理部災害対策課 TEL 078 - 362 - 9988（直）・078 - 362 - 9911）

支 援 内 容	◆ 県職員の派遣 ◆ 自衛隊に対する災害派遣要請 ◆ 兵庫県建設業協会に対する建設用資機材および労力の支援要請 ◆ 日本レスキュー協会との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定に基づく救助犬の出動要請」 ◆ 救出活動に関する総合調整	◆ 他の市町長に対する応援の指示 ◆ 緊急消防援助隊の出動応援要請

(2) 警 察（兵庫県小野警察署 TEL 64-0110）

支 援 内 容	◆ 負傷者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施 ◆ 必要な交通規制の実施

(3) 自衛隊

県知事の要請等により救助・救出活動を実施することとする。

なお、自衛隊の要請については「第3編 第4章 第1節 第6」を参照

(4) 緊急消防援助隊

県内の消防力で対応が困難な場合、県知事から消防庁長官に要請し他の都道府県の消防機関に応援を求める。

なお、消防機関の応援要請については、「第3編 第4章 第1節 第4」を参照

(5) その他

救助活動に必要な人員、重機等の資材の確保について、関係機関との連携強化を行うものとする。

① 建設業界との協定（災害時における応急対策業務に関する協定）

小野市は、市内の建設業者で組織された「小野市応急対策緊急出動協力会」と協定を締結し、災害時に必要な人員、重機等の資材の支援・応援を求めるもの。

《小野市応急対策緊急出動協力会一覧》

大部地区担当 (6社)	岸本建設	63 - 6622	(株)中尾建設	62 - 4317
	(株)田村組	63 - 2332	前田建設	63 - 6345
	(有)田村興産	63 - 2959	善和建设(株)	64 - 7622
小野・市場地区担当 (2社)	加東建設(株)	63 - 2355	(株)小林建設	63 - 4970
河合・来住地区担当 (5社)	(株)池安	66 - 7151	(株)秀峰	66 - 2380
	梅田工務店(株)	66 - 7575	富嶋建設	66 - 6671
	(有)樫木建設	63 - 5123		
下東条地区担当 (4社)	(株)イズイ建設	67 - 1166	(株)長谷川組	67 - 0123
	(株)タカコー	67 - 0100	藤健建設(株)	62 - 4390

② 近畿地方整備局との協定 (Tel 06 - 6942 - 1575)

支 援 内 容

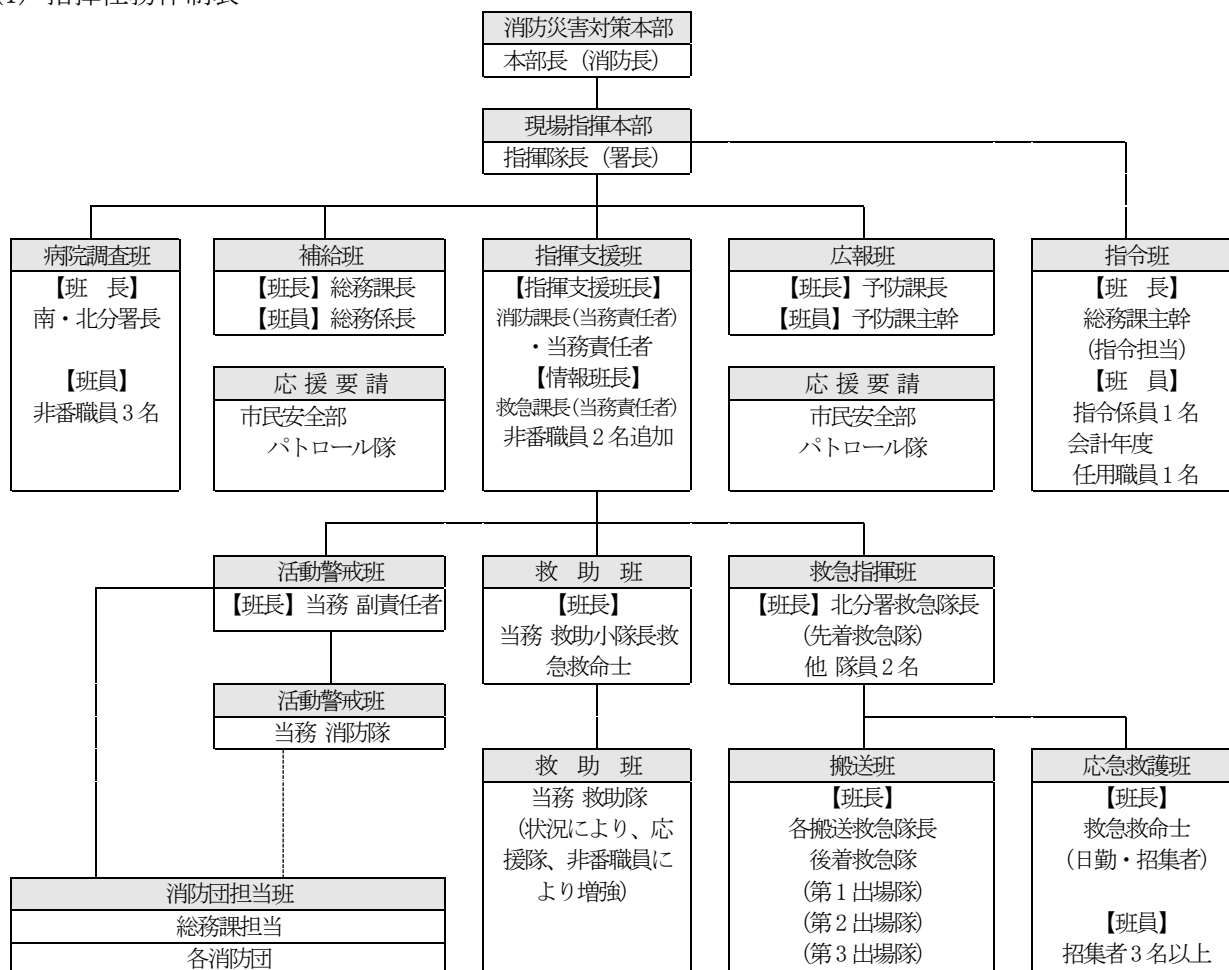
- ◆情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む。）
- ◆職員の派遣（緊急災害対策派遣隊を含む。）
- ◆災害に係る専門家の派遣
- ◆保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- ◆保有する通信機械等の貸し付け及び捜査員の派遣
- ◆通行規制等の措置
- ◆その他必要な事項

第2 特殊救急業務計画

特殊な事故(集団災害)の救急業務については本計画により実施する。なお、詳細については小野市特殊救急業務計画及び同各班活動マニュアルに定める。

1 組 織

(1) 指揮任務体制表



2 各班の任務分担

各班の任務分担については下記のとおりとする。

班	任 務
指 令 班	部隊の出場指令及び現場指揮本部（以下「指揮本部」という。）との連絡並びに関係機関への通報及び出動要請を行う。
指揮支援班	指揮隊長の下で現場指揮支援活動及び管制班との連絡調整を行う。
活動警戒班	災害の防除、災害の拡大防止、応急救護所の設営、担架搬送及び警戒区域を設定し、活動障害の排除等出動隊の安全管理、避難誘導、車両の進入路確保等を行う。
救 助 班	人命検索、救出等の救助活動を行い、事態終息後は他隊支援を行う。
救急指揮班	トリアージ、救急活動に関する全ての活動統制、ドクターカー（以下、「DC」という。）等の支援隊との連携調整、応急救護所における活動・管理を行う。
搬 送 班	応急救護所内での応急処置、病院その他の場所への傷病者の搬送を行う。
情 報 班	指揮支援班とともに災害情報の収集及び記録等情報収集、整理報告を行う。
広 報 班	住民及び報道機関に対して災害に関する現場広報の実施及び軽症で歩行可能な傷病者に対する受入れ可能な病院等の情報提供を行う。
病院調査班	傷病者が収容された病院に派遣し、人数、氏名の確認、負傷程度等の傷病者情報収集の収集、医療機関の追加収容能力情報の調査を行う。
応急救護班	応急救護所、傷病者一時収容所の設置及び応急処置を行う。
補 給 班	資機材、燃料、食料等の調達、搬送を行うとともに、消防本部内における連絡調整員として、市関係部局、市災害対策本部並びに県の関係部局への連絡、調整、報告を行う。
消防団担当班	消防団の災害活動の指揮・指導を行う。

3 応急救護所

指揮本部長は、傷病者の医療機関への搬送が限界となったとき又は医療機関の収容能力が限界となったと判断した場合は応急救護所を設置する。また、応急救護所の設置場所は、次の中から指揮本部長が指定する。

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	小野小学校	西本町 477	63 - 2725
2	小野東小学校	天神町 1185-1	63 - 3192
3	河合小学校	新部町 904	66 - 2913
4	来住小学校	下来住町 1392	63 - 2735
5	市場小学校	市場町 816	63 - 2745
6	大部小学校	敷地町 866	63 - 2755
7	中番小学校	中番町 18	67 - 0043
8	下東条小学校	小田町 1655	67 - 0033
9	小野中学校	本町 612	63 - 2720
10	河合中学校	三和町 983-2	66 - 2907
11	小野南中学校	大島町 598	63 - 2731
12	旭丘中学校	古川町 940-1	63 - 2750

4 医療機関

医療機関は消防本部から依頼された診療受け入れ可能病院リストを、搬送班長へ連絡する。

5 消防団の業務

消防団の業務は、消防組織法第1条の規定によるものとし、原則として管轄する地域に対し出動するものとする。

6 情報収集

災害情報を、現場指揮及び現場活動に必要な情報、傷病者情報、現場広報のため必要な情報を収集する。

7 広 報

災害を覚知した時及び災害発生から定期的に情報を整理し指揮本部長と協議のうえ現場広報を実施するものとする。

8 他機関との連絡調整

現場広報に関し、常に警察、市役所その他の災害関係機関との連絡を密にし、効率的な情報交換ができる体制をとるものとする。また、警察、健康福祉事務所、医師会その他の関係機関と緊密な連絡を図り、災害発生時における救急・救助体制を協議するとともに消防団に対し、消防団への連絡方法、現場警戒区域の設定及び警戒要領並びに消防支援要領については協議しておくものとする。

9 訓練の実施

消防長は、この計画の効率的な運用を図るため、関係機関の協力を得て定期的に総合的な実地訓練を実施するものとする。また、署長は、図上訓練を定期的に、関係機関の協力を得て実施するものとする。

第3 救助・救急活動の原則

1 救助活動の原則

	原 則
同時に救助事案が多数発生している場合	多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救助活動を行う。
救助の優先順位	救命処置を必要とするものを優先救出し、その他の負傷者は、消防団員および付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。
火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合	火災現場付近の救出を優先して実施する。
救出した負傷者への対応	救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員及び付近住民に医療機関又は応急救護所等への搬送を依頼するほか、医師の派遣を要請する。

2 救急活動の原則

	原 則
傷病者の救急搬送	救命を必要とする者を優先として安全な医療機関若しくは後方医療施設に搬送する。軽症者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。
傷病者の処置の優先順位	傷病者に対しては、救命処置を必要とする者を優先とし、その他の傷病者は、消防団員、付近住民等の協力を得て自主的な応急手当を行わせる。
傷病者が多数発生している場合	その現場付近又は消防署所に応急救護所もしくは仮救護所を開設し応急救護活動を行う。

第2節 医療・救護の実施

災害時における被災住民の健康や生命を守り適切な医療の提供を図るため、救急医療班の編成等により、緊急時の医療・救護計画を定める。

1 医療救護活動体制

医療救護活動における救急医療班の編成は、医師会の協力を受け医療センター部で対処する。

- (1) 入院患者の救急医療班の編成
- (2) 外来患者の救急医療班の編成
- (3) 救護班の編成

2 救護班の編成

被災の状況に応じ、医師会と協議し、救護班を編成して被災地域及び避難所の医療、助産の医療にあたる。

また、災害の規模及び発生状況に応じて、兵庫県等を通じ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するほか、小野市・加東市医師会及び独立行政法人兵庫あおの病院に対して救護班の増設を要請する。

- (1) 班の編成は、医師1名、看護師2名、事務員1名を原則とする。
- (2) 医療及び助産に必要な医薬品及び医療機材の調達は、3日分程度の備蓄又は、迅速かつ確実な確保の方法に努めるとともに、災害の種類、規模に応じて医師会及び兵庫あおの病院に協力を要請する。

3 活動内容

救護活動の実施内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 傷病者の重傷度の判定（トリアージタグの作成）
- (2) 救急救命医療の実施
- (3) 後方医療施設への移送指示
- (4) 助産活動
- (5) 遺体の検案

(2) 助産の範囲は、次のとおりとする。

- ① 分娩の介助及び分娩前後の処置
- ② 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

7 医薬品の調達

- (1) 感染症対策班は、医薬品卸売業者・薬局等と連携を図り、救護所で利用する医薬品を確保することとする。
- (2) 感染症対策班は、市内で医薬品の確保が困難な場合、県へ供給の斡旋を要請する。

【救護活動における被災者搬送体制】

区 分	症 状	施 設 名	所 在 地	電話番号
初期救護	軽傷及び 応急処置	救護所	市内小・中学校 (救護所一覧表を参照)	
2次救護 (後方医療施設)	重傷及び 緊急治療	北播磨総合医療センター 兵庫あおの病院	市場町926-250 市場町926-453	88 - 8800 62 - 5533
被災地外の後方医 療施設	重傷及び 緊急治療	加東市民病院 市立加西病院 西脇市立西脇病院 明石市立市民病院 加古川中央市民病院 高砂市民病院 県立加古川医療センター	加東市家原85 加西市北条町横尾1-13 西脇市下戸田652-1 明石市鷹匠町1番33号 加古川市加古川本町439 高砂市荒井町紙町33番1号 加古川市神野町神野203	0795-42-5511 0790-42-2200 0795-22-0111 078-912-2323 079-451-5500 079-442-3981 079-497-7000

8 医師会の災害救護班の組織

【小野市・加東市医師会災害救護班組織】

救護対策本部長（会 長） 北野 達郎

〃 副部長（副会長） 森下 智行 ・ 前田 一郎 ・ 井上 竜治

○印は班長（拠点施設）、△印は副班長、下線は災害時優先電話、（携）は携帯電話

A 小野市（0794）河合地区	
○土井リハビリテーション病院	66 - 2119
△復井診療所	66 - 7318
篠原医院	65 - 2810
藤本在宅医院	60 - 1113
B 小野市（0794）小野北地区	
○岡村医院	62 - 4300
△わかば・産婦人科	62 - 6111
まつい子どもクリニック	63 - 7366
清水内科クリニック	62 - 1005
小林眼科	63 - 4130
柏木医院	67 - 0199
小島クリニック	64 - 2727
井岡医院	67 - 2367
いまむら皮膚科クリニック	64 - 0080
C 小野市（0794）小野南地区	
○育が丘クリニック	62 - 8112
△岡田内科医院	62 - 7366
まえたクリニック	64 - 0771
緑駿病院	63 - 5577
こうすけ眼科クリニック	88 - 8844
D 小野市（0794）小野東地区	
○北野整形外科・外科	63 - 1080
△三浦クリニック	70 - 9288
田中皮フ科医院	63 - 7222
松尾内科	64 - 0880
山口内科医院	64 - 0202
オリーブ皮フ科	64 - 2700
かごたに眼科	64 - 0077

第1編 総則	いのうえ耳鼻咽喉科クリニック	62 - 3387
	平井小児科、アレルギー科医院	63 - 2228
	E 小野市（0794）小野西地区	
	○つばた小児科医院	62 - 2752
	△福岡クリニック	63 - 1600
	ひまわりクリニック	62 - 7209
	依藤診療所	63 - 0028
第2編 災害予防	平出医院	62 - 2801
	小野レディースクリニック	62 - 1103
	F 加東市（0795）東条地区	
	○青山医院	46 - 0321
	△東条診療所	46 - 0048
	神医院	47 - 0144
	やすらぎの森診療所	40 - 8100
第3編 地震	G 加東市（0795）滝野地区	
	○田淵医院	48 - 0160
	△ますむら医院	48 - 0704
	加茂病院	48 - 3208
	サンスマイル診療所	48 - 5852
	たきの眼科クリニック	48 - 9000
	こどもとおとなのM&Hクリニック	48 - 1192
第4編 風水害等	H 加東市（0795）社川北地区	
	○山形整形外科	42 - 3215
	△うらべ耳鼻咽喉科医院	42 - 5537
	坂本医院	42 - 6660
	門田眼科医院	43 - 0101
	井上医院	42 - 1190
	まつむら泌尿器科	42 - 7830
第5編 原子力	こざる皮膚科クリニック	40 - 2121
	さくら内科クリニック	44 - 1588
	I 加東市（0795）社川南地区	
	○曾野医院	42 - 6299
	△吉川医院	42 - 0105
	ふるもとクリニック	40 - 0202
	松原メイフラワー病院	42 - 8851
第6編 南海トラフ	嬉野診療所	42 - 8477
	森下クリニック	42 - 0024
	・栄宏会小野病院	0794 - 62 - 9900（代）
第7編 復旧・復興	・兵庫あおの病院	0794 - 62 - 5533（代）
	・北播磨総合医療センター	0794 - 88 - 8800（代）
	・加東市民病院	0795 - 42 - 5511（代）
第8編 資料	・小野市・加東市医師会	0794 - 62 - 5280

小野市内医療機関一覧表

医療機関名	住 所	診療科目	電 話
北播磨総合医療センター	市場町	総合内科、老年内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、脳神経内科、リウマチ・膠原病内科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、小児科、皮膚科、精神神経科 外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、頭頸部外科、泌尿器科、産婦人科、形成外科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科	88 - 8800 (代)
兵庫あおの病院	市場町	内科・脳神経内科・消化器内科・小児科・外科 ・整形外科・リハビリテーション科・放射線科・歯科 ・耳鼻咽喉科・緩和ケア科	62-5533
栄宏会 小野病院	天神町	内科・呼吸器内科・糖尿病内科・消化器内科・脳神経内科・脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科・小児科・泌尿器科	62 - 9900
井岡医院	菅田町	外科・内科・肛門科・皮膚科・リハビリテーション科	67-2367
育が丘クリニック	樫山町	内科・外科・整形外科・胃腸科・放射線科	62-8112
いまむら皮膚科クリニック	敷地町	皮膚科	64-0080
いのうえ耳鼻咽喉科クリニック	黒川町	耳鼻咽喉科	62-3387
岡田内科医院	市場町	内科・循環器科	62-7366
岡村医院	敷地町	内科・外科・呼吸器科・胃腸科・肛門科 皮膚科	62-4300
小野レディースクリニック	西本町	産婦人科	62-1103
オリーブ皮フ科	黒川町	皮膚科	64-2700
かごたに眼科	黒川町	眼科	64-0077
柏木医院	船木町	内科・小児科・消化器内科・循環器内科	67-0199
北野整形外科・外科	黒川町	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科	63-1080
こうすけ眼科クリニック	大島町	眼科	88-8844
小島クリニック	王子町	内科・放射線科	64-2727
小林眼科	敷地町	眼科	63-4130
篠原医院	栗生町	内科・リハビリテーション科	65-2810
清水内科クリニック	敷地町	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科・糖尿病内科	62-1005
田中皮フ科医院	中 町	皮膚科	63-7222
つばた小児科医院	西本町	小児科・内科・アレルギー科	62-2752
土井リハビリテーション病院	復井町	内科・リハビリテーション科	66-2119
ひまわりクリニック	神明町	内科	62-7209
平井小児科、アレルギー科医院	黒川町	小児科・アレルギー科	63 - 2228
平出医院	神明町	耳鼻咽喉科	62-2801
復井診療所	復井町	内科・消化器科・糖尿病内科・放射線科・リハビリテーション科・肛門科、外科、漢方婦人科	66-7318
福岡クリニック	神明町	外科・泌尿器科・胃腸科・内科・肛門科	63-1600
藤本在宅医院	栗生町	内科	60-1113
まえたクリニック	大島町	外科・内科・消化器科	64-0771
まつい子どもクリニック	敷地町	小児科、アレルギー科	63-7366
まんまるクリニック	市場町	内科・外科・緩和ケア科	88-8670
松尾内科	黒川町	内科・胃腸科・呼吸器科・循環器科	64-0880
三浦クリニック	天神町	耳鼻咽喉科・リウマチ科・内科	70-9288
山口内科医院	本 町	内科・消化器科・糖尿病内科	64-0202
依藤診療所	本 町	小児科・内科・リハビリテーション科	63-0028
緑駿病院	匠 台	内科・消化器科・呼吸器科・循環器科・放射線科・リハビリテーション科・神経内科	63-5577
わかば産婦人科	敷地町	産婦人科	62-6111

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

市内歯科一覧表

医 院 名	住 所	診療科目	電話
歯科石原医院	池田町	歯科	67-0030
市浦歯科	小田町	歯科	67-0733
うとう歯科医院	敷地町	歯科、矯正・小児歯科・歯科口腔外科	63-3667
おうじクローバー歯科	王子町	歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科	63-9608
大橋歯科医院	王子町	歯科、小児歯科、矯正	62-2445
北山歯科医院	栗生町	歯科	66-2586
きらら歯科	黒川町	歯科・小児歯科・歯科口腔外科、矯正	63-1818
くすはら歯科医院	黒川町	歯科、小児歯科、矯正	62-9420
幸田歯科医院	市場町	歯科	63-6116
芝本歯科医院	黒川町	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	63-3600
しもむら歯科医院	王子町	歯科、小児歯科	64-2217
田中歯科医院	大島町	歯科、小児歯科、口腔外科、矯正	63-6486
たろう歯科クリニック	王子町	歯科、小児歯科	88-6666
坪田歯科医院	本 町	歯科	63-4777
長井歯科医院	市場町	歯科	63-6428
ヒカリクリニック	黒川町	歯科、矯正歯科、小児歯科、口腔外科	64-2321
福岡歯科	神明町	歯科、口腔外科、小児歯科	63-1600
ふくおか歯科クリニック	育ヶ丘町	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	63-8282
藤本歯科医院	鹿野町	歯科、小児歯科	62-4792
藤原歯科クリニック	神明町	歯科	63-1661
宮本歯科医院	天神町	歯科、小児歯科	62-6711
森岡歯科医院	黒川町	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	63-5885
よこた歯科医院	育ヶ丘町	歯科・小児歯科・矯正歯科	62-3434
柳田矯正歯科かなこ小児歯科クリニック	大島町	小児歯科・矯正歯科	88-6716

薬品取扱機関一覧表（薬局）

薬 局 名	住 所	電 話
アルカ小野中央薬局	黒川町 1773	88-8451
育が丘グリーン薬局	育が丘町 1475 - 573	63-3741
小野ひまわり調剤薬局 東店	天神町 1024 - 2	62-3772
(有) 小野薬局	本町 329	62-2041
キリン堂薬局 小野本町店	本町 648 - 6	70-0070
くるみ薬局	粟生町 3610 - 2	66-0170
弘勢堂薬局	粟生町 790 - 2	66-2926
佐保堂薬局 神明店	神明町 183 - 6	64-7600
佐保堂薬局 小野南店	市場町字寺ノ下 1204 - 4	62-9655
センター薬局	中町 321 - 1	70-0521
ひかり薬局 小野本町店	本町 254 - 8	62-0280
フタツカ薬局 小野店	敷地町 1603 - 1	62-3964
松原薬局	中町 275 - 1	63-7573
みどり薬局	大島町 1656	64-9311
森薬忠堂薬局	上本町 71	62-2045
やよい薬局	敷地町 1403 - 7	63-4252
クオール薬局小野店	敷地町 1382 - 264	64-0189
ふじ薬局	船木町 2	67-2008
あさひ薬局 敷地店	敷地町 1479 - 10	73-8803
大門調剤薬局	復井町 916 - 1	66-6788
阪神調剤薬局 北播磨店	市場町 926 - 450	64-0111
日本調剤 北播磨薬局	市場町 926 - 451	64-0130
阪神調剤薬局 小野店	天神町 973	64-8551
イオン薬局 小野店	王子町 868 - 1	62-0106
薬 店	クスリキリン堂 小野王子店	王子町 25 - 1
	成光漢方(株)	育ヶ丘町 1475 - 430
	アルカドラッグ 小野店	黒川町 1765
	ドラッグ コスモス 王子店	王子町 152 - 1
	ウエルシア 小野天神店	天神町 815 - 1
	ウエルシア 北播磨総合医療センター 前店	市場町 926 - 462
	ダイレックス 王子店	王子町 163
	ザグザグ ハローズモール小野店	王子町 806 - 1
	ジャパン 小野店	古川町 37
		63-0909

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第8章 交通・輸送対策の実施

大地震発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通を中心とした交通混乱の発生が予想される。このため、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等を目的とした警備活動体制について定める。

第1節 交通の確保対策の実施

災害時における交通規制は、災害対策本部の要請により、関係機関と協議のうえ、被害の防止、二次災害の防止、被災者の救出、救護及び救援活動等を確実にかつ速やかに行うため、関係法令に基づく緊急輸送車両以外の車両の通行禁止または制限を行う。

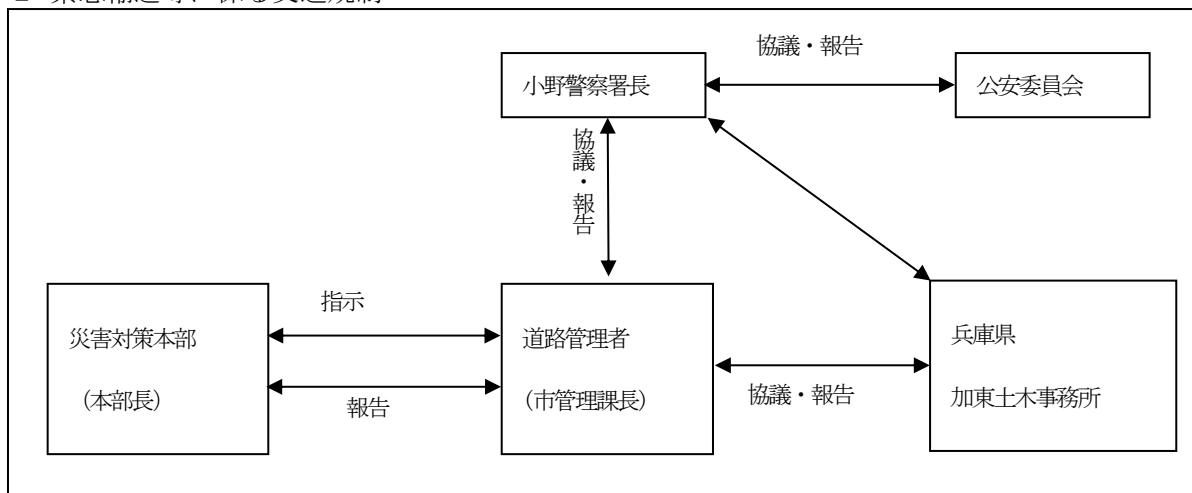
1 交通の規制

交通規制を実施するときは、交通規制の内容、区間等についての広報を行う。

【交通規制実施区分】

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	① 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
兵庫県 公安委員会	① 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるとき ② 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条第1項
小野警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 緊急輸送等に係る交通規制



第2節 輸送路の確保

災害時における輸送路については下記ルートを原則とし、これらルートが河川、溜池の破堤、傾斜地の崩落、亀裂、埋没等により通行の障害が生じた場合には、隣接市町の応援、業者の協力を得て復旧し、輸送路として確保するものとする。

1 緊急通行路の指定

災害応急対策従事者、又は災害応急対策物資の緊急輸送、その他の応急措置をとるための緊急輸送に支障が生じないように、道路管理者及び小野警察署は道路被害状況、交通状況に関する情報を迅速に収集・協議し、緊急通行路を指定する。

ただし、下記ルートの被害が甚大で、他ルートによる方が迅速に輸送路として確保できる場合は、ルートの変更を行うこととする。

【災害時重要路線緊急ルート】

①神戸方面から	(主)神戸加東線 ⇒ (一)大畑小野線 (桃坂一軒家) ⇒ 市道 116 号線 (万勝寺) ⇒ 市道 108 号線 (北丘) ⇒ R175 号 ⇒ (主)三木穴栗線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
②神戸・三木方面から	R175 号 ⇒ (主)三木穴栗線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
③加古川方面から	(主)東播磨南北道路 ⇒ R175 号 ⇒ (主)三木穴栗線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
④加古川西部方面から	(主)高砂加古川加西線 ⇒ (一)小野志方線 (下来住) ⇒ (主)小野香寺線 (大住橋) ⇒ 片山高田線 (市道 107 号線・葉多) ⇒ 宮前葉多線 (市道 205 号線・葉多) ⇒ 天神葉多線 (市道 202 号線) ⇒ (主)加古川小野線 (敷地) ⇒ 小野市役所
⑤加西方面から	(主)三木穴栗線 ⇒ 小野市役所
⑥加西北部、滝野方面から	(一)市場多井田線 ⇒ 市道 2127 号線 (新大河橋) ⇒ (主)加古川小野線 (高田) ⇒ (主)三木穴栗線 (敷地) ⇒ 小野市役所
⑦杜方面から	R175 号 (古川) ⇒ (主)三木穴栗線 (浄谷) ⇒ 小野市役所
⑧東条方面から	(主)小野藍本線 (吉井) ⇒ (主)神戸加東線 (大畑) ⇒ (一)大畑小野線 (桃坂一軒家) ⇒ 市道 116 号線 (万勝寺) ⇒ 市道 108 号線 (北丘) ⇒ R175 号 ⇒ (主)三木穴栗線 (浄谷) ⇒ 小野市役所

※ (主)…主要地方道(県道) (一)…一般県道

2 放置車両の撤去等

緊急通行路における撤去されない車両その他障害物については、道路管理者は小野警察署と協力して強制排除の措置を行う。

3 迂回路の設定

被災地域への一般車両の流入を抑止するため、小野警察署は道路管理者と協議し速やかに迂回路を設定したうえで、主要交差点に警察官を配置して交通誘導を行う。

4 案内誘導板の設置

道路管理者は、緊急通行路及び迂回路の案内誘導板を主要交差点に設置する。

第3節 障害物の除去

地震による災害が発生した場合、市民を安全な避難所まで避難させるための経路及び生活緊急物資等の輸送路にある障害物を除去し、市民の身体、生命の安全を確保するとともに、迅速な応急対策を実施するための計画を定める。

1 対策の内容

(1) 除去区域

- ① 第一次避難地から拠点避難所に至るまでの幹線避難路
- ② 緊急輸送道路に指定された道路

(2) 除去する物件

- ① 沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- ② ①に掲げるものの他、道路上に放置されている物件
- ③ 沿道にある構築物、工事用仮設足場等で、設置状態が不安定であるなど、災害のおそれがある
と見受けられるもの

(3) 実施事項

地震発生時の障害物除去等の指示及び要請は原則として市長が行う。

- ① 道路管理者は、災害復旧に要する重機械、資機材、人員等の把握を行い、速やかに出動できる体制を整える。
- ② 道路工事等を施工中の者については、道路工事等を中止し、安全確認と応急措置を実施させる。

(4) 役 割

市	◆避難路ごとに消防団員等を配置し、災害対策本部からの情報、命令の伝達にあたる。 ◆障害物の除去の指示又は要請 ◆車両運転の自粛呼びかけ
道路管理者	◆緊急出動体制の確立のための指示又は要請 ◆市長の要請に基づく障害物除去指示の代行（市長以外の道路管理者）
警 察	◆緊急輸送及び避難路内への車両の流入の規制 ◆緊急輸送道路及び避難路から一般道路への車両の誘導 ◆障害物の除去
自治会 ・自主防災組織	◆災害対策員（市職員）の指示に従い、軽微な障害物（車両を除く）の除去（主として人力作業）
民間企業等	◆警察官、市長の指示又は要請により主として重機械類を駆使した障害物の除去作業

(5) 障害物の処分

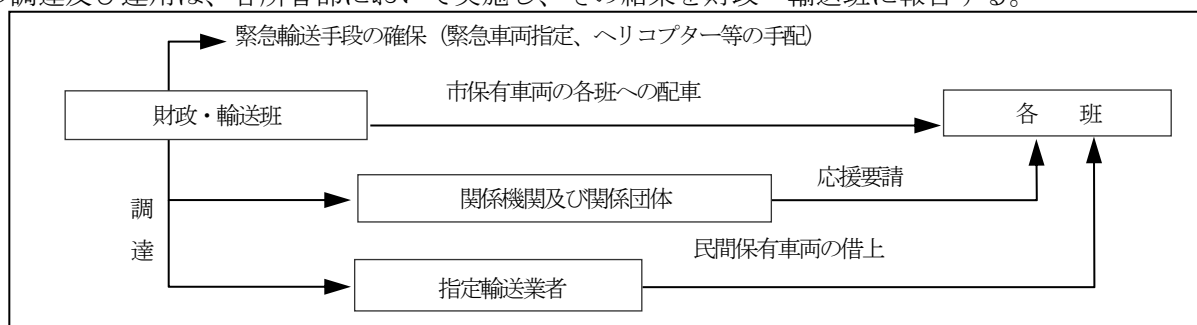
除外すべき障害物が多量で、かつ、処分が困難な地域においては、除去後の処分場所の確保に努め、緊急時において処分を行う場所がない場合は、避難路又はそれ以外の道路の路端で避難等に支障のない場所に処分する。

(6) 協定の締結

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、建設土木業者団体との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携に努めるものとする。

第4節 輸送体制の確保

輸送体制の確保は、財政・輸送班を中心に実施する。ただし、公共施設の応急復旧作業に係る必要車両の調達及び運用は、各所管部において実施し、その結果を財政・輸送班に報告する。



第1 輸送の範囲

災害時における輸送は次に定める範囲とし、その他の移動及び搬送については、市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため、極力控えるものとする。

- ◆被災者の避難及び救出 ◆給 水 ◆救護活動における救護員、患者、医薬品等の搬送
- ◆食料、生活必需品などの生活物資の搬送 ◆公共施設の応急復旧 ◆遺体の移送

第2 輸送の手段

1 車両による輸送

- (1) 車両の使用はその目的、期間、台数等必要事項を明らかにしたうえで、各班からの要請を財政・輸送班が承諾し行う。
- (2) 市保有車両は、あらかじめ定められた各班への配車を原則とするが、災害状況により財政・輸送班が必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 指定の輸送業者等からの車両の調達は、各班からの要請に応じて、財政・輸送班が調達し、配車する。
- (4) 財政・輸送班において必要台数の車両の確保が困難な場合は、関係機関や関係団体に対して応援要請を行うとともに、民間保有車両の借上げを実施する。

【指定輸送業者一覧表】

	業 者 名	所 在 地	電話番号	種 別
1	西日本旅客鉄道(株) 加古川駅	加古川市加古川町篠原町 30-1	079 - 422 - 3621	鉄道
2	神戸電鉄(株)志染駅	三木市志染町西自由が丘 1 丁目 836	0794 - 85 - 5288	鉄道
3	神姫バス(株)営業所	加東市社 777-21	0795 - 42 - 0057	バス
4	小野タクシー(株)	本町 5 - 1	63 - 1401	タクシー
5	J P ロジスティクス(株) 三木小野支店	檜山町 1471 - 40	63 - 2001	通運
6	三平運送(株)	高田町 1836 - 137	63 - 1123	通運
7	土江運送(株)	黒川町 34-1	63 - 1331	通運
8	日本通運(株)(西脇支店)	西脇市平野町 522 - 5	0795 - 22 - 3001	通運

2 緊急通行（輸送）車両確認証明書・標章の配布・掲示

- (1) 災害時、兵庫県公安委員会が緊急交通路の指定を行った際、いち早く緊急交通路を走行するためには、緊急通行車両であることの確認を受けた「緊急通行車両確認証明書」と「標章」が必要となる。
- (2) 災害が発生し、公用車での輸送が必要となった際は、各所属担当者は財政課管財係で当該車両の「緊急通行車両確認証明書」と「標章」を受け取り、証明書を車両にて保管するとともに、標章は車両前面の見やすい場所に掲示する。

第3 その他の輸送手段

車両では一定の輸送力が確保できない場合は、関係交通施設の被災・復旧状況を勘案したうえで、次に定める輸送手段を活用する。

1 陸上輸送

◆鉄道 ◆自転車及びバイク

2 航空（ヘリコプター）輸送

緊急を要する場合は、消防防災ヘリコプター派遣要請計画及び自衛隊の派遣要請により実施する。

第4 燃料の調達

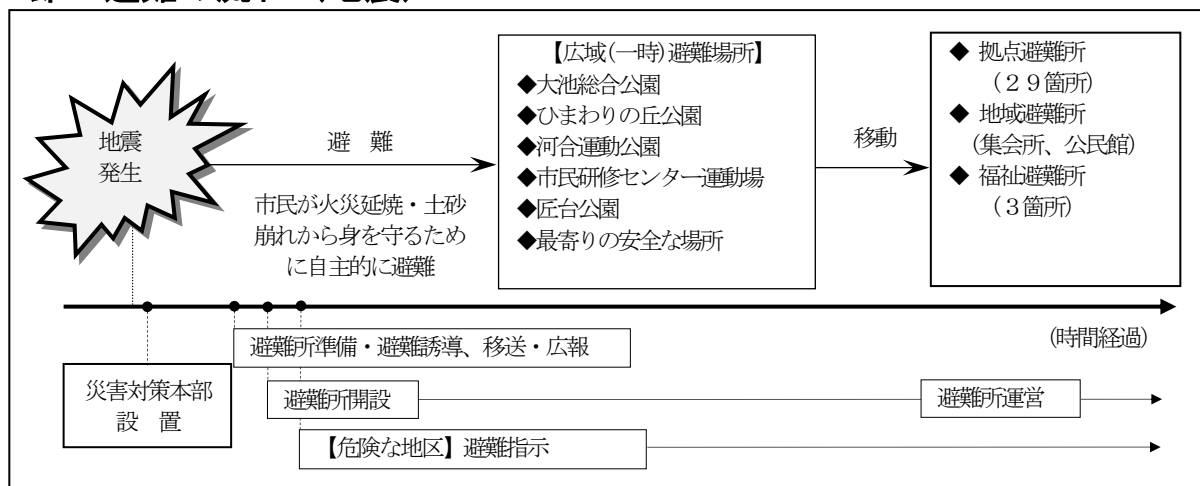
車両による輸送用の燃料は、指定の燃料業者から調達を行う。

	組員名	給油所名	住所	TEL	FAX	備考
1	植田石油(株)	小野給油所	中 町520-1	63 - 0771	63 - 0797	
2	尾花石油(株)	小野中央給油所	王子町799-8	63 - 4626	63 - 4870	代表
3	〃	セルフ榎山給油所	榎山町537-1	62 - 5653		
4	川一商会(株)		昭和町960-2	66 - 7890	66 - 2943	
5	小林鉦油(株)		王子町353-1	63 - 4004	63 - 4434	
6	(株)服部石油店	東条給油所	曾根町207-3	67 - 0231	67 - 0231	
7	(株)三元	小野給油所	王子町601-1	63 - 1258	63 - 3773	

第9章 避難対策の実施

地震が発生した際、差し迫った危険から住民の生命を守るとともに、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時収容するため、高齢者等避難・避難指示、避難誘導について定める。

第1節 避難の流れ（地震）



1 一時避難（市民の自主的な避難）

地震が発生し、市民の自主的な判断で避難が必要な場合、又は火災や土砂災害の危険が迫り、市からの避難指示が発令された場合、自主防災組織又は町内会単位で一時的に最寄りの避難所・拠点避難所の広場等の安全なスペースに避難する。

2 広域避難場所への移動

避難所付近に火災や土砂災害等により危険が迫った場合は、広域避難場所へ移動するなど危険を回避した後は、安全を確保された避難所へ最終避難する。

3 避難所の集約

避難所生活が長期化し、避難所によって避難者が少数なった場合は避難所を集約し、避難所となっていた施設の本来の機能を回復させることとする。

第2節 避難・誘導の実施

第1 実施体制

高齢者等避難・避難指示の発令に伴う避難所への誘導及び移送は応援班を中心に行うものとする。

実施業務	実施担当
高齢者等避難・避難指示の発令	本部長
避難所への誘導・移送	応援班（税務課） ※ 必要がある場合、警察官・消防団員・自主防災会等に協力を求める。

第2 避難の指示等（根拠法：災害対策基本法第60条）

1 避難指示の概要

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民の生命又は身体の保護、災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、必要がある地域の住民に対し、避難のための立退きを勧告し、また、急を要すると認められる場合は、避難のための立退きを指示することができるものである。その場合はその旨を速やかに知事に報告する。

2 避難指示の実施

避難の実施は、法令に定められた市長、警察官、自衛隊による。

(1) 実施責任者

災害の種類	区 分	実施責任者	根 拠 法
災害全般	指 示	市 長	災害対策基本法第60条
〃	指 示	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
洪水	指 示	知事又はその命をうけた職員	水防法第29条
地すべり	指 示	知事又はその命をうけた吏員	地すべり等防止法第25条
洪水	指 示	水 防 管 理 者	水防法第29条
災害全般	指 示	自 衛 官	自衛隊法第94条

(2) 避難の指示権

- ① 市長の命を受け、災害現場に派遣された職員
- ② 市長が不在時の本部長の命を受け、災害現場に派遣された職員

(3) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難指示については、あらかじめ市長によりその権限を受任した者が事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合はその状況を速やかに市長へ報告し、以後の措置について指示を受ける。

3 発令時に求める行動

高齢者等避難及び避難指示は別に定める『避難情報に関するガイドライン（令和3年5月内閣府）』に基づき行い、次の避難行動を市民に求める。

種 類		発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している又は切迫している状況	避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急に安全を確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第3 警戒区域の設定（根拠法：災害対策基本法第63条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立ち入り制限、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずることができるものである。

1 設定権者

災害の種類	設定権者	根 拠 法
災害全般	市 長 又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員	災害対策基本法第63条第1項
	警察官	災害対策基本法第63条第2項
	自衛官	災害対策基本法第63条第3項
火 災	消防吏員・消防団員	消防法第28条第1項
	警察官	消防法第28条第2項
水 害	水防団長・水防団員	水防法第21条
	警察官	水防法第21条第2条
	消防吏員・消防団員	水防法第21条
火災 ・水害以外	消防吏員・消防団員	消防法第36条
	警察官	消防法第36条

※ 警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の内容

- (1) 警戒区域の設定は、地域的な立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者の保護を図るものである。
- (2) 警戒区域の設定は、災害により被害が急迫している場合に行使される。
- (3) 警戒区域の設定に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保とするために、その違反に対しては罰則が科せられる。

第4 避難誘導

1 避難誘導及び移送の実施（応援班：税務課）

避難誘導及び移送は、応援班を中心に対応し、必要があるときは警察官及び消防団員等の協力のもとに実施する。ただし、自主的に避難を実施している住民に対しては、適切な避難所への誘導、若しくは避難所の責任者又は避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。

また、今後の災害応急復旧活動の交通手段となりうる主要な道路においては、警察等と協力し、自動車による避難の可否を判断し、自動車の使用を抑制するよう努める。

2 市民への事前準備と周知

避難を安全かつ効率的に行うため市民に対し次の点を周知し、準備をさせるものとする。

火元等の始末の徹底	避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。 特に通電後の出火に備えるため、電気ブレーカーで切電する。
非常持出品 ・非常備蓄品の準備	◆非常持出品（避難するときに持ち出す最小限の必需品） ・水 ・非常食 ・ヘルメット ・救急医薬品、常備薬、貴重品・携帯ラジオ ・懐中電灯（予備電池）・生活用品 ・歯ブラシ、マスク、生理用品（女性）、パンツ等、粉ミルク、哺乳ビン（乳幼児） ◆非常備蓄品（災害復旧までの数日間を自活するためのもの） ・水3日分（1日1人3ℓを目安）・非常食3日分 ・生活用品・工具類 等 ※必要に応じて防寒雨具を携行すること。
氏名票を携行する	水に濡れても大丈夫なもので、個人の情報（住所、氏名、年齢及び血液型）を記入したものを準備し携行する。
事業所及び工場	浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を講ずること。

3 避難の優先順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

①避難行動要支援者（病人、老幼者、身体障害者、妊産婦及びその介助者等）
②一般市民
③防災従事者

4 避難者誘導方法及び輸送方法

避難者の誘導は、応援班が行う。必要があるときは、警察官等の応援を求めて行う。

- (1) 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- (2) 避難経路中に危険箇所があるときは、明確に表示しておく。特に重要な箇所には誘導員を配置し、避難中の事故防止に努める。
- (3) 必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。
- (4) 誘導員は、出発及び到着の際、必ず人員点検を行う。
- (5) 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。
- (6) 避難所が遠い場合及び避難行動要支援者等の避難には、適宜車両輸送を行う。

第3節 避難所の開設及び管理・運営

第1 避難所の開設・運営体制

実 施 業 務	実 施 担 当
避難所の開設決定	本 部 長
避難所の開設・管理運営	・教育部 ・要配慮者支援・避難所運営班 (市民課、社会福祉課、高齢介護課、子育て支援課) ※ ただし、地域避難所の開設は、自治会及び施設ごとに決められた者が行う。
避難所の運営	市民、自主防災会、自治会
避難所の運営補助	ボランティア

第2 避難所の開設

1 開設の基準

地震が発生した場合において、住民の安全を確保するために、避難所を開設する必要があるときは、関係班に避難所の開設を指示する。市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するように努める。

2 収容対象者の条件

- (1) 住居に被害を受け、居住スペースを失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者
- (3) 高齢者等避難及び避難指示の発令により緊急に退避する必要がある者

3 開設方法

高齢者等避難及び避難指示を発令した場合や市民が自主的に避難を開始した場合には、速やかに当該施設の管理者等は、担当職員を派遣し避難所を開設する。ただし、自主避難者が収容を求めた場合など、急を要する時は施設管理者が開設し、関係班長に連絡し担当職員の派遣を要請する。

なお、避難所の開設にあたっては、避難者の健康状態を確認できる受付スペースの設置や、発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースを確保する等、以下の点に留意する。

(1) 避難者を振り分ける総合受付の設置

総合受付においては、一般の避難者、要配慮者、発熱者等を振り分けるために、対応する受付場所の表示を分かりやすく掲示したり、受付待ちの避難者が身体的距離を確保できるように、テープなどで床に線を引いたり、カラーコーンを設置する等の目印を付してあらかじめ準備する。

(2) 避難所の生活・衛生環境の確保

- ・避難者の出入口、トイレ周辺、休憩スペース等には手指消毒液を設置し消毒を促す。
- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最小限にするよう配慮する。
- ・十分な空間(世帯間で1～2m以上の間隔、一人当たり4㎡程度を目安)を確保できるよう準備する。
- ・避難生活の状況によっては、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置し、プライバシーに配慮し、炊出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する等、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、文化的・福祉的な観点から避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

(3) 専用スペースの確保

避難所内で専用スペースを設け、発熱等の症状が出ている人が行動するゾーンおよび動線分けを行い、他の避難者と接触することが無いよう検討する。

4 臨時避難所

地震により事前に指定の避難所が使用不可能になり不足する場合は、指定していない市の施設を充てるほか、被災地外の他の公共及び民間機関に対し、臨時避難所としての施設提供を要請し、担当職員を配置するものとする。

なお、防災の中核施設である市役所庁舎、防災センターは極力避けることとする。

5 公園等による代替え措置

倒壊、延焼等の危険が予測される場合、付近の避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕を設営する等の措置を講じるものとする。また、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。

6 避難所の適否

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所の設置・維持することの適否を検討するものとする。

第3 避難所の管理運営

避難所の開設・運営については、教育部、要配慮者支援・避難所運営班、当該施設管理者及び住民等が連携して運営にあたる。その際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努める。

1 避難所の管理

避難所担当職員が管理を行い、施設管理者は、施設の避難所利用に対して協力する。

2 避難所の運営

自主防災組織を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則とする。ただし、発災後の初期の段階では、避難所担当職員及び施設管理者が運営に協力する。

なお、避難所の運営にあたっては、避難者の受付時の対応や避難所内の清掃及び消毒等感染症対策等を踏まえ、以下の点に留意する。

(1) 避難所の受付時の対応

発熱、咳、くしゃみ等の風邪症状がないか聞き取りを行い、検温を行う。受付後に「避難者カード」を渡し、受付に人が留まらないよう収容先等で記入してもらい、「避難者収容名簿」で管理する。

※対応する職員等は、フェイスシールド、マスク、感染防護衣を着用し、感染防止に努める。

(2) 避難所内の清掃及び消毒

- ・施設内は界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・複数の人の手が触れる場所は適宜消毒する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。

(3) 発熱者等が出た場合の措置

- ・速やかに専用スペースに誘導し、症状を聞き取った上で、災害対策本部に連絡する。
- ・発熱者等が利用したエリアは消毒する。

3 ボランティアの協力

ボランティアは、各避難所の管理担当職員、避難者と協議しながら、避難所運営の補助にあたる。

4 避難所における救援活動

自主防災組織や自治会を中心とした住民組織やボランティアにより運営し、教育部、要配慮者支援・避難所運営班及び施設管理者はこれを補助、支援する。

第4 避難所の運営管理における留意事項

避難所開設にあたっては、次に掲げる事項について留意し、要配慮者及び女性や子育て家庭、子ども・若者等、多様なニーズに十分配慮した安全・安心な避難所運営に努める。

- 1 生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。
- 2 食事の供与、トイレの設置等の状況を把握し、必要な対策を講じる。
- 3 避難の長期化等に応じ、プライバシーの確保、入浴施設の設置、洗濯機等の設置、医師・看護師による巡回診療、暑さ・寒さ対策、ごみ処理など避難者の健康管理と衛生状態の管理の把握と必要な対策を講じるよう努める。
- 4 必要に応じ、避難場所に犬、猫等のペットのためのスペース（原則屋外）及び資材の確保に努めるものとする。
- 5 運営には女性の参画を求め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
 - ◆ 女性専用のもの干し場
 - ◆ 更衣室、授乳室等の設置
 - ◆ 生理用品、女性用下着の女性による配布
 - ◆ 避難所での安全確保

第5 避難所での業務

第1段階 (開設～3日)	◆ 施設管理者との施設使用等の調整と協力依頼 ◆ 本部と担当職員間の連絡体制の確立 ◆ 傷病者等の把握と応急措置 ◆ 避難者数の把握と名簿の作成及び本部への報告 ◆ 要配慮者の把握 ◆ 収容被災者及び在宅被災者への給食、給水、物資の配給等の実施 ◆ 仮設トイレの設置等必要な措置 ◆ 安否確認等への対応 ◆ 本部への避難所情報・状況の伝達
第2段階 (4日～14日)	◆ 避難者数の把握と名簿の点検及び本部への報告 ◆ 要配慮者及び女性への配慮 ◆ 安否確認等への対応と名簿の作成 ◆ 本部への避難所情報・状況の伝達
第3段階 (15日～)	◆ 避難者数の把握と名簿の点検及び本部への報告 ◆ 施設内でのプライバシーの保護策について検討 ◆ 避難者の健康管理及び栄養指導 ◆ 仮設風呂、洗濯機の設置等衛生対策・生活環境の改善 ◆ 安否確認等への対応と名簿の作成 ◆ 本部への避難所情報・状況の伝達

第4節 避難所一覧

避難所は、急傾斜地等崩壊危険のある場所、ため池決壊や洪水等による浸水の恐れのある場所、火災の延焼危険のある場所等を避け、安全な公共施設、民間施設及び公園、広場等を設定し、災害により被害を受け、又は受ける恐れのある者を収容し、生活の救済を図る応急生活場所として設定する。拠点避難所のうち避難行動要支援者を対象とした福祉避難所を設けるものとする。

指定避難所とは、災害発生後に、被災者等を一定期間滞在させるための施設等。

指定緊急避難場所とは、災害から命を守るために緊急的に避難する場所等。

第1 Nコード

【Nコードとは?】 <http://www.ncproject.jp/ncode/>

全世界どんな場所でも、ブロック番号、ユニット番号、東西—南北それぞれのメッシュ番号を入力すると約5メートルの精度で位置検索ができます。常時使うNコードを登録しておく（ホームポジション）と入力が簡単になります。また画面上の中心点のNコードが右上部に表示されます。

【緊急消防援助隊の活動にはNコードマップとNポジは必需品】

被災地の地図は現地ですぐに手に入るものではなく、出発前に消防GISで派遣先のNコードマップをあらかじめ準備し、Nポジを携帯して、座標により行動をするようにしないと、目的地はおろか自分の居場所さえわからないため、まともな救助活動ができません。

【財団法人消防科学総合センターの「消防防災GIS」にNコードを採用】

同センターは全国自治体の消防防災機関が消防防災GISを無料でダウンロードできる消防防災GISを配信しており、その検索システムにNコードが採用され、Nコードメッシュ入りの地図が印刷できる機能が付けられました。これにより広域災害時における全国の消防関係者の位置連絡の方法がローカルな住所や目標物に代わって誰もが分かり易い座標によって情報共有が可能となる基盤整備が進みました。

第2 指定避難所(拠点避難所/27箇所)・指定緊急避難場所(27箇所) ※指定避難所・福祉避難所との重複あり

地区	施設名称	所在地	収容人員	電 話	指定緊急避難場所(種別)			所在地(Nコード)			
					洪水	土砂災害	地震	ブロック	ユニット	東西	南北
小野	小野小学校	西本町477	310	63-2725	○	○	○	6A	4187	5531	9852
	小野東小学校	天神町1185-1	260	63-3192	○	○	○	〃	〃	5857	9717
	小野中学校	本町612	450	63-2720	○	○	○	〃	〃	5662	9781
	小野高校	西本町518	338	63-2007	○	○	○	〃	〃	5548	9824
	小野工業高校	片山町1034-1	520	63-1941	○	○	○	〃	〃	5443	9794
河合	河合小学校	新留町904	350	66-2913	×	○	○	〃	〃	5329	9168
	河合中学校	三和町983-2	380	66-2907	×	○	○	〃	〃	5312	9302
	小野特別支援学校	昭和町458-1	300	66-2571	○	○	○	〃	〃	5070	9170
	コミュニティセンターかわい	新留町907	100	66-2030	×	○	○	〃	〃	5317	9163
	あお陶遊館アルテ	栗生町1816-7	50	66-7789	×	○	○	〃	〃	5161	9580
来住	来住小学校	下来住町1392	160	63-2735	○	○	○	〃	4188	5219	0009
	コミュニティセンターきすみの	下来住町71-3	80	63-7082	×	○	○	〃	〃	5161	0037
	白雲谷温泉ゆびかい	黍田町1000-1	40	70-0261	○	○	○	〃	〃	5426	0314
市場	市場小学校	市場町816	230	63-2745	○	○	○	〃	〃	5674	0134
	小野南中学校	大島町598	590	63-2731	×	○	○	〃	〃	5480	0073
	コミュニティセンターいちば	市場町53	80	62-2454	×	○	○	〃	〃	5670	0237
	匠台公園体育館	匠台77	420	62-0001	○	○	○	〃	〃	6242	0242
大部	大部小学校	敷地町866	220	63-2755	○	○	○	〃	4187	5453	9479
	旭丘中学校	古川町940-1	340	63-2750	○	○	○	〃	〃	5823	9243
	総合体育館	王子町917-1	780	62-7000	○	○	○	〃	〃	5628	9607
	伝統産業会館	王子町806-1	230	62-3121	○	○	○	〃	〃	5536	9666
	コミュニティセンターおの	王子町801	139	63-1020	○	○	○	〃	〃	5501	9662
	コミュニティセンターおおべ	敷地町1570-1	140	63-6100	○	○	○	〃	〃	5627	9477
	図書館	中島町64	136	62-0456	○	○	○	〃	〃	5673	9576

下東条	中番小学校	中番町18	270	67 - 0043	○	○	○	〃	〃	6207	9038
	下東条小学校	小田上町1655	250	67 - 0033	○	○	○	〃	〃	6596	9003
	コミュニティセンター 下東条	福住町247 - 5	360	67 - 0044	○	○	○	〃	〃	6407	8945

※指定緊急避難場所の収容人員については、資料編 19 水防地区避難場所（指定緊急避難場所）参照。

第2－2 指定緊急避難場所（6箇所）

施設名称	所在地	人員	指定緊急避難場所(災害種別)			指定避難所
			洪水	土砂災害	地震	
大池総合公園(グラウンド)	王子町917 - 7	7,350	○	○	○	—
河合運動広場	河合中町48 - 2	3,900	×	○	○	—
ひまわりの丘公園	浄谷町1545 - 321	5,500	○	○	○	—
市民研修センター	福住町247 - 5	3,300	○	○	○	—
匠台公園	匠台77	1,200	○	○	○	—
小野希望の丘	浄谷町2233 - 1	7,000	○	○	○	—

第2－3 指定避難所（福祉避難所/3箇所）・指定緊急避難場所（3箇所）

1 公共施設（3箇所）

施設名称	所在地	収容人員	電 話	指定緊急避難場所 (災害種別)			所在地（Nコード）			
				洪水	土砂災害	地震	ブロック	ユニット	東西	南北
コミュニティセンターおの	王子町801	50	63 - 1020	○	○	○	6A	4187	5501	9662
うるおい交流館エクラ	中島町72	100	62 - 5080	○	○	○	〃	〃	5644	9573
児童館チャイコム	浄谷町2859	50	63 - 8588	○	○	○	〃	〃	5921	9344

第2－4 協定による福祉避難所（11箇所）

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				電話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北		
青山荘	復井町673 - 20	6A	4187	5579	8697	66 - 7305	介護老人福祉施設
栗生逢花苑	栗生町3610 - 1	〃	〃	5141	9577	65 - 2800	〃
ふたばの里	二葉町80 - 123	〃	〃	5776	9929	70 - 0200	〃
ぬく森	久保木町1561 - 24	〃	〃	5943	9216	64 - 0155	〃
くつろぎの杜	市場町926-462	〃	4188	5873	0101	62 - 1560	〃
なごみの杜	天神町973	〃	4187	5702	9815	62 - 0753	〃
シルバーランド	葉多町261 - 1	〃	4187	5347	9768	63 - 5628	介護老人保健施設
オパール	復井町916 - 1	〃	〃	5586	8714	66 - 0951	〃
薫楓苑	復井町1741	〃	〃	6120	2772	66 - 2020	〃
小野福祉工場	新部町1320	〃	〃	5104	9119	66 - 4570	障害者支援施設
小野起生園	〃	〃	〃	5092	9132	66 - 6121	〃

第3 地域避難場所

一時的な集結の場所（集合場所）として、集合した人の安全をある程度確保できるスペースを持った施設で、集合する人々の生活圏と結びついた場所を設定する。

地域避難場所は、長距離の避難が難しい高齢者等の避難行動要支援者を優先に、収容能力に応じ地域住民を一時的に収容し、地域住民により運営・支援を行う避難所である。

1 小野地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
わかち松幼稚園	西本町	6A	4187	5521	9844	—	62-2113	改修（R6～7年度）
小野東幼稚園	黒川町	〃	〃	5709	9711	35	62-2666	
上新防災ふれあい広場	上新町	〃	〃	5551	9753	30		飲料水
光明保育所	神明町	〃	〃	5579	9910	30	62-6969	
小野こども園	黒川町	〃	〃	5717	9712	55	62-2881	
上本町公民館	上本町	〃	〃	5600	9754	175	63-7464	
本町会館	本 町	〃	〃	5603	9778	80	63-7525	
本町一丁目公民館	本町一丁目	〃	〃	5599	9830	20	62-6061	
西本町公民館	西本町	〃	〃	5569	9817	55	63-2835	
東本町公民館	東本町	〃	〃	5627	9825	25	63-7494	
丸山町公民館	丸山町	〃	〃	5512	9746	50	63-2606	
上新町公民館	上新町	〃	〃	5533	9722	20	63-1427	
神明町公民館	神明町	〃	〃	5549	9877	150	62-6957	
神明分譲地 ふれあい会館	神明町	〃	〃	5495	9904	60		
垂井町公民館	垂井町	〃	〃	5587	9971	50	63-3694	
中町公民館	中 町	〃	〃	5699	9800	120	63-7594	
天神町公民館	天神町	〃	〃	5788	9802	180	63-5638	
日吉町公民館	日吉町	〃	〃	6235	9803	35	62-8233	土砂災害警戒区域
長尾町公民館	長尾町	〃	〃	6204	9656	50	63-5210	
栄町構造改善センター	栄 町	〃	〃	6448	9488	20	63-7710	土砂災害警戒区域
大開町構造改善センター	大開町	〃	〃	6707	9788	20	63-4819	
浄谷町公民館	浄谷町	〃	〃	5909	9442	170	62-5108	
黒川町公民館	黒川町	〃	〃	5716	9668	65	62-4124	
葉多町公民館	葉多町	〃	〃	5359	9672	35	62-6279	
久茂町公民館	久茂町	〃	〃	5297	9734	30	63-7922	
下大部町公民館	下大部町	〃	〃	5260	9811	25	63-1061	
片山町公民館	片山町	〃	〃	5413	9848	80	63-1875	
田園町公民館	田園町	〃	〃	5334	9834	40		
北丘集会所	北丘町	〃	〃	6071	9357	10	62-6241	
小野ニュータウン公民館	天神町	〃	〃	5832	9904	30		

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

2 河合地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収 容 人 員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
亀鶴こども園	河合中町	6A	4187	5419	8891	35	66-7808	浸水想定区域
中央こども園	新留町	〃	〃	5315	9171	35	66-2944	浸水想定区域
粟生こども園	粟生町	〃	〃	5189	9407	40	66-5947	浸水想定区域
復井会館	復井町	〃	〃	5506	8607	35	66-2445	
西山会館	西山町	〃	〃	5401	8618	20		
青野ヶ原会館	青野ヶ原町	〃	〃	5501	8756	35	66-7509	浸水想定区域
河合中町公民館	河合中町	〃	〃	5439	8887	45	66-7525	浸水想定区域
河合西会館	河合西町	〃	〃	5332	8991	40	66-7350	浸水想定区域
新留町公民館	新留町	〃	〃	5348	9119	30	66-4656	浸水想定区域
大寺公民館	新留町	〃	〃	5258	9093	40	66-4630	
井ノ口公民館	新留町	〃	〃	5370	9185	15	66-6964	浸水想定区域
旭町公民館	旭町	〃	〃	5360	9251	90	66-4631	浸水想定区域
昭和町公民館	昭和町	〃	〃	5146	9213	90	66-2166	土砂災害警戒区域
三和会館	三和町	〃	〃	5293	9251	25	66-5750	浸水想定区域
粟生会館	粟生町	〃	〃	5223	9430	60	66-2440	浸水想定区域
桜台青野原宿舍集会所	桜台	〃	〃	5360	8595	20		
青野ヶ原グリーンハイジ集会所	粟生町	〃	〃	5032	9278	20		

3 来住地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収 容 人 員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
来住保育所	下来住町	6A	4188	5233	0014	60	62-4080	
黍田会館	黍田町	〃	〃	5444	0324	30	63-2908	
下来住町1組公民館	下来住町	〃	〃	5292	0102	45	63-3263	浸水想定区域
下来住町2組公民館	下来住町	〃	〃	5323	0054	40	63-4954	浸水想定区域
下来住町3組公民館	下来住町	〃	4187	5283	9967	40	62-7369	浸水想定区域
下来住町4組公民館	下来住町	〃	〃	5246	9979	30	63-4810	
来住町公民館	来住町	〃	〃	5119	9965	25		
阿形町公民館	阿形町	〃	〃	5107	9709	40	63-1554	浸水想定区域
西脇町公民館	西脇町	〃	〃	5011	9629	25	63-1874	浸水想定区域
福岡町公民館	福岡町	〃	〃	4875	9933	5		

4 市場地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収 容 人 員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
市場こども園	市場町	6A	4188	5688	0136	30	62-2044	
育ヶ丘保育園	育ヶ丘町	〃	〃	6002	0279	30	63-7010	
市場町公民館	市場町	〃	〃	5605	0190	65		浸水想定区域
市場町野入集会所	市場町	〃	〃	5659	0164	30		
市場町寺脇集会所	市場町	〃	〃	5616	0113	30		山田川増水時使用不可
檜山町公民館	檜山町	〃	〃	5756	0334	60	63-6346	
榊町公民館	榊 町	〃	〃	6197	0231	30	63-7034	土砂災害警戒区域
大島町中公民館	大島町	〃	〃	5469	0032	65	62-6265	浸水想定区域
大島町西公民館	大島町	〃	4187	5405	9967	50	63-4035	浸水想定区域
大島町東公民館	大島町	〃	4188	5561	0048	35	63-1893	浸水想定区域
山田町集会所	山田町	〃	4187	6055	9967	35	63-7476	
池尻町集会所	池尻町	〃	4188	5724	0223	35	63-7910	広島川増水時注意
二葉町公民館	二葉町	〃	4187	5750	9998	15		
育ヶ丘自治会館	育ヶ丘町	〃	4188	5947	0327	85		

5 大部地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
北辰こども園	高田町	6A	4187	5605	9215	55	62-2865	
白百合こども園	敷地町	〃	〃	5563	9543	25	62-2823	
小野ひまわりこども園	広渡町	〃	〃	5725	9422	35	62-5129	
高田町公民館	高田町	〃	〃	5528	9277	80	63-5660	
喜多町公民館	喜多町	〃	〃	5595	9139	35	62-6689	浸水想定区域
鹿野町公民館	鹿野町	〃	〃	5578	9339	45	63-4959	
敷地町公民館	敷地町	〃	〃	5502	9516	80	62-6377	
住永町公民館	住永町	〃	〃	5336	9437	40	63-7677	浸水想定区域
王子町公民館	王子町	〃	〃	5470	9598	55	62-6468	
中島町公民館	中島町	〃	〃	5690	9481	30	63-2777	
広渡町公民館	広渡町	〃	〃	5668	9429	40	63-3753	
古川町公民館	古川町	〃	〃	5784	9083	50	62-6354	

6 下東条地区

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	電 話	備 考
		ブロック	ユニット	東西	南北			
みやま保育園	中谷町	6A	4187	6946	9070	25	67-0158	
下東条中央保育園	小田町	〃	〃	6609	8985	50	67-0250	
下東条西保育所	住吉町	〃	〃	6161	8979	40	67-0312	
中谷町公民館	中谷町	〃	〃	6941	9074	50		
脇本町公民館	脇本町	〃	〃	6826	9440	30		
万勝寺地区構造改善センター	万勝寺町	〃	〃	6707	9459	50	67-1326	
池田町公民館	池田町	〃	〃	6848	9048	40	67-1191	
小野平集会所	池田町	〃	〃	6806	9197	65	67-2122	
曽根町公民館	曽根町	〃	〃	6694	8941	25	67-1493	
南小田公民館	小田上町	〃	〃	6628	9022	30	67-1365	
小田上町川北公民館	小田上町	〃	〃	6580	8934	45	67-1003	
小田下町公民館	小田下町	〃	〃	6507	8953	25	67-0720	浸水想定区域
船木町公民館	船木町	〃	〃	6450	9051	80	67-2510	浸水想定区域
福住町公民館	福住町	〃	〃	6340	8896	30	67-1057	
中番町公民館	中番町	〃	〃	6232	9015	50	67-0900	
菅田町公民館	菅田町	〃	〃	6245	9097			浸水想定区域
住吉町中央公民館	住吉町	〃	〃	6126	9009			浸水想定区域
久保木町公民館	久保木町	〃	〃	5943	9070			浸水想定区域
高山町集会所	高山町	〃	〃	6027	9279			

（備考）この表に掲載のない公民館（集会所）等も地域避難場所として開設することができる。この場合速やかに本部に報告するものとする。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第4 要配慮者利用施設への避難情報連絡

次の要配慮者利用施設は、地震等による堤防決壊時に浸水の恐れがあり、迅速かつ円滑な避難を必要とするため、高齢者等避難等の避難情報を迅速に伝達するものとする。

施設名称	所在地	所在地（Nコード）				収容 人員	電 話	関連河川
		ブロック	ユニット	東西	南北			
青山荘 （特別養護老人ホーム）	復井町 673-20	6A	4187	5579	8697	100	66-7305	加古川
小野市サービスセンター （デイサービス）		〃	〃	〃	〃	19		
栗生逢花苑 （特別養護老人ホーム）	栗生町 3610-1	〃	〃	5141	9577	54	65-2800	加古川 万願寺川 栗生川
栗生逢花苑 （デイサービス）		〃	〃	〃	〃	25		
オパール （老人保健施設）	復井町 916-1	〃	〃	5586	8714	70	66-0951	加古川
オパール （デイケア）		〃	〃	〃	〃	50		
ふなき（小規模多機能型 居宅介護施設）	船木町 7-3	〃	〃	6427	9060	25	67-0900	東条川
あったかい家七宝 （デイサービス）	大島町 570-4	〃	4188	5477	0003	30	63-8805	加古川、万勝寺川 大島川
こみなみ （デイサービス）	市場町 255	〃	4188	5617	0240	10	62-1111	加古川 山田川
さわりびの郷	西本町 572	〃	4187	5508	9791	9	63-5101	丸山町・西本町境界の用水路
市立ひまわり園 （知的障害者多機能型施設）	河合中 町 82-7	〃	4187	5575	8868	40	66-5181	加古川
中央こども園	新部町 916-1	〃	〃	5315	9171	81	66-2944	加古川
栗生こども園	栗生町 2951-1	〃	〃	5189	9407	90	66-5947	
亀鶴こども園	河合中 町 726-1	〃	〃	5419	8891	123	66-7808	
来住保育所	下来住 町 1361- 1	〃	4188	5234	0013	115	62-4080	加古川
下東条中央保育園	小田町 1687-1	〃	4187	6609	8985	81	67-0250	東条川
下東条西保育所	住吉町 16-4	〃	〃	6161	8979	115	67-0312	東条川
北辰こども園	高田町 1828-1	〃	〃	5605	9215	89	62-2865	加古川
シルバーランド （デイケア）	葉多町 261-1	〃	〃	5347	9766	60	63-5628	加古川
復井診療所	復井町 916-12	〃	〃	5596	8709	15	66-7318	加古川
ベンチマークぶらす ※土砂災害警戒区域該当	昭和町 239	〃	〃	5162	9211	20	60-2766	加古川

第10章 住宅の確保

地震により住宅が倒壊、焼失又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では再建又は修復ができない被災者を対象に、応急仮設住宅を供給するとともに被災住宅の応急修理を行うなど、居住の安定を図る。

1 実施体制

被災者に対する応急住宅対策は、まちづくり班を中心に小野市建設業組合等の応援協力のもと実施する。

2 応急仮設住宅の供給

供給基準は、応急仮設住宅の供給基準は、災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

入居対象	応急仮設住宅への入居は、次に定める者のうちから認定し入居させる。ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合は、老人世帯や身体障害者世帯を優先的に入居させる。 ① 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。 ② 住居する住家がない者であること。 ③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することができない者であること。
設置戸数	全壊、全焼又は流出世帯の合計数の3割以内とする。ただし、対象戸数の引き上げを要するときは、県知事に対してその申請を行うものとする。
供給時期	応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに竣工させる。また、その供与期間は、完成の日から2ケ年以内を限度とし、その目的を達成した後の処分については、災害救助法及びその運用方針による。 (参照：建築基準法第85条第3項 仮設建築物に対する制限の緩和)

3 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、地域コミュニティ維持のため、被災地直近で自治会等が保有又は管理する空地（公民館用地、広場等）とする。地域において確保が難しい場合及び十分な面積が確保できない場合は、次の場所とする。ただし、被害の状況に応じて被災地に近い場所から建設していく。

小野地区	大池総合公園	31,000 m ²	490 戸
	天神町市所有地	4,800 m ²	70 戸
	ひまわりの丘公園（多目的広場）	6,000 m ²	90 戸
河合地区	河合運動広場	14,000 m ²	220 戸
来住地区	黍田町公園用地	2,400 m ²	35 戸
	鴨池グラウンド	7,700 m ²	120 戸
大部地区	コミュニティセンターおおべ運動場	3,000 m ²	45 戸
	市営住宅広渡団地	600 m ²	14 戸
下東条地区	市民研修センター運動場	12,000 m ²	190 戸
	小野市万勝寺ストックヤード	4,800 m ²	30 戸
計		86,300 m ²	1,304 戸

4 応急仮設住宅の構造等

- (1) 住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。
- (2) 1戸当りの建設費用の限度枠は災害救助法に定めるものに準じる。

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ応急仮設住宅における家庭動物（ペット）について、住民の合意の元、受け入れに配慮するものとする。

6 住宅の応急修理

対応基準は、災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

対象者	住宅の応急修理の対象者は、住家が半焼又は半壊し、そのままの状態では日常生活を営むことができず、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。
修理戸数	住宅の応急修理戸数は、半焼又は半壊世帯数の3割以内とする。 ただし、対象戸数の引き上げを要するときは、県知事に対してその申請を行なうものとする。
修理期間	住宅の応急修理は、災害発生の日からできる限り1ヶ月以内に完成させる。
住宅の応急修理の規模及び費用	住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）の規模は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分のみとする。 また、1戸当りの修理費用の限度額は災害救助法に定めるものに準じる。

7 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理に伴い発生する建設資材の供給は、建設業者から調達するものとする。

8 公的住宅の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では住宅対策が進まない場合は、関係機関等への協力要請を行ったうえで、兵庫県及び県下市町が管理する公的住宅への入居斡旋を行う。

9 応急危険度判定の実施

地震災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、また、余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、兵庫県の協力を得て実施する。

第11章 食料及び生活必需品の調達、供給

災害の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻痺を招き、人心の不安を増大させる。

従って、被災者及び応急対策活動従事者に対する迅速な食料の応急供給を行うため、次のとおり定めるものとする。

実施業務	実施担当
◇非常用食料・生活必需品等の備蓄・管理	防災班
◇必要物資全般の購入調達 (食料・生活用品・資機材 等) (市、県の備蓄品の調達・搬送を含む)	財政・輸送班

第1節 食料の供給

第1 基本方針

- 市民は、自らが3日分（家族の人数分）の食料を備蓄し、災害時に活用することとする。
- 市は、被災者に対する食料の供給を次の方法で行う。

① 災害用備蓄食料 ② 流通備蓄食料 ③ 県、他市からの救援食料

第2 供給期間

食料供給の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて供給期間を延長するものとする。

第3 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 地震により被害を受け炊事ができない者（在宅避難者 等）
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助作業その他応急復旧作業に従事する者で、給食を行う必要がある者
- (5) その他本部長が必要と認める者

第4 供給品目

災害時における食料は、次の数量を目標に備蓄し調達するものとする。なお、被災者の2日分相当量（うち1日は現物備蓄）を備蓄目標とする。

- 大規模な地震発生直後は、可能な限り早い段階で備蓄非常食を供給し、食料の確保が安定するまでの間、段階的に供給を行うものとする。

第1次供給（発災後6時間を目安）	アルファ化米・クラッカーの供給
第2次供給（発災後12時間を目安）	パン、ミルク、米飯、塩、梅干し 等
定時供給	米飯又はパン等（食料の確保が安定するまでは1日2食を配給する）

- 地震発生直後に市が当面の食料を確保するため、市内又は全国規模の小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。
- 備蓄品目については、高齢者や乳幼児等の様々なニーズに配慮することとする。

非常用備蓄品目	アルファ化米（アレルギー対応） クラッカー、ようかん（非常食用） 等

- 避難所内の組織体制が整ってきた段階で、財政・輸送班が炊き出しの実施を検討するものとする。

第5 食料の調達

1 米 穀

小規模災害時は、卸売業者並びに市内の小売業者から調達する。

また、災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、兵庫県を通じ農林水産省生産局

に配給を要請するものとする。ただし、県と連絡がつかないときは、農林水産省生産局に直接要請し、要請後に県へ速やかにその旨を報告する。

兵庫県 危機管理部災害対策課		078 - 362 - 9988
農林水産省 生産局		03 - 3502 - 8111 (代表)
中塚商店	小野市栗生町 727	66 - 2320
永井商店	小野市市場町 541	63 - 5858
服部米穀店	小野市小田町 1710 - 11	67 - 0175
(株)フジタ精米人	小野市河合中町 83 - 12	66 - 7321
藤本育ヶ丘店	小野市育ヶ丘町 1480 - 514	63 - 4520

2 パンの調達方法

市長は、必要に応じて次のパン製造業者等に製造を依頼し、適宜調達する。

西嶋パン(株)	加東市大門 340-1	0795 - 42 - 0444
(有)小林製菓所	小野市住吉町 680	0794 - 67 - 0313
(有)松井開盛堂	小野市復井町 430	0794 - 66 - 7096
イオン小野店	小野市王子町 868-1	0794 - 63 - 5121

3 育児用調製粉乳の調達方法

乳幼児のミルクは、市内の販売業者に依頼し、適宜調達する。

4 副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干等の副食、調味料については、市内の販売業者に依頼し、適宜調達する。調達が困難な場合は、県に対しその斡旋を依頼する。

品 名	荷 扱 機 関			備 考
	名 称	所 在 地	電話番号	
味 噌	兵庫県味噌工業 協同組合	神戸市兵庫区兵庫町 1-1-9	078-671-4197	
醬 油	龍野醤油 協同組合	たつの市龍野町島田 180-1	0791-62-1381	
	兵庫県醤油工業 協同組合	明石市本町 2-10-2	078-911-2412	
つけもの 梅干し	兵庫県漬物事業 (協) (黒田食品株式会社)	神戸市兵庫区七宮町 1 丁目 5-11	078-651-3939	
即席めん	イトメン (株)	たつの市揖西町小神 841	0791-63-1361	
ハム ・ソーセージ類	プリマハム(株) 神戸営業所	神戸市須磨区古川町 1 丁目 3 番 15	078-731-8182	
	日本ハム西販売 (株) 神戸営業所	神戸市東灘区深江浜町 107	078-412-7440	
	伊藤ハム(株)神戸営業所	神戸市灘区備後町 3 丁目 2-1	078-851-8686	その他缶詰・ レトルト食品
育児粉乳 ・飲料	明治乳業 (株) 兵庫支店	神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1-3	078-371-8500	
	森永乳業 (株) 神戸営業所	神戸市東灘区深江浜町 34-1	078-453-5111	
	(株) 共進舎牧農園	神戸市中央区橘通 1 丁目 2-12	078-371-1761	
調理缶詰	エム・シーシー食品(株)	神戸市東灘区深江浜町 32	078-451-1481	

(注) 上記調達先で物資の調達が困難な場合、適宜供給可能業者に依頼する。

5 備蓄食料の利用

被災者への即時供給に備え、備蓄倉庫に備蓄している食料を必要に応じて利用する。

6 流通備蓄の利用

上記の関係業者のほか、災害時における物資の供給協力に関する協定書による業者からも調達する。

7 供給方法

(1) 避難所に収容された者

調達した食料は、避難所ごとに責任者を通じて配給する。

(2) 供給場所の指定

食料の配給は、各拠点避難所及び災害対策本部が指定する場所で行うことを原則とし、在宅避難者に対しての配達は行わないものとする。ただし、要配慮者が在宅避難者の場合は、配達による供給を行うものとする。

第6 米飯の調達

米飯の調達は、財政・輸送班が計画するものとする。

なお、食材及び炊具については、財政・輸送班の間で調整を図り調達するものとする。

- 米飯の調達は、学校給食センター納入業者の利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員等により副食の調理を行う。ただし、必要に応じて他の給食施設の専門職員が応援、協力するものとする。また、災害の規模によっては、炊事用具を調達し、避難所又は被災地域の最も便利な場所（各地区のコミュニティセンター等）で炊飯を実施する。

名 称	所 在 地	調理能力	電話番号
市立学校給食センター	小野市古川町955番地	5,200食/日	63-1026

(注) 調理能力は、学校給食における副食調理能力を示す。

(1) 炊 具

◆ 緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む） ◆ カセットコンロ ◆ ミニボンベ ◆ やかん ◆ プロパンガス
◆ 食器（学校備品の活用）等

(2) 施設用

◆ 防水シート ◆ 発電機 ◆ 投光機 ◆ コードリール ◆ トランジスタメガホン ◆ 強力ライト

- 被害状況が比較的軽微な地域については、当該自治会等の住民による炊きだしを要請する。

- 市において、炊きだしが困難な場合で、米飯業者に発注することが実情に即すると認められる場合は、炊きだし基準を明示のうえ業者から購入し、配給するものとする。

【米飯業者】

業 者 名	所 在 地	電話番号	備考
(有)松井開盛堂	小野市復井町430	66-7096	
(株)藤本食品	小野市住永町26	62-0534	

第7 配給食料の搬送体制

食料の搬送は、パン、ミルク等の簡易食料を含め給食搬送車3台で対応するほか、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

なお、給食搬送車は、1車につき3人体制（運転手1名、補助員2名）とする。

第2節 生活関連物資の供給

地震災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するものとする。

1 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給付又は貸与は、財政・輸送班を中心に、各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

2 供給対象者

- 1 住家が被害を受けた者
- 2 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- 3 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 物資の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の給与等の基準は同法及びその運用方針によるが、その概要は概ね次に掲げるものとする。

(1) 給付又は貸与品

① 寝 具	◆就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
② 外 衣	◆作業衣 ◆婦人服 ◆子供服等の普段着 ◆防寒衣
③ 肌 着	◆シャツ ◆パンツ ◆ズボン下 ◆襦袢等
④ 身の回り品	◆タオル ◆手拭等
⑤ 炊事道具	◆なべ ◆かま ◆包丁 ◆バケツ ◆カセットガス器具等
⑥ 食 器	◆茶碗 ◆汁碗 ◆皿 ◆はし ◆哺乳瓶等
⑦ 日用雑貨品	◆石けん ◆ちり紙 ◆歯ブラシ ◆歯磨粉 ◆カイロ ◆生理用品 ◆紙おむつ等
⑧ 光熱材料	◆マッチ ◆ローソク ◆プロパンガス ◆灯油、軽油、ガソリン及び器具等

(2) 給付又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、必要に応じて給付又は貸与の期間を延長するものとする。

4 物資の調達及び供給方法

(1) 物資の調達・供給

市は、生活関連物資の供給計画に基づき、必要な生活必需品等を調達協定業者や小売業者から調達し、業者の協力のもとに各避難所に搬送するとともに、在宅被災者に対しても供給する。ただし、災害の規模等により本市のみで対応できないときは、県知事及び日赤兵庫県支部長に対して物資の調達を要請する。

業 者 名	所 在 地	電話番号
イオン小野店	王子町868-1	63-5121
マックスバリュ王子店	王子町591	63-5380
マックスバリュ黒川店	黒川町127	63-7890
ホームセンターアグロ小野店	王子町218	62-0333
フレッシュバザール小野王子店	王子町37	62-0310
キリン堂小野本町店	本町648-1	62-0047
キリン堂王子店	王子町25-1	62-8566
アルカドラッグ小野店	黒川町1765	64-2686
ドラッグコスモス王子店	王子町152-1	64-9108
フレッシュバザール小野黒川店	黒川町字馬渡り1251	62-3900
ダイレックス王子店	王子町163	70-8512
ハローズ小野店	王子町806-1	63-8655
ウエルシア小野天神店	天神町815-1	64-6030
ウエルシア北播磨総合医療センター前店	市場町926-462	62-1394

(2) 備蓄物資

市は、アルファ化米などの食料や毛布・携帯トイレなどの生活物資を計画的に備蓄するよう努

める。これら備蓄物資は、調達物資と同様に物資供給計画に基づき各被災者に配布し、不足分については、協定を結んだ店舗のほか、市内の量販店等から供給を受ける。

5 救援物資への対応

(1) 救援物資の受入れ

市民をはじめ、各市町から寄せられる救援物資は、次の集出荷施設で受付、仕分け等の業務を行い、物資の搬入量に応じて集積場に移送する。なお、個人からの救援物資の受入れに関し、次の事項は広報班を通じて呼びかけるものとする。

- ① 救援物資の被災地への送付は、依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替える。
- ② 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記する。
- ③ 腐敗しやすい生鮮食料品の送付は行わないこと。

【物資集積場】

施設名	所在地	連絡先	備考
大池総合公園	王子町917-7	63-3193	
ひまわりの丘公園	浄谷町1545-321	62-1147	
小野ハヶ池自然公園	河合中町942	66-5550	
市民研修センター	福住町247-5	67-0044	

(2) 人員配置

- ① 人員配置については被害規模など状況に応じて、各集出荷施設及び集積場に物資受付員、運搬員及び仕分員を配置する。
- ② 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施する。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、逐次災害対策本部に報告する。

(3) 配車

物資の輸送は、財政・輸送班からの配車（運転手、助手各1名）を受けて実施する。なお、被災状況により、災害対策本部要員での輸送が困難な場合は、民間の配送業者等に協力を求めるほか、自衛隊への人員及び車両の応援を要請する。

第12章 上・下水道対策及び飲料水の供給

地震発生時又は警戒宣言が発令され地震災害発生のある恐れがある場合に、生活水の確保並びに被害施設の応急復旧に対処するため、水道部災害対策実施体制についての計画を定める。

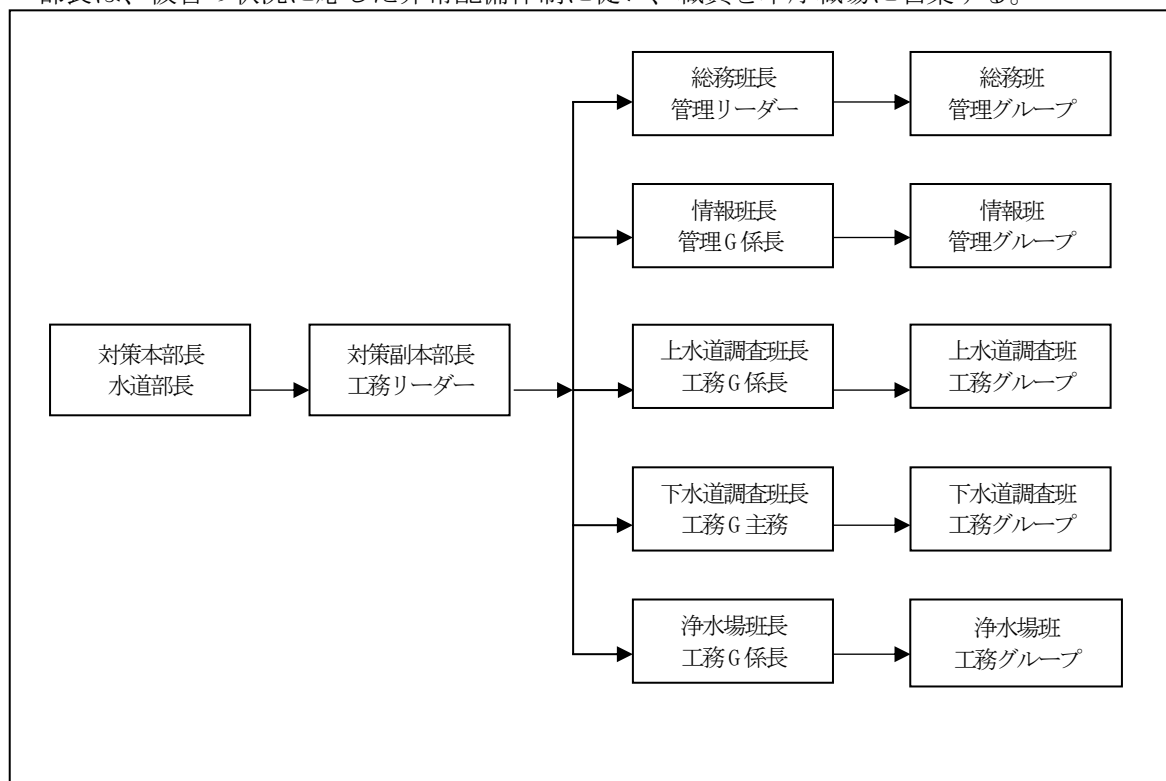
これにより、給水及び浸水対策等の実施に必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、被害規模、態様に即した人の健康・安全等の対策を講じるものとする。

第1節 上・下水道災害対策

1 実施体制

次に定める組織体制により実施する。

実施の責任者は、水道部長とし、補佐及び代行は、管理リーダー・工務リーダーとする。
部長は、被害の状況に応じた非常配備体制に従い、職員を本庁職場に召集する。



2 水道部上下水道災害対策会議の開催

水道部上下水道災害対策会議は、部長、管理リーダー、工務リーダー、係長級以上で構成し、被害状況調査の結果報告に基づき応急対策等について協議する。

3 被害状況調査の実施

被害状況調査は、次に定める体制により実施する。

- (1) 被害状況の総括及び市民からの通報受理は、情報班が行う。
- (2) 上水道施設及び下水道施設の被害調査は、上水道調査班及び下水道調査班が行う。

第2節 給水活動体制

1 飲料水の確保体制

(1) 耐震性貯水槽

貯水量	設置場所
100トン級貯水槽	大池総合公園内
40トン級貯水槽	上新防災ふれあい広場内
40トン級貯水槽	小野市役所

(2) 配水池

貯水量	設置場所
7,000トン	万勝寺第1配水池（耐震性能有）
6,000トン	万勝寺第2配水池（耐震性能有）
3,600トン	焼山配水池（耐震性能有）
1,400トン	河合配水池（耐震性能有）

2 給水広報及び情報連絡

- 給水広報及び情報連絡は、給水班が市災害対策本部を通じ、報道機関等の協力を得て実施する。
- 一部の地域を対象とする広報は、拡声器付き自動車による路上広報、区長・自治会長を通じて行う文書広報及び給水所の標示等の広報とし、各班の協力を得ながら給水班が行う。

3 給水活動

給水対策は、水量の確保を図り、運搬給水と応急仮設給水により実施する。

(1) 運搬給水

被災のない配水池及び水源地等で浄水を確保し、医療施設及び福祉施設等からの要請を優先的に実施するとともに、避難所や地区公民館など地区拠点地に運搬し、消防団、自治会役員、住民及びボランティア等の協力を得て、応急給水を実施する。なお、運搬車両は、小野上下水道工業協同組合を通じ、指定給水装置工事事業者等からの借上げ等により対処する。

① 各団体への協力、出動要請

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、市災害対策本部から東播磨ブロック代表を通じて兵庫県、日本水道協会、他市町、他府県及び企業団体等の協力を求めるほか、状況に応じ自衛隊の派遣を要請する。

名 称	所在地	電話番号	備 考
兵庫県土木部上下水道課	神戸市中央区下山手通5丁目10-1	078-362-3553	県水道災害対策本部
加古川市上下水道局経営管理課	加古川市野口町良野398-1	079-427-9319	東播磨ブロック代表

② 給水搬送能力

給水量は、1日1人あたり最低3ℓを確保する必要がある、これを前提に15台で1日7回搬送することにより約35,000人への供給が可能となる。

搬送機器	内 容	借上げ台数	給 水 能 力
給水タンク	1m ³ ×3個（市所有）	普通貨物車2台	全体で搬送車輛 15台
ポリタンク	1m ³ ×5個 20ℓ×200個（市所有）	普通貨物車5台	
借上げタンク	1m ³ ×8個 （応援市町から借上げ）	普通貨物車8台	

(2) 応急仮設給水

地域の被害状況により指定給水装置工事事業者等の協力を得て、被災を受けていない管路等から仮設配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置し、応急給水を実施する。

4 災害時市民開放井戸（平成25年5月1日～）

災害時における上下水道施設の復旧が長期間に至った場合を想定し、洗濯や手洗い、トイレ等に使用する生活用水の確保を目的とし、市民又は自治会等の所有する「井戸・湧き水」の所有状況を調査し、災害時に開放する意思のある市民の井戸等の水質調査を行い、安全な水質の井戸等を登録する取り組み。

【登録状況】

(令和8年1月1日現在)

地 区	箇 所	合 計
小野地区	17	79
河合地区	27	
来住地区	8	
市場地区	13	
大部地区	6	
下東条地区	8	

第3節 応急復旧工事

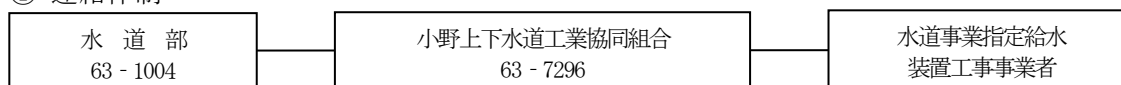
1 実施体制

(1) 初期の段階（被災後5日以内）

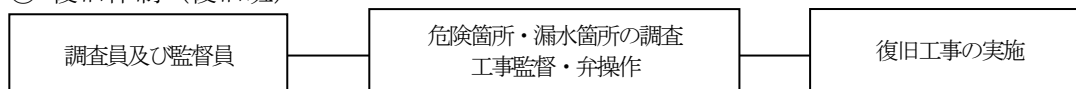
小野上下水道工業協同組合等に応援を求める。

「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、工事支援を求める。

① 連絡体制



② 復旧体制（復旧班）



【小野上下水道工業協同組合等】

名 称	所 在 地	電話番号
小野上下水道工業協同組合	下大部町956-1	63 - 7296
(有) ハタヤ電設	本町647-3	62 - 2303
(株) 松沢産業	市場町133-4	62 - 2224
中島水道設備 (株)	上本町46-2	62 - 2613
(有) 三栄設備	敷地町1582-3	62 - 5256
藤井設備工業 (株)	敷地町1382	63 - 4912
三輪設備	久保木町218-2	62 - 4193
マツオ設備	黒川町468-5	62 - 5454
(株) 上野設備工業	下大部町956-2	63 - 3648
小林設備工業 (有)	河合西町238	66 - 2355

(2) 第2段階（被災後6日以降）

他部署の技術職員及び「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき各近隣市町に工事支援を求めて対応する。概ね10日以内に一次調査を実施する。

2 応急復旧工事の順序

(1) 浄水関係

① 初期段階

ア 取水及び浄水施設（ポンプ及び浄水機器等の点検及び応急修理）

【浄水場及び水源地（4箇所）】（単位 m³/日）

浄水場及び水源地名		浄水量等
船木浄水場	(ダム水)	7,000
	(表流水)	400
市場水源地(浅井戸)		4,900
河合第1水源地(浅井戸)		1,100
河合第2水源地(浅井戸)		1,700

イ 配水施設（配水池の亀裂、漏水状況、電気計装設備等の点検及び応急修理）

【配水池一覧表】

（単位 m³）

配水池名	貯水量	総貯水量
焼山配水池	3,600	25,612
黍田配水池	500	
河合配水池	1,400	
万勝寺第1配水池	7,000	
万勝寺第2配水池	6,000	
日吉配水池	558	
中谷配水池	1,000	
中谷調整池	36	
育ヶ丘配水池	1,200	
榊原配水池	3,300	
阿形配水池	400	
小田配水池	618	

ウ 加圧施設（加圧ポンプ、電気計装設備等の点検及び応急修理）

ポンプ場 （8箇所）	① 焼山増圧 ② 河合増圧 ③ 西山増圧 ④ 万勝寺増圧 ⑤ 榊原増圧 ⑥ 来住増圧 ⑦ 中谷増圧 ⑧ 小田増圧

② 第2段階

上記各施設の破損箇所について、緊急度の高い箇所から順次修復作業を行う。

(2) 管路関係

初期段階	① 仕切り弁を止める。 ② 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む） ③ 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む） ④ 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応を含む。）
第2段階	① 緊急に水を要する施設（病院・福祉施設等）に対しての給水については、仮設配管等で対応する。（漏水箇所が多いため、他市町の管工事組合の応援を受ける） ② 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 ③ 学校、地区集会所の避難所等地区拠点において応急給水するため、仮設配管する。 ④ 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。 以上の繰返し作業を継続する。（配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
第3段階	① 各家庭に1栓（ビニール柱）を設置する。 ② 順次、宅地内漏水修理を行う。

3 応急復旧資材の調達

管路関係の資材については、小野上下水道工業協同組合、材料メーカーから調達を行う。

【調達先一覧】

業者名	所在地	電話番号
小野上下水道工業協同組合	小野市下大部町956-1	63-7296
安田株式会社	姫路市網干区浜田1223-23	079-274-5555
株関西水栓 加古川営業所	加古川市加古川町本町字谷田145-2	079-423-0620

第13章 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第1節 精神医療の実施

災害時の地域医療の中でも、特に長期にわたる精神医療対策活動が継続して実施できる体制を図るための計画とする。

1 精神保健活動機関の設置

健康福祉事務所と十分な連携をとり、精神医療関係者の協力を得て被災精神障害者の継続的医療の確保と避難所等の精神疾患の急発、急変への救護対策として、避難所巡回相談等を実施する。

2 配置スタッフ

精神科医、精神科ソーシャルワーカー(PSW)、心理相談員等のスタッフを配置する。

3 設置場所

原則として平時の精神保健活動の拠点となる保健センターとするが、避難所への精神科医の配置など、保健センターの保健師活動との連携を図る。

4 指揮、統制、通信、情報システム

精神保健活動の規模と内容が被災程度及び時間経過の中で変化する状況に応じ常に適正なものに保つため、指揮、統制等を司る「コーディネーションセンター」を設け保健センターがそれを担うものとする。

5 被災精神障害者の収容と安定ケア

被災地及びその周辺の公私立精神病院は、隣接非被災地の精神科病院との連携の下に速やかに空床の創出を依頼し、被災地に発生する患者の安全確保とケアを遅滞なく措置する。

6 「心のケアセンター」の設置

精神科救護の活動期間中、概ね3ヶ月程度の目安で被災者の一次予防を含む生活支援を継続するために「心のケアセンター」を設置する。

(1) スタッフの構成

精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理相談員、保健師、看護師等を配置する。

(2) 体系的、業務分担

本 部	心のケアセンター
① 問題発見のための情報収集	① 講演会、座談会の開催
② 発見された問題の特性研究	② 啓発パンフレットの配布
③ 関係職員の教育研修(ボランティアを含む)	③ 心のケア相談
④ 啓発用資材(パンフレット、ビデオ等)の作成	④ 救護所、仮設住宅への巡回訪問指導
⑤ PTSD等(心的外傷後ストレス反応)精神医学等に関する調査研究	⑤ 語らいの場の運営
⑥ ボランティアの確保	⑥ 被災者同士の自助グループの育成
⑦ 災害精神医学の臨床的知識の技術指導について、専門機関及び県、健康福祉事務所の支援を依頼する。	⑦ グループワーク、小規模作業所の運営支援

7 惨事ストレス対策

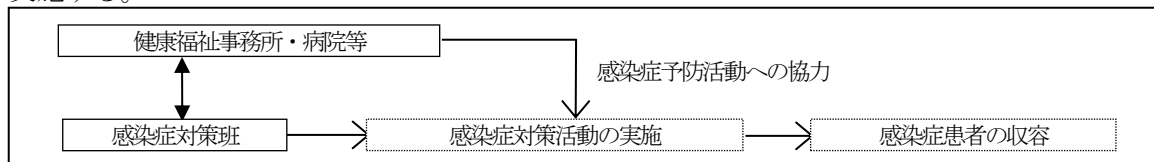
救助・救急又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、県を通じ消防庁等に対し、精神科医の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 感染症対策・保健衛生

被災地においては衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延する恐れがあるため、被災者に対する感染症対策及び保健衛生活動を実施するための計画を定める。

1 実施体制

感染症対策及び保健衛生活動は、健康福祉事務所、病院等の応援協力のもと感染症対策班により感染症対策活動を行う。感染症対策班は概ね運転手1名、作業員2名の計3名で10班編成により実施する。



2 実施期間

災害発生日から起算して概ね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

3 活動内容

(1) 被災地区における感染症対策（感染症予防法第27条）

被災地において感染症が発生し、又は発生する恐れがある区域を重点的に消毒作業、清潔作業を実施する。

塩化ベンザルコニウム液の配付	① 浸水等により汚染した家屋の消毒薬剤として塩化ベンザルコニウム液を配付する。 ② 塩化ベンザルコニウム液については自治会へ一括搬送し、各家庭への配付を依頼する。

(2) 避難所の衛生管理及び感染症対策指導

避難所内の感染症対策指導を行い、感染症の早期発見及び給食等施設の衛生管理並びに保健衛生上の注意事項等について指導を行う。

(3) 感染症患者の収容

① 被災地において感染症患者又は保菌者を確認したときは、直ちに健康福祉事務所へ報告し健康福祉事務所の入院勧告又は指示のもと以下のうち適切な病院に入院させるとともに予防措置を取る。

【入院先】

施設名	所在地	電話番号
加西市立加西病院併設 第2種感染症指定医療機関	加西市北条町横尾1-13	0790 - 42 - 2200

② 上記施設において対応できない場合は、次の各施設に入院治療を要請する。

施設名	所在地	電話番号
北播磨総合医療センター	市場町926-250	0794 - 88 - 8800
加東市民病院	加東市家原85	0795 - 42 - 5511
兵庫あおの病院	小野市市場町926-453	0794 - 62 - 5533

(4) 予防教育及び広報活動

パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保と感染症予防に関する注意事項を被災者に対し周知する。また、保健師による訪問健康相談等を実施し、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を行う。

4 感染症対策措置の報告

感染症対策活動が完了した時は、速やかに災害感染症対策完了報告書を作成し、管轄健康福祉事務所長を経由して県知事に報告する。

5 県に対する要請

市において感染症対策処理の実施が困難な場合は、原則として下記事項を整理のうえ県に要請する。

- (1) 感染症対策業務の内容
- (2) 感染症対策時間、期間
- (3) 感染症対策措置を必要とする世帯数
- (4) 必要な感染症対策用資機材等
- (5) 派遣場所

また、在宅避難者や車中泊避難者等の多様な福祉的支援のニーズに対応するうえで、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を県に要請することができる。

6 県が実施する感染症対策活動との協調

被災状況や感染症の発生状況に応じて、健康福祉事務所長が実施する被災地における疫学調査や健康診断、臨時予防接種等の予防措置に協力をする。

【感染症対策用資機材一覧表】

機械の種類	必要台数	備 考
噴霧機	10	
煙霧機	10	
散粉機	10	

【感染症対策薬剤の在庫】

種 類	必要数量	備 考
塩化ベンザルコニウム液	20本	250世帯分

第3節 食品衛生対策の実施

- 1 食料供給を米飯業者等に発注する場合には、その発注先に下記の事項を指示するとともに、その調製場所に対する食品衛生上の監視指導を強化するため、その発注先を健康福祉事務所に知らせる。また、避難所等において弁当等を保管する場合には、管理責任者を決め、冷蔵庫等により適正に管理する。

- (1) 弁当等が調製後できるだけ早期に喫食されるよう、調製・搬入時間等を調整する。
- (2) 消費期限は時刻まで記載し、当該時刻までに喫食するよう表示する。
- (3) 弁当等の搬入はできるだけ保冷車等を使用するよう指示する。

- 2 財政・輸送班は、避難所生活者に対して次の事項を指導・啓発する。

- (1) 食事前の手洗い・消毒を励行すること。
- (2) 配付された弁当等はできるだけ保管しないで、早期に喫食すること。
- (3) 食品の表示をよく見て、保存方法・消費期限等を遵守し、期限を過ぎた弁当等は速やかに処分すること。

- 3 弁当調製施設等の営業者だけでなく、ボランティア等による食品の提供行為についても、その衛生的取扱いについて指導・啓発を行う。

第4節 遺体処理・火葬等の実施

行方不明者又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬を感染症対策班及び消防部が中心となり、警察、自衛隊等の協力を得て遅滞なく処理し、民心の安定を図る。

1 実施体制

遺体捜索及び処理、火葬は感染症対策班と環境業務班が中心に行う。

2 遺体の捜索及び収容方法

死亡していると推定される者の捜索及び遺体の収容は、警察官、消防団等と協力して迅速かつ適切に実施し、発見された遺体は、被害現場付近の公共施設などの遺体収容所に搬送する。

3 遺体の収容

(1) 遺体の処置の内容

◆ 警察による検視及び医師の検案 ◆ 遺体の搬送・収容 ◆ 遺体の一時保存（仮安置）
◆ 遺体の納棺 ◆ 遺体処理台帳の整理 ◆ 遺族への引渡し

(2) 実施方法

- ① 遺体を発見したときは、速やかに警察の検視及び医師の検案を受ける。なお、発見された遺体については、警察と市が協力して身元確認作業を行う。
- ② 市は、検案後、遺体を毛布で包み、担架でもって搬送車により、警察など関係機関と協力の上、遺体収容所に搬送、収容する。
- ③ 遺体は、遺体収容所に到着した順に一時保存し、仮安置する。
- ④ 仮安置した遺体を医師と看護師の指示を得て処理を行う。
- ⑤ 遺品を整理のうえ、ドライアイス等を入れて納棺する。
- ⑥ 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体収容所に掲示する。
- ⑦ 身元確定の遺体については、逐次遺族に引渡す。
- ⑧ 身元が明らかでない遺体は、行旅死亡人として取り扱う。

【遺体収容所】

地 区	名 称	所 在 地	責任者氏名	電 話	収容能力(体)
小野地区	徳 岩 寺	東本町	派遣係員	62 - 2806	150
河合地区	慶 徳 寺	河合中町	〃	66 - 7108	100
来往地区	養 父 寺	来往町	〃	62 - 5461	50
市場地区	来 迎 寺	市場町	〃	62 - 2070	150
大部地区	円 楽 寺	敷地町	〃	62 - 4822	50
下東条地区	金 剛 院	万勝寺町	〃	67 - 0040	50
計					550

※上記のほか、必要に応じて寺院、公共施設等を借上げるものとする。

(3) 収容棺等

収容棺及び納棺に際して必要な物品（ドライアイス、ローソク、線香等）は、次に定める市内業者及び近隣市町から調達する。

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
おのセレモニーホールみらい	小野市敷地町1504-1	0120 - 92 - 0231	
榊兵庫みらいサービス	小野市上本町195-6	0794 - 63 - 1504	
(有)セレモニーホールけやき	加東市上中3丁目67	0795 - 43 - 0034	
J A葬祭みのり祭典	加東市社1782	0795 - 43 - 8201	
三木大和会館	三木市別所町小林657-17	0794 - 86 - 2000	
株式会社時沢会館	三木市別福井1966	0120 - 832 - 470	

4 遺体の火葬

遺体の身元が明らかでない場合は、所定の手続きを経て火葬とする。遺体の火葬は、小野加東斎場（湧水苑）に移送し、火葬台帳に記載のうえ火葬に付す。

【小野加東火葬場】

施設名	所在地	規模	電話番号
小野加東斎場（湧水苑）	小野市万勝寺町字中山中越 435-88	5 基	0794 - 67 - 0164

【近隣公営火葬場一覧】

施設名	所在地	規模	担当課
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山 2465-3 TEL 0794 - 82 - 2496	5 基	市民課 0794 - 82 - 2000
西脇多可広域斎場 （やすらぎ苑）	西脇市寺内 519 TEL 0795 - 22 - 3644	4 基	西脇多可行政事務組合 0795 - 22 - 3111
加西市斎場	加西市鴨谷町 307-6 TEL 0790 - 44 - 0760	3 基	環境課 0790 - 42 - 1110
加古川市斎場	加古川市上荘町白沢 259-27 TEL 0794 - 28 - 1915	8 基	市民課 0794 - 27 - 9183
高砂斎場	高砂市西畑 4 丁目 15-22 TEL 0794 - 43 - 0093	5 基	環境政策課 0794 - 43-9092
稲美斎場ひじり苑	加古郡稲美町中一色 285-2 TEL 0794 - 92 - 7551	4 基	加古郡衛生事務組合 0794 - 37 - 7578
神戸市立西神斎場	神戸市西区神出町南字美濃谷 600 TEL 078 - 961 - 5251	1 1 基	斎園管理課 078 - 322 - 5251
あかし斎場旅立ちの丘	明石市和坂 1 丁目 1 番 12 号 TEL 078 - 928 - 0940	1 1 基	環境総務課 078 - 918 - 5029

第14章 生活救援対策の実施

被災者の当面の緊急生活支援として、下記事項を計画するものとする。

第1節 緊急生活環境の整備

災害により、家屋の全壊、半壊及びライフラインの寸断等により、入浴施設が使用不可能となった場合、衛生及び健康上の問題が発生することから入浴サービス及び応急仮設風呂の設置を行うものとする。

1 入浴サービス施設の確保

市内の大型浴槽を有する施設等が使用可能の場合、ゴルフ場等の施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。

原則として、ライフラインが復旧するまでの間の協力とするが、復旧の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、近隣市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求めるものとする。

区分	施設名	住 所	電話番号
公共施設	市民研修センター	福住町247-5	67 - 0044
	白雲谷温泉ゆびか	黍田町1000-1	70 - 0261
ゴルフ場	小野グランドカントリークラブ	中谷町1413	67 - 1500
	小野ゴルフ倶楽部	来住町1225	63 - 1212
	小野東洋ゴルフ倶楽部	日吉町570-1	62 - 6881
	播磨カントリークラブ	檜山町1889-31	63 - 1251
	富士小野ゴルフクラブ	長尾町835-15	63 - 1811
	ローズウッドゴルフクラブ	山田町1441-52	62 - 7515

2 交通手段の確保

入浴施設までの交通手段は、原則として利用希望者が独自で確保することとするが、病弱者や高齢者、身体障がい者などのうち、交通手段の確保が困難な者については、市マイクロバス等の活用を図る。

3 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設等の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂の設置を自衛隊に要請するものとする。

第2節 義援金の受入れ、配分

1 義援金の受入

救援に際して寄せられてくる義援金については、市が緊急に設置する募集委員会で受領するものとし、会計班がこれにあたる。また、義援金窓口を設けたことについては、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 義援金の配分

市は義援金配分委員会を設置し、被災者への配分を決定し、会計班が中心となって業務にあたる。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り公平、迅速な配分に努めるものとする。

3 広域にわたる義援金の取扱い

大規模災害の発生により義援金募集委員会を広域で設けた場合は、関係自治体と協調して処理にあたる。

第15章 要配慮者の支援対策

被災地で援護を要する要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等）、また滞在中の外国人に対する迅速・的確な対応について定める。

実施業務	実施担当
◇登録者の安否確認 ◇避難所への収容状況 ◇聴覚障がい者に対する情報提供 ◇在宅の要配慮者の訪問等 ◇登録者に配慮した避難所運営 ◇社会福祉施設の被害状況の把握 等	・要配慮者支援・避難所運営班 （市民課、社会福祉課、高齢介護課、子育て支援課）

第1節 要配慮者

第1 基本方針

1 地域住民の援助

災害の発生直後は、公共機関の救護活動に制約があるため、地域住民の自主的な活動により登録者の安否確認、救助及び避難誘導を実施することを基本とする。

2 行政と地域住民との連携

災害時における要配慮者への対応は、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設、市の関係部署等が連携して実施する。

第2 事前の予防対策

災害発生に備えた事前予防対策として、次の事項を推進する。

- 1 関係機関への情報提供（共有化）
- 2 自主防災組織等による援護・支援体制の整備
- 3 相談先等連絡網の確立
- 4 日常から避難口・避難経路等の確保と指導
- 5 災害を想定した日頃からの安全対策指導
- 6 民生委員やボランティア等による啓発活動の実施
- 7 要援護者を収容する施設リストの作成

第3 支援対策

市は、県と連携し、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等要配慮者をはじめ、被災者の健康状況や多様なニーズの把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。具体的な支援内容等は次の通りとする。

共通事項	① 民生委員やボランティア等による支援、相談 ② 精神的ダメージを負った者の相談業務 ③ 巡回医療等の実施 ④ 仮設住宅や公共住宅への優先入居 ⑤ 必要物資等の確保及び供給 ⑥ 避難所における介護スペースの確保及び冷暖房等への配慮 ⑦ 在宅被災者の援護 ⑧ 緊急ケアセンターの設置（食事、入浴、医療、相談等） ⑨ 医療機関との連携
高齢者	① 避難する場合の隣近所の介護・支援体制づくり ② 寝たきり高齢者等の福祉施設への一時的入所措置 ③ 高齢者への食事の配慮 ④ ホームヘルパーや保健師、看護師等による公的サービスによる支援及び相談業務
障害者	① 重度障がい者への介助・支援体制づくり ② 福祉施設への一時的入所措置 ③ 被災直後の安全対策の指導（火気の点検等） ④ 公的サービスによる支援及び相談業務
病弱者 （慢性疾患患者等）	災害に伴う直接的ストレス、避難所生活など生活環境の変化によるストレス、食生活の乱れ、治療中断等により、循環器疾患・糖尿病等の慢性疾患の病状悪化や新たな合併症が予測されるため、平時から体制を整備しておく外、災害発生時には病状の悪化や合併症の発生防止のための啓発を進めるとともに、相談・検診体制の強化を図る。 ① 平時からの体制の整備 ア 患者教育の実施（健康手帳等を活用して、病状や治療の経過、薬剤の種類や量、投与方法等を記録しておく。） イ 医療機関情報の把握・情報を提供する体制づくり ② 慢性疾患の悪化及び合併症の発症防止 ア 巡回健康相談の実施 イ 薬剤の確保や緊急時の対応、相談窓口の開設

第4 発災直後の対応

1 安否等の確認方法

要配慮者支援班は、事前に把握している避難行動要支援者に対し、自主防災組織、民生委員や関係団体等と協力し遺漏ないように安否確認を行うとともに、必要な場合は関係機関に協力を求め、救助活動や避難誘導を行う。

2 在宅者への配慮

自宅等で生活している者に対し、巡回し実態調査や相談に応じるなど心理的な支援や物資の確保等の必要な支援を行うものとする。

3 情報提供

要配慮者支援班は、避難行動要支援者に対して確実に情報を伝達するため、個々のニーズに応じた手段を用いて広報を実施する。

第5 避難所等での配慮

避難所での生活は次の事項に配慮する。

- ◆ プライバシー及び暑さ寒さ対策等の環境整備
- ◆ 専用窓口を設置し、相談対応。
- ◆ 情報や物資の提供（様態に応じた食事や生活用品等の提供）
- ◆ 治療体制の確保（人工透析等の治療に必要な医療機関との連携）
- ◆ バリアフリー等の機能を有した施設に使用
- ◆ その他状況に応じた運営

第6 生活支援

次の事項に配慮し支援を行う。

生活必需品	◆ おむつ ◆ ポータブル便器等
食品・食事内容	◆ 粉ミルク ◆ やわらかい食品 ◆ アレルギーへの対応食品 等
ボランティア等の協力	◆ 手話通訳者 等
巡回戸別訪問指導	◆ 健康相談 ◆ 栄養相談
福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者	◆ ケースワーカーの配置 ◆ 手話通訳者 ◆ ホームヘルパーの派遣

第7 避難所巡回班の設置

避難所から災害対策本部に寄せられる要配慮者の要望に対応するため、市の保健師等で組織する巡回班を設置し支援にあたる。

第8 市外の宿泊施設、社会福祉施設等の活用

- 1 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は対象施設等の広域的な確保に協力することとする。
- 2 要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとする。

第9 災害時における措置及び県、近隣市町村との協力体制

市は、隣接市町等の施設を避難所として利用する場合、県に対し次の事項を明らかにし要望する。

1 避難希望地域	2 避難を要する人員	3 避難期間	4 搬送の方法	5 その他必要事項

第2節 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子供）への対応

- 1 震災遺児の把握と支援の実施
震災遺児の把握に努め、必要に応じて心のケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じて心のケアを行うこととする。
震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。
- 2 民間支援団体等との連携
災害遺児に対する支援を行う民間団体等との連携を図ることとする。

第3節 外国人への情報伝達等

市は、外国人等の被災情報を把握するとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談を行うこととする。

- 1 外国人等の被災情報の把握
 - (1) 安否確認
県、県警察本部、市、外国人団体等は、相互に連絡し安否確認を行うものとする。
 - (2) 外国人への支援策
ボランティアの活用により可能な限り多言語により相談を行う。
- ① 外国人に対する日常の情報提供の態勢づくり
- ② 災害時における情報伝達及び安否の確認
- 2 その他の要配慮者
 - ① 生活困窮者の相談業務
 - ② 状況に応じたボランティアの確保・派遣
 - ③ 法律相談窓口等の開設

第16章 災害情報の提供と相談活動

災害時に市民及び報道機関等に対して、被害状況等の正確な情報を迅速かつ的確に提供することにより、人心の安定と市民生活の安全、社会秩序の維持を図るための広報・計画を定める。

第1節 広報活動

第1 実施体制

災害時における広報活動は、広報班が行うものとする。ただし、災害の規模・状況によっては各所管部及び消防団等に協力を求め実施するものとする。

1 広報の方法

次に定める方法を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

交通・通信施設が利用できる場合	◆ 広報車、消防車等の利用 ◆ 広報紙、チラシ等の配布 (新聞折込、自治会配布、広報掲示板、避難所、公共施設等への掲示) ◆ 各避難所、地区連絡所等での広報掲示板の設置及び掲示 ◆ Lアラートによるテレビのデータ放送 ◆ 新聞、ラジオ、テレビ等マスメディアへの要請 ◆ 電子メール、インターネット、SNS等の発信 ◆ 必要に応じて、臨時災害放送局を設置
交通・通信施設が途絶した場合	◆ 消防無線（同報系） ◆ 防災行政無線により避難所、各地区連絡所に通報 ◆ オートバイ、自転車、徒歩等による周知 ◆ 自治会、自主防災組織等への連絡、チラシ配布、回覧等 ◆ サイレン、警鐘
そ の 他	◆ 直接住民から問い合わせに対する応対での伝達

2 広報の内容

次に定める内容について、被害の状況と応急対策の実施状況を見極め、本部会議の判断のもとに広報班を中心に実施する。

① 災害の概況	◆ 警戒宣言等の気象及び地象情報 ◆ 発生地域及び人的・物的被害の状況
② 避難に関する事項 (二次災害防止情報を含む)	◆ 発令者(実施責任者) ◆ 発令日時 ◆ 避難情報の種類(高齢者等避難、避難指示、警戒区域 等) ◆ 対象地域及び避難所の設置場所 ◆ 避難の時期・時間(速やかに避難してください 等) ◆ 避難の理由(余震、建物倒壊 等) ◆ 避難経路(道路の崩壊や危険な経路がある場合) ◆ 住民が行う避難時に実施すべき対策 (携行品、ブレーカーの切電、行き先の貼り紙 等)
③ 市民生活に必要なこと	◆ 安否情報に関すること ◆ 救護所の開設場所等の保健衛生等に関すること ◆ 自主防災組織に対する防災活動の要請 ◆ 生活必需品の支給等に関すること ◆ 被災者援護制度に関すること ◆ 被災相談所の開設に関すること ◆ その他必要な情報
④ 応急対策実施状況	◆ 交通機関、運輸、通信等の状況 ◆ ライフライン等の状況 ◆ 応急仮設住宅への入居募集に関すること

3 留意事項

広報の編集及び伝達等に関しては、特に留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 市民が確実に理解できるように具体的で分かりやすく整理する。
- (2) 今後の動向(時間の経過に伴う危険性の拡大等)を検討し、被害防止に必要な事項を取りまとめる。
- (3) 統一化された正確な情報を伝達する。

(4) 確実に伝達・周知できる方法を確保する。

4 広報の文例

《避難指示情報》

こちらは小野市（災害対策本部）です。〇時〇分に〇〇地区に避難指示を発令しました。余震によりさらに建物、塀などが倒壊する恐れがありますので、家には入らず安全な公園や広場などへ一時避難してください。隣近所の方にも声をかけあって一緒に避難してください。

第2 報道機関への対応

広報班長は、報道機関に対し被害状況及び応急対策状況等について定期的に記者発表を行う。また必要に応じて随時発表するものとする。

【新聞報道関係連絡先一覧】

新聞社		所在地	電話番号
朝日新聞	神戸総局	神戸市中央区浪花町60	TEL 078 - 331 - 4144 FAX 078 - 331 - 4149
毎日新聞	姫路支局	姫路市三左衛門堀東の町102	TEL 079 - 282 - 1221 FAX 079 - 288 - 2330
読売新聞	西脇通信部	小野市大島町1500 ヴェルドミール2号	TEL 0794 - 63 - 6642 FAX 0794 - 88 - 8922
	姫路支局	姫路市豊沢町135 (大同生命ビル2F)	TEL 079 - 222 - 2431 FAX 079 - 222 - 5010
神戸新聞	小野支局	小野市王子町22-1 ニーズハイツ王子403	TEL 0794 - 63 - 2345 FAX 0794 - 63 - 2904
	北播総局	加東市社1386-8	TEL 0795 - 42 - 5656 FAX 0795 - 42 - 4112
産経新聞	神戸総局	神戸市中央区多聞通4-1-5	TEL 078 - 351 - 1771 FAX 078 - 361 - 3001

第3 災害情報共有システム（Lアラート）

災害情報共有システム（Lアラート）により、NHK神戸放送局及びサンテレビのデータ放送を通じて、避難指示等、避難所情報、災害関連イベント情報等を放送する。

第4 災害時における記録写真

報告、記録等に供する写真は広報班が担当し、消防本部及び各部の被害調査員が撮影した写真を収録するとともに、民間人が撮影した写真についても極力活用する。

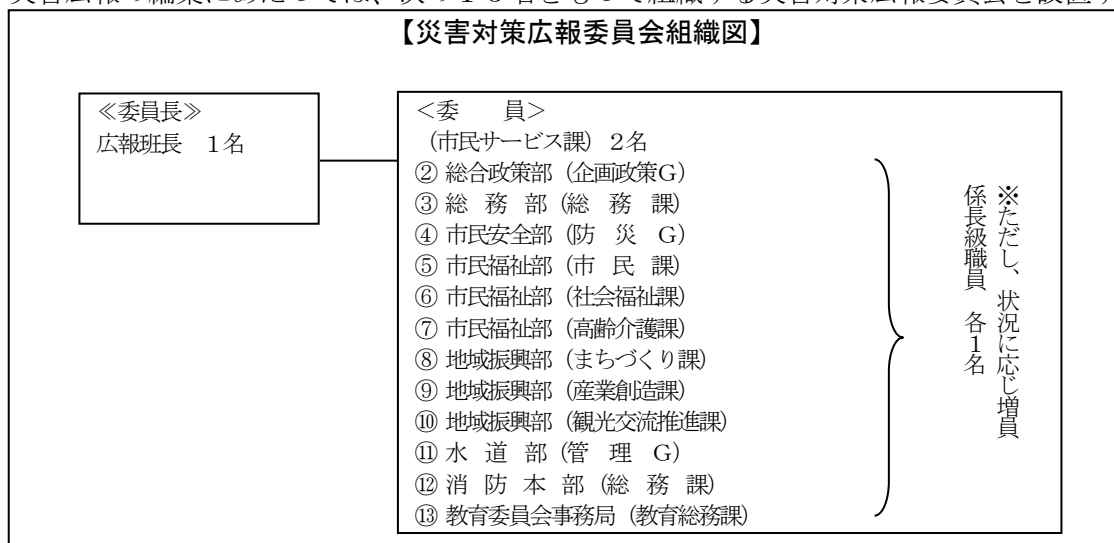
第5 庁内広報

災害時の混乱を防ぎ、迅速な応急対策を講じるためには、正確かつ最新の情報伝達の確保と情報内容の統一化が不可欠である。よって、災害対策本部の指示に従い、職員に対し適宜庁内放送、ICT（庁内掲示板、庁内メール、携帯メール）により情報を配信する。

第6 災害対策広報委員会（初期の混乱期終了後）

1 広報体制

災害広報の編集にあたっては、次の15名をもって組織する災害対策広報委員会を設置する。

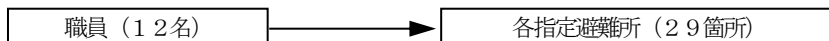


(1) 災害対策広報委員会の設置

- ① 本部室広報班長が統括する。
- ② 委員は、各部の情報を的確に把握し、原稿にまとめる。
- ③ 本部室広報班は、各部からの原稿を整理し、編集・印刷する。
- ④ 印刷した広報紙を速やかに配布する。

2 広報配布体制

- (1) 各避難所に必要部数を梱包し、職員（災害対策広報委員以外）がそれぞれ避難所に配布する。
- (2) 市内を6ブロックに分け、最短経路を設定し配布する。



※広報車配布経路（6班各2名）

班	地 区
1	小野地区 (9箇所)
2	河合地区 (5箇所)
3	来住地区 (3箇所)
4	市場地区 (4箇所)
5	大部地区 (5箇所)
6	下東条地区 (3箇所)

- (3) 自治会機能が維持されている地域及び災害の復旧により自治会機能が回復した場合には、通常の広報紙と同様自治会に依頼して配布する。

第2節 各種相談の実施

大規模災害時に人心の動揺、混乱に対する社会不安のおそれがあるため、被災者の問合せや生活相談等の広聴活動について定める。

1 実施体制

実施業務	実施担当
① 市民からの通報や問合せ対応	広報班（災害相談窓口を庁舎内に設置）
② 安否に関する問合せ対応	総務班（安否情報係を設置し、専属的に業務にあたる。）

※この窓口には、専用電話、ファックスなどの有効手段を設置するとともに、各班から必要な人員を常時配置して対応するものとする。大規模災害時には、被災者に対する災害支援に係る手続きについても、災害総合窓口を設置し、業務を一元化する。

2 相談業務の総合管理

広報班は、問合せや要望などの情報を総括管理する。

要望については、直ちに各班に対応依頼を行い、あわせて依頼内容について防災班に報告する。

3 相談窓口の広報

広報班は、庁舎内に相談窓口を設置した場合には、広報紙や情報収集班によるＩＣＴ（情報通信技術）への情報提供等を通じ広報する。

4 安否情報

大規模災害が発生した場合には、被災した家族や親戚等の安否確認をするため、市内外から多数の問合せが一時的に殺到することが予想されるため、総務班は広報班と連携しながら、災害対策本部内の初期における専属的な安否確認の受け付け体制を整備する。

5 安否情報の範囲

(1) 発災初期

発災初期段階では、詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取り扱うものは警察等の検案が済み、身元が判明している死亡者のみとする。

ただし、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録等にかかわらず、当市域で行方不明になったものについて、警察等を通じ収集に努めるものとする。

(2) 一定時間経過後

発災初期の混乱期が収束すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

- ① 死亡者
- ② 行方不明者
- ③ 避難施設等の避難者
- ④ 病院収容者

第3節 災害放送の要請

1 災害時における放送要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、次に掲げる事項を明らかにしたうえで知事を通じて行うこととする。

1 放送要請の理由	2 放送事項	3 放送希望日等	4 その他

2 放送事業者との連携強化

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。

【テレビ、ラジオ報道関係連絡先一覧】

テレビ・ラジオ局	所在地	電話番号
NHK神戸放送局放送部	神戸市中央区中山通 2丁目24-7	TEL 078 - 252 - 5100 FAX 078 - 252 - 5110
毎日放送報道局 ニュースセンター	大阪市北区茶屋町17-1	TEL 06 - 6359 - 3555 FAX 06 - 6359 - 3559
毎日放送ラジオ局報道部		TEL 06 - 6359 - 3527 FAX 06 - 6359 - 3528
朝日放送報道情報局 ニュースセンター	大阪市福島区福島1丁目1-30	TEL 06 - 6457 - 5321 FAX 06 - 6458 - 1241
関西テレビ報道局報道部	大阪市北区扇町2丁目1-7	TEL 06 - 6314 - 8808 FAX 06 - 6314 - 8826
読売テレビ報道情報センター	大阪市中央区城見1-3-50	TEL 06 - 6947 - 2365 FAX 06 - 6942 - 7734
サンテレビ社会報道部	神戸市中央区東川崎町1-1-1	TEL 078 - 360 - 0343 FAX 078 - 360 - 0327
ラジオ関西 報道事業制作部	神戸市中央区 東川崎町1丁目5-7	TEL 078 - 362 - 7380 FAX 078 - 362 - 7403
Kiss FM KOBE 編成局編成部	神戸市中央区波止場町5-6	TEL 078 - 322 - 1003 FAX 078 - 322 - 1008

第17章 廃棄物対策の実施

災害時には、家屋の崩壊、火災及び浸水等によってごみ等の災害廃棄物が大量に排出され、また、下水道施設の損壊や処理施設の損壊による処理能力の低下が予想され、倒壊家屋、焼失家屋及び浸水家屋等にあるし尿や避難所のし尿の処理需要が発生する。

このため、災害廃棄物等の処理について、広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うための計画を定める。

第1節 ガレキ・ごみ処理対策の実施

1 実施体制

災害時における廃棄物の収集処理及び清掃は、環境業務班が実施する。

なお、市のみに於いて収集困難な場合は、一般廃棄物収集運搬業者の応援を得るほか、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等により、県へ応援を要請する。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。

水害の場合の廃棄物処理体制の詳細は、別に定めるとおりとする。

廃棄物のうちアスベスト、毒劇物等有害物質の処理については、健康被害及び環境被害に十分に配慮し、周辺住民への周知を行うとともに、処理業者等に対し、十分な安全対策をとるよう指導するものとする。

2 収集方法

市は被災地域、被害状況に応じて、収集、搬出計画を被災後早急に決定し住民に周知する。

- (1) 地域等で協力し、処理施設等へ自主搬入する。
- (2) 地域で一時集積場所を設け、重点的に収集、搬出する。

3 搬出及び処理等の方法

- (1) 被災避難者は、ごみの搬出抑制及び自己処理に努めるとともに、搬出にあたっては、可燃、不燃、粗大、家電4品目、パソコン、畳等、適切な分別を行い、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- (2) 収集したごみは、小野加東加西環境施設事務組合及び小野市一般廃棄物最終処分場の施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け処理が不能になった場合または処理能力を超えた場合は、市有地等で仮置きする。
- (3) 木くずは、小野加東加西環境施設事務組合において処理するほか、市の公園等仮置場に集積する。また、状況に応じて、民間業者及び近隣市町等に焼却処分を要請する。コンクリート等は選別して市の施設及び大阪湾広域臨海環境整備センターに運搬し、処理するとともに近隣市町及び民間業者に処分を要請する。また、ガレキ、廃材等について小野加東加西環境施設事務組合及び小野市一般廃棄物最終処分場の処理能力を超える排出量は、暫定的に公園等の公共用地に仮置場を設けて一時保管するほか、必要に応じて民有地の借上げを行う。

4 仮置場の配置

- ① 小野市万勝寺ストックヤード
- ② 小野希望の丘

5 現有収集・処理能力等

(1) 処理能力

施設名	処理能力
ごみ焼却処理施設	16.5t/24h
粗大ごみ処理施設	3.5t/5h

(2) ごみ運搬車 11 台・重機 3 台

塵 芥 車	7 台 (4 トン車 5 台、2 トン車 2 台)
ダンプカー	1 台 (2 トン車 1 台)
クレーン車	1 台 (4 トン車 1 台)
軽トラック	1 台
貨物車	1 台 (1 トン車 1 台)
パワーショベル	2 台 (0.8 m ³ 1 台、0.09 m ³ 1 台)
ホイールローダー	1 台 (0.5 m ³)

(3) 人員 16 人

【一般廃棄物収集運搬許可業者一覧】

事 業 者 名	所 在 地	電話番号
(株)巴山環境	小野市日吉町 570-65	63 - 2910
(有)江金商店	〃 本町一丁目 214-2	62 - 2049
(株)あさひ企画	〃 三和町 879-2	66 - 2202

6 広 報

廃棄物の搬出、収集処理について、市から自治会長に電話、文書等により連絡、自治会長から被災者に口頭、文書回覧等により情報を提供する。

第2節 し尿処理の実施

1 収集方法

被災地域の状況に応じて市の許可業者と緊密な連絡をとり、避難所など被害集中地区を重点に収集するほか、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等により、県へ応援を要請する。

2 処理等の方法

- (1) 被災避難者は必要に応じて避難所等に公共下水道（農業集落排水）直結型仮設トイレを設置し、処理する。また、非被災家屋についても汲み取り式以外は、同様の対応をとるよう指導する。
- (2) 収集したし尿は、北播衛生事務組合の施設において処理する。ただし、処理場が被害を受け、処理が不能になった場合は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定等により、県へ応援を要請するほか、兵庫県下水道公社を通じて加古川上流流域下水道施設への投入を行う。

3 現有収集・処理能力等

処理能力	4 9kl / 2 4h (北播衛生事務組合 南部衛生公園)

【浄化槽清掃許可業者一覧】

事業者名	所 在 地	電話番号
(株)あさひ企画	小野市三和町 879-2	0794 - 66 - 2202
新北播企業 (株)	西脇市郷瀬町 398-1	0795 - 22 - 5731
(株)カンキョウ	加西市北条町黒駒 6-3	0790 - 42 - 4131
(株)大洋	姫路市山吹二丁目 11 番 12 号	0792 - 97 - 5411
兵神浄化 (有)	神戸市中央区脇浜町 2-10-14	078 - 242 - 5345

4 下水道直結型仮設簡易トイレの設置

被災状況により、被災地区の収容避難所等の人員に応じて公共下水道（農業集落排水）直結型仮設簡易トイレを設置する。なお、状況により、汲み取り式仮設トイレを設置する。

設置場所

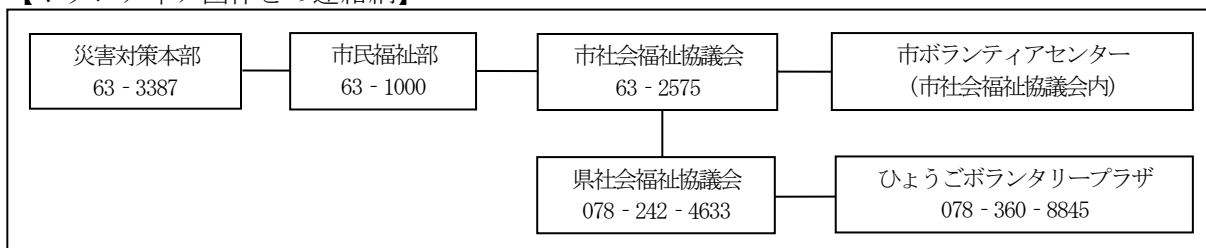
小野市役所	1 0 基
大池総合公園 (テニスコート北駐輪場)	1 0 基
小野希望の丘	1 0 基

第18章 ボランティアの派遣・受入れ

1 ボランティアの確保

本部長は災害状況等により要員に不足が生ずると判断したときは、あらかじめ協定を締結している災害関係団体や、ボランティアとして登録している民間団体又は個人に対し、救援活動への協力を要請する。また、自主的ボランティアの申出に対しては、専門分野別に登録を受け、関係部局から依頼を行うものとする。

【ボランティア団体との連絡網】



(1) 福祉ボランティア

市社会福祉協議会を通じてボランティアの募集を行い、要配慮者に対する救援活動を要請する。

(2) 専門的技能ボランティア

救援活動において、次の専門的分野のボランティア要請があったときは、活動内容に基づいて、関係団体又は報道機関等を通じボランティアの募集を行うものとする。

◆医療 ◆土木、建築 ◆外国語 ◆輸送 ◆情報通信 等

(3) 災害救援専門ボランティア

県が管理運営する「災害救援専門ボランティア」の派遣要請を県に対して行う。

2 ボランティアの受入れ体制及び派遣先の決定と自主防災組織との調整

ボランティアの受入れは、市民福祉部の指示により市社会福祉協議会及びボランティアセンターが受付窓口となり、各部局と調整のうえ、派遣の決定を行なうものとする。また、ボランティアと地域の自主防災組織の調整を行い、連携の円滑化を図る。

3 ボランティアの活動内容

活動項目	活 動 内 容 等
炊き出し (食料供給)	① 炊き出し拠点施設、避難所等 ② 炊き出しのための物資の調達、必要数量の把握
救援物資の 搬 送	① 救援物資集積場、避難所、公共施設での市民や他市からの物資の受け入れ及び搬入作業 ② 物資の数量、品目種類等の整理、把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部への連絡、避難者への公平・適正な配付
救援物資の 仕分け	① 救援物資集積場を中心とした配送、地区拠点から避難所等への配送 ② 輸送手段、要員等の計画・確保
義援金活動	① 義援金の受付、整理、団体内の呼びかけ・取り組み
避難所の 運営・支援	① 指定施設・緊急的に設営した施設等での活動 ② 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③ 避難者の自立のための情報提供・援助、避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ④ 問い合わせ等への対応
救護所の 運 営	① 避難所及びあらかじめ指定した場所、緊急的に設営した施設等での活動 ② 医療関係者への協力、医療物資の搬送、調達、管理
医療・治療	① 救護所開設、避難所回診等、負傷者の介護・支援 ② 救護所・避難所での負傷者等の治療、高齢者等の健康チェック ③ 在宅者（負傷者・高齢者等）への対応・健康チェック ④ 医療機関等への支援、その他医療相談への対応
介助・支援	① 避難所・救護所等での負傷者、被災者、高齢者及び障害者等の介助 ② その他負傷者・高齢者・要援護者等に対する介助活動、健康チェック、相談への対応 ③ 要援護者の避難生活支援・介助、要援護者の自立のための支援 ④ 在宅居住被災者への支援
被災者の 受け入れ	高齢者・要援護者等で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象（施設・個人）
情報伝達 ・広報	避難所内及び災害発生地域での被害者に伝達すべき情報の連絡・広報・広報紙配付等
情報収集 (調査活動)	① 被害実態、不足品調査、その他緊急に必要な措置、物資等の調査、災害発生地域 ② 避難所内及び災害発生地域での被災者情報・避難所情報等の収集及び災害本部への連絡

4 ボランティアセンターの設置

災害時、市民福祉部の指示に基づきボランティアリーダーが中心となった「ボランティアセンター」を設置し、活動の調整・指導を行うものとする。ボランティアセンターは、活動分野別にボランティアを指示・統括できるリーダーを、活動者の中から選任する。また、ボランティアに対しては、認定証及び、腕章等を発行するとともに、活動を記録する。

第19章 ライフライン応急対策の実施

第1節 水道施設

「第12章 上・下水道対策及び飲料水の供給 第3節 応急復旧工事」によるものとする。

第2節 電気通信施設（NTT西日本(株)兵庫支店）

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

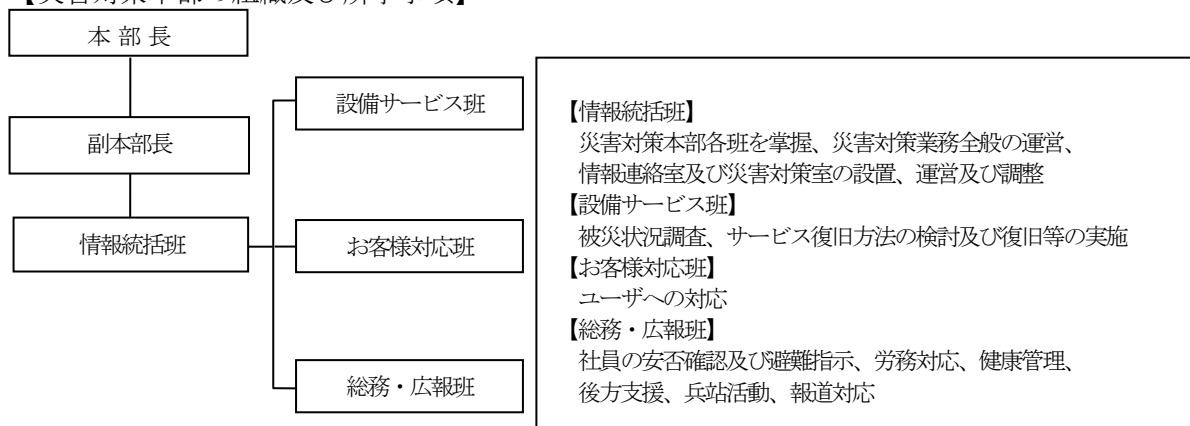
1 電気通信設備の担当機関

機関名	所在地	連絡電話
NTT西日本㈱兵庫支店	神戸市中央区海岸通11番	災害対策室 TEL 078-393-9440 FAX 078-326-7363

2 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害対策及び災害復旧を実施する。

【災害対策本部の組織及び所掌事項】



3 応急復旧

(1) 通信の混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地域公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替装置、伝送路切替措置等の実施
- ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑥ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

- ② 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し他の通信に優先して取扱う。
- ③ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
- ④ 一般利用者に対する広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
- ⑤ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。
- ⑥ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において、被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」・「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

- (ア) 地震、噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況(輻輳)になっている場合に開始する。
- (イ) 被災者の方は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

a 災害用伝言ダイヤル(171)

伝言の条件	◇伝言録音時間……1伝言あたり30秒以内
	◇伝言保存期間……提供終了まで
	◇伝言蓄積数……電話番号あたり1～20伝言(提供時お知らせいたします。)
	◇ダイヤル式電話をお使いの場合には、ご利用になれません。
伝言通知容量	約800万件
提供時の通知方法	◇テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリアを知らせる。 ◇電話がかかりにくくなっている場合は、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板(web171)」を利用していただきたい旨の案内」を流す。 ◇避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 ◇行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらう。
提供開始日	平成10年3月31日

b 災害用伝言板(web171)

接続の条件	◇インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンから伝言の登録が可能 ◇アクセスURL… https://www.web171.jp ◇1件あたり100文字まで入力可能 ◇20件まで(20件をこえる場合は古い伝言が削除され、新しい伝言が保存されます。) ◇伝言保存期間…最大6ヶ月

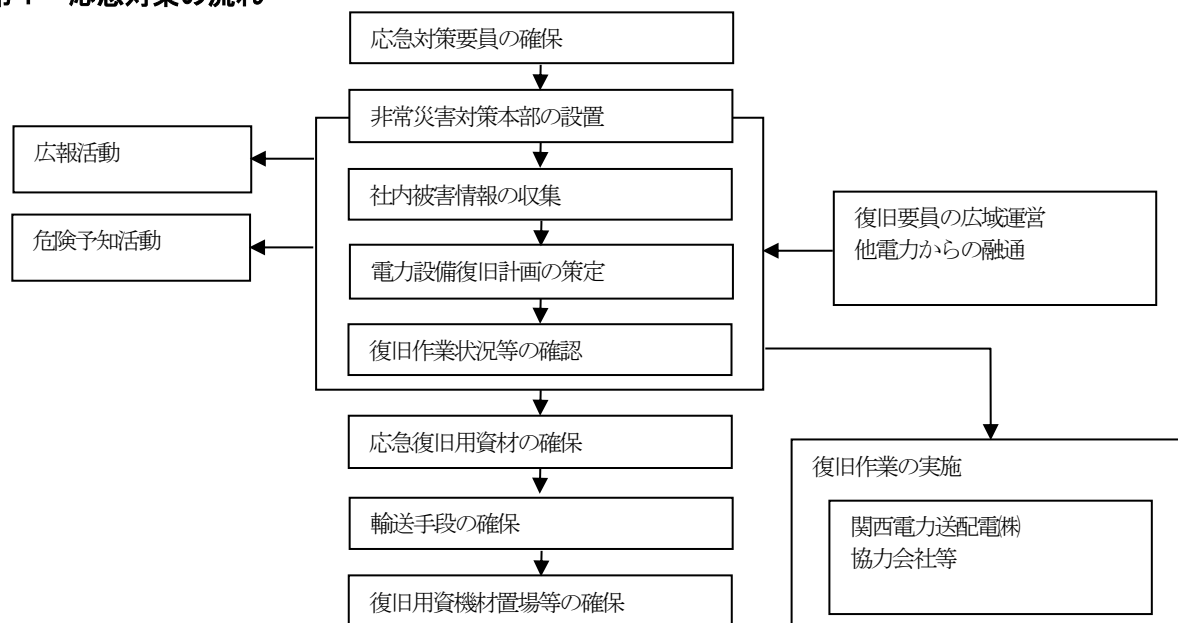
(5) 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び、重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた適切な措置により回線の復旧を図る。

第3節 電力の確保（関西電力送配電㈱ 社配電営業所）

震災発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。

第1 応急対策の流れ



1 応急対策要員の確保

社内のみならず協力会社等も含め、応急対策(工事)に従事可能な人事を確保する。

2 非常災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合は、非常災害に関する復旧を推進するために、社配電営業所非常災害対策本部を設置する。また、小野市災害対策本部と効率的な連携協力を行う。

3 被害状況の把握

電力施設の被害状況を把握する。

4 危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

5 応急復旧用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

6 輸送手段の確保

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負業者の車両、舟艇等により行う。

7 復旧用資機材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、小野市災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

8 電力設備復旧作業

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘定して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。

9 被害状況等の広報

電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

10 他電力会社からの融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、電力の緊急融通を行う。

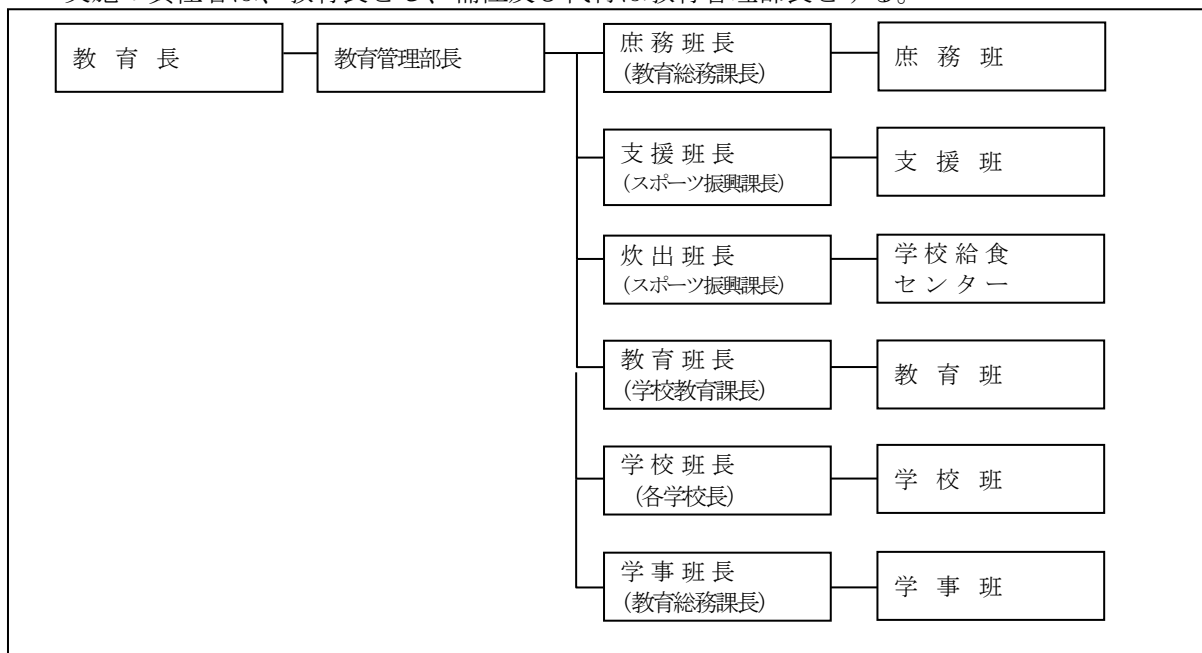
第20章 教育対策の実施

災害により教育施設や児童・生徒が被災し、通常の教育を行えないなど、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るための計画を定める。

1 実施体制

応急教育対策の実施は、小野市教育委員会事務局を中心に、県教育委員会やPTA等の教育関係団体の応援協力のもと実施する。

実施の責任者は、教育長とし、補佐及び代行は教育管理部長とする。



2 教育委員会災害対策会議の開催

教育委員会災害対策会議は、教育長、各部長及び各班長並びに連絡会メンバーで構成し、被災状況調査の結果報告に基づき応急対策等について協議する。

3 被災状況調査の実施

応急対策等の方針を決定するために、次の項目について速やかに被災状況を収集し、災害対策本部及び教育委員会災害対策会議に報告する。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) 社会教育施設の被害状況
- (3) 教職員の被災状況
- (4) 児童・生徒の被災状況
- (5) 応急措置を必要とする事項

4 教育施設の応急復旧対策

学校施設の応急復旧対策は、次に定める内容に即して実施する。

なお、学校施設以外の教育施設の被災については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとるとともに、市民の利用に供する施設について使用上の危険がある場合は、一時使用を禁止する。

(1) 校舎の応急復旧

軽易な校舎の被害については速やかに応急修理を行い、教室に不足を生じたときは、特別教室を転用する等の措置を取り、通学の危険のなくなったときは、直ちに授業を開始できるよう措置するものとする。

また、被害がひどく応急修理では使用に耐えないと判断したときは、一時学校を閉鎖する。

(2) 運動場の応急復旧

運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了を待って復旧するも

- のとする。
- (3) 備品関係の応急復旧
破損又は冠水等によって使用不能となった児童・生徒用机、椅子の補充は被災していない市内の近隣小・中学校から余剰のものを集め、授業に支障のないようにする。
- (4) 学校施設の緊急使用
災害応急対策において避難者の収容又は災害対策関係施設の設置等で講堂又は体育館等を使用するときは、施設の被害程度を考え、災害対策本部及び防災関係施設と協議のうえ措置する。

5 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じ、教育の実施場所、実施方法及び児童・生徒等への連絡方法などを検討のうえ、教育班において事態に即応した措置をとる。

(1) 学校施設の確保

学校施設の著しい被害、多数の避難者収容又は通学路の遮断等により通常の授業を行い得ないときは、被害等のない最寄りの学校又は隣保館等の公共施設において授業を行う等の措置をとる。

(2) 教職員の確保

応急教育を実施するに当たり、必要な教職員の確保を行う。

災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、県教育委員会と協議のうえ、次の方法により教職員を確保する。

- ① 教育班は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成を検討し、執務等を指示する。
 - ② 教員免許状所有者で現職でない者の一覧表を教育班に備え、状況によって随時派遣するものとする。
- (3) 応急教育の実施に当たっては、施設の応急復旧状況、教職員、児童・生徒及びその家族の被災程度並びに交通機関、道路等の復旧状態等を考慮し、次の方法により行う。
ただし、応急教育の実施が困難な場合は、臨時休校とする。

① 自宅学習	② 短縮授業	③ 二部授業	④ 分散授業	⑤ 複式授業	⑥ 左記の併用授業

- (4) 県教育委員会は、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、震災・学校支援チーム（EARTH）等を被災地域へ派遣するものとする。また、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、国（文部科学省）の職員や他の地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を要請するものとする。

6 教材及び学用品等の給付

(1) 給付の対象

教材及び学用品等の給付は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により教材及び学用品等を失い、若しくは損傷して就学上支障のある児童・生徒に対して行う。

(2) 給付の範囲

被害の程度及び実情に照らし、次の品目の範囲内で現物をもって行う。

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

文房具の支給は、各学校が損失状況を把握したうえで、取次店に発注して行う。

7 就学援助等

(1) 学校納付金等の減免

罹災した児童・生徒及び園児に対する保育料等の減額、免除等については、被害の程度及び実情に応じて決定する。

(2) 就学援助

教育班は、学校長から就学援助を必要とする児童・生徒の報告があった場合は、被害の程度及び実情に応じて就学援助を行う。

8 学校給食

災害発生時における学校給食は、特に衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者

の健康管理等を十分に行ったうえで実施する。なお、次の場合には、児童・生徒に対する給食を一
時中止する。

- (1) 学校給食施設が被災住民のための炊き出し用として使用される場合
- (2) 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- (3) 感染症その他危険の発生が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合

9 学校の措置

各学校は、学校安全計画に基づき児童・生徒の安全対策を実施するとともに、当該学校施設に避難所が開設された場合は、避難所の設置、運営に関して当該施設の管理者及び教育部、要配慮者支援・避難所運営班に協力、支援を行う。

第21章 警備対策の実施

大地震発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通を中心とした交通混乱の発生が予想される。このため、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等を目的とした警備活動体制について定める。

1 災害警備

(1) 市の役割

情報不足により発生する市民の不安、デマの発生、詐欺等の各種犯罪を防止するため、適切な情報の提供を兵庫県小野警察署と十分連携して行う。また、必要に応じて各種広報媒体で情報提供を行う。提供情報の内容は、道路の損壊状況、解体工事及び家屋補修の業者費用、義援金の募集团体名、生活必需品の在庫、流通、デマ、詐欺、盗難の発生状況その他とする。

(2) 所轄警察署の役割

小野警察署における「災害警備計画」による。

2 治安対策

治安対策のため、各自治会の自主防災組織に防犯を担当する班を設け、防犯協会等防犯組織及び警察と連携し、防犯パトロールを実施するとともに生活の安全に関する情報の提供等を行い、安全確保に努める。

第22章 市管理施設の応急対策の実施

1 建築物等の応急対策

市が管理する施設等の応急対策計画については、次のとおりそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

(1) 各施設が共通して定める事項

- ① 災害応急対策を実施する組織の確立
- ② 消防、水防等の事前措置
- ③ 気象情報等の施設利用者への伝達
- ④ 避難誘導等利用者の安全確保措置
- ⑤ 応急救護
- ⑥ 施設並びに設備の整備及び点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

① 病 院	・警戒宣言発令時の診療方針
② 学 校	・園児、児童及び生徒の保護者への引渡し方法 ・地域住民の避難所となる施設についての受入れ方法等

2 土木施設の応急対策

道路、橋梁、河川、上下水道等の土木施設が地震により被害を受けた場合には、大きな混乱の原因となり応急対策上重要な障害となる。従って、危険箇所及び被害状況の把握を迅速に行い、直ちに応急復旧対策が行えるよう活動体制の確立、職員の動員、資機材の確保、関係機関への連絡体制などについて施設管理者が定めるものとする。

第23章 労務者の雇用

災害発生時に災害対策本部の各部等が災害応急対策を迅速・的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労働力を確保することを目的として定める。

- 1 実施担当機関
- 災害応急対策の実施に必要な要員の確保は、総務班で行う。ただし、総務班の要員確保を待ついとまがない場合は、各部により行う。
- 2 労務者雇用可能者数
- 西脇公共職業安定所等を通じて雇用可能人数の把握を行うとともに、必要な人員の確保に務める。

- 3 労働者等の雇用の範囲
- 救助に万全を期するため、次の範囲で救助の実施に必要な労働者を雇用する。

種 類	内 容
り災害者の避難	災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇用する労働者
医療における移送	①要配慮者支援・避難所運営班によることができない場合において、患者を病院、診療所等へ運ぶための労働者 ② 市民病院部に属する医師、助産婦、看護師等の移動のための労働者 ③ 患者を自宅に移送するための労働者
り災害者の救出	① り災害者の救出に必要な労働者 ② 救出に要する機械、器具、その他資材を操作し、又は後始末を行うための労働者
飲料水の供給	① 飲料水を供給するための労働者 ② 飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作等に要する労働者 ③ 飲料水の浄化のための医療品の配布に要する労働者
救助用物資の整理 (義援金等を含む)	① 救助用物資の種類別、地区別区分、整理、保管等の一切に係る労働者 ② 救助用物資の送達のための荷物の積み降ろし、上乗り、運搬等に係る労働者 ③ 救助用物資のり災害者への配布に係る労働者
そ の 他	以上のほか、り災害者の搜索、埋葬、炊き出し、その他災害に伴う土木作業・清掃作業等に必要な労働者

- 4 雇用の条件・方法
- 災害応急対策並びに救助の実施に必要な労働者を雇用する場合は、その目的、種類ごとに必要最小限度の人員とする。
- (1) 労働者の雇用は、防災班又は各部長が現地において直接雇用するか、公共職業安定所を通じて行う。
- (2) 前記による労働者の確保が困難なときは、本部長に雇用条件を示して要請する。
- (3) 前記要請があったとき、本部長は兵庫県災害対策本部及び公共職業安定所に対し、下記事項を明示して、電話連絡か求人票により労働者の雇用を依頼する。

ア 求人事業所名	イ 就労場所	ウ 作業内容	エ 賃金	オ 所要人員	カ 就労時間、期間
キ	その他参考事項				

- 5 労働者の雇用期間
- 労働者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく労働者の雇用の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。
- ただし、県知事の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

- 6 労働者の賃金
- 雇用する労働者の賃金は、法令その他に規定されているものを除き、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

- 7 費用の負担区分
- (1) 災害救助法の適用を受けた場合（限度額内）……県負担
- (2) その他の場合……市負担

8 作成帳簿等

(1) 雇用・賃金台帳

(2) 支払関係書類

9 応援要請

本部長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、人員が不足し、又奉仕団体の動員並びに労務者の雇用が不可能なときは、次の応援要請事項を示して県本部長へ要請する。

【応援要請事項】

ア 応援を必要とする理由	イ 従事場所	ウ 作業内容	エ 所要人員	オ 従事期間
カ 集合場所	キ その他参考事項			

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第24章 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止対策を講じるものとする。

また、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるために応急危険度判定を地震発生後の被害状況に基づき、必要性の検討を行うものとする。

第1 土木施設の応急対策

1 被害状況調査の実施

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生直後から現地調査等を行い、被災状況を的確に把握する。

2 応急復旧工事の実施

被災箇所については、災害の拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施する。

3 二次災害に対する警戒

(1) 二次災害の発生時期や対策検討等の判断資料とするため、降雨の継続的な監視を行う。

(2) 河川の流量、水位等について、継続監視を行う。

(3) がけ地、道路等において二次災害が予想される箇所については、必要に応じ、調査機器等を設置し、地盤状況や地下水位等の監視を継続して行う。

4 二次災害防止対策

二次災害が予想される場合は、関係機関と十分調整の上、適切な防止対策を実施する。

第2 農林施設の応急対策

二次災害を未然に防止するためパトロール、現地指導、連絡体制の強化など、監視体制を強化する。土砂災害等の危険箇所については、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図るものとする。

1 付近に人家、道路等公共施設があるため池や貯水量・堤高・流域からみて、特に警戒を要するため池を重点的に巡回点検する。

2 ため池の貯水位上昇により、堤体被害箇所からの危険な漏水がないか、ため池堤体に異常の兆候がないか等、貯水時の安全性を確認する。

3 ため池の取水施設や堤体等の構造物にひび割れ亀裂や損傷が生じている場合、被害箇所の動向も把握する。

4 降雨直後に点検、動向調査を行うこととするが、個人、ため池管理者等からの通報に対しても、その都度対応するものとする。

第3 建築物の応急危険度判定活動

地震発生後の概況被害状況に基づき、市内建築物の応急危険度判定の必要性を検討し、必要があると判断したときは、兵庫県に対し、広域応援によって応急判定が可能な建築技術者等の派遣を要請する。

1 応急判定士の派遣要請をした後は、速やかに判定区域地図の準備、判定区域の割当て等を行う。

2 被災者等へは、判定作業の予定、判定結果に対する注意事項など、建築物危険度判定作業に関する広報活動を実施する。この場合、応急危険度判定は、罹災証明書の発行のために実施するものではなく、余震等による二次災害の発生に備えるものであることを徹底する。

3 判定作業は、応急危険度判定実施マニュアルに基づいて実施する。

4 応急危険度判定実施マニュアルは、「兵庫県災害救助専門ボランティア制度」の応急危険度判定士認定講習会に使用するマニュアルに準ずるものとする

第4編 風水害応急対策計画

風水害対策の防災機関の動きとしては、まずは降水量等の気象情報を収集し、時間経過による河川の水位等の変化に注視し、遅滞することがないように体制を整えるとともに、状況の変化による体制の移行を迅速に行うことである。また、被害が発生するおそれがあれば、避難に要する時間を考慮し、余裕をもって避難指示等を発令し人的被害を出さないことである。

さらに避難対策、必要な生活支援（食料、水、生活必需品等の供給）を行い、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくことになる。このほか、広域的に人的・物的支援を円滑に受け入れることになる。これら災害応急対策について計画する。

第1章 組織の設置

小野市の地域にかかる災害による被害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、迅速かつ効果的な応急対策を実施するための組織に関する計画である。

第1 小野市災害対策本部

災害対策基本法及び小野市災害対策本部条例に基づき本市の地域について災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、小野市が設置するもので、本部長（市長）が市長部局及び各行政委員会事務局等の職員を統括し、災害予防及び災害対策の実施の強力な推進を図るための小野市の組織である。

ただし、災害対策本部、災害警戒本部を設置するに至らない小災害の場合にあっては、平時における組織をもって対処するものとする。

1 本部会議

(1) 召集等

本部長は、台風接近、前線停滞等風水害の発生が危惧される場合は、警戒本部を立ち上げ、警戒配備体制をとり、降雨状況、降雨予測、河川水位、土砂災害危険度等の情報を収集し、現地を調査し、収集した情報に基づき、災害対策本部を設置し、防災配備体制を迅速にとる。

第2章 動員の実施

風水害が発生した場合、その規模に応じて職員を迅速に動員・配備し、効果的に災害応急対策を実施するための体制の整備について定める。市は、動員する職員の健康管理を徹底するものとする。

第1節 動員・配備体制

第1 気象情報と防災指令との関係

1 防災指令の発令基準と配備体制

小野市の防災指令の発令基準と配備体制は次表のとおりとする。
ただし、消防本部は、別に定める計画によるものとする。

防災指令の発令基準	防 災 指 令 (本部長が発令)	配備体制
◆気象警報が発令された場合	※この段階での災害対策本部の設置はないため防災指令の発令はなし。	連絡員待機
◆気象予警報に基づきいまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要がある場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる態勢		警戒配備体制
◆災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等が推測困難な段階及び小規模の災害が発生した場合において、小規模の災害に対応するとともに、中規模以上の災害出動に備え待機するための人員を配備し災害に備える態勢 (小野市水防指令第1号又は第2号)	防災指令第1号	⇒ 第1号配備体制
◆中規模の災害が予測される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員の5割以内の人員を配備し、防災活動にあたる態勢 (小野市水防指令第2号又は第3号)	防災指令第2号	⇒ 第2号配備体制
◆大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員配備し、防災活動の万全を期する態勢 (小野市水防指令第3号)	防災指令第3号	⇒ 第3号配備体制

2 臨時配備体制

市は、警戒配備体制時において災害が発生するおそれが予測され、災害対策本部の設置が必要となった場合、本部長又は副本部長が到着するまでの間は市民安全部長が本部室長を代行し必要な対応・対策を講じるものとする。なお、実施責任者は本部室長（市民安全部長）とするが、防災班長（防災グループリーダー）が事務を代行する。

臨時配備体制は次のとおりとする。ただし、消防本部は、別に定める計画によるものとする。

配備体制	配備体制の基準	実施責任者	配備・参集職員及び活動内容
第1号臨時配備体制	防災指令第1号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆防災班・道路河川班・産業班の班長及びあらかじめ指定された各班職員は所定の配備につく。 ◆災害対策本部の準備 ◆災害状況に応じて第2号臨時配備体制を敷く。
第2号臨時配備体制	防災指令第2号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆あらかじめ市長が任命した職員及び係長以上の職員が配備につく。 ◆防災指令第2号の配備準備にあたる。 ◆災害状況に応じて第3号臨時配備体制を敷く。
第3号臨時配備体制	防災指令第3号の発令基準によるもの	市民安全部長	◆全職員が配備につく ◆防災指令第3号の配備準備にあたる。

(1) 勤務時間内の臨時配備体制

職員は、第1号及び第2号臨時配備体制の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各体制を敷く。

(2) 勤務時間外の臨時配備体制及び参集職員

参集職員は、第1号及び第2号臨時配備体制の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各体制を敷く。ただし、その他の職員にあっては、災害対策本部の組織

体制に基づく連絡確認を取ったうえで、所定の配備へ速やかに行動できるよう万全の準備をして自宅で待機する。

(3) 配備体制の移行

本部長が到着し災害対策本部が設置された場合は、本部長の防災指令の発令により配備区分をそれぞれ第1号配備体制、第2号配備体制、第3号配備体制へ切り替えるものとする。

災害対策本部 (未設置)	災害対策本部(設置後)	
	本部長が発令	臨時配備から移行
第1号臨時配備体制 ⇒	防災指令第1号 ⇒	第1号配備体制
第2号臨時配備体制 ⇒	防災指令第2号 ⇒	第2号配備体制
第3号臨時配備体制 ⇒	防災指令第3号 ⇒	第3号配備体制

※ 警戒配備体制の時点では、災害対策本部を設置することがないため配備体制の移行はない。

第2 動員配備

1 職員の参集

各配備体制による参集職員は次表を基準とし、災害状況等により各部長の指示のもと参集人員を定めるものとする。

【配備体制参集職員表】

本 部 室 又 は 部 名	班 名	警 戒 配備体制	第 1 号 配備体制	第 2 号 配備体制	第 3 号 配備体制
本部室	防災班	1 9	2 7	3 0	全 職 員
	環境業務班				
	秘書班	2	2	3	
	企画班	1	1	3	
総務部	総務班	1	3	6	
	情報収集班	1	2	3	
	広報班	1	2	4	
	財政・輸送班	1	3	6	
	会計班	1	1	2	
	応援班	1	7	1 4	
市民福祉部	要配慮者支援・ 避難所運営班	4	8	1 6	
	感染対策班	1	4	7	
地域振興部	道路河川班	8	2 3	4 4	
	まちづくり班				
	産業班				
	観光班				
	地域振興部協力班				
水道部	水道班	5	5	1 0	
消防部	消防班	(状況により消防長が決定する)			
教育部	教育部	1	2 6	6 0	全 職 員
各配備体制での参集職員合計		4 9	1 1 7	2 1 5	全 職 員

※第3号配備体制は再任用職員、会計年度任用職員を含む全職員を対象とする。

【北播磨総合医療センターの参集体制】

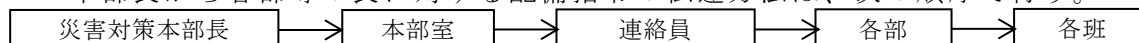
配備体制	警戒配備体制	第1号配備体制	第2号配備体制	第3号配備体制
参集職員数	北播磨総合医療センターの対応マニュアルに定めるところによる			

2 参集連絡体制

全ての部等に適用される場合 ⇒	「小野市配備体制第〇号」と発令
指定部へ適用される場合 ⇒	「〇〇部配備体制第〇号」と発令
その他の発令の形態 ⇒	「〇〇部配備体制第〇号、その他の部に配備体制第〇号」の発令

3 防災配備指令の伝達方法

本部長から各部等の長に対する配備指令の伝達方法は、次の順序で行う。



4 配備基準

配備体制は、本部長が各部等の長に対して防災体制をとる必要のある事態に至ったことを通知するとともに、防災活動の準備ないしは実施の万全を期するための包括的な指示である。したがって、各部等の所管事項に関し、又は管轄区域内の防災に関する配備体制については、特に細部にわたる本部長の指示命令がない限り各部の長においてこれを判断し、実施するものであること。各部等は常に災害の規模、態様に応じ、配備指令発令時の動員人数及びその方法について、あらかじめ十分検討のうえ決定しておくものとする。

5 配備の方法

本部長が決定した配備体制をとるための配備命令は、各班長において次に定める方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期するものとする。

災害対策本部を 未設置の場合	災害対策本部設置以前または災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生し、若しくは発生することが予想される場合は、平常勤務体制で対処するものとする。
	各部等の長は、常に気象状況その他災害の現況を把握し、災害が発生しまたは発生することを察知した場合は、勤務時間外であっても、これに対処できる体制を整えておくものとする。
災害対策本部を設置 した場合	勤務時間内の場合、動員命令は本部会議の決定に基づき、庁内放送、電話、口頭その他の方法により各部員に対し正確かつ迅速に伝達するものとする。
	勤務時間外の配備指令、重要な気象情報等は各部等の連絡員になされるので、その後の連絡方法、動員、招集の基準方法について、それぞれ実情にあわせ、あらかじめ定めておき、所属職員に十分周知徹底を行うものとする。

6 連絡又は招集の方法の原則

- (1) 電話（携帯電話を含む）
- (2) 電子メール（安全安心メールを含む）

1号配備	略 文	第1号配備発令 小野市
	解 釈	災害発生のおそれあり、登庁せよ。小野市

(注) 1号配備要員は直ちに登庁しなければならない。

2号配備	略 文	第2号配備発令 小野市
	解 釈	災害発生の危険あり、登庁せよ。小野市

(注) 2号配備要員は直ちに登庁しなければならない。

3号配備	略 文	第3号配備発令 小野市
	解 釈	災害発生した。直ちに登庁せよ。小野市

(注) 昼夜の別、あるいは交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法で全職員が登庁しなければならない。

7 災害における職員の注意事項

- (1) 各職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を充分習熟し、自己の任務に関連した災害が発生するおそれがあり、又は災害の発生を察知したときは、配備命令がない場合であっても、速やかに定められた部署へ参集し、防災活動を行うものとする。
- (2) 各職員は、異常天候等の場合においては、配備命令のない場合であっても、ラジオ・テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じ電話等の方法をもって所属部との連絡をとり、進んで所属長の指揮下に入るように努めるものとする。
- (3) 配備命令を受けた職員は、最も短時間で参集し、配備につくものとする。ただし、職員自身又は家族の被災により配備につけないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

- (4) 交通機関が途絶した場合にあっては、徒歩又は、近隣居住職員と車輛乗り合せ等可能な限りの方法をもって参集し、配備につくものとする。
- (5) 居住地周辺で大規模な被害が発生し人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡すること。
- ただし、災害対策本部員、部長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。
(市の災害対応に従事するため。)
- (6) 災害の規模に応じて、職員自らの食料及び飲料水を確保し参集すること。

8 本部要員配置人員

災害対策本部における配備体制別人員は、概ね次のとおりとし、各部等の長はこの表の人員に基づき、あらかじめ所属部員の職、氏名を決定し、住所、電話番号を付記して報告するものとする。

なお、各部における配備体制別人員は、この表に掲げる人員にかかわらず必要に応じて部所属総人員の枠内で部長等が適宜増減することができるものとするが、この場合には、速やかに総務部長あて連絡するものとする。

9 配備人員不足の場合の措置

- (1) 各部において防災活動を行うために人員の不足が生じる場合は、本部を通じて余裕のある部から応援を求める。
- (2) 全職員をもって不足する場合は、次の各団体の応援を要請する。
- ① 他の公共団体（県、東播地区市町、西播地区市町 等）
 - ② 奉仕団の雇用（日本赤十字社 等）
 - ③ 自主防災組織
 - ④ 自衛隊
 - ⑤ 民間企業

第3章 災害情報等の収集・伝達

大規模な災害が発生した場合、正確、迅速な被災状況等の情報が的確な応急対策に繋がることから、情報の輻輳を避け、統制ある情報収集及び伝達のための計画を定めるものとする。

第1節 情報等の収集

第3編 地震災害応急対策 第3章参照

第2節 気象情報等の収集・伝達

第1 気象注意報及び気象警報の種別並びに発表基準

1 注意報
県内のいずれかの地域において異常気象等によって災害が起こるおそれがある場合に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき神戸地方気象台が発表するものをいう。

強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨注意報	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想される場合
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を生じるおそれがある場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって一般の注意を喚起する必要がある場合
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合

2 警報
警報とは、県内のいずれかの地域において異常気象等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、気象業務法に基づき神戸地方気象台が発表するものをいう。

暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

3 特別警報
特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等について気象庁が警報するもの。

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。

4 火災警報
火災警報とは、神戸地方気象台が気象の状況が以下の基準に達した場合、消防法第22条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行い、知事は市町長に通報する。

◆実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となり、最大風速10m／

s 以上の風が吹く見込みのとき。

◆平均風速 10 m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし降雨、降雪中は通報しないこともある。

5 水防警報

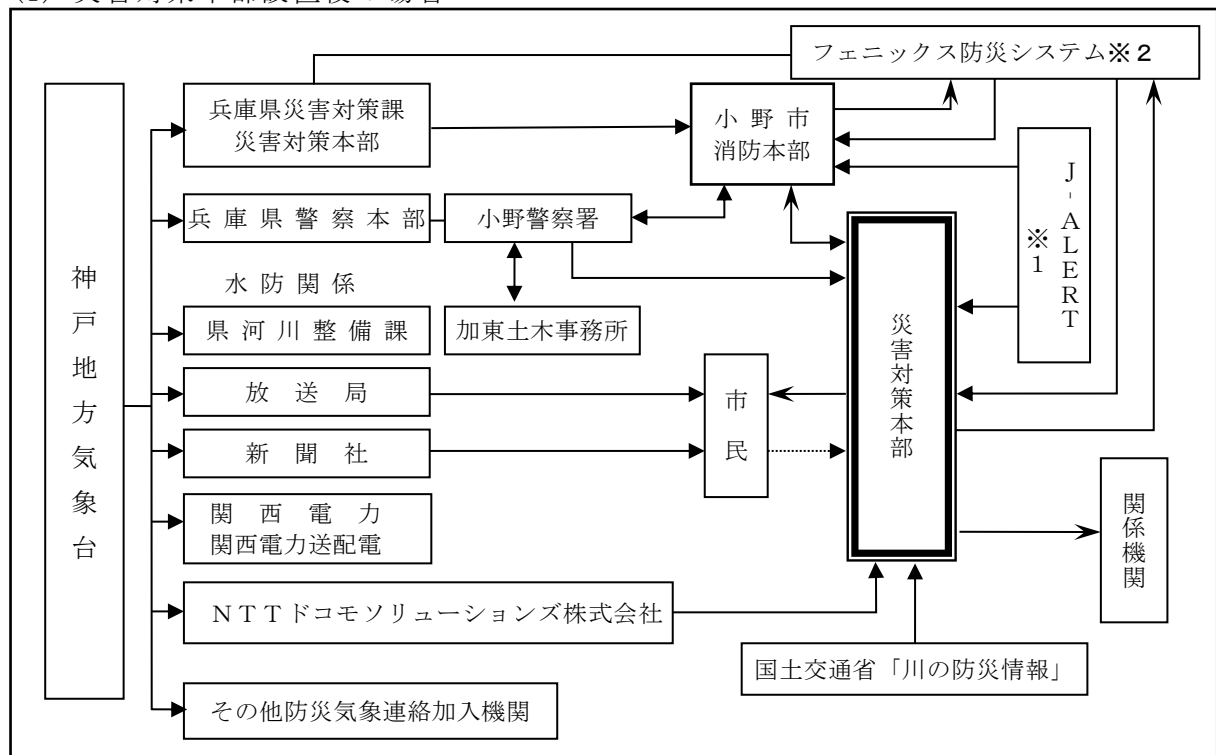
水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条の 4 の規定に基づき発するものをいう。

第 2 気象情報等伝達系統図

神戸地方気象台は、気象庁から発表される地震及び津波に関する情報を気象庁の連絡網により入手し、その内容が、防災機関等が行う防災活動の迅速な立ち上がりや、報道機関の協力による住民への周知など、県内の一般公衆の利便を増進させると判断した場合に情報を作成・発表することとする。

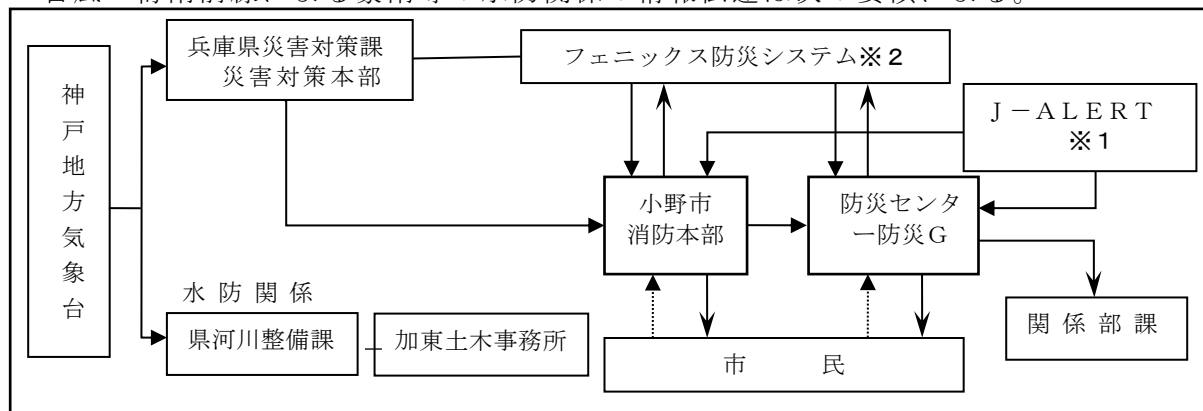
1 伝達系統図

(1) 災害対策本部設置後の場合



(2) 災害対策本部設置前の場合

台風・梅雨前線による豪雨等の水防関係の情報伝達は次の要領による。



※1 J-ALERT（全国瞬時警戒システム）

緊急地震速報、気象警報等を受信した場合は、自動的に庁内放送で市役所庁舎内の職員へ情報が伝達されるとともに、携帯メールにより部長等にも伝達される。

※2 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（以下：フェニックス防災システム）

地震情報は本市設置の計測地震計により直接得られるとともに、オンライン及び電話等により、兵庫県、消防庁へ伝達される。また同時に各関係機関へも県から伝達され、各放送局（NHK、サンテレビ）のデータ放送に反映し、避難状況等が市民に伝達される。

第3 避難指示等の判断材料となる情報の提供

神戸地方気象台、近畿地方整備局、県は、フェニックス防災システム等により、河川水位等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市に提供する。

1 水害に関する情報

(1) 神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支川氾濫や下水道の氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 河川水位（対象：水位周知河川）

河川管理者である国及び県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報

の発令や氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報の通知及び周知を行う。

【水位の種類】

氾濫危険水位	市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

(3) 洪水予報（対象：洪水予報河川）

① 国の機関が行う洪水予報

国土交通省は、大雨等による洪水で国民の経済上重大な損害が生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

② 知事が行う洪水情報

知事は、大雨等による洪水で相当な損害が生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

③ 洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は「洪水警報」	氾濫発生情報又は 氾濫発生情報（氾 濫水の予報）	◆氾濫が発生したとき ◆氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報	◆急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに 水位の上昇が見込まれるとき ◆氾濫危険水位に到達したとき ◆氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報	◆氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ◆避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ◆氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難 判断水位を下回った場合を除く） ◆避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇 の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発 表)」又は「洪水注意 報」	氾濫注意情報	◆氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ◆氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続し ているとき ◆避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解 除)」	氾濫注意情報(警 戒情報解除)	◆氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を 下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ◆氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき （氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	氾濫注意情報解除	◆氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情 報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくな ったとき

※堤防の損傷等により、氾濫の恐れが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事は、洪水、高潮等により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川等について水防警報を発する。

(5) 国の機関が行う水位情報の通知及び周知

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第1項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び関係市町長に通知するとともに、報道関係の協力を求めて一般に周知する。

(6) 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第2項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。このほか、水防法第13条第2項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

2 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警戒対象地域		尼崎市、播磨町を除く兵庫県内の全市町
発表単位		市町単位
発表基準	警戒基準	実施要領により定める
	警戒解除基準	実施要領により定める

(2) 地域別土砂災害危険度

県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年度から、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示している。

(3) 注意警戒時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって注意警戒時系列を提供する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象のピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

(4) 箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市町に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域毎に、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。斜面を10kmメッシュ毎に色分けして危険度を表示する。

(5) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップによる等により災害リスクの等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第3節 異常現象等の収集・伝達

※ 地震災害応急対策編 第3章 第3節参照

第4節 市組織内の情報伝達

※ 地震災害応急対策編 第3章 第4節参照

第5節 災害情報の収集・報告

※ 地震災害応急対策編 第3章 第5節参照

第6節 被災者支援のための情報の収集・活用

※ 地震災害応急対策編 第3章 第6節参照

第7節 市民への伝達

※ 地震災害応急対策編 第3章 第7節参照

第8節 通信手段の確保

※ 地震災害応急対策編 第3章 第8節参照

第4章 防災関係機関等との連携促進

大規模災害が発生した際に、市民の生命及び身体財産保護のため県、自衛隊、消防及び警察などの指定行政機関等に対する応援要請及び受援体制の概要を示すものである。

※ 地震災害応急対策編 第4章参照

第5章 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とし、この救助の具体的な内容は災害救助法に定められており、その手順等を定めるものとする。

※ 地震災害応急対策編 第5章参照

第6章 水防活動の実施

水防活動の実施については、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体たる小野市が、同法第32条第1項の規定に基づき、小野市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小野市の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とし、別に掲げる「小野市水防計画」に定めるところによる。

第1節 水防の責任等

1 県（水防法第3条の6）

その区域における水防管理団体（水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。）が行う水防が十分行われるように確保すべき責任

2 市町（水防法第3条）

その区域における水防を十分に果たすべき責任

3 気象庁長官（気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項、第11条第1号）

水防活動用の予報・警報を行うこと。国土交通大臣と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うこと。

知事と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うこと。

報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知させること等

4 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条）

気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに知事に通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事に通知し、一般に公表すること。

猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等

洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うことができる。

5 知事（水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、第13条の3、第16条第1項、第3項）

気象庁長官と共同して指定河川（武庫川、市川、千種川）の洪水予報を行うとともに関係市町長に通知すること。

あらかじめ指定した河川、公共下水道等の排水施設等及び海岸について洪水、雨水出水及び高潮の各特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発すること等

6 市町長（水防法第13条の2第2項）

あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等について雨水出水特別警戒水位到達情報を関係者に対し通知し、一般に公表すること。

7 水防管理者（水防法第17条）

水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるとき、水防団及び消防機関を出動させること等

8 警察署（水防法第22条）

水防管理者からの出動援助要請があったときの協力

9 量水標管理者（水防法第12条）

関係者に対する通報水位（水防団待機水位）及び警戒水位（氾濫注意水位）の通報及び公表

10 一般県民（水防法第24条、第29条）

常に気象情報、水防状況等に注意すること、水防に従事すること、避難のための立退きの指示に従うこと等。

11 水防協力団体（水防法第37条）

水防団又は消防機関が行う水防活動への協力等

第2節 水防組織

水防に関係ある警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまで、水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

1 水防本部

水防本部長	市 長
水防副本部長	副市長、防災監
水防本部付	教育長・技監
総括部長	市民安全部長

2 消防水防部

(1) 第1水防活動隊

総指揮者	活動隊長	班 編 成	
消防長	消防署長	第1本署隊（庶務班）	総務課（総務課長）
		第2本署隊（通信班）	指令室（総務課主幹（指令担当））
		第3本署隊（情報連絡班）	指導係、査察係（予防課長）
		第4本署隊（消防活動班）	消防課（消防課長）、救急課（救急課長）
		分 署 隊（消防活動班）	南・北分署（分署長）

(2) 第2水防活動隊

総指揮者	活動隊長	班 編 成	
消防長	・ 消防団長 ・ 副団長	第1水防地区隊	小野地区（中分団分団長・副分団長）
		第2水防地区隊	下東条地区（東分団分団長・副分団長）
		第3水防地区隊	河合地区（西分団分団長・副分団長）
		第4水防地区隊	来住・市場地区（南分団分団長・副分団長）
		第5水防地区隊	大部地区（北分団分団長・副分団長）

3 その他の水防部 ※（ ）内は、災害対策本部設置後の体制

	水 防 部 名	編 成 部	事務分掌
	※下段は、災害対策本部設置後	※（ ）内は、所属部以外での活動を行う課	
1	市民安全部水防部 （本 部 室）	市民安全部、秘書課、総合政策部	地域防災計画に掲げた内容に準ずるものとする。
2	総務部水防部 （総 務 部）	総務部	
3	市民福祉部水防部 （市民福祉部）	市民福祉部	
4	地域振興水防部 （地域振興部）	地域振興部、（議会議務局）、（農業委員会） （選挙・監査・公平・固定資産評価委員会事務局）	
5	水道水防部 （水 道 部）	水道部	
6	教育水防部 （教 育 部）	教育委員会、（税務課）	

第3節 水防体制

1 配備体制

種 類	発 令 基 準	水防本部長からの指令
連絡員待機	気象警報が発令されたとき	－
警 戒 配備体制	気象予警報に基づきいまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要がある場合において、少数の人員を配備し、主として情報連絡にあたる態勢	－
第1号 配備体制	災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等が推測困難な段階及び小規模の災害が発生した場合において、小規模の災害に対応するとともに、中規模以上の災害出動に備え待機するための人員を配備し災害に備える態勢	小野市水防指令第1号 又は第2号
第2号 配備体制	中規模の災害が予測される段階及び中規模の災害が発生した場合において、所属人員の5割以内の人員を配備し、防災活動にあたる態勢	小野市水防指令第2号 又は第3号
第3号 配備体制	大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した場合において、所属人員を配備し、防災活動の万全を期する態勢	小野市水防指令第3号

(注) 人員については気象情報等を考慮し、この表に依らず継続した事態に対応した配備も可能とする。

第4節 国土交通大臣の発する水防警報

1 水防警報の対象区域

猪名川、藻川、加古川、東条川、万願寺川、揖保川、中川、元川、林田川、栗栖川、円山川、奈佐川及び出石川の国土交通省直轄管理区域

2 水防警報の種類

第1段階	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第3段階	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令する。
第4段階	解除	水防活動の終了の通知を行う。

適宜、水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

第5節 知事の発する水防警報

(1) 水防警報河川

① 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。ただし、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

一級河川 (31河川)	竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川
二級河川 (40河川)	武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

② 水防警報の種類

第1号(待機)	事態の推移に応じ、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号(準備)	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号(出動)	水防活動に出動させるもの。
第4号(解除)	水防活動を終了させるもの。

第7章 消防活動等の実施

災害により火災が発生した場合に、その鎮圧と被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を保護するための計画を定めるものとする。

第1節 消防活動時における組織編成並びに任務分担

※ 地震災害応急対策編 第6章 第3節参照

第2節 消火活動の実施体制

※ 地震災害応急対策編 第6章 第4節参照

第3節 火災防御計画

※ 地震災害応急対策編 第6章 第5節参照

第8章 救助・救急、医療対策の実施

※ 地震災害応急対策編 第7章参照

第9章 交通・輸送対策の実施

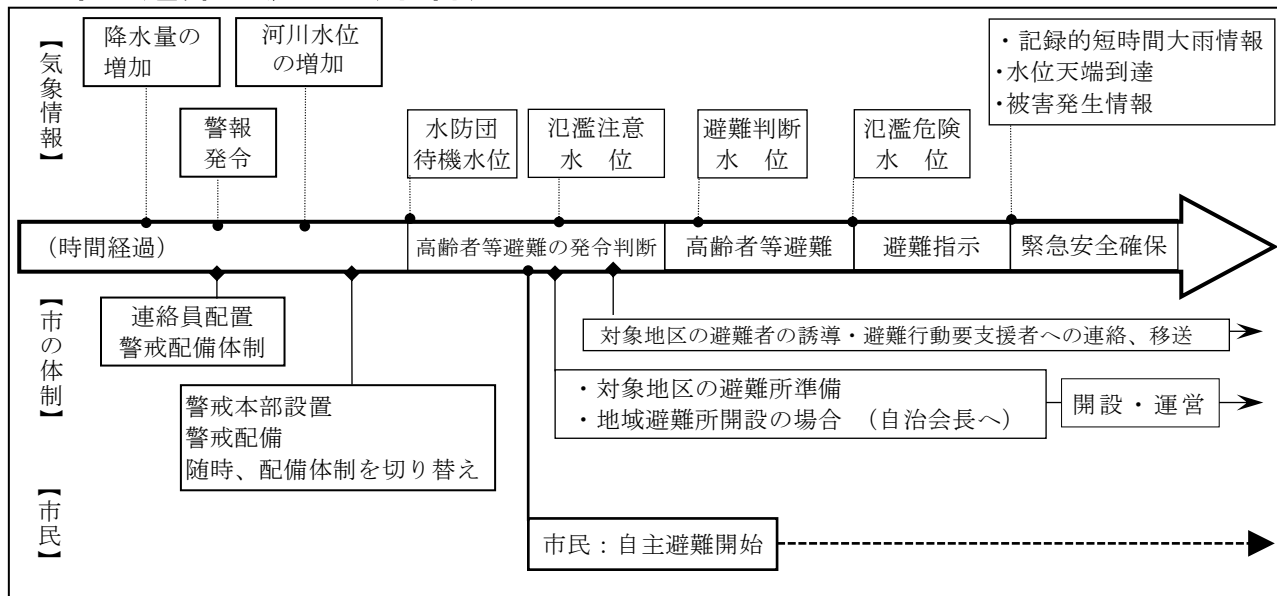
災害時における救出・救護活動の実効性を確保し、水・食料等の生活物資や復旧作業に必要な資機材等を効率的に搬送するため、輸送手段や方法等の輸送体制を確保する計画を定める。

※ 地震災害応急対策編 第8章参照

第10章 避難対策の実施

台風及び前線の停滞に伴う降水量が増加により、河川水位の増加または堤防の決壊による災害から住民の生命を守るための高齢者等避難・避難指示、避難誘導について定める。また、倒壊、焼失等により住家を失った被災者を一時収容について定める。

第1節 避難の流れ（水害）



1 一時避難（市民の自主的な避難）

降雨が続き河川の氾濫のおそれがある場合又は火災や土砂災害の危険が迫り、市民の自主的な判断で避難が必要な場合、及び市からの避難指示が発令された場合、自主防災組織又は町内会単位で一時的に最寄りの避難所・拠点避難所等の安全なスペースに避難する。

2 広域避難場所への移動

避難所付近に火災や土砂災害等により危険が迫った場合は、広域避難場所へ移動するなど危険を回避した後は、安全を確保された避難所へ最終避難する。

3 避難所の集約

避難所生活が長期化し、避難所によって避難者が少数なった場合は避難所を集約し、避難所となっていた施設の本来の機能を回復させることとする。

第2節 避難・誘導の実施

※ 地震災害応急対策編 第9章 第2節参照

第3節 避難所の開設及び管理・運営

※ 地震災害応急対策編 第9章 第3節参照

第4節 避難所一覧

※ 地震災害応急対策編 第9章 第4節参照

第 1 1 章 住宅の確保

※ 地震災害応急対策編 第 1 0 章参照

第 1 2 章 食料及び生活必需品の調達、供給

※ 地震災害応急対策編 第 1 1 章参照

第 1 3 章 上・下水道対策及び飲料水の供給

※ 地震災害応急対策編 第 1 2 章参照

第 1 4 章 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

※ 地震災害応急対策編 第 1 3 章参照

第 1 5 章 生活救援対策の実施

※ 地震災害応急対策編 第 1 4 章参照

第 1 6 章 要配慮者の支援対策

※ 地震災害応急対策編 第 1 5 章参照

第 1 7 章 災害情報の提供と相談活動

※ 地震災害応急対策編 第 1 6 章参照

第 1 8 章 廃棄物対策の実施

※ 地震災害応急対策編 第 1 7 章参照

第 1 9 章 ボランティアの派遣・受入れ

※ 地震災害応急対策編 第 1 8 章参照

第 2 0 章 ライフライン応急対策の実施

※ 地震災害対策編 第 1 9 章参照

第 2 1 章 教育対策の実施

※ 地震災害応急対策編 第 2 0 章参照

第 2 2 章 警備対策の実施

※ 地震災害応急対策編 第 2 1 章参照

第 2 3 章 市管理施設の応急対策の実施

※ 地震災害応急対策編 第 2 2 章参照

第 2 4 章 労務者の雇用

※ 地震災害応急対策編 第 2 3 章参照

第 2 5 章 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進

※ 地震災害応急対策編 第 2 4 章参照

第1編 總則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第5編 原子力災害応急対策計画

第1章 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、次に掲げる災害又は事象（以下「対象原子力災害等」という。）が発生した場合に適用する。

- 1 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「事業所外運搬災害等」という。）
- 2 放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「放射性同位元素取扱事業所災害等」という。）
- 3 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「不法廃棄等事案」という。）
- 4 県外における原子力災害等の発生により、水道水、農業用水、農産物及び土壌等が汚染され、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合、または県外における原子力災害により、大量の避難者の受け入れが必要な場合（以下「県外原子力災害等事案」という。）

第2 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条第1項第3号に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質によって汚染された物をいう。
- 2 「原子力災害」とは、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第2条第1項第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第1項第2号に規定する事態をいう。
- 7 「放射性同位元素取扱事業者」とは、放射線障害防止法第11条、第11条の2及び第15条に規定する放射性同位元素の使用、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者をいう。
- 8 「放射性同位元素取扱事業所」とは、放射線障害防止法第18条に規定する工場又は事業所をいう。

第2章 小野市に係る原子力事業所等の現状

小野市に係る原子力事業所等の現状を把握し、防災対策の参考に資する。

第1 放射性同位元素取扱事業所

- 1 小野市における立地状況

令和4年4月1日現在、使用事業所2ヶ所が所在している。

（「放射性同位元素取扱事業所の許可等に関する書類」による。）

	事業所名	所在地
1	(財)兵庫県下水道公社加古川上流管理事務所	小野市黍田町字沖中曾根 398-2
2	北播磨総合医療センター企業団	小野市市場町 926-250

第3章 原子力災害予防計画

第1節 基本方針

第1 目的

この計画は、次の原子力等災害の応急対策を迅速かつ円滑に展開するための制度・システムの整備の内容等について定める。

第2 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき、原子力事業者・放射性物質取扱事業者には、それぞれ、

- 1 保安規定（原子炉等規制法の適用を受ける事業所）
- 2 予防規定（放射線障害防止法の適用を受ける事業所）

を作成することが義務付けられている。

また、各事業所の特殊性を考慮して、個々の事業所ごとに予防対策を効率的に運用するための種々の管理上の基準が設けられており、それらは保安規定あるいは予防規定に詳細に記載されている。

さらに、原災法により、原子力事業者が行う予防対策として、次の事項が定められている。

- ① 原子力事業者防災業務計画の策定義務付け（第7条第1項）
- ② 原子力防災組織の設置（第8条第1項）
- ③ 原子力防災管理者の選任（第9条第1項）
- ④ 通報を行うために必要となる放射線測定設備の設置及び記録の公表の義務付け（第11条第1項及び第7項）
- ⑤ 放射線障害防護用器具、非常通信機器その他の資材又は機材の備付け（第11条第2項）

第4章 救援・救護活動体制の整備

第1 消防活動体制の整備

消防機関は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努めることとする。

- 1 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む。）の整備
- 2 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護（除染を含む。）、放射線による影響等に関する研修、訓練を含む。）

3 事業所等の把握

4 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

市は、医療従事者等に対し、放射線医学総合研究所等の関係機関が実施する研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術（除染を含む）、放射線障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めさせることとする。

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努めることとする。

(3) 区 分

- ① 放射線障害専門病院
重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設
- ② 緊急被ばく医療施設
ア 5～6 Gy 以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設
イ 2 Gy 以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）
ウ 汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

第5章 平時からの防災関係機関等の連絡体制の整備

第1 防災関係機関との連携

市は、県の「原子力等災害の応急対策計画」に記載している対策を円滑に実施できるよう、県、県警察本部、その他防災機関と必要な体制整備を図ることとする。

第2 専門家の派遣

1 核燃料物質等の事業所外運搬災害等

- (1) 市は、原子力事業者から市内における特定事象発生の通知を受けた場合、必要に応じ国に対し事態把握のため専門的知識を有する職員の派遣要請の手続きをあらかじめ定めておくこととする。（原災法第10条第2項）
- (2) 市は、「放射性物質の事故時安全対策に関する措置について（昭和59年2月、放射性物質安全輸送連絡会）」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し必要に応じ国から派遣される専門家の受入についてあらかじめ定めておくこととする。

第6章 基本方針

この計画は、原子力等災害が発生した場合の応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、市、県、その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

第1 各機関の応急対応の概要

1 事業所外運搬災害等の場合

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

① 原子力事業者等

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項で定める通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として、その旨を、県、事故発生場所を管轄する市町等に通報することとする。また、原子力事業者等は、直ちに、立入制限の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図ることとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の支援要請を行うこととする。原子力緊急事態宣言が行われた場合には、国とともに、原子力事業所に準じた緊急事態応急対策（原災法第26条第1項）を主体的に講じることとする。

② 市

市は、特定事象発生があった場合には、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めることとする。また、原子力緊急事態宣言が行われた場合には、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策の応急対策を実施することとする。

(2) 放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合

① 放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報するとともに、消火、延焼防止、避難の警告、救出、汚染の拡大防止及び除去等の応急の措置を講じることとする。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出ることとする。（放射線障害防止法第33条第1項、第2項）あわせて、消防本部にも通報することとする。

② 発見者

放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報することとする。（放射線障害防止

法第33条第2項)あわせて、消防本部にも通報することとする。

③ 市

市は、上記事案の発生を覚知した場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めることとする。また、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策の応急対策を実施することとする。

2 放射性同位元素取扱事業所災害等の場合

1 (2)と同様に対応することとする。

3 不法廃棄等事案の場合

(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者(鉄鋼関連事業者等)は、直ちに、その旨を消防本部、県警察本部及び海上保安本部に通報することとする。また、関係法令による規制の対象となる場合又は対象となる可能性があるとは判断される場合には、文部科学省にも通報することとする。なお、一般発見者の通報先は、消防本部、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとする。

(2) 県市町

県は、通報を受けた消防本部から連絡を受けた場合は、その旨を消防庁に報告することとする。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があるとは判断される場合には、文部科学省にも連絡する。さらに、県・市町は、必要に応じ、災害等の応急対策を実施することとする。

4 県外原子力災害等事案の場合

(1) 県市町

県は、県外において対象原子力災害等が発生した場合は、関係省庁、関係府県及び原子力災害等が発生した原子力事業所の原子力事業者等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ、入手した情報を市町等関係機関に提供することとする。

また、県・市町は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施することとする。

(2) 関西電力㈱

関西電力㈱は、同社が運転する原子力発電所において、原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合には、県に連絡することとする。

第2 情報の収集・伝達

対象原子力災害等の発生時等における情報の収集・伝達を防災関係者が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

(1) 原子力事業者

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による次に掲げる特定事象(原災法第10条第1項で定める通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として、その旨を国(官邸(内閣官房)、文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府)県、事故発生場所を管轄する市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等に文章により通報することとし、主要な機関に対してはその着信を確認することとする。

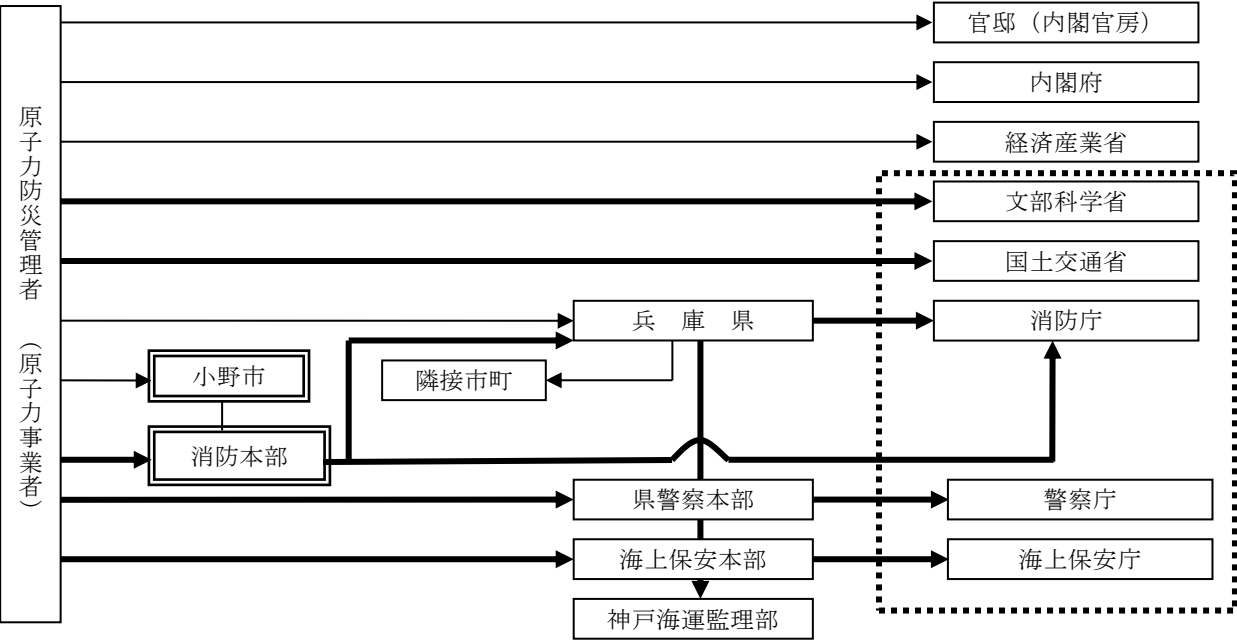
① 火災、爆発その他これらに類する事象が発生した際に、運搬容器(事業所外運搬に使用する容器)から1m離れた場所において、1時間当たり100 μ Sv以上の放射線量が検出された場合又はその蓋然性が高い状態にある場合

② 火災、爆発その他これらに類する事象が発生した際に、運搬容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態にある場合

③ 原子力防災管理者は、特定事象の通報を行った後においても応急対策の活動状況等を随時連絡することとする。(その他、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、原

- 子炉等規制法第64条第1項に定めるところによる。)
- (2) 県
県は、(1)又は(3)により通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防庁に連絡することとする。
- (3) 市
市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。
なお、情報伝達系統は、「図1-1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図」のとおりとする。
- ① 核燃料物質を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれのあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨が原子力事業者等から消防機関へ通報があったもの。
- ② 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。
- 2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合
市は、放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。なお、情報伝達系統は、「図1-2 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図」のとおりとする。
- 3 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達
「放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応することとする(ただし、国土交通省への通報は要しない)。
- 4 不法廃棄等事案発生時の情報伝達
放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生した場合には、放射線障害等の被害を防止し、公共の安全を確保するため「放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」及び「放射性同位元素取扱事業所災害等の第1報の情報伝達」の対応に準じ、次のとおり対応することとする。なお、情報伝達系統は、「図2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図」のとおりとする。
- 5 県外原子力事業所災害事案発生時の情報伝達
- (1) 県は、県外に立地する原子力事業所において異常な事象等が発生した場合は、関係省庁(文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、消防庁等)関係府県から情報収集に努めることとする。
- (2) 関西電力㈱は、同社が運転する美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所において、原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県に対して、情報連絡を行う。
- (3) 県は、必要に応じ、(1)及び(2)により収集した情報を市町等関係機関に提供することとする。

図 1 - 1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図

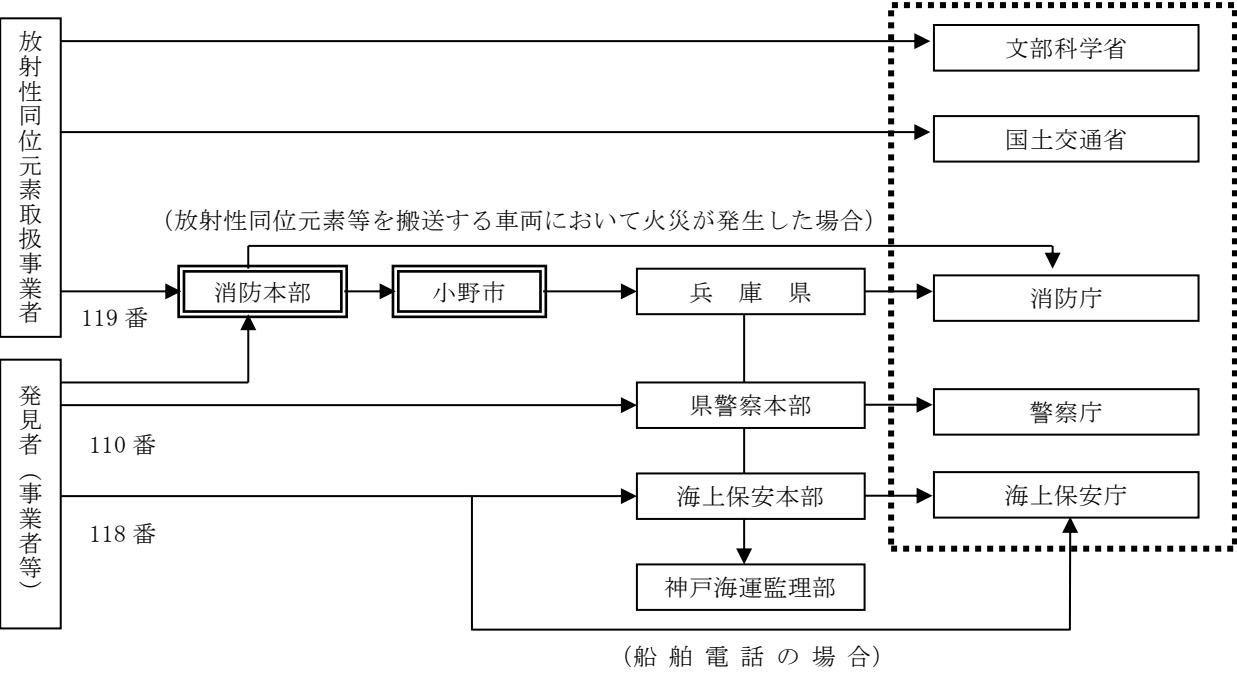


—：特定事象発生時若しくは災害に至らない場合又は災害に至る前段階の情報伝達経路

—：特定事象発生時の情報伝達系統

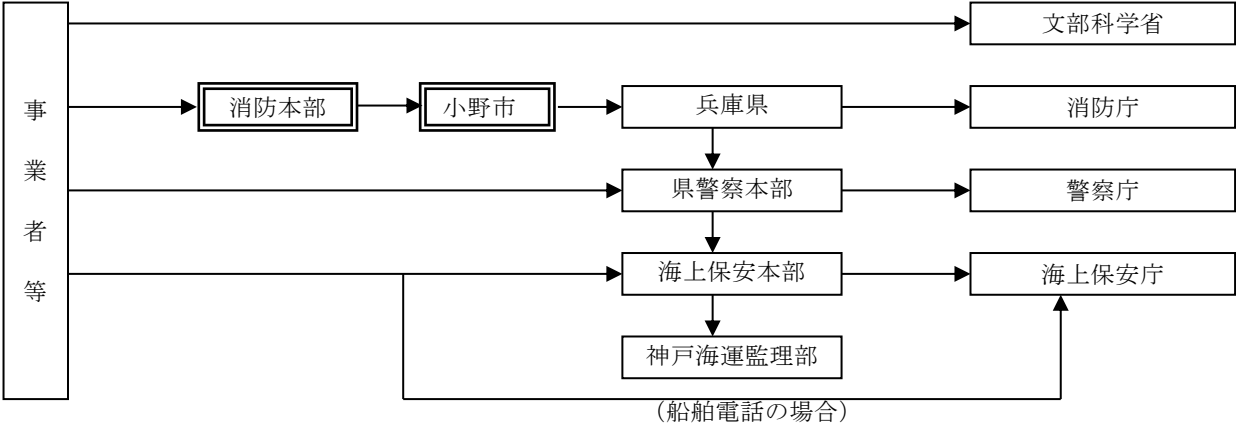
⋯⋯：放射性物質輸送事故対策会議（災害に至らない場合又は災害に至る前段階で開催される。）

図 1 - 2 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図



⋯⋯：放射性物質輸送事故対策会議

図 2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図



第 3 災害情報等の収集、報告等

1 収集の方法

市は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下この節においては「災害情報」という。）を収集することとする。

その際、当該対象原子力災害等が、自らの対応力のみでは十分な災害対応を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

(1) 報告基準

市は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告することとする。

- ① 災害対策本部を設置したもの
- ② 対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
- ③ 対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
- ④ ①に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等

(2) 報告系統

市は、県に災害情報を報告することとする。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告することとする。

(3) 災害情報の伝達手段

- ① 災害情報の報告を行う機関は、対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
- ② 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市内の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。
- ③ 災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。
- ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT西日本株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線施設等を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
- ⑤ 全ての通信が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

2 報告内容

(1) 緊急報告

- ① 市は、事務所の周辺の状況を(庁舎緊急報告)の様式により県(災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部、地方本部経由。以下「県(災害対策本部、地方本部経由)」という。)へ、衛星電話、ファクシミリ等もっとも迅速な方法で通報することとする。

(報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。)

- ② 市は、多数の死傷者が発生する等、消防本部への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている以上事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。)

(2) 災害概況即報

市は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県(災害対策本部、地方本部経由)に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報の様式により把握できる範囲から、逐次、県

(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合には、至急その旨を県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。

(対象原子力災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。)

(3) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、(被害状況即報)の様式により県(災害対策本部、地方本部経由)に報告することとする。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県(災害対策本部、地方本部経由)に文書で災害確定報告を行うこととする。

(5) その他

本計画に定めるほか、対象原子力災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行うこととする。

第7章 動員の実施

対象原子力災害等の発生時等の職員の動員（参集・配備）体制について定める。ただし、消防本部、教育部、医療センター部については、別途定めることとする。市は、動員する職員の健康管理を徹底するものとする。

第1 動員体制

1 動員の基準

- (1) 放射性物質の運搬に係る事故等が発生したとき。
- (2) 放射性同位元素取扱事業所に係る事故等が発生したとき。
- (3) 放射性同位元素取扱事業所外で放射性物質が発見されたとき。
- (4) 県外において原子力災害等が発生したとき。

2 臨時配備体制の基準

実施の責任者は本部室長（市民安全部長）とするが、防災班長（防災グループリーダー）が事務を代行する。臨時配備の基準は次に定めるとおりとする。

勤務時間内の配備体制	職員は、臨時配備の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各臨時配備体制を執る。
勤務時間外の臨時配備体制 及び参集職員	参集職員は、臨時配備の場合は、市長があらかじめ任命した職員を中心に各臨時配備体制を執る。 ただし、その他の職員にあっては、災害対策本部の組織体制に基づく連絡確認をとったうえで、自宅において所定の配備へ速やかに行動できるよう万全の準備をして待機するものとする。

3 動員配備

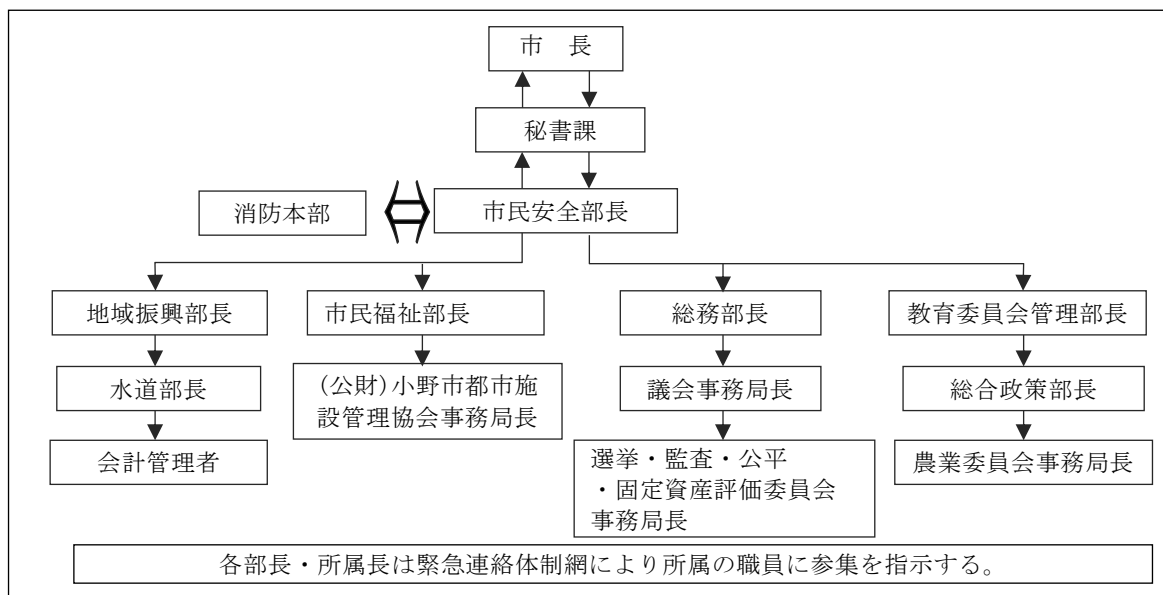
防災班長（防災グループリーダー）は、災害応急対策連絡網に基づく災害情報連絡（消防本部からの情報又は市民からの被害通報等）を受けたときは、直ちに参集職員への召集連絡を行う。また、参集職員は防災班長の指示に基づき、あらかじめ指定された場所（庁舎・防災センター又は所属の勤務場所）に参集し、情報収集・伝達にあたる。

(1) 職員の行動

勤務時間外に配備の命令を受けた場合は、職員自身又は家族の被災等のため配備ができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。

- (2) 勤務時間外に配備の命令を受けた場合は、居住地の周辺で大規模な被害が発生する等、人命救助活動等が実施されているときは、これに参加しその旨を所属長に連絡することとする。ただし、災害対策本部員、部長、室長、課長、防災担当指定要員等は、この限りでない。

- (3) 時間外に配備の命令を受けた場合は、参集途上において、災害状況をできるだけ把握し、到着後各班長等を通じ「本部室」に報告する。



第2 災害警戒本部が設置されたとき

災害対策本部員、防災班、情報連絡班、消防本部等のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当り、状況により、必要な応急対策を実施すること。

第3 災害対策本部が設置されたとき

災害対策本部員のあらかじめ定めた職員は、直ちに配備につくこととする。

配備の原則は、災害対策本部長（市長）が決定する。

災害対策本部長（市長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定する。

第8章 組織の設置

市の対象原子力災害等の発生時等の防災組織について定める。

災害対策本部の概要

名称	小野市原子力災害対策本部
設置者	小野市長
本部長	市長 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る市長の職務に関して、市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理することとする。
設置場所	小野市防災センター3階 市民防災研修室2（災害対策室）
設置基準	1 市域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。 2 市域で対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき。 3 県外にある原子力発電所等の原子力事業所において重大な事故が発生したとき。 4 その他不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。
廃止基準	1 原子力緊急事態解除宣言があったとき。 2 応急対策が概ね終了したと認められるとき。 3 応急対策に備えるために設置した場合で、対象原子力災害等の発生するおそれが解消したと認められるとき。
業務	災害対策本部は、市の予防（被害の拡大予防）及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。
組織・運営	災害対策基本法、小野市災害対策本部条例及びこの計画に定めるところによる。
その他	1 災害対策本部の運営にあたっては、対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。

第9章 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

応急対策の実施に当たり、市をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第1 知事等に対する応援要請

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。この要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

また、市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対しできる限り次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

◆派遣を必要とする理由	◆派遣を必要とする人員、資機材等
◆派遣を必要とする場所	◆派遣を必要とする期間
◆その他応援に関し必要な事項	
- なお、具体的な要請ルートは、県が定める「ひょうご災害緊急支援隊の派遣要請等」の要綱による。

第2 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するに当たり行政機関の協力が必要と認められる場合は、東播磨地域災害時における広域相互応援協定に基づき、防災班から応援を求めるものとする。

第3 消防、病院の広域応援要請

1 消防応援

(1) 全国に応援を求める場合

消防組織法に基づき、本部長が県知事を通じ消防庁長官に要請する。

(2) 近畿地区に応援を求める場合

大規模災害消防応援計画に基づき、消防長が神戸市消防局長を通じ大阪市消防局長に要請する。

(3) 県内に応援を求める場合

兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、消防長が代表消防本部を通じ神戸市消防局長に要請する。

【消防応援要請系統図】

	応援要請者	市の応援要請先	最終要請先
全国への応援要請	本部長 ⇒	県知事 ⇒ 兵庫県危機管理部災害対策課 Tel 078 - 362 - 9988	消防庁長官
近畿地区への応援要請	消防長 ⇒	神戸市消防局長 ⇒ Tel 078 - 333 - 0119	大阪市消防局長
県内への応援要請	消防長 ⇒	明石市消防局（東播代表） ⇒ Tel 078 - 921 - 0119	神戸市消防局長

第4 自衛隊の派遣要請

※ 地震災害応急対策編 第4章参照

第5 派遣隊等の受入れ体制

※ 地震災害応急対策編 第4章参照

第10章 災害情報等の提供と相談活動の実施

対象原子力災害等の発生時に住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第1 災害情報等の提供と相談活動の実施

被災者又は関係者からの医療、生活必需品等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

第11章 救援救護活動等の実施

事業所外運搬に係る原子力災害等の発生など不測の事態に備え、必要な避難対策について定める。

第1 実施機関

避難のための立退き等の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第60条第1項から第3項及び第5項前段に定める市長の実施すべき措置及び同法第62条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（同法第60条第6項*～第8項*及び第73条第1項*。「*」は原子力災害については原災法第28条により読み替えて適用されるもの。以下この節において同じ。）

1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

避難のための立退き又は屋内への退避の指示

市長（災害対策基本法第60条第1項*）
警察官（警察官職務執行法第4条第1項）
（災害対策基本法第61条第1項*）
自衛官（自衛隊法第94条第1条）

2 その他の対象原子力災害等

避難のための立退きの指示

市長（災害対策基本法第60条第1項*）
警察官（警察官職務執行法第4条第1項）
（災害対策基本法第61条第1項*）
自衛官（自衛隊法第94条第1条）

3 避難のための屋内への退避

1に準じて住民等に対して指導することとする。

第2 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防活動のための警戒区域の設定は消防法に基づいて行うこととする。

① 災害全般について
（災害対策基本法第62条第1項*）

市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員

警察官（災害対策基本法第63条第2項*）
自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

② 火災・水災以外の災害について

消防吏員・消防団員（消防法第36条）
警察官（消防法第36条）

第3 避難等の実施

1 組織的避難を要する場合

- (1) 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があった場合
- (2) 事故等により、予想線量が原子力安全委員会の定める下表に掲げる指標に該当すると認められる場合
- (3) その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合

予想線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	① 放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ② ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ③ プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家に退避するか、又は避難すること。

注) 1 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予想される線量である。

2 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量

ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 避難等のための指示

(1) 市長

- ① 市長は、内閣総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。
- ② その他の場合にあつては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、屋内避難等の区分に応じた措置をとることとする。

(2) 指示の内容

市長は、避難等の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。

- ① 避難等の指示が出された地域名
- ② 避難経路及び避難場所
- ③ 避難時の服装、携行品
- ④ 避難行動における注意事項

3 指示の伝達方法

市長は、直ちに、広報車、消防車等による広報、警察官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

- ① 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- ② 消防吏員は、消防活動を十分に行うため必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。(消防法第36条)

(2) 規制の内容及び実施事項

第1編 総則	① 市長は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。 ② 市長等は、住民の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。
第2編 災害予防	5 避難誘導 以下のほか、「原子力災害対策避難誘導等のための手引」（昭和56年1月、科学技術庁、消防庁）によることとする。 (1) 市は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。 (2) 市は、あらかじめ名簿等により要配慮者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。 (3) 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。 (4) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。
第3編 地震	6 避難所の開設・運営等 (1) 対象者 災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者等
第4編 風水害等	(2) 避難所の指定 市は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案の上、避難所を指定することとする。なお、コンクリート建物を使用するよう努めることとする。 (3) 設置期間 市は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して設置機関を定めることとする。
第5編 原子力	(4) 避難所の運営 市は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めることとする。
第6編 南海トラフ	7 保健・衛生対策 (1) 救護班の活動 市は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ地域防災計画で定める救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行うこととする。 (2) 保健活動の実施 県(健康福祉事務所)と市は、医師会等関係機関と連携を図り、医師、保健師、栄養師等による健康相談や栄養相談等を実施することとする。
第7編 復旧・復興	(3) 仮設トイレの確保 市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。 (4) 入浴、洗濯対策 市は、仮設風呂や洗濯機を設置することとする。なお、その確保が困難な場合、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。
第8編 資料	8 県外避難者の受入れ 県外の原子力発電所等において重大事故が発生し、兵庫県等を通じ避難者の受入れを求められたときは、関西広域連合が策定した原子力災害に係る広域避難ガイドラインに準じ、避難所を設置し避難者の受入れと対策を行うものとする。

第 1 2 章 救急救助活動の実施

対象原子力災害等により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

第 1 現場から医療施設への負傷者等の搬送

- 1 負傷者等の発見の通報を受けた消防本部は、直ちに救急車等を現場に出動させ搬送に当たることとする。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状況把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行うこととする。
 - 2 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。
 - (1) 隣接消防本部への応援要請
 - (2) 兵庫県広域消防相互応援協定に定める応援要請
- 消防本部は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応することとする。
- ① 消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）
 - ② 移送に際しては、専門家の指示を踏まえることとする。
- 3 消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者等（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）を搬送する場合は、以下の事項に留意することとする。
 - (1) 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を装着する。
 - (2) 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。
 - (3) 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

第 2 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させることとする。なお、その際には、放射線管理の専門家が同行又は合流することとする。

第 3 負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

- 1 汚染・被ばく者等
緊急時医療対応可能機関
- 2 その他の負傷者
下記施設の活用を図ることとする。
 - (1) 災害拠点病院
 - (2) 2次救急医療機関
 - (3) 救急告示病院・診療所
 - (4) その他の医療機関
- 3 負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合
速やかに県警察本部に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。また、速やかな遺体検分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。

第 4 関係機関への協力要請

対象原子力災害等の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力要請することとする。

第 1 3 章 消火活動の実施

対象原子力災害等に関する消火活動の実施について定める。

第 1 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動

- 1 消防本部の措置
- (1) 輸送責任者等との連携
- ① 消防本部は、輸送車両に放射性物質の輸送の実施について責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合には、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、県等関係機関と密接な連携をとり消火活動に当たることとする。
- ② 輸送責任者又は専門家が同行していない場合又はこれらの者が被災した場合等で、その協力を得ることができない場合は、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物の把握に努め、また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等を行い、災害状況の把握に努めるとともに、その情報を県等関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請することとする。
- (2) 現場における情報収集活動
- 消火にあたっては、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討することとする。輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられている（L型輸送物を除く）ので、可能な場合はこれを活用することとする。

【収集する情報の内容】

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
① 火気、熱気に対する危険性	① 輸送容器の亀裂等の有無及び程度
② 禁水性、毒劇性	② 火災と輸送容器との位置関係
③ 汚染又は汚染拡大の可能性	③ 放射線の強度等の検出状況
	④ 周辺への影響の可能性

- (3) 専門家との連携
- 国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。
- (4) 消防隊員等の安全確保
- 消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮することとする。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行うこととする。

第 2 放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火活動

- 1 消防本部の措置
- (1) 消火活動の実施
- 放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を実施することとする。
- ① 火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
- ② 放射性同位元素の拡散危険の有無
- ③ 要救助者の有無
- ④ 放射線量
- (2) 消防警戒区域の設定
- 消防警戒区域を設定するにあたっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮の上、一般の警戒区域より広く設定することとする。
- (3) 放射線危険区域の設定
- 職団員の安全管理及び汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね1m Sv/hr 以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求めること

- とする。施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県等関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難指示等の実施検討することとする。
- (4) 危険区域への進入
- 危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具を所持することとする。危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行うこととする。
- (5) その他
- 消火活動の詳細については、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、各消防本部において定めることとする。

第1編	総則
第2編	災害予防
第3編	地震
第4編	風水害等
第5編	原子力
第6編	南海トラフ
第7編	復旧・復興
第8編	資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第 1 4 章 飲料水、食物等の摂取制限等

第 1 飲料水の摂取制限と供給

- 市は、県が行う緊急モニタリングの結果、飲料水の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、またはそのおそれがあると認められるため、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置を講じるよう指示があった場合は、汚染水源の使用を停止するとともに、その水源に接続された配水池エリアの飲料水の摂取制限を実施する。
- 市は、飲料水の摂取制限を実施したときに、万一、住民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、地震対策編第 3 章第 1 5 節「上・下水道計画」に基づき、住民への応急措置を講じる。

第 2 飲食物の摂取制限と供給

- 市は、県が行う緊急モニタリングの結果、飲食物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、またはそのおそれがあると認められるため、汚染飲食物の摂取の制限、又は飲食禁止の措置を講じるよう指示があった場合は飲食物の摂取制限を実施する。
- 市は、飲食物の摂取制限を実施したときに、万一、住民の備蓄飲食物等では不足すると認められる場合は、地震対策編第 3 章第 16 節「食糧供給計画」に基づき、住民への応急措置を講じる。
- 農林水産物の採取及び出荷制限
 - 県は、緊急モニタリングの結果、農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、またはそのおそれがあると認められるときは、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の制限等必要な措置を自ら行うか、又は市に指示することとする。
 - 市は、県から上記の指示があった場合は、同様の措置を講じることとする。

第 15 章 要配慮者支援対策の実施

第 1 情報伝達

市は、県と協力して、要配慮者（高齢者・障がい者等）に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

情報伝達ルート	市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等
伝達手段	広報資料、広報紙、文字放送、ファクシミリ、インターネット、ひょうご防災ネット（メール配信）、エリアメール

第 2 避難対策

市は、通常の音声・言語による手段では適正に情報が入手できない障がい者に対し必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣することとする。

1 避難指示・伝達方法

- (1) 市は、名簿等の活用により居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見を行うこととする。
- (2) 市は、自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による要配慮者の避難誘導が行われるよう努めることとする。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、地域近隣住民の協力を求め、迅速な避難等に努めることとする。
- (4) 市は、避難所等において要配慮者の把握とニーズ調査を行うこととする。
- (5) 市は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要性がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとする。

2 生活支援

- (1) 市は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮することにする。
- (2) 市は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮することにする。
- (3) 市は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行うこととする。
- (4) 市は、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行うこととする。
- (5) 市は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。

3 その他

- (1) 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。
- (2) 市は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する事とする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第 1 6 章 社会秩序対策の実施

- 第 1 治安の確保

市は、対象原子力災害等の発生場所及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すこととする。
- 第 2 流言飛語の防止

市は、対象原子力災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止することとする。
- 第 3 悪質商法等の防止

市は、混乱に便乗した不当販売等を防止するために、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化することとする。

第 1 7 章 各種制限措置の解除

- 第 1 対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除することとする。
- 第 2 安全宣言

市その他関係機関は、対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表することとする。

第 1 8 章 風評被害等の影響の軽減

- 市は各マスメディアの協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。
- 万一、風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分な配慮を行うこととする。

第 1 9 章 心身の健康相談体制の整備

- 事後における健康相談体制の整備について定める。
- 第 1 原子力事業者の措置

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等について、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、被災者への対応のため必要な体制を整備することとする。
- 第 2 市の措置

市は、対象原子力災害等の発生現場付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持することとする。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震（南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震）に備え、南海トラフ地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、県、市町その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、南海トラフ地震防災対策推進計画（平成26年3月28日中央防災会議作成）等を踏まえて作成された、兵庫県地域防災計画地震災害対策計画に基づき作成する。

3 重点施策に関する事項

- (1) 南海トラフ地震で想定される最大クラスの地震に対しては、被害を完全に防ぎきることは困難である。しかし、事前の備えによって被害を確実に減らすことができるため、避難対策を中心としたソフト対策を徹底する。また、建物耐震化の促進などのハード対策を着実に推進し、ソフト・ハードの両面から、人的、物的、経済的被害をできる限り最小化する「減災」の考え方を基本とする。
- (2) 阪神・淡路大震災の教訓である、いのちの大切さを共有するとともに、一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」を基本に、地域で助け合う「共助」、行政による「公助」が一体となって補い合う取り組みを推進する。過去の災害の経験や教訓をもとに、地域において様々な主体が防災・減災の知恵や方法を育む「災害文化」を定着させ、絶え間なく発展させる。
- (3) 次に起こる南海トラフ地震が、仮に最大クラスとなった場合にはその被害は全国に及ぶ。県内外の被害状況を把握し、被害の態様に応じた的確な意思決定と迅速な対策の実施が可能となるよう、事前に必要な行動をシナリオ化し、共有する。また、変化する状況に対しても臨機応変に対応できるよう、日頃から実戦的な訓練を繰り返し行い、災害対応力を高める。

第2節 推進地域及び津波避難対策特別強化区域

南海トラフ地震防災対策特別措置法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は以下のとおりである。また、そのうち、同法第10条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化地域は洲本市、南あわじ市である。（平成26年3月31日内閣府告示第22号）

【推進地域：平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡及び揖保郡の区域



第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
近畿地方整備局 (姫路河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (TEC-FORCE)
近畿農政局 (兵庫支局)	1 土地改良機械の緊急貸付 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん
農林水産省	災害救助用米穀の供給 (売却)
大阪管区气象台 (神戸地方气象台)	気象、地象、水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達
近畿中国森林管理局	災害対策用復旧用材の供給

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 (第8高射特科群)	人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施

3 県の機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
兵 庫 県	兵庫県の地域にかかる災害応急復旧対策
小野警察署	1 被害実態の把握 2 人命救助及び避難誘導等 3 交通の安全と円滑の確保等

4 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便(株)小野郵便局	災害時における郵便事業、窓口業務運営の確保
西日本旅客鉄道(株) (近畿統括本部 兵庫支社)	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施
N T T 西日本(株) (兵庫支店)	1 電気通信施設の応急対策 2 災害時における非常緊急通信
関西電力送配電(株) (社配電営業所)	電力供給施設の応急対策の実施
日本通運株式会社 (西脇支店)	災害時における緊急陸上輸送

5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
輸送機関 ◇神姫バス(株)営業所 ◇神戸電鉄(株)志染駅 ◇北条鉄道(株)北条町駅 ◇トールエクスプレス(株) (三木小野支店)	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 災害時における緊急陸上輸送 3 鉄道施設等の応急対策の実施
一般社団法人 小野市・加東市医師会	災害時における医療救護
一般社団法人兵庫県 L P ガス協会東播支部	1 L P ガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるL P ガスの供給

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第4節 南海トラフ地震（M9クラス）の被害の特性

南海トラフで発生する地震に関しては、起こり得る最大クラスの地震を想定した対策を講じることとする。被害の特性は、次のとおりである。

- 1 広域的な被害

関東から九州にかけて広域的な被害の発生が想定され、特に、太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが想定される。県外からの十分な応援は必ずしも期待できない。
- 2 地震による被害
 - (1) 揺れによる被害

淡路島や神戸・阪神地域や東播磨地域を中心に、揺れによる建物・人的被害の発生が想定される。
 - (2) 堤防等の機能損傷

揺れや液状化により、堤防の損壊又は機能不能、水門、陸閘等のレールのゆがみ、閉鎖不能が生じるおそれがある。
 - (3) 火災の発生

住宅密集地域などで火災が発生し、延焼も生じることが想定される。
 - (4) 長周期地震動による被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害が発生する。また、高層ビルなど長大建造物で相当の被害が懸念される。
 - (5) 土砂災害の発生

淡路地域や神戸市、姫路市を中心に急傾斜地や林地の崩壊等が発生する。
 - (6) 帰宅困難者の発生

神戸・尼崎・西宮などを中心に、帰宅困難者が発生することが想定される。
- 3 津波による被害

当市は、沿岸部から離れているため、津波被害の想定はないため省略する。

第5節 基本指針と減災目標

1 基本指針

南海トラフ地震に係る対策については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、巨大地震・津波災害の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とする。

2 減災目標

本計画並びに関連する計画及び対策を実施することにより、実現を目指すべき減災目標を次のとおりとする。

県民の命を守りきる

■死者をかぎりなくゼロに

約 29,100 人
津波約 28,000 人、揺れ約 1,000 人、
火災約 50 人



約 400 人
津波約 60 人、揺れ約 300 人、火災約
40 人

県民財産の損害を減らす

■建物被害を 7 割減

約 37,000 棟



約 12,000 棟

■浸水面積を 2/3 に

約 6,100ha



約 4,000 棟
(粘り強い防潮堤の実現)

※ 浸水面積については、津波インフラ整備 5 箇年計画に基づく重点整備地区における対策の実施等によりさらなる減を目指す。

県民生活をいち早く回復する

■避難所生活者数を 4 割減

約 16.9 万人棟



約 10.6 万人

■浸水面積を 2/3 に

約 110 日



約 60 日

■直接被害を 4 割減

約 5.5 兆円



約 3.2 兆円

第2章 災害対策本部の設置等

※ 第3編 地震災害応急対策計画 第1章参照

第3章 動員の実施

※ 第3編 地震災害応急対策計画 第2章参照

第4章 地震発生時の応急対策

第1節 地震発生時の応急対策

第1 情報の収集・伝達

1 情報の収集

市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。
その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県（災害対策部）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況であっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

2 情報の伝達

※ 第3編 地震災害応急対策 第3章参照

3 避難のための指示

〔全般〕

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命及び身体を保護し、災害の拡大を防止するため、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することとする。
- (2) 市長は、避難のための立退きを指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- (3) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。
- (4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事案が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

〔津波災害 省略〕

第2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、堤防、水門、^{りっこう}陸閘、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めることとする。この場合において、市は、従事する職員等の安全確保に配慮するものとする。

第3 救助・救急活動・医療活動・消火活動

- ※ 第3編 地震災害応急対策計画 第6章参照
- ※ 第3編 地震災害応急対策計画 第7章参照

第4 物資の調達

- 1 市は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- 2 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- 3 市は、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄することとする。
- 4 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、県に対して、その不足分の供給の要請を行うこととする。

第 5 輸送活動	※ 第 3 編 地震災害応急対策計画 第 8 章参照
第 6 避難対策の実施	※ 第 3 編 地震災害応急対策計画 第 9 章参照
第 7 保健衛生活動・防疫活動	※ 第 3 編 地震災害応急対策計画 第 13 章参照
第 8 帰宅困難者対策	※ 第 2 編 災害予防計画 第 2 章参照
第 9 二次災害防止等	市は、地震・津波における危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施することとする。なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。
第 2 節 資機材、人員等の配備手配	市は、地震が発生した場合において、県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等準備を行うこととする。
第 3 節 他の機関に対する応援要請	※ 第 3 編 地震災害応急対策 第 4 章参照

第 1 編 総則
第 2 編 災害予防
第 3 編 地震
第 4 編 風水害等
第 5 編 原子力
第 6 編 南海トラフ
第 7 編 復旧・復興
第 8 編 資料

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合の被害を最小限に軽減するための各種防災施設の整備について定める。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

第1 施設整備の方針

- 1 県、市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性および緊急度に従い、年次計画を作成し実施することとする。
- 2 県、市は施設整備の年次計画の策定にあたっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮することとする。
- 3 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うこととする。

第2 県の実施内容

- 県は、今後5年間の主な施設等の整備方針を次のとおりとし、具体的な事業計画を南海トラフ地震・津波アクションプログラムにおいて定め、計画的に推進することとする。
- 1 ライフライン・インフラ施設の耐震化推進
- 交通量の多い橋梁や橋長が長く落橋した場合に復旧に長期間を要する橋梁等の耐震性能を確保するための対策を実施するほか、下水道施設や水道用水供給事業における耐震化を進める。
- 2 社会基盤施設の適切な管理・長寿命化の推進
- 橋梁、防潮堤等の土木構造物や排水機場、水門等の機械・電気設備等について、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく点検・補修等を計画的に進める。
- 3 土砂災害対策の推進
- 全県の土砂災害警戒区域・山地災害危険地区（未指定の危険箇所含む）の総点検を実施するとともに、「第3次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤等の整備、治山ダムの整備など土砂災害防止対策を着実に進める。
- 4 ため池の整備の推進
- 「ため池防災工事等推進計画」に基づき、大規模なため池を中心に耐震調査を実施し、緊急性の高いものから計画的に耐震整備を進める。
- 5 緊急輸送道路等の整備
- 被災直後の救助・啓開活動、迅速な復旧・復興を支える緊急輸送道路等の整備を進める。
- 6 通信設備、情報システムの整備
- 兵庫県防災行政無線網（衛星系）を更新し、災害時の非常通信手段の安定的確保を図るほか、フェニックス防災システムの機能強化・運用を行い、災害対応の迅速化を図る。

第2節 建築物等の耐震化の推進

- 庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。
- 1 建築物耐震化の総合的推進
- 県は、令和7年度の耐震化率を住宅で97%、多数利用建築物で97%とすることなどを目標とする「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅及び多数利用建築物の耐震化を着実に推進する。
- 2 その他
- その他建築物の耐震強化に関する事項については、第2編 災害予防計画に定めるところによる。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

第1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、「耐震化」「室内の安全」「備蓄」「避難」を主なテーマとし、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努めることとする。

1 事前の備え

(1) 住まいの安全チェック

- ① 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ② 家具の転倒防止などの室内安全対策を実施する。

(2) 家庭での防災会議の開催

定期的に家庭で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難経路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

(3) 防災知識・技術の修得

人と防災未来センターや各市町の防災センターなどの施設を見学したり、救急救命訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

(4) 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食料や水は、家族構成を考えて最低でも3日間、可能な限り1週間分程度を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

2 災害時の行動に関する心構え（揺れへの心得）

- (1) 地震発生直後は、布団などで頭部を保護し、机の下などで身を守る。
- (2) あわてて外に飛び出さない。
- (3) 揺れが収まった後、火元の始末をする。
- (4) 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。
- (5) ブロック塀には近づかない。
- (6) 靴を履いて外へ出る。
- (7) 自動車では避難しない。

第2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するように努めることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」に定めるところによる。

第3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずるべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施することとする。

また、特に危険物施設の管理者等は、十勝沖地震（平成15年9月）の状況等を踏まえ、屋外貯蔵タンクの浮き屋根の機能確保、固定消火設備の有効性確保及び耐震改修の促進等を図ることとする。

その他の企業においても、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、被災従業員への支援、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）や被災従業員への支援を含めた防災計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることとする。その具体的内容は、第2編「災害予防計

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

画」に定めるところによる。

第4 県、市町の措置

県、市町は、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとることとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画

推進地域における南海トラフ地震等を想定した防災訓練等の実施について定める。

第1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 県は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施することとする。
- 2 1の防災訓練は、年に1回以上実施することとする。
- 3 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うこととする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する情報伝達、避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県、防災関係機関に伝達する訓練
- 4 県、市町は、県の手引き（「防災訓練はじめの一步！」）などを活用し、訓練効率の向上や、内容の高度化・実践化に努めることとする。

第2 普及啓発活動

市は、市域で想定されている地震ハザードマップ等を作成し住民に周知するとともに、家庭での防災対策の普及啓発を行うものとする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 趣旨

地震対策上必要な教育及び広報について定める。

第2 内容

- 1 市は、域内外の居住者等が地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるように努めることとする。
- 2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進することとする。
- 3 市は、県から助言等必要な協力を得ながら、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。
- 4 市で実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含むこととする。
 - (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
 - (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報入手の方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 情報収集に必要なラジオの携行等、非常持ち出し品の備えの徹底
 - (10) 平素から住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- 5 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域の防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うこととする。
- 6 市は、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した教育を行うこととする。
- 7 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意することとする。
- 8 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置したりするなどして避難対象地域や避難場所、避難経路等について広報を行うよう留意することとする。

第2 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実質的な教育を行うこととする。

- 1 過去の地震及び津波災害の実態
- 2 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- 3 ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第3 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町が実施する研修に参加するように努めることとする。県、市町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

第4 自動車運転者に対する教育

- 地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について教育を行う。
- 1 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
 - 2 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - 3 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず、道路において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
 - 4 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第5 市職員に対する教育

- 市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を行うこととする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - 2 南海トラフ地震臨時情報に関する知識
 - 3 地震及び津波に関する一般的な知識
 - 4 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - 5 職員が果たすべき役割
 - 6 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - 7 今後地震対策として取り組む必要がある課題
 - 8 家庭内での地震防災対策の内容

第6 相談窓口の設置

※ 第3編 地震災害応急対策計画 第16章参照

第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

南海トラフ沿いにおいて、複数の地震が数時間から数日間の時間差で連続して発生する可能性があることを踏まえ、後発の地震への対応について定める。

第1 対応方針

- 1 県、市町は、南海トラフ沿いにおける地震が連続して発生した場合に生じる危険について住民に周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- 2 先行する地震（例：東南海地震の領域）が発生した場合、後発地震（例：南海地震）により大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等では、数日間に限っての避難の実施を検討することとする。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を検討することとする。

第2 応急危険度判定の迅速化等

県、市町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的な被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入り禁止を強く呼びかけることとする。

第3 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
南海トラフの想定地震減及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨の情報
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面が通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第4 時間差発生等における円滑な避難の確保等

- 1 南海トラフ地震臨時情報等の伝達
県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報の収集・伝達について実施することとする。
※ 第3編 地震災害応急対策計画 第3章参照
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置
 - (1) 防災組織の設置
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて部長級以上の職員を参集し、災害応急対策に係る会議を実施することとする。
 - (2) 災害応急対策をとるべき期間等

第1編 総則	県、市町その他の防災関係機関は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対する注意する措置をとるものとする。
第2編 災害予防	(3) 消防機関等の活動 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止を実施することとする。 (4) 水道、電気、ガス、通信、放送関係 市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。
第3編 地震	(5) 交通対策 市は、道路管理者と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。 (6) 工事中の建築物等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保のため、工事を中断する。
第4編 風水害等	(7) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 市は、自ら管理する公共施設等における避難に関わる対策として、南海トラフ臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講ずるものとする。
第5編 原子力	4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (1) 対策会議の開催 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、必要に応じて部長級以上の職員を参集し、災害応急対策に係る会議を開催する。 (2) 災害応急対策をとるべき期間等 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
第6編 南海トラフ	(3) 市のとるべき措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等の地域住民等に密接に関係のある事項について周知し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。 また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。
第7編 復旧・復興	
第8編 資料	

第7編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

1 市の対応措置

(1) 物資物価対策

- ① 災害対策本部設置後、直ちに防災班は物資物価動向の掌握体制に入る。
- ② 実施事項
 - ア 生活物資の価格、需要動向の掌握
 - イ 調査員、消費モニターの協力要請

2 広報による混乱防止対策

- (1) 市は、警察情報等により、各種の混乱が生ずる恐れがあると認めたとき、または混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。
- (2) 混乱状況に応じ、関係機関と連携して生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

第2章 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支出することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

(1) 災害救助法施行令（昭和22年政令225号）第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
(2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村の区域に係る当該自然災害
(3) 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県の区域に係る当該自然災害
(4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
(5) (4)～(5)に規定する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域にあつて、(1)～(3)までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
(6) (3)～(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

2 制度の対象となる被災世帯

(1) 住宅が「全壊」した世帯
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
(5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当者欄の金額の3/4の額)

区分(支給世帯)	①基礎支援金住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金住宅の再建方法に応じて支給
(1)、(2)、(3)世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円
(4)世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円
(5)世帯	—	

※ 単身世帯は上記支給額の3/4。申請期間は、自然災害発生から①が13ヶ月、②が37ヶ月。

4 支援金の支給申請

(申請窓口)	市町村
(申請時の添付書面)	① 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 ② 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等
(申請期間)	① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 制度の対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
《参考》

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

災害救助法施行令 別表第3(第3号関係)

市町村の区域内人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

※ 住家で滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなされる。

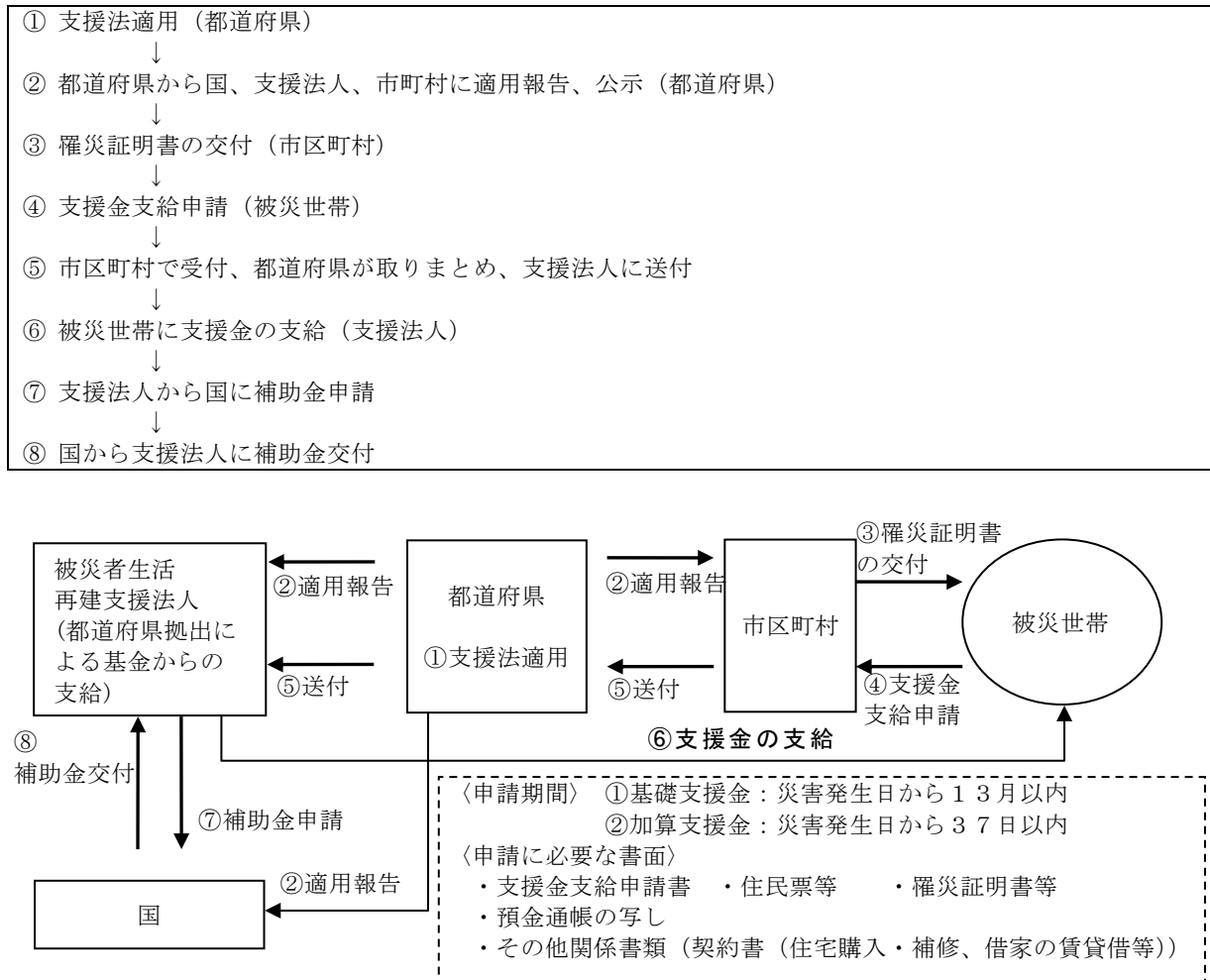
② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置があり（合併した年と続く5年間の特例措置）

6 支援金支給までの手続き



7 被害家屋等の認定

災害により損壊を受けた家屋等の損壊の認定を行い、その程度を判定する。

(1) 実施体制

応援班（税務課）を中心とした班編成（2人1組）を行い、被害家屋の調査を実施する。なお、災害の規模により短期間での調査が不可能である場合には、必要に応じて家屋調査経験者に応援を求めるものとする。

(2) 損壊家屋等の事前把握

家屋の損壊が発生した場合は、総務部から各区長（自治会長）を通じて地域内での被害状況を求め、被害件数等を把握することとする。

(3) 損壊の認定

① 期 間	災害発生後、約1カ月間を目途に完了を目指す。
② 基 準	り災証明に係る家屋被害認定については、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日腑結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知 平成13年6月28日改正）において示された家屋の被害認定の統一基準を基に行う。ただし、大規模災害、第2次調査等の場合は、建築士等の専門知識を有する者の応援による調査に基づき、認定を行う。

8 被害程度の認定基準表

被害区分		認定基準
人 被 的 害	死 者	当該被害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明	当該被害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	重 症 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽 症 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住 家 被 害	住 家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
	全壊（全焼）	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70％以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のも
	半壊（半焼）	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のも
	床上浸水	全壊、半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
	非住家被害	
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物で、全壊・半壊の被害を受けたもの なお、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	庁舎、公民館、公立保育所などの公用又は公共の用に供する建物
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物
そ の 他 の 被 害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作不能となったもの
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学校、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害
り 災 世 帯	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯 例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う
	り災者	り災世帯の構成員
被 害 金 額	公立文教施設	公立の文教施設
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設など

その他	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道施設
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設で、庁舎、公民館の公用又は公共の用に供する施設
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

9 り災証明書の発給

応援班（税務課）は住宅等の被害状況を迅速かつ適正に把握し、速やかに住宅の被害程度を認定し、被災者にり災証明を交付するものとする。

(1) 罹災調査票の作成

応援班は、被害調査をもとに、罹災調査票を作成する。

(2) 発給事務

応援班は、罹災者に対し、罹災証明書を発給する。

10 その他

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第3章 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧計画については、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害の発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して必要な施設の改良等を行うものとする。また、復旧に際しては被害の状況に応じ、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施するものとし、復旧事業の種類は次のとおりである。

1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川災害復旧事業計画
 - ② 砂防設備復旧事業計画
 - ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ⑥ 道路災害復旧事業計画
 - ⑦ 下水道施設災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業

2 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助法等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は以下のとおりである。

- ① 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力することとする。
- ② 特別財政援助額の交付手続き

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

3 災害弔慰金及び災害見舞金等の支給並びに災害援護資金の貸付け

- (1) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け

市長は「小野市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。なお、適用基準及び金額等は表1のとおりである。

小野市災害弔慰金の支給等に関する条例の概要（表 1）

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額		支給・貸付の制限	貸付の条件	
災害弔慰金	(1) 小野市内において、住家の滅失した世帯の数が5以上である災害 (2) 兵庫県下において、災害救助法により救助が行われた災害 (3) (1) 及び(2) と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、厚生大臣が別に定める災害	当該災害により死亡（災害後3ヶ月間生死不明の場合を含む）した市民の遺族		死亡が、その者の故意又は重大な過失による災害弔慰金の支給に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する場合 市長が支給を不適当と認めた場合		
		区 分	限度額 (万円／人)			
		死亡者が、死亡時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500			
		その他の場合	250			
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ	当該災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に障害がある市民		負傷又は疾病の原因が、その者の故意又は重大な過失によるもの災害弔慰金の支給に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する場合 市長が支給を不適当と認めた場合		
		区 分	限度額 (万円／人)			
		当該災害により負傷し又は疾病にかかった時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250			
		その他の場合	125			
災害援護資金	災害救助法による救助が行われた災害	次の被害を受けた市民である世帯主		所得について、災害弔慰金の支給に関する法律第10条第1項に規定する要件に該当すること。	貸付利率 保証人を立てる場合 無利子 保証人を立てない場合 据置期間 無利子 据置期間 経過後年1% 償還方法 償還期間 10年 据置期間 3年又は5年 償還方法 元利均等償還 年賦償還、半年賦償還、月賦償還	
		被害の種類 及び程度	貸付限度額			
			所帯主の負傷がある場合 (万円)			世帯主の負傷がない場合 (万円)
		家財の害 (1/3以上、以下同じ)及び住居の損害無	150			-
		家財の損害有かつ住居の損害無	250			150
		住居の半壊	270			170
		上記の場合で特別の事情の時	350			250
		住居の全壊	350			250
		上記の場合で特別の事情の時	-			350
		住居が滅失若しくは流出した時	-			350

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

(2) 災害見舞金等の支給

市長は「小野市災害見舞金等支給規則」に基づき、災害見舞金等の支給を行う。
なお、適用基準及び金額等は表2のとおりである。

小野市災害見舞金等支給規則の概要（表2）

支給 内容	支 給 額			支給 対象者	適 用 基 準
	被害の 程度	金 額 (円)	備 考		
住 家	全 焼 全 壊 流 失	50,000	住家の被害度70パーセント以上をいう。	被災世帯主又はこれに準ずる者	1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害及び火災が生じたとき。 2 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有した者を対象とする。 3 当該死亡者の死亡又は被災が、その者の故意により生じたものであるとき並びに当該死亡に関し、その者が小野市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条の規家定により災害弔慰金が支給されるときは、災害見舞金等は支給しない。
	半 焼 半 壊	30,000	住家の被害度20パーセント以上70パーセント未満をいう。		
	床上 浸水	30,000	土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住が妨げられる状態になった場合を含む。		
人	死 亡	50,000	負傷後に死亡した者を含む。		

4 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

(1) 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に
対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため天災によ
る被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、農林漁業者金融公庫法
及び自作農維持資金融通法により融資することとする。

(2) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業
金融公庫、商工組合中央金庫及び国民金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の
貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(3) 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融通を実
施し、建設資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

5 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度」の普及啓発を行い、加入の推進を図り、自然災害により被害を受けた住宅の再建、補修等を支援する。

(兵庫県住宅再建共済制度の概要)

区 分		住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始		平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月
対 象		全ての私有住宅（併用住宅、賃貸住宅等を含む）	マンションの共用部分（1棟単位）	住宅に存する家財（ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入）
加 入 者		住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者（住宅の所有の有無を問わない。）
対象災害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金		1戸につき年額5,000円 （加入初年度は月額500円（上限5,000円））	年額2,400円×住戸数 （加入初年度は月額200円×月数×住戸数）	1戸につき年額1,500円 （加入初年度は月額150円（上限1500円）） ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、年額1,000円（加入初年度は月額100円（上限1,000円））
準半壊特約		上記負担金に追加して年額500円負担。 （加入初年度は月額50円（上限500円））	上記負担金に追加して年額250円×住戸数。 （加入初年度は（月額25円×月数）（上限250円）×住戸数）	
複数年一括支払い割引	3年 〔準半壊特約〕	1戸につき1,000円 （1戸につき100円）	500円×住戸数 （50円×住戸数）	1戸につき300円 ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、200円
	5年 〔準半壊特約〕	1戸につき2,000円 （1戸につき200円）	1,000円×住戸数 （100円×住戸数）	1戸につき600円 ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、400円
	10年 〔準半壊特約〕	1戸につき5,000円 （1戸につき500円）	2,500円×住戸数 （250円×住戸数）	1戸につき1,500円 ※住宅再建共済制度加入者（同時加入を含む）は、1,000円
共済給付金		○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
準半壊特約		○準半壊（損害割合が10%以上）で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊（損害割合が10%以上）で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○準半壊（損害割合が10%以上）で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数（加入住戸数が上限） ○準半壊（損害割合が10%以上）でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	

- (注) 1 住宅再建共済制度
 (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
 (2) 加入者が自ら居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。
 2 マンション共用部分再建共済制度
 県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。
 3 家財再建共済制度
 賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

6 近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所の相談活動

近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所は、被災者及び市への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設といった特別行政相談活動を行うこととする。

第4章 災害復興計画

第1節 組織の設置

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

1 復興本部の設置

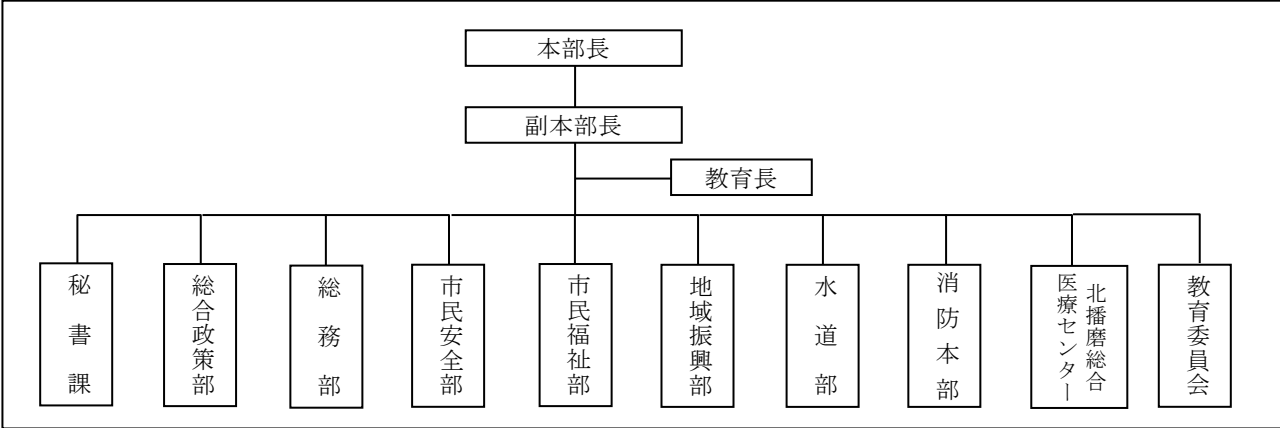
著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認める時は、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、部、課等を置くこととするが、その構成と文書事務については、設置の際に定めることとする。

2 復興本部の組織・運営

復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。

(1) 組織



(2) 運 営

① 本部員の事務

構 成 員		分 掌 事 務
本部長	市 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長 防災監	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部付	教育長 技監	本部長の職務を助け、本部長、副本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各部長等	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

② 各部の分掌事務

部 室 名	分 掌 事 務
総合政策部	震災復興の総合的企画及び調整に関する事務
総 務 部	震災復興の予算、人事に関する事務
市民安全部	震災復興の市民の安全な地域社会の向上に関する事務
市民福祉部	震災復興の市民の福祉、生活文化の向上、健康の保持に関する事務
地域振興部	震災復興の交通体系、道路、河川、その他土木、及び住宅整備、農業、商業及び工業の振興に関する事務
水 道 部	震災復興の上下水道に関する事務
消 防 本 部	震災復興の消防に関する事務
北播磨総合 医療センター	震災復興の病院に関する事務
教育委員会	震災復興の教育施設、教育機関に関する事務

③ 震災復興本部会議等

運営組織	構 成 員	所 掌 事 務
復興本部会議	本部長 : 市 長 副本部長 : 副市長 本部付 : 教育長・技監 本部員 : 各部長等 その他市長の指名するもの	震災復興の基本方針及び震災復興に係る重要施策の審議調整並びに各部に係る重要事項の報告その他震災復興についての連絡を行う。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第2節 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考えや手順等について定める。

1 復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに県の復興計画との整合性を図り、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことから、地域のコミュニティの維持・回復に十分配慮するものとする。

2 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進にあたっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画―基本構想―」、中長期の総合的な復興の推進を図るため「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進して行くこととする。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

3 復興計画の策定

(1) 策定上の留意事項

計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

① 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造して行くという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

② ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や県民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

(2) 構成例

- ① 基本方針
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 施策体系
- ⑤ 復興事業計画等

想定される事業分野	◆生活	◆住宅	◆保健・医療	◆福祉	◆教育・文化
	◆産業・雇用	◆環境	◆都市及び都市基盤等		

4 分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興

被害者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必

要に応じて策定する。

(想定された計画内容例)

- ① コミュニティづくりと生きがい創造の支援
地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等
- ② 保健・医療・福祉サービスの充実
障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等
- ③ 被災児童・生徒への対策
学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等
- ④ 自立促進のための雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等
- ⑤ 安全で快適な住まいの提供
仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行推進等
- ⑥ 相談・情報提供体制の整備を支援する者への支援等

(2) 住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

- ① 早期の恒久住宅建設
県・市・公団・公社等が協力するとともに、民間活力を活用した早期建設等
- ② 入居者に配慮した公的賃貸住宅
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策等
- ③ 民間住宅の再建支援
住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援等
- ④ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備等

(3) 都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフラインを緊急に復旧し、今まで以上に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

- ① 主要交通施設の整備
道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
- ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安定性の向上等
- ④ 防災基盤の整備
河川、砂防施設等保全施設の早期復旧耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

(4) 産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(想定される計画内容例)

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、金融税面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等
- ② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

次世代型産業構造転換への支援や企業家支援など新産業の導入・育成、国内外企業の誘致促進 等

- ③ 雇用の安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
 - 地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立支援等
- (5) その他
 - 上記の分野別緊急復興計画の他、災害時の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

第8編 資料

第8編 資料

1 例規関係

小野市防災会議条例

小野市災害対策本部条例

小野市防災行政無線局管理運用規程

小野市防災行政無線局管理運用細則

2 小野市防災会議委員名簿

3 公的機関との協定

3-1 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱

3-1-1 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

3-2 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

3-2-1 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協
定実施細目

3-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

3-4 兵庫県航空機使用管理要綱

3-5 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

3-6 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

3-7 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

3-8 東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定

3-8-1 東播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

3-9 兵庫県広域消防相互応援協定

3-10 兵庫県広域消防相互応援覚書

3-11 災害時等の応援に関する申し合わせ

3-12 播磨広域防災連携協定

4 民間との協定

4-1 災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書

4-2 緊急時における生活物資確保に関する協定書（コープこうべ）

4-3 災害時における支援協力に関する協定書（セツカートン株）

4-4 災害時における支援協力に関する協定書（イオンリテール株）

4-5 災害時における支援協力に関する協定書（北播磨建設業協会）

4-6 災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関
する協定書

4-7 災害時における支援協力に関する協定書（兵庫県LPガス協会東播支部）

4-8 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（エープライド株）

4-9 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（有オーディテッ
ク）

4-10 災害時における支援協力に関する協定書（兵庫みらい農業協同組合）

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	4-1-1 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）
	4-1-2 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書（藤本食品㈱）
	4-1-3 災害時におけるボランティア支援に関する協定書（小野ライオンズクラブ、小野ひまわりライオンズクラブ）
	4-1-4 株式会社日本管財環境サービスとの災害時応援協定書
第2編 災害予防	4-1-5 災害時応援協定書（小野上下水道工業協同組合）
	4-1-6 大規模災害時における災害時応援協定に関する覚書（NEC ネットエスアイ㈱）
	4-1-7 災害に係る情報発信等に関する協定（LINE ヤフー㈱）
	4-1-8 災害時復旧支援業務協定書（新明和工業㈱）
第3編 地震	4-1-9 災害時における物資優先支援に関する協定書（兵庫県石油商業組合）
	4-2-0 災害時における物資供給に関する協定（㈱ナフコ）
	4-2-1 災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定書（㈱ハローズ）
	4-2-2 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書（関西電力送配電㈱）
第4編 風水害等	4-2-3 災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県弁護士会）
	4-2-4 災害時における物資輸送業務に関する協定書（三平運送㈱）
	4-2-5 災害時等における食料物資の供給に関する協定書（西嶋パン㈱）
第5編 原子力	5 避難指示等の判断・伝達マニュアル
	5-1 加古川本流避難判断速見表
	5-2 東条川避難判断速見表
	5-3 万願寺川避難判断速見表
	5-4 その他河川避難判断速見表
	5-5 発令判断基準
第6編 南海トラフ	6 浸水想定区域に対する洪水時の対策について
	6-1 浸水想定区域
	6-2 洪水予報等の伝達
	6-3 浸水想定区域の避難場所
第7編 復旧・復興	6-4 国土交通大臣と気象庁が共同で行う洪水予報
	6-5 国土交通大臣の発する水防警報
	6-6 知事が発する水防警報
第8編 資料	7 災害時要援護者施設リスト
	7-1 高齢者施設
	7-2 障害者施設
	7-3 幼児施設
	7-4 病院・診療所（入院施設）
	7-5 その他
	8 防災重点農業用ため池
	9 県への被害状況等報告様式

- 第 1 号様式（火災）
- 第 2 号様式（特定の事故）
- 第 3 号様式（救急・救助事故等）
- 第 4 号様式（その 1）
- 第 4 号様式（その 2）
- 1 0 災害救助法の適応時の報告様式
 - 災害報告取扱要領
 - 様式第 1 号
 - 様式第 2 号

第 1 編 総 則
第 2 編 災害予防
第 3 編 地震
第 4 編 風水害等
第 5 編 原子力
第 6 編 南海トラフ
第 7 編 復旧・復興
第 8 編 資 料

1 例規関係

小野市防災会議条例

(昭和38年小野市条例第22号)

- (目的)
- 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
- (所掌事務)
- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 小野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号の規定する重要事項に関し、市町に意見を述べること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
- (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。
- 2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(9) 市長が特に必要と認める機関又は団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 前項第7号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。
- (専門委員)
- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の役員又は職員並びに学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (議事等)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
- 附 則
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年12月28日条例第22号）
- この条例は、公布の日から施行する。

小野市災害対策本部条例

(昭和38年小野市条例第23号)

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第3条の2第8項の規定に基づき、小野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	小野市防災行政無線局管理運用規程 (趣旨) 第1条 この規程は、小野市地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及びその他の事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置した小野市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
第2編 災害予防	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。 (2) 無線設備 無線局の電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。 (3) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、本市に開設する移動しない無線局をいう。 (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停車中運用する無線局をいう。 (5) 無線従事者 無線設備の操作を行うものであって、郵政大臣の免許を受けたものをいう。 (6) 無線取扱者 無線設備の操作を行うものであって、郵政大臣の免許を受けていないものをいう。 (無線局の目的)
第3編 地震	第3条 小野市地域防災計画に基づき、小野市の地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために使用することを目的として、あわせて一般行政にも活用することを目的とする。 (総括責任者) 第4条 無線局の管理及び運用上の最高責任者として総括責任者を市長とする。
第4編 風水害等	(管理責任者) 第5条 総括責任者の職務を補佐し、直接無線局の維持管理業務を行う管理責任者を置く。 2 管理責任者は、水道部長をもってこれに充てる。 (運用責任者)
第5編 原子力	第6条 無線従事者及び無線取扱者を指揮監督し、基地局又は移動局の運用に関する業務を行うため運用責任者を置く。 2 運用責任者は、水道部工務リーダーをもってこれに充てる。 3 運用責任者は、管理責任者の指示に従い、無線局の日常の運用に関する業務を管理する。 (無線従事者及び無線取扱者)
第6編 南海トラフ	(無線従事者の配置及び勤務体制) 第8条 無線従事者の1名以上は、管理責任部課に配置、所属する。 2 管理責任者は、無線局の運用形態に応じて無線従事者を適正に配置する義務を持つ。 (秘密の保持)
第7編 復旧・復興	第9条 無線局の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 (補則) 第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 附 則 1 この規程は、示達の日から施行し、平成6年6月3日から適用する。 2 小野市行政無線の運用等に関する規程（昭和57年11月30日水管規程第1号）は廃止する。
第8編 資料	

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則	小野市防災行政無線局管理運用細則 (目的) 第1条 この細則は、小野市防災行政無線局管理運用規程に基づき、小野市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の運用を円滑に行うために定めるものである。
第2編 災害予防	(通信の種類) 第2条 通信の種類は、緊急通信、一般通信及び試験通信とする。 2 緊急通信とは、地震、台風等災害時における緊急に通信を要するものをいい、一般通信とは緊急通信及び試験通信以外のものをいう。
第3編 地震	(通信事項) 第3条 通信事項は、小野市防災行政無線局管理運用規程第3条に規定する業務に関する事項及び次に掲げる事項とする。 (1) 平常業務に必要とする事項 (2) その他管理責任者が特に必要と認めた事項
第4編 風水害等	(通信時間) 第4条 緊急通信、一般通信及び試験通信は、必要に応じて随時実施する。
第5編 原子力	(通信の制限) 第5条 管理責任者は、災害の発生その他特別な理由があるときは、通信を制限することができる。
第6編 南海トラフ	(通信の原則) 第6条 無線従事者又は無線取扱者が通信をしようとするときは、始めに「こちらはぼうさいおのです。」との自局の呼出名称及び交信対象者を明らかにしたうえ、通信事項を簡潔かつ明瞭に通信するよう努めなければならない。 2 通信は、運用責任者の指示に従い、無線従事者又は無線取扱者がこれを行うものとする。
第7編 復旧・復興	(備付書類) 第7条 運用責任者は、次に掲げるものを管理保管する。 (1) 無線局の免許状 (2) 無線局申請書の副本 (3) 電波法令集 (4) 無線検査簿 (5) 無線業務日誌
第8編 資料	(無線業務日誌) 第8条 無線従事者は、毎日所定の事項を無線業務日誌に記載し、管理責任者の査閲を受けなければならない。
	(通信統制) 第9条 非常災害時における通信統制は、災害対策本部が設置後、災害対策本部長の指示により、無線従事者が基地局において行う。
	(通信訓練) 第10条 無線局通信定期訓練を毎四半期1回以上行う。
	(無線従事者の選改任届等) 第11条 管理責任者は、定められた期日までに、無線従事者の選改任届等、必要な事項を近畿電気通信監理局に届け出なければならない。
	(無線設備の保守) 第12条 管理責任者は、無線設備について定期点検を実施し、常に無線局の管理に留意するものとする。 2 管理責任者、運用責任者又は無線従事者は、無線設備及び予備電源の機能検査を実施するものとする。
	(補則)

第 13 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この細則は、示達の日から施行し、平成 6 年 6 月 3 日から適用する。

第 1 編
総 則

第 2 編
災害予防

第 3 編
地震

第 4 編
風水害等

第 5 編
原子力

第 6 編
南海トラフ

第 7 編
復旧・復興

第 8 編
資 料

2 小野市防災会議委員名簿

	機 関 名	職 名	氏 名	備 考
会 長	小野市	市 長	蓬 萊 務	63 - 1000 (代)
(1) 指定地方行政機関の職員				
委 員	近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	所 長	富本 和也	079 - 282 - 8211
〃	陸上自衛隊 第8 高射特科群	第338 高射中隊 中隊長	神野 竜太	66 - 7301 内線 210
(2) 兵庫県知事部内の職員				
委 員	兵庫県	北播磨県民局長	成田 徹一	0795 - 42 - 9318
(3) 兵庫県警察官				
委 員	兵庫県警察本部	小野警察署長	田中 厳光	64 - 0110
(4) 市長部内の職員				
委 員	小野市	副市長兼防災監	藤原 博之	63 - 1000 (代)
〃	〃	技監	濱田 士郎	63 - 1000 (代)
(5) 市教育長				
委 員	小野市教育部	教育長	小西 博泰	63 - 1000 (代)
(6) 消防長・消防団長				
委 員	小野市消防本部	消防長	前田 光	63 - 0119
〃	小野市消防団	消防団長	田中 孝和	63 - 0119
(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員				
委 員	西日本旅客鉄道㈱ 兵庫支社	西明石統括駅加古川駅 加古川線線区長	久野 実	079 - 422 - 3460
〃	NTT西日本(株)	兵庫支店設備部 災害対策室次長	東 充男	078 - 393 - 9440
〃	関西電力送配電(株)	姫路本部 社配電営業所長	増井 稔	0800 - 777 - 3081
〃	神姫バス株式会社	三木営業所長	日高 浩二	0794 - 82 - 3126
〃	社団法人兵庫県医師会	小野市・加東市 医師会会長	北野 達郎	62 - 5280 (医師会館)
(8) 学識経験者				
委 員	小野市議会	議長	平田 真美	63 - 1000 (代)
〃	北播磨総合医療センター	病院長	西村 善博	88 - 8800
〃	小野市連合区長会	代表	横山 仁志	
〃	小野市社会福祉協議会	会長	萩原 絹夫	63 - 2575
〃	小野商工会議所	会頭	宮岡 督修	63 - 1161
〃	兵庫みらい農業協同組合	組合長	高橋 秀	0790 - 47 - 1255
〃	女性団体連絡協議会	会長	藤原 聖子	
〃	消防団女性分団	分団長	美濃 純子	63 - 0119
〃	NPO 法人北播磨市民活動支援センター 小野市男女共同参画センター	センター長	飛田 協子	63 - 8156
(9) その他市長が認める者				
委 員	小野市議会女性議員	代表者	堀井 ひさ代	63 - 1000 (代)
〃	おの防災リーダーの会	会長	國井 晋也	

3 公的機関との協定

施行日及び締結日	協定及び要綱等
昭和63年8月1日	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱
昭和63年8月1日	兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目
平成8年1月17日	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
平成10年3月16日	兵庫県水道災害相互応援に関する協定
平成12年5月1日	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領
平成12年5月1日	兵庫県航空機使用管理要綱
平成17年9月1日	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定
平成18年11月1日	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定
平成18年11月1日	東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定
平成19年6月29日	兵庫県広域消防相互応援協定
平成21年10月20日	兵庫県広域消防相互応援覚書
平成24年8月30日	播磨広域防災連携協定
平成26年4月22日	播磨広域防災連携協定（明石市が加入し、13市9町）前回は廃止
平成24年10月20日	災害時等応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	3-1 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱 (目的) 第1条 この広域消防航空応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、兵庫県広域消防相互応援協定（昭和63年8月1日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づく必要な事項について定めることを目的とする。
第2編 災害予防	(対象となる大規模特殊災害) 第2条 航空応援の対象となる大規模特殊災害は、次に定めるもので、かつ、ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。 (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害 (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での大火災、大災害、大事故等 (3) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故 (4) その他上記に準ずる災害
第3編 地震	(航空応援の種別) 第3条 航空応援の種別は、次のとおりとする。 (1) 火災出動 消火活動のための出勤 (2) 救助出動 人名救助のための特別な活動を要する場合の出勤（これに附随する救急搬送活動を含む。） (3) その他出動 その他上記に準ずる出勤
第4編 風水害等	(航空応援の要請手続) 第4条 要請側市町長（消防事務組合の管理者を含む。以下同じ。）は、県知事に次の事項を明らかにして航空応援の要請を行うものとする。 (1) 要請者・要請日時 (2) 災害の発生日時・場所・概要 (3) 必要な応援の概要
第5編 原子力	2 県知事は、前項の要請があり、かつ、航空応援の必要があると認める時は、応援側市の消防長を通じて当該応援側市長に要請を行うものとする。 3 応援側市から航空応援の決定の連絡があったとき、要請側市長（消防事務組合を含む。以下同じ。）の消防長（消防本部を置かない市町は、市町長。以下同じ。）は、できるだけ速やかに、応援実施に伴う必要事項を応援側市の消防長に通報しなければならない。
第6編 南海トラフ	(航空応援の決定通知) 第5条 応援側市の消防長は、前条の航空応援の要請に基づいて航空応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町に報告の上、その指示に従って県知事に通知するものとする。この場合において、同時に要請側市町の消防長へも航空応援を決定した旨を連絡するものとする。 2 県知事は、応援側市が応援を決定した時、要請側市町長へ通知するものとする。
第7編 復旧・復興	(航空応援の始期、終期及び中断) 第6条 航空応援の始期、終期及び中断は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月消防救第61号、以下「国要綱」という。）8及び9を準用する。 (航空応援のため出動したヘリの指揮等) 第7条 航空応援のため出動したヘリの指揮等は、国要綱10を準用する。
第8編 資料	(要請側市町の事前計画等) 第8条 要請側市町の事前計画等は、国要綱11を準用する。

- (航空応援に要する経費の負担区分等)
- 第9条 航空応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。
- (1) 航空応援に要する経費は、「財団法人兵庫県市町村振興協会広域消防航空応援交付金交付規程」(昭和63年6月規程第11号)によるものとする。
 - (2) 航空応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は応援側の負担とする。
 - (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(実施細部)

第10条 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

第1編	総則
第2編	災害予防
第3編	地震
第4編	風水害等
第5編	原子力
第6編	南海トラフ
第7編	復旧・復興
第8編	資料

3-1-1 兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目

(目的)

第1条 この兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施細目（以下「細目」という。）は、兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱（以下「要綱」という。）を実施する上で必要な事項について定めることを目的とする。

(要請手続)

第2条 要綱第4条の要請について、県の連絡先は次のとおりとする。

	時間	連絡・要請窓口の名称	電 話	ファクシミリ
昼間	9:00～18:00	危機管理部消防保安課	(078) 325-8519	(078) 362-9915
夜間	18:00～9:00	危機管理部（宿直）	(078) 362-9900	(078) 362-9911

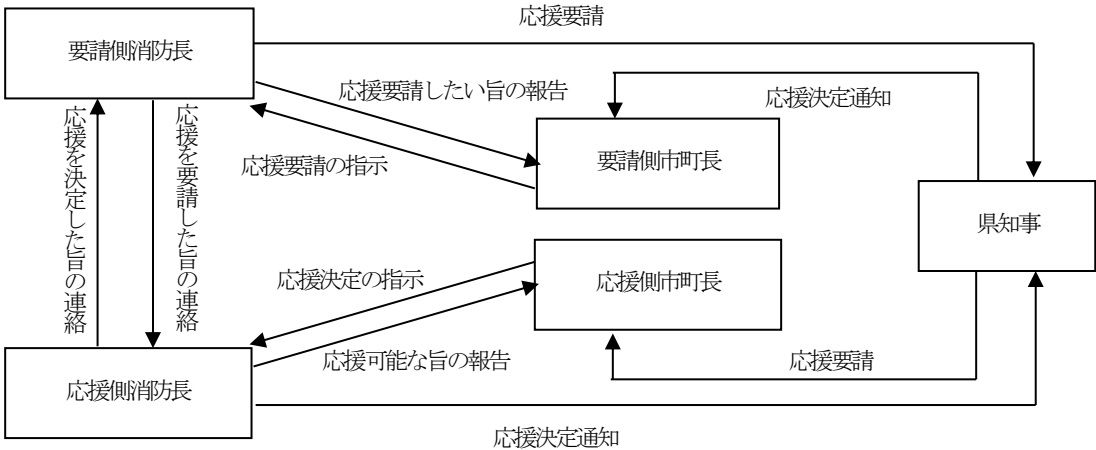
(応援側市の消防本部)

第3条 応援側市の消防本部の連絡先は次のとおりとする。

消防本部名	連絡・要請窓口の名称	電 話	ファクシミリ
神戸市消防局	警防部司令課	(078) 331-0986	(078) 325-8529

(航空応援要請及び決定通知ルート)

第4条 要綱第4条及び第5条に定める航空応援要請及び航空応援決定通知ルートは、次のとおりとする。



2 要綱第4条及び第5条に定める要請、連絡又は通知は、様式第1号により、電話又はファクシミリ等によって行うものとする。

(通信連絡)

第5条 通信連絡の使用電波は、県内共通波(148.29Mhz)とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

(要請側市町の事前計画等)

第6条 要綱第8条に定める要請側市町の事前計画等については、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（昭和61年5月消防救第61号、以下「国細目」という。）3を準用し、あらかじめ応援側市に送付しておくものとする。

(事故時の連絡等)

第7条 要請側市町の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市の消防長へ速やかに連絡しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(航空応援活動即時報告)

第8条 応援側市の消防長は、応援隊が帰庁したとき、すみやかに応援活動の概要を、様式第2号により、要請側市町等の消防長に通知するものとする。

2 要請側市町等の消防長は、すみやかに当該災害の概要を、様式第3号により、応援側市の消防長に通知するものとする。

附則

この細目は、昭和63年8月1日から施行する。

附則

この細目は、平成12年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係) 省 略

様式第2号(第8条関係) 省 略

様式第3号(第8条関係) 省 略

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	3-2 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。
第2編 災害予防	（応援の範囲） 第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。
第3編 地震	（情報集約） 第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。 2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。
第4編 風水害等	（総合調整） 第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。 2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。
第5編 原子力	（応援内容） 第4条 応援内容は、次のとおりとする。 (1) 被災地への医療救護チームの派遣 (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入 (3) 被災した会員病院への医師、看護師等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供 (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置
第6編 南海トラフ	2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。 （応援経費の負担） 第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。
第7編 復旧・復興	（広域応援体制） 第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。
第8編 資料	（その他） 第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。 第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。 附 則 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

3-2-1 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は以下のとおりとする。

- (1) 第1次総合調整担当病院……会長が開設する会員病院
- (2) 第2次総合調整担当病院……第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院
- (3) 第3次総合調整担当病院……第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院
- (4) 第4次総合調整担当病院……第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話又は電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。

災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害状況に応じて、各ブロックの理事又は監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議のうえ決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

3-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、以上渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。
2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。
3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を当て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行なうため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。
3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。
4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県土木部上下水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行なうものとする。
2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。
3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、概ね次のとおりとする。
(1) 情報収集及び連絡調整
(2) 応急給水作業
(3) 応急復旧工事
(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
(5) 工事業者の斡旋
(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調査業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。
2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求

めるものとする。 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。 (応援要請の手続) 第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。 (1) 災害の状況 (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量 (3) 必要とする職員等の職種別人員 (4) 応援場所及びその経路 (5) 応援の期間 (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 (物資等の携行) 第8条 応援する団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。 (資料の交換) 第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県土木部上下水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。 (1) 連絡担当部課等 (2) 応援体制 (3) 応急備蓄資機材保有状況 (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。 (訓練) 第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。 (費用負担) 第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。 (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。 (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。 (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。 (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。 2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。 (補 則) 第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。	第1編 総則 第2編 災害予防 第3編 地震 第4編 風水害等 第5編 原子力 第6編 南海トラフ 第7編 復旧・復興 第8編 資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事

神戸市長
姫路市長
尼崎市長
明石市長
西宮市長
洲本市長
芦屋市長
伊丹市長
相生市長
豊岡市長
加古川市長
たつの市長
赤穂市長
西脇市長
宝塚市長
三木市長
高砂市長
川西市市長
小野市長
三田市長
加西市市長
養父市
氷上市
朝来市
宍粟市
以下省略

兵庫県水道災害相互応援体制組織図 省略

兵庫県航空機使用管理要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県が運航する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の使用及び管理は、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、災害応急対策活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗し、消防防災業務に従事するために消防課に設置する兵庫県消防防災航空隊の隊員をいう。

(4) 自隊訓練

航空隊員が基本技術及び応用技術の習得、習熟を図るために独自に行う訓練をいう。

第2章 運航管理

(総括管理者)

第4条 航空機の運航管理の総括は、防災監が行い消防課長が補佐する。

(運航管理責任者)

第5条 航空隊員の指揮監督及び航空機の運航管理に関する業務は、兵庫県消防防災航空隊の隊長（以下「隊長」という。）が掌理する。

(航空機に搭乗する者の指定)

第6条 隊長は、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

(業務指揮者)

第7条 消防防災業務の指揮は、業務指揮者が行う。業務指揮者には、消防防災業務に関する知識及び技術を有する隊員の中から、隊長が指定する。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗中、副隊長の航空機の安全維持に関する指示に従い、隊員（他の搭乗者を含む。）を指揮監督して消防防災業務の遂行に万全を期さなければならない。

(航空業務計画)

第8条 隊長は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空業務計画を定めなければならない。

(運航基準)

第9条 航空機は、次に掲げる活動でその特性を十分に活用することができ、かつその必要性が認められ、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、傷病者発生地への医師の搬送及び医療資器材等の輸送並びに高次医療機関への重篤患者の搬送など

(2) 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の搜索並びに救助、救出など

(3) 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動、情報収集及び伝達広報など

(4) 災害応急対策活動
災害等の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送並びに住民への避難誘導、警報等の伝達など

(5) 広域航空消防防災応援活動
近隣府県市等との航空消防防災応援協定等による相互応援活動

(6) 災害予防活動
災害危険箇所等への調査、各種防災訓練への参加及び住民への災害予防広報など

(7) 訓練のための活動

(8) その他防災監が必要と認める活動

2 航空機の運航は、気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、原則として日の出から日没までの間とする。ただし、特に必要と認めた場合は、夜間照明設備のある場合に限り、日の出前又は日没後に離着陸することができるものとする。

(緊急運航)

第10条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第5号に規定する運航をいう。

2 緊急運航は、第8条に規定する運航計画に基づく航空機の運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

3 隊長は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出動について決定し、航空機の通常運航中にあっては通常運航を中断し、緊急運航に移行する旨を業務指揮者に指示しなければならない。

4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定める。

(情報連絡及び報告)

第11条 業務指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等を遅滞なく隊長に報告しなければならない。

2 業務指揮者は、航空機に搭乗し業務（緊急運航の場合を除く。）を終了したときは、運航状況等について運航活動報告書（様式第2号）を作成し、隊長に報告しなければならない。

第3章 使用手続

(使用申請)

第12条 航空機を使用しようとするものは、使用する月の前々月の末日までに、消防防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）を作成し、防災監に申請するものとする。

2 訓練等参加申請の場合は、訓練等実施月の前々月の末日までに、消防防災航空隊合同訓練等参加申請書（様式第3号）を作成し、防災監に申請するものとする。

3 前項に規定する申請は、兵庫県消防防災航空隊において受理するものとする。

4 防災監が指定した臨時発着場以外の場所を離着陸に使用するときは、速やかに所有者又は管理者の使用承認を得るとともに、その場所及び周辺の略図を付して申請するものとする。

(使用承認)

第13条 防災監は、前条の使用申請があった場合、その使用目的、飛行内容、離着陸場所及び飛行時間等について審査のうえ、適当と認めたときは承認するものとする。

2 防災監は、前項により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第6号）又は消防防災航空隊合同訓練等参加承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

第4章 補 則

(事故の報告)

第14条 業務指揮者は、航空機に搭乗し消防防災業務に従事中、航空機の事故が発生した場合は、その状況を隊長に報告しなければならない。

2 隊長は、業務指揮者から航空機の事故発生の報告を受けた場合には、直ちに防災監に事故に関する報告を行わなければならない。

(備付簿冊)

第15条 隊長は、運航管理に必要な記録簿を備えなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、航空機の使用及び管理に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

2 兵庫県航空機使用管理要綱（昭和55年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

3－5
兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県航空機使用管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(緊急運航の要件)

第2 緊急運航は、原則として、要綱第9条第1項第1号から5号までに掲げる活動で、次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から県民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 有効性 消防防災ヘリコプターによる活動が災害を防御するうえで、最も有効な手段であること。

(緊急運航の要請基準)

第3 緊急運航は、第2の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

- (1) 救急活動
 - ア 救急現場から三次救急医療機関又は災害拠点病院への緊急搬送
救急現場から傷病者を緊急に三次救急医療機関（三次小児救急病院を含む。）又は災害拠点病院へ搬送する必要がある場合で、消防防災ヘリコプターによる搬送が救急自動車又は船舶による搬送より時間が短縮できる場合
 - イ 救急現場への医師の搬送及び医療資機材等の輸送
救急現場において緊急医療を行うため、医師及び医療資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ 傷病者の緊急転送
傷病者の応急処置等のために一時的に収容された医療機関から、高次医療機関又は当該傷病者に必要な処置が可能な医療機関に緊急に搬送する場合で、医師が搭乗できる場合
 - エ 高次医療機関への傷病者の転院搬送
遠隔地の高次医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、搬送元医療機関又は搬送先医療機関の医師が搭乗できる場合
 - オ 高速道路上での事故
高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車ででの収容、搬送が困難と認められる場合
 - カ 臓器の緊急搬送
(社)日本臓器移植ネットワークの要請を受け、臓器の移植に関する法律の規定に基づき摘出された臓器を緊急に搬送する必要がある場合で、かつ、医師の搭乗できる場合
 - キ その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる 場合
- (2) 救助活動
 - ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜査または救助
水難事故（水面からの救助に限る。）、山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難と認められる場合
 - イ 高層建築物火災における救助
高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
 - ウ 山崩れ、洪水、河川の増水等により、陸上から接近できない要救助者等の救出
山崩れ、洪水、河川の増水、高潮等により、陸上からの救出が不可能で、空中からの要救助者の救出が必要と認められる場合
 - エ その他救助活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防御活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
 - イ 被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、広範囲にわたる被害状況把握調査を行う必要があると認められる場

- 合
- ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送
大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- エ その他火災防御活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- (4) 情報収集活動
- ア 救急活動、救助活動、火災防御活動に伴う情報収集
上記(1)から(2)の救急活動、救助活動、火災防御活動のうち、別表第1の出動区分が第1出動に区分される事案で、消防防災ヘリコプターによる活動が予測される災害において、早期に災害状況を把握する必要があると認められる場合
- イ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（発生中事案）
消防組織法第40条に基づく「火災・災害等即報要領」に規定する即報基準のうち、火災等即報、救急・救助事故即報に定める災害に該当若しくは該当する可能性がある事案（以下「火災・災害等即報該当事案」という。）が運航時間内に発生若しくは発生中で、早期に情報収集活動が必要と認める場合
- ウ 火災等即報、救急・救助即報該当事案（終息事案）
火災・災害等即報該当事案で、運行時間外に発生し、かつ、終息した事案で情報収集が必要な場合
- (5) 災害応急対策活動
- ア 被災状況等の調査及び情報収集活動
地震、津波等の自然災害が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
- イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の情報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
- （緊急運航の要請）
- 第4 緊急運航の要請は、災害が発生した市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長等（以下「要請者」という。）が消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等で防災監に要請するものとする。
- 2 前項の要請は、神戸市消防局に対し手続を行うものとする。
- （緊急運航の決定）
- 第5 防災監は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、別表第1に定める要請区分から別表第2に定める出動区分を選択し、災害の状況及び現場の気象状況を確認のうえ、出動の可否を決定し、要請者にその旨を回答するものとする。
- （受入れ態勢）
- 第6 要請者は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ態勢を整えるものとする。
- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(報告)

第7 業務指揮者は、緊急運航を終了した場合には、兵庫県消防防災航空隊長に対して、直ちに緊急運航活動即時報告書（様式第2号）により活動の概要を報告しなければならない。

附 則
この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則

3-6 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で養成を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

- 第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。
- 3 他府県からの応援要請に基づき、件が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

- 第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

- 第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- 2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。
- 3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

- 第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。
- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資機材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料
- 2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

- 第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

- 第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

- 第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市町及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

3－7 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。
(1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3) 被災者の受入れ
(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
(1) 被害の状況
(2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4) 応援の場所及びその場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。
2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものとする。
4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。
2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。
2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	
第2編 災害予防	
第3編 地震	
第4編 風水害等	
第5編 原子力	
第6編 南海トラフ	
第7編 復旧・復興	
第8編 資料	

3－8 東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定

東播磨地域及び北播磨地区災害時における広域相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

（地域及び構成市町）

第2条 この協定の地域及び市町は、次のとおりとする。

- 地域 東播磨地域、北播磨地域
- 市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市
- 町 稲美町、播磨町、多可町

（広域災害支援本部の設置）

第3条 東播磨地域及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

- 東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
- 北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

（応援の要請）

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

（応援の実施）

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

- 2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。
- 3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援した市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

（情報の収集及び伝達）

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

（平時の活動）

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

（補則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月 1日

市長長長長長長長
市市市市市市市市
市川脇木砂野西東美磨可
石古
明加西三高小加加稻播多

第1編	総則
第2編	災害予防
第3編	地震
第4編	風水害等
第5編	原子力
第6編	南海トラフ
第7編	復旧・復興
第8編	資料

3-8-1
東播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

東播磨地域災害時における広域相互応援に関する実施要領

1
広域災害支援本部の設置及び運営

- (1) 広域災害支援本部（以下「本部」という。）の設置
- 平成31年度までの各年度の本部設置市町、東播磨ブロック代表市町及び北播磨ブロック代表市町は、次の表のとおりとする。

項目 年度	本部設置市町	東播磨ブロック代表市町	北播磨ブロック代表市町	備考
18年度	加西市	明石市	加西市	北播磨ブロック代表市町の順番は、加西市＝Ⅰ、三木市＝Ⅱ、小野市＝Ⅲ、西脇市＝Ⅳ、加東市＝Ⅴ、多可町＝Ⅵとし、平成18年度を最初の年度とし12年周期で次の順による。 Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴ→Ⅵ→Ⅱ→Ⅰ→Ⅳ→Ⅲ→Ⅵ→Ⅴ
19年度	加古川市	加古川市	三木市	
20年度	小野市	高砂市	小野市	
21年度	稲美町	稲美町	西脇市	
22年度	加東市	播磨町	加東市	
23年度	明石市	明石市	多可町	
24年度	三木市	加古川市	三木市	
25年度	高砂市	高砂市	加西市	
26年度	西脇市	稲美町	西脇市	
27年度	播磨町	播磨町	小野市	
28年度	多可町	明石市	多可町	
29年度	加古川市	加古川市	加東市	
30年度	加西市	高砂市	加西市	
31年度	稲美市	稲美町	三木市	

- (2) 本部の運営
- 本部の運営は、それぞれの市町の災害対策本部設置要綱に準じて行い、応援の内容、役割分担等については、ブロック代表市町が協議して定める。
- (3) 次年度ブロック代表市町による本部の設置及び運営
- 被害の状況等により、両ブロック代表市町において円滑な本部の設置及び運営を行うことができない場合、次年度のブロック代表市町が本部の設置及び運営を行うものとする。

2
情報の収集及び伝達方法

- (1) 災害が発生した市町又はその隣接市町は、災害情報を収集し、速やかにブロック代表市町にその情報を伝達するものとする。
- (2) 災害が発生した場合、ブロック代表市町は、速やかに災害情報を収集し、ブロック構成市町にその情報を伝達するものとする。
- (3) 情報の収集及び伝達は、電話、衛星電話及び職員派遣をもって行うものとする。
- (4) 本部設置後の情報の収集及び伝達は、原則として本部と市町が直接行うものとする。

3
応援の内容

- (1) 物資 水、食料品、毛布、医薬品、ポリタンク、炊き出し器具等
- (2) 資機材 給水車、物資輸送車、仮設トイレ、ゴミ収集車、し尿収集車、仮設風呂、テント、重機、自転車、バイク、携帯電話等
- (3) 施設 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、斎場、ごみ焼却場等
- (4) 職員 市町職員

4
応援の方法

- (1) 物資及び資機材は、必要とする市町ごと及び種類ごとに仕分け、必要数量を搬入する。
- (2) 資機材は、原則として応援する市町が維持管理する。
- (3) 応援する市町職員は、応援を受ける市町の統制下に入るものとする。

5 応援体制の確立

広域相互応援体制の確立のため、上記の物資、資機材及び施設等の整備計画を別に定める。

6 経費の負担

整備に要する経費は、市及び町が別途協議して定める。

7 資料及び情報の交換

相互応援のための地域防災計画及び次の資料を相互に交換する。

- (1) 災害時の連絡窓口、担当責任者及び同補助者の職氏名
- (2) 物資及び資機材の保有状況
- (3) その他必要と考えられる事項

8 防災担当学会議の開催

東播磨及び北播磨防災担当課長会議を開催し、協定に掲げる次の事項の推進を図る。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

3－9
兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的) 第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。
(地域区分) 第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。 (1) 阪神地域 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町 (2) 神戸地域 神戸市 (3) 東播地域 明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市 (4) 西播地域 姫路市、南はりま消防組合、赤穂市 (5) 但馬地域 豊岡市、南但消防本部及び美方広域消防組合
(災害種別及び規模) 第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。 (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災 (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害 (3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故 (4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害
(応援の種別) 第4条 応援の種別は、次のとおりとする。 (1) 地域内応援 第2条に規定する地域内の市町等に対する応援 (2) 県内応援 前号に規定する地域以外の市町等に対する応援
(応援要請の手続) 第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。 2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。 3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。 (1) 災害の発生場所及び概要 (2) 必要とする車両、人員及び資機材 (3) 集結場所及び活動内容 (4) その他必要事項 4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。
(応援隊の手続) 第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)
第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)
第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)
第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援市町等において負担する経費
 - ア 公務災害補償に要する経費
 - イ 旅費及び出動手当
 - ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
 - エ 被服の損料等
 - オ 上記以外の人件費その他の経費
 - (2) 受援市町等において負担する経費
 - ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食料費
 - ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理
 - エ 賞じゅつ金、賞慰金
 - オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。
 - カ 化学消火薬剤等の資機材費
- 2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(消防航空応援)
第10条 消防航空機の応援を要請する場合は、消防組織法第43条に基づき、別に定める要綱によるものとする。

(協議)
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)
第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)
第13条 この協定は、平成24年3月27日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成19年6月29日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書28通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

3-10 兵庫県広域消防相互応援覚書

兵庫県広域消防相互応援覚書

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この覚書は、兵庫県広域消防相互応援協定（平成25年10月23日締結。以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、兵庫県下の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この覚書における用語の定義は協定に定めがあるものを除き、次の各号のとおりとする。

- (1) ブロック 協定第2条各号に定める地域をいう。
- (2) 県下広域応援 大規模災害等が発生した市町等の消防本部が行う消防活動を支援するために行う、協定第4条に定める応援活動をいう。
- (3) ブロック内応援 協定第4条第1号に規定する地域内応援であって、ブロック内の消防本部 から応援要請があった場合における当該ブロック内での応援活動をいう。
- (4) 通常県内応援 県内応援（協定第4条第2号に規定する県内応援をいう。以下同じ。）のうち、単独のブロックから応援要請があった場合における県下の応援活動をいう。
- (5) 特別県内応援 県内応援のうち、大規模地震災害等の発生によって複数のブロックから同時に県内応援の要請があった場合又はそのおそれがある場合における県下の応援活動をいう。
- (6) 県下広域応援部隊 県下広域応援のため、大規模災害等が発生した市町等へ派遣する部隊をいう。
- (7) 代表消防機関 兵庫県下消防長会の会長消防本部をいう。
- (8) 代表消防機関代行 代表消防機関に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。
- (9) ブロック別代表消防本部 ブロックを代表する消防本部をいう。
- (10) ブロック別代表消防本部代行 ブロック別代表消防本部に事故がある場合に、その任務を代行する消防本部をいう。
- (11) 受援側ブロック別代表消防本部 被災又は発災により応援を要請した消防本部（以下「被災地消防本部」という。）が属するブロックのブロック別代表消防本部をいう。
- (12) 応援側ブロック別代表消防本部 県下広域応援部隊を出動させる又は出動させた消防本部が属するブロックのブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部を除く。）をいう。

(代表消防機関等)

第3条 代表消防機関、代表消防機関代行、ブロック別代表消防本部及びブロック別代表消防本部代行は、別表1に定めるとおりとする。

(平時の任務)

第4条 平時においては、代表消防機関は兵庫県消防主管課（以下「兵庫県」という。）及びブロック別代表消防本部と、ブロック別代表消防本部は代表消防機関及びブロック内の消防本部と、それぞれ連絡、調整及び情報交換に努めるものとする。

(情報連絡先等の交換)

第5条 各消防本部は、大規模災害等の発生に関し、的確な県下広域応援を実施するため、あらかじめ別表2から別表4に定める情報連絡先その他の情報を交換しておくものとする。

2 各消防本部は、別表2から別表4に変更が生じた場合、速やかに、ブロック別代表消防本部を通じて代表消防機関へ連絡するものとし、代表消防機関は、速やかに各ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部へ連絡するものとする。

(早期要請)

第6条 災害発生時、各消防本部は、初動時における情報収集体制の強化に努め、被害の甚大性が見込まれる場合には、ブロック別代表消防本部と協議するとともに、早期に県下広域応援を要請するものとする。

第2章 応援要請等

(応援要請の手続)

第7条 応援要請は、電話による口頭要請の後、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとし、手続きは次の

とおりとする。

(1) ブロック内応援 被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部に様式第1号を送付するものとし、要請を受けたブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するとともに、ブロック内応援の要請があった旨を代表消防機関に連絡するものとする。

(2) 通常県内応援 被災地消防本部は、ブロック別代表消防本部（受援側ブロック別代表消防本部）を通じて、代表消防機関に様式第1号を送付するものとし、代表消防機関は、応援側ブロック別代表消防本部を通じて、応援側ブロック内の各消防本部に様式第1号を送付するものとする。

(3) 特別県内応援 特別県内応援は、次に定める適用基準に該当した場合（代表消防機関が適用基準に該当するおそれがあると判断した場合を含む。）に適用するものとし、代表消防機関は各ブロック別代表消防本部に様式第3号の2を、各ブロック別代表消防本部はブロック内の各消防本部に様式第3号の1を、それぞれ送付し、被害状況、応援の必要性、応援出動の可否等（以下「被害状況等」という。）の報告を求めるものとする。

ア 消防庁長官により「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の適用がなされた場合

イ 地震の発生により、兵庫県内の複数のブロックにおいて、震度6弱以上が観測された場合

ウ 大規模災害等の発生により、複数のブロックから同時に県内応援の要請がなされた場合

(4) 前号に規定する被害状況等の報告は、次のとおり行うものとする。

ア 各消防本部は、管轄区域における被害状況等の把握に努め、特別県内応援の適用基準該当後、概ね30分を目途に様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。

イ ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

ウ 各消防本部は、被害状況等に変化があれば、その都度、様式第3号の1によりブロック別代表消防本部に報告するものとし、ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等をその都度、様式第3号の2によりとりまとめ、代表消防機関へ報告するものとする。

2 被災地消防本部は、応援要請の即時性を高めるため、兵庫県フェニックス防災システム（兵庫県地域防災計画に定める防災情報システムをいう。）による災害報告にあわせて、県内応援要請を行うよう努めるものとする。

（出動可能隊数及び応援出動の決定）

第8条 応援出動の決定は、応援要請を受けた又は被害状況等の報告を求められた消防本部が、様式第2号の1（特別県内応援時は様式第3号の1）によりブロック別代表消防本部へ出動可能隊数等を報告したうえで、次のとおり決定するものとする。

(1) ブロック内応援 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の各消防本部の出動可能隊数等の状況を踏まえ、応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

(2) 通常県内応援

ア 各ブロック別代表消防本部は、ブロック内の出動可能隊数等を様式第2号の2によりとりまとめ、代表消防機関に報告するものとする。

イ 報告を受けた代表消防機関は、被災地消防本部が属するブロック内の状況を踏まえ、各ブロックの出動隊数（規模）を決定し、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 通知を受けた応援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内における応援出動隊を決定し、様式第2号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

(3) 特別県内応援 特別県内応援適用時は、次のとおり、各ブロックがそれぞれブロック内応援で対応することを基本とし、ブロック内応援の必要がない又は必要がなくなったブロックから、順次、他のブロックへの応援に移行するものとする。

ア 受援側ブロック別代表消防本部は、ブロック内の被害状況等を踏まえ、ブロック内応援が可能な場合は応援出動隊を決定し、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

イ 代表消防機関は、各ブロックの被害状況等（各ブロック別代表消防本部がとりまとめた様式第3号の2の報告）を踏まえ、県内応援が可能なブロックを選定し、当該ブロックの出動隊数（規模）を決定のうえ、様式第4号により応援先となる被災地消防本部名を付して、各ブロック別代表消防本部に通知するものとする。

ウ 応援出動が決定した応援側ブロック別代表消防本部は、応援が可能な消防本部の中から応援出動隊を決定するとともに、様式第3号の1により応援先となる被災地消防本部名を付して、ブロック内の関係する消防本部に通知するものとする。

2 応援出動が決定した消防本部（以下「応援消防本部」という。）は、様式第5号により出動隊数、代表者、無

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

線呼出名称等をブロック別代表消防本部に報告するものとし、報告を受けたブロック別代表消防本部は、様式第6号によりブロック内の出動部隊をとりまとめ、様式第5号とあわせて、ブロック内の各消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。なお、代表消防機関は集約された出動部隊の情報を、ブロック別代表消防本部を通じて各消防本部と共有するものとする。

3 応援消防本部の各隊は、自己完結型の活動を心がけ、必要資機材及び物品を携行するものとする。

(応援種別の切り替え)

第9条 応援種別の切り替えは、次のとおりとする。

(1) ブロック内応援中に県内応援が要請された場合は、当該ブロック内の応援種別は、自動的に県内応援に切り替えられたものとする。

(2) 県下広域応援の要請前に、隣接する市町等との間において相互応援協定等に基づく応援活動が行われていた場合は、当該市町等との間における応援種別の切り替えは、被災地消防本部が決定するものとする。

第3章 代表消防機関等の任務

(受援側ブロック別代表消防本部の任務)

第10条 受援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。
- (2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。
- (3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。
- (4) 被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。
- (6) その他必要な事項
- 2 ブロック別代表消防本部が被災地消防本部となり、受援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、受援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(応援側ブロック別代表消防本部の任務)

第11条 応援側ブロック別代表消防本部の任務は次の各号に定めるものとする。

(1) 応援要請に関する連絡及び調整に関すること。

(2) 代表消防機関との連絡及び情報共有に関すること。

(3) ブロック内における県下広域応援部隊の編成及び中隊長等の指名に関すること。

(4) 特別県内応援時におけるブロック内の被害状況等の確認に関すること。

(5) その他必要な事項

2 ブロック別代表消防本部が何らかの理由により応援側ブロック別代表消防本部としての任務の遂行が困難な場合は、応援側ブロック別代表消防本部代行が前項各号の任務を行うものとする。

(代表消防機関の任務)

第12条 代表消防機関の任務は次の各号に定めるものとする。

- (1) ブロック別代表消防本部との調整に関すること。
- (2) 応援要請及び情報連絡に関すること。
- (3) 兵庫県及び総務省消防庁との連絡及び情報交換に関すること。
- (4) 県内応援時における県下広域応援部隊の活動管理及び被災地消防本部の指揮支援に関すること。
- (5) 特別県内応援時における各ブロックの被害状況等の確認及び応援出動部隊の調整に関すること。
- (6) 県下広域応援本部の設置に関すること。
- (7) その他必要な事項
- 2 代表消防機関が被災地消防本部となり、代表消防機関としての任務の遂行が困難な場合は、代表消防機関代行が前項各号の任務を行うものとする。

第4章 指揮活動等

(県下広域応援部隊の指揮)

第13条 県下広域応援部隊は、受援市町等の長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）の指揮の下に活動するものとする。

2 ブロック内応援時には、ブロック別代表消防本部は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

3 県内応援時には、受援側ブロック別代表消防本部（代表消防機関が応援出動した場合は代表消防機関。）は、指揮者を補佐し、その指揮の下で、県下広域応援部隊の活動の管理を行うものとする。

4 前項において、代表消防機関が応援出動した場合、受援側ブロック代表消防本部は代表消防機関を補佐するも

のとする。

(後方支援本部の設置)

第14条 県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、出動部隊の活動を支援するとともに、ブロック内の各消防本部との連絡調整を行うため、後方支援本部を設置するものとし、必要に応じてブロック内の消防本部から職員の派遣を求めることができるものとする。

(連絡調整員の派遣)

第15条 ブロック内応援及び通常県内応援がなされた場合、県下広域応援部隊を出動させたブロック別代表消防本部は、県下広域応援部隊の中から連絡調整員を被災地消防本部へ派遣するものとする。

2 派遣された連絡調整員は、被災地消防本部と県下広域応援部隊との連絡調整及び後方支援本部との連絡調整にあたるものとする。

3 前項の任務を達成するため、被災地消防本部又は派遣された連絡調整員は、次の各号に定める者に対して応援を求めることができるものとする。

- (1) 受援側ブロック別代表消防本部の職員
- (2) 応援側ブロック別代表消防本部の職員
- (3) 代表消防機関の職員
- (4) 上記のほか、必要と認める県下消防本部の職員

(県下広域応援本部の設置)

第16条 代表消防機関は、特別県内応援の適用を決定した場合又は通常県内応援時で必要と認めた場合、県下広域応援部隊が迅速かつ的確に活動できるよう、また包括的に被災地消防本部の指揮支援活動が行えるよう、代表消防機関内又は兵庫県庁内に県下広域応援本部を設置するものとする。

2 県下広域応援本部の構成員は、原則として、代表消防機関消防長の委任を受けた職員、ブロック別代表消防本部消防長の委任を受けた派遣職員、被災地消防本部の派遣職員その他必要な者とし、代表消防機関消防長の委任を受けた職員を本部長とする。

3 県下広域応援本部は、兵庫県、代表消防機関及びブロック別代表消防本部等と連携し、次の任務をつかさどるものとする。

- (1) 県下広域応援部隊の市町等への部隊配備及び部隊移動に関すること。
- (2) ブロック別代表消防本部との連絡調整に関すること。
- (3) 無線統制に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 各種情報の集約、整理及び各消防本部との共有に関すること。
- (6) 県下広域応援部隊の後方支援に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊消防応援活動調整本部との連絡調整に関すること。
- (8) その他必要な事項

(部隊の単位)

第17条 部隊の単位は1隊を1小隊とし、2隊以上の場合はブロックごと又は消火、救助、救急等の任務ごとに中隊を編成するものとし、それぞれに中隊長をおくものとする。なお、単一の消防本部から2隊以上の部隊を派遣する場合は、消防本部代表者を派遣するものとする。

2 県内応援時における中隊長は、ブロックごとに編成する場合は各ブロック別代表消防本部から、任務ごとに編成する場合の消火中隊長は明石市消防局から、救助中隊長は西宮市消防局から、救急中隊長は姫路市消防局から、それぞれ選出するものとする。

3 特別県内応援時はブロックごとに中隊を編成するものとし、災害現場ごと又は市町ごとに中隊を分散して活動する場合は、中隊長が各部隊の指揮者を指名するものとする。

4 ブロック別代表消防本部が応援出動できない場合は、当該ブロック別代表消防本部が、ブロック内の応援出動可能な消防本部から中隊長を指名するものとする。

(通信連絡体制)

第18条 県下広域応援部隊に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

- (1) 県下広域応援本部と各中隊長相互間及び各中隊長と県下広域応援部隊相互間の通信は、消防救急デジタル無線「主運用波3」を使用する。
- (2) 各消防本部間における小隊相互間の通信は、署活動用無線機「県内共通波」を使用する。
- (3) 同一消防本部内における小隊相互間の通信は、各消防本部が使用している署活動用無線機の周波数を使用するものとし、各消防本部の署活動用無線機使用周波数については、別表4のとおりとする。

第1編 総則	(部隊の交代) 第19条 部隊の交代は、原則として、ブロック単位で行うものとする。 (活動報告等) 第20条 各中隊長は、災害状況、活動状況及びその他必要な事項を、被災地消防本部、後方支援本部及び県下広域応援本部に適宜報告するものとする。
第2編 災害予防	第5章 活動の終了 (現場引き揚げ) 第21条 県下広域応援部隊の現場引き揚げは、被災地消防本部の消防長の指示によるものとする。 2 県下広域応援部隊の長は、被災地消防本部の消防長に対して次の事項を報告した後、引き揚げるものとする。
第3編 地震	(1) 部隊の活動概要（場所、時間、隊数等） (2) 活動中の異常の有無 (3) 隊員の負傷の有無 (4) 車両、資機材等の損傷の有無 (5) その他必要な事項
第4編 風水害等	(帰署（所）報告) 第22条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨をブロック別代表消防本部に報告するものとする。 2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかにその旨を被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。
第5編 原子力	(活動結果報告) 第23条 県下広域応援部隊を出動させた消防本部は、当該消防本部に属する出動隊の最終帰署（所）後、速やかに様式第7号によりブロック別代表消防本部に報告するものとする。 2 ブロック別代表消防本部は、ブロック内の消防本部に属する出動隊の報告をとりまとめ、被災地消防本部及び代表消防機関に報告するものとする。
第6編 南海トラフ	第6章 雑則 (協議) 第24条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。
第7編 復旧・復興	附 則 1 この覚書は、令和5年3月7日から施行する。 2 兵庫県広域消防相互応援覚書（平成31年3月26日）は、廃止する。 3 この覚書の成立を証するため、本書24通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。 令和5年3月7日
第8編 資料	

消防本部連絡先

			連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星電話	衛星FAX	第1編 総則
兵庫県		昼	危機管理部 消防保安課	078-362-9822	078-362-9915	028-151-3431	028-151-6384	
		夜	宿日直	078-362-9900	078-362-9911	028-151-5361	028-151-6380	
総務省消防庁		昼	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	
		夜	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49103	048-500-90-49036	
地域	消防本部		連絡・要請窓口	NTT 電話番号	NTT FAX	衛星電話	衛星FAX	第2編 災害予防
阪神地域	○尼崎市消防局	昼	消防防災課	06-6481-0119	06-6482-1995	028-753-43	028-753-62	
		夜	情報指令課					
	◎西宮市消防局	昼	警防課	0798-26-0119	0798-36-2460	028-755-42	028-755-62	
		夜	指令課					
	芦屋市消防本部	昼	警防課	0797-32-2345	0797-32-0119	028-206-43	028-206-62	
		夜	通信指令室					
	伊丹市消防局	昼	警防課	072-783-0123	072-783-5578	028-757-43	028-757-62	
		夜						
	宝塚市消防本部	昼	警防課	0797-73-1141	0797-73-0199	028-762-43	028-762-62	
		夜	情報管制課					
	川西市消防本部	昼	消防課	072-759-9980	072-757-3379	028-765-43	028-765-62	
		夜	川西市及び猪名川町 消防指令センター	072-759-0119		028-765-44		
	三田市消防本部	昼	警防課	079-564-0119	079-563-1230	028-767-43	028-767-62	
		夜	指令室					
丹波篠山市消防本部	昼	警防課	079-594-1119	079-594-2070	028-871-43	028-871-62		
	夜	通信指令室						
丹波市消防本部	昼	警防課	0795-72-2255	0795-72-1155	028-911-41	028-911-62		
	夜	通信指令室						
猪名川町消防本部	昼	通信室	072-766-0119	072-766-1216	028-769-43	028-769-62		
	夜							
神戸地域	神戸市消防局	昼	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62	
		夜	指令課	078-333-0119	078-325-8529			
東播地域	◎明石市消防局	昼	情報指令課	078-921-0119	078-927-0119	028-754-42	028-754-62	
		夜						
	淡路広域消防事務組 合消防本部	昼	通信指令室	0799-24-0119	0799-24-4575	028-906-42	028-906-62	
		夜						
	○加古川市消防本部	昼	指令課	079-424-0119	079-424-0530	028-210-44	028-210-62	
		夜						
	北はりま消防本部	昼	警防課	0795-27-8123	0795-27-8124			
		夜	情報管理課	0795-48-0119	0795-48-3149	028-342-42	028-342-61	
三木市消防本部	昼	通信指令室	0794-82-0119	0794-82-9167	028-763-43	028-763-62		
	夜							
高砂市消防本部	昼	指令センター	079-448-0119	079-448-0899	028-764-43	028-764-62		
	夜							
小野市消防本部	昼	通信指令室	0794-63-0119	0794-63-6699	028-218-42	028-218-62		
	夜							
西播地域	◎姫路市消防局	昼	警防課	079-223-9581	079-223-4543	028-201-42	028-201-62	
		夜	情報指令課	079-223-0003	079-222-8222			
	西はりま消防本部	昼	警防課	0791-76-7121	0791-72-6119	028-859-43	028-859-62	
		夜	情報指令室	0791-76-7300	0791-72-7119	028-859-42	028-859-62	
	○赤穂市消防本部	昼	警防課	0791-43-6883	0791-45-0119	028-761-43	028-761-62	
		夜	通信指令室	0791-43-0119				
但馬地域	◎豊岡市消防本部	昼	指令センター	0796-24-1119	0796-24-4253	028-929-43	028-929-62	
		夜						
	南但消防本部	昼	消防課	079-672-0119	079-672-5046	028-914-44	028-914-62	
		夜	通信指令室					
	美方広域消防本部	昼	警防課	0796-92-0119	0796-92-0937	028-928-41	028-928-62	
		夜	警防課通信係					

◎：地域別代表消防本部

○：地域別代表代行消防本部

第1編 総則	3-11 災害時等の応援に関する申し合わせ 災害時等の応援に関する申し合わせ 国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と小野市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。
第2編 災害予防	（目的） 第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。
第3編 地震	（応援の実施時期） 第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。 - 一 小野市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合 - 二 小野市災害対策本部が設置された場合 - 三 その他甲または乙が必要とする場合 （応援の内容）
第4編 風水害等	第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。 - 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。） - 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。） - 三 災害に係る専門家の派遣 - 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け - 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 - 六 通行規制等の措置 - 七 その他必要な事項
第5編 原子力	（リエゾンの派遣） 第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。 なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。
第6編 南海トラフ	（リエゾンの受け入れ） 第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。 （緊急災害対策派遣隊の派遣） 第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。
第7編 復旧・復興	（緊急災害対策派遣隊の受け入れ） 第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。 （緊急災害対策派遣隊の報告）
第8編 資料	第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。 （平素の協力） 第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)
第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年10月20日
甲 近畿地方整備局長
乙 小野市長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

3－12
播磨広域防災連携協定

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域12市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。
2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。
(1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
(3) 被災者の受入れに関する事項
(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。
(1) 被害の状況
(2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4) 応援の場所及びその場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。
2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平時の活動) 第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。 (1) 連絡会の開催 (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換 (3) 救援に必要な物資等の情報交換 (4) その他災害時の相互応援に必要な事項	第1編 総則
(広域防災対策) 第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。 (他の協定との関係) 第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。 (実施の細目) 第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。 (補則) 第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。 附 則 1 この協定は、平成24年(2012年)8月30日から効力を生じるものとする。 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)5月29日締結)は、廃止する。 上記協定締結の証として本協定書を21通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。 平成24年(2012年)8月30日	第2編 災害予防
姫路市長 加古川市長 たつの市長 小野市長 相生市長 赤穂市長 西脇市長 三木市長 高砂市長 加西市長 宍粟市長 加東市長	第3編 地震
多可町長 稲美町長 播磨町長 市川町長 福崎町長 神河町長 太子町長 上郡町長 佐用町長	第4編 風水害等
	第5編 原子力
	第6編 南海トラフ
	第7編 復旧・復興
	第8編 資料

4 民間との協定

締 結 日	企業名 (団体)	協定及び要綱等
平成12年 2月16日	小野市内郵便局	災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書
平成12年11月14日	生活協同組合 コープこうべ	緊急時における生活物資確保に関する協定書
平成20年 4月 1日	セッツカートン株式会社	災害時における支援協力に関する協定書
平成21年 8月21日	北播磨建設業協会小野支部	災害時における支援協力に関する協定書
平成23年 4月 1日	イオンリテール株式会社	災害時における支援協力に関する協定書
平成25年 3月19日	青山荘、逢花苑 ふたばの里、ぬく森 シルバーランド、オパール 小野福祉工場・小野起生園	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書
平成26年 3月24日	一般社団法人兵庫県LPガス 協会東播支部	災害時における支援協力に関する協定書 (LPガス及び 燃料機器材等)
平成26年 5月27日 (令和3年 5月 1日)	エープライド(株)	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定
平成26年 6月11日	(株) オーディーテック	災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定
平成26年 7月30日	兵庫みらい農業協同組合	災害時における支援協力に関する協定
平成28年10月 1日 (播磨広域連携協議会)	兵庫県行政書士会	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定
平成30年 3月22日	薫楓苑	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書
平成30年12月20日	藤本食品(株)	災害時における食料品等の物資供給に関する協定書
平成30年12月27日	小野ライオンズクラブ 小野ひまわりライオンズクラブ	災害時におけるボランティア支援に関する協定書
平成31年 4月 1日	(株) 日本管財環境サービス	災害時における上下水道事業に関する協定書
令和元年 10月21日	小野上下水道工業協同組合	災害時における上下水道事業に関する協定書
令和元年 12月26日	NEC ネットエスアイ(株)神戸支店	大規模災害時における災害応援協定に関する覚書
令和2年 1月20日	ヤフー(株)	災害時における情報発信等に関する協定
令和2年 3月11日	新明和工業(株)	災害時における復旧支援業務に関する協定
令和2年 12月 1日	兵庫県石油商業組合	災害時における物資優先支援に関する協定
令和3年 6月 1日	(株) ナフコ	災害時における物資供給に関する協定
令和3年 8月24日	くつろぎの杜	災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書
令和4年 5月20日	(株)ハローズ	災害時における物資供給に関する協定
令和4年 9月12日	関西電力送配電(株)姫路本部	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧にかかる相互連携・協力に関する覚書
令和4年 11月 7日	兵庫県弁護士会	災害時における連携協力に関する協定書
令和5年 1月 26日	三平運送 (株)	災害時における物資輸送業務に関する協定書
令和7年 4月 1日	西嶋パン (株)	災害時における食料物資の供給に関する協定書
令和7年12月 23日	なごみの杜	災害時要配慮者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－1
災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書

災害時における小野市と小野市内郵便局との相互協力に関する覚書

小野市（以下「甲」という。）と小野市内郵便局（以下「乙」という。）は、小野市内において発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に行なうため、次のとおり覚書を締結する。
（用語の定義） 第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。
（協力要請事項） 第2条 甲及び乙は、小野市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。 （1）被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 （2）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱 （3）高齢者及び心身障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力 （4）所管施設及び用地の相互提供 （5）災害情報の広報等への掲載等 （6）その他前各号に掲げるもののほか必要な事項
（協力要請の手続き） 第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式による要請書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。 （1）災害の状況及び対応状況 （2）協力を要請する理由 （3）協力の内容 （4）協力の期間 （5）所管施設及び用地の提供要請にあつては、使用目的及び場所等
（協力の実施） 第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請をうけたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。 （経費の負担） 第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。
（災害情報等連絡体制の整備） 第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制の整備について協議するものとする。 （防災訓練への参加） 第7条 甲及び乙は、相互に主催する防災訓練等に参加することができる。
（情報の交換） 第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行なう。
（連絡責任者） 第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては小野市総務部総務課長、乙においては小野郵便局総務課長とする。

(協 議)

第 1 0 条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 1 2 年 2 月 1 6 日

甲 小野市	小 野 市 長
乙 小野市内郵便局	小 野 郵 便 局 長

第 1 編 総 則
第 2 編 災害予防
第 3 編 地 震
第 4 編 風水害等
第 5 編 原子力
第 6 編 南海トラフ
第 7 編 復旧・復興
第 8 編 資 料

第1編 総則	4-2 緊急時における生活物資確保に関する協定書（コープこうべ） 緊急時における生活物資確保に関する協定書 小野市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。
第2編 災害予防	（目的） 第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、小野市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。
第3編 地震	（法令の遵守） 第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守しなければならない。 （緊急時の認定） 第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議のうえ、甲が行うものとする。
第4編 風水害等	（生活物資の指定） 第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、指定できるものとする。 （情報交換） 第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、小野市内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、緊急時に備えるものとする。 2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。
第5編 原子力	（緊急時の体制） 第6条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。 2 乙は、前項の通知を受けたときは、乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を、乙の店舗を拠点にして行うものとする。
第6編 南海トラフ	（生活物資の確保） 第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。 2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。 3 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続き等については、甲及び乙協議のうえ、別に定めるものとする。
第7編 復旧・復興	（情報提供） 第8条 甲及び乙は、緊急時に際し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。 （支援体制の整備） 第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体勢の整備に努めるものとする。
第8編 資料	（その他） 第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

附 則

この協定は、平成12年11月14日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成12年11月14日

(甲) 小 野 市 小 野 市 長
(乙) 生活協同組合コープこうべ 組合長理事

別表第1（第4条関係）
生活物資

小 麦 粉	醬 油	上 白 糖
食 用 油	育 児 用 粉 ミ ル ク	灯 油
ちり紙及びトイレットペーパー	ノ ー ト ブ ッ ク	パ ン
ハ ム	イ ン ス タ ン ト 麵	魚 肉 缶 詰
容 器 入 り 飲 料 水	洗 剤 及 び 石 鹼	ポ リ バ ケ ツ
飲 料 用 ポ リ タ ン ク	乾 電 池	懐 中 電 灯
カセットガスボンベ・カセット式ガスコンロ	ゴ ミ 袋	ラ ッ プ
ロ ー ソ ク	軍 手	運 動 靴
タ オ ル	紙 お む つ	紙 コ ッ プ 及 び 紙 皿
生 理 用 品	毛 布	肌 着

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－3
災害時における支援協力に関する協定書（セッツカートン株）

災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と セッツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）
第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）
第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
2 前項に定めるもののほか、甲は、乙の小野工場において、被災者に対し、水道水、トイレ等を提供するよう、乙に協力を要請することができる。

（物資の種類）
第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。
(1) 段ボール製品（段ボールシート及び、段ボールケース）
(2) その他乙の取扱商品

（物資の価格）
第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）
第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（経費の負担）
第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）
第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）
第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

甲 小野市王子町806—1
小野市
小野市長

乙 大阪市西淀川区御幣島2丁目15番28号
みてじまグリーンビル 5F
セツカートン株式会社
代表取締役社長

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

4－4 災害時における支援協力に関する協定書（イオンリテール㈱）

災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）
第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）
第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。
(1) 乙の所有又は管理する駐車場および映画館等を一時避難場所として被災者に提供すること。
(2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
(3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）
第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。
(1) 食料品
(2) 食器類
(3) 日用品
(4) その他乙の取扱商品

（物資の価格）
第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡し）
第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（経費の負担）
第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）
第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）
第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

- 甲

小野市王子町806-1
小野市
小野市長
- 乙

大阪市福島区海老江1丁目23号
イオンリテール株式会社
取締役兼常務執行役員
西近畿カンパニー支社長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－5
災害時における支援協力に関する協定書（北播磨建設業協会）

災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と北播磨建設業協会小野支部（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）
第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策業務（以下、「業務」という。）の応援について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）
第2条 甲は、業務のため、乙所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要となった場合は、乙に対して、様式1による要請書により、次に掲げる事項を明らかにして、乙に業務の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
（1） 災害の状況及び業務内容
（2） 応援を必要とする建設資機材等の車種、及び人員
（3） 応援を必要とする日時、場所及び期間
（4） 甲の現場責任者
（5） その他必要な事項
2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。
（1） 乙の所有又は管理する駐車場等を、一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供すること。
（2） 乙の施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
（3） 乙の施設において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（業務の内容）
第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は次の業務とする。
（1） 災害時における建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
（2） 災害時における建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業。
（3） その他甲が必要と認める業務

（協 力）
第4条 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供又は貸与するものとする。

（報 告）
第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2による報告書を速やか に甲に提出するものとする。ただし、報告書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。
（1） 災害の状況及び業務内容。
（2） 応援に従事した事業者名並びに建設資機材等の車種、台数及び人員
（3） 応援に従事した日時、場所及び期間
（4） 現場責任者
（5） その他必要な事項

（費用の負担）
第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。費用の算出方法については、災害の発生した直前の当該地域における通常の実費用を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

(損害の負担) 第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。	第1編 総則
(経費の負担) 第8条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。	第2編 災害予防
(補償) 第9条 この協定に基づいて業務に従事した者は、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。	第3編 地震
(適用) 第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。 ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。 なお、乙所属会員の変更等があった場合は、その都度甲に報告するものとする。	第4編 風水害等
(協議) 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。	第5編 原子力
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。	第6編 南海トラフ
平成25年6月18日	第7編 復旧・復興
甲 小野市王子町806―1 小野市長	第8編 資料
乙 北播磨建設業協会小野支部 支部長	

様式1（第2条関係）

建設資機材等応援要請書

1 災害の状況及び業務内容（緊急人命救助、緊急輸送道路等の確保、その他）

2 応援を必要とする建設資機材等の種別及び数量

資機材種別名等	数量	単位	備考

3 応援を必要とする日時、場所及び期間

（1）派遣希望日時

（2）派遣先

（3）派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

年 月 日

北播磨建設業協会小野支部 支部長 様

小野市長

小野市担当者：所属_____ 氏名_____ 電話番号_____

様式2（第5条関係）

建設資機材等応援報告書

1 災害の状況及び業務内容（緊急人命救助、緊急輸送道路等の確保、その他）

2 応援に従事した事業者名並びに建設資機材等の種別及び数量

事業所名	資機材種別名等	数量	単位	備考

3 応援に従事した日時、場所及び期間

（1）派遣希望日時

（2）派遣先

（3）派遣期間

4 現場責任者

5 その他必要な事項

年 月 日

小野市長 様

北播磨建設業協会小野支部 支部長

小野市担当者：所属_____ 氏名_____ 電話番号_____

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	4-6 災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書 災害時要援護者の福祉避難所として介護保険施設等と市の協力体制に関する協定書 (趣旨) 第1条 この協定は、地震、風水害等の災難（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、小野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）が福祉避難所として開設並びに福祉避難所間での協力を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。
第2編 災害予防	(定義) 第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の利用基準に該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。
第3編 地震	(1) 介護保険の要介護認定者 (2) 障害者手帳所持者 (3) 上記に準じる者で、市が認めた者 (施設の使用の要請及び受諾)
第4編 風水害等	第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。 (避難施設)
第5編 原子力	第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。 (1) 介護保険施設 (2) 障害者支援施設 (手続等)
第6編 南海トラフ	第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。 (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先 (2) 身元引受人の氏名、連絡先等 (3) 使用する期間 (4) その他必要と認める事項 (避難者の移送)
第7編 復旧・復興	第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。 (物資の調達及び介護支援者の確保)
第8編 資料	第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。 (経費の負担)
	第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。 (受入れ可能人員等)

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新

されるものとする。

(疑義の解決)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 1 9 日

(甲) 小野市王子町 8 0 6 番地の 1
小野市

小野市長

(乙)

第 1 編 総 則
第 2 編 災 害 予 防
第 3 編 地 震
第 4 編 風 水 害 等
第 5 編 原 子 力
第 6 編 南 海 ト ラ フ
第 7 編 復 旧 ・ 復 興
第 8 編 資 料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－7 災害時における支援協力に関する協定書（兵庫県LPガス協会東播支部）

災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部（以下「乙」という。）は、小野市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第1条 災害時において甲がLPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）を必要とする時は、甲は乙に対して要請書（様式1）により避難所等への供給について協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガス等を優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）
第2条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ、引き取るものとする。

（安全点検の実施）
第3条 乙はLPガスを供給するときは、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。
（経費の負担）
第4条 乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとし、価格は災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

（災害時の情報提供）
第5条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。
（情報の交換）
第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。
（1） 甲及び乙は、連絡責任者を定め、様式2により報告するものとする。
（2） 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）
第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第9条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 3月24日

- 甲

小野市王子町806番地の1
小野市
代表者 小野市長
- 乙

加西市北条町横尾804番地
一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部
代表者 支部長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則	4－8 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（エープライド株） 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定 小野市（以下「甲」という。）とエープライド株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。
第2編 災害予防	（目的） 第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。
第3編 地震	（協力の要望） 第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要になった場合は、要求書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。 （1） 災害の状況及び応援を要請する事由 （2） 応援を必要とする物品の名称及びその数量 （3） 物品を供給する場所及び期間 （4） その他必要な事項
第4編 風水害等	（協力の実施） 第3条 乙は、前条の要望を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。
第5編 原子力	（物品の種類） 第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 簡易トイレ （2） 移動式仮設シャワー室 （3） その他取り扱い商品
第6編 南海トラフ	（物品の価格） 第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害が発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。 （補償） 第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。
第7編 復旧・復興	（平時の活動） 第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。 （連絡責任者） 第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これをお互いに通知するものとする。
第8編 資料	2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。 （協議） 第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。 2 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(有効期間)

第10条 この協定は、令和3年 5月 1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 5月 1日

甲 小野市中島町531
小野市
小野市長

乙 姫路市白浜町宇佐崎南2丁目92
エープライド株式会社
代表取締役

第1編 総則	4－9 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定（㈲オーディテック） 災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定 小野市（以下「甲」という。）と有限会社 オーディテック（以下「乙」という。）とは、災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。
第2編 災害予防	（目的） 第1条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかに、かつ円滑な応急トイレ対策を行い、市民生活の保健及び環境衛生を維持し、生活の早期安定を図ることを目的とする。
第3編 地震	（協力の要望） 第2条 甲は、災害時における応急措置のため、災害用トイレ等の物品の調達が必要になった場合は、要求書（様式第1号）をもって乙に物品の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。 （1） 災害の状況及び応援を要請する事由 （2） 応援を必要とする物品の名称及びその数量 （3） 物品を供給する場所及び期間 （4） その他必要な事項
第4編 風水害等	（協力の実施） 第3条 乙は、前条の要望を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに物品の供給を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。
第5編 原子力	（物品の種類） 第4条 乙が供給する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 簡易トイレ （2） 移動式仮設シャワー室 （3） その他取り扱い商品
第6編 南海トラフ	（物品の価格） 第5条 乙が甲に供給した物品の価格は、災害が発生した直前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。 （補償） 第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。
第7編 復旧・復興	（平時の活動） 第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。 （連絡責任者） 第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これをお互いに通知するものとする。
第8編 資料	2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時において、災害の状況等について相互に、かつ緊密に連絡を取り合うものとする。 （協議） 第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。 2 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成26年6月11日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年6月11日

- 甲 小野市王子町806-1
小野市
小野市長
- 乙 大阪市北区天満橋1丁目6番6号
株式会社 オーディーテック
代表取締役

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－10
災害時における支援協力に関する協定書（兵庫みらい農業協同組合）

災害時における支援協力に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と兵庫みらい農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）
第1条 この協定は、小野市内に地震、風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要望）
第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、時間等を明示した文書別紙（様式1）をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに別紙（様式1）の文書を提出するものとする。
2 事前に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。
（1） 乙の所有又は管理する駐車場等を、一時避難場所として可能な範囲で被災者に提供すること。
（2） 乙の施設において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
（3） 乙の施設において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（物資の種類）
第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙が甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。
（1） 食料品及び日用品の救護物資
（2） その他乙の取扱商品
（3） 応援を必要とする資機材及び人員

（物資の価格）
第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

（物品の引渡し）
第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする
2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別紙（様式2）により報告するものとする。

（経費の負担）
第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（協議）
第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
2 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(有効期間)

第8条 この協定は、平成26年7月30日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年7月30日

甲 小野市王子町806-1
小野市
小野市長

乙 兵庫県加西市玉野町1156番地の1
兵庫みらい農業協同組合
代表理事組合長

4-11 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定（兵庫県行政書士会）

大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

播磨地域の13市9町で構成する播磨広域連携協議会（本協定については、明石市を除く。以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 各市町において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、該当の市町（以下「被災市町」という。）は、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第2条 前条の規定による被災市町の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設け
- (2) 被災市町への乙の会員の派遣
- (3) その他被災市町が必要と認める業務

（要請手続等）

第3条 第1条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を被災市町に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、被災市町の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第1条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来さないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第6条 被災市町の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には、相談者が負担するものとする。

（損害の補償）

第7条 被災市町の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、被災市町は負担を負わないものとする。

（情報交換及び協議）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年（2016年）10月1日

- 甲
 播磨広域連携協議会
 姫路市長
 相生市長
 加古川市長
 赤穂市長
 西脇市長
 三木市長
 高砂市長
 小野市長
 加西市長
 宍粟市長
 加東市長
 たつの市長
 多可町長
 稲美町長
 播磨町長
 市川市長
 福崎町長
 神河町長
 太子町長
 上郡町長
 佐用町長
- 乙
 兵庫県行政書士会
 会長

第1編 総則	4－12 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書（藤本食品㈱） 災害時における食料品等の物資供給に関する協定書 小野市（以下「甲」という。）と藤本食品株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における食料品等の物資供給に関する協定を次のとおり締結する。
第2編 災害予防	（目的） 第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、食料品等の物資供給について、必要な事項を定めるものである。 （協力の要請） 第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
第3編 地震	（物資の種類） 第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の兵庫工場及び大島工場の可能な範囲で供給を行うものとする。 （1） 食料品 （2） その他乙の取扱商品
第4編 風水害等	（物資の価格） 第4条 乙が、第2条に規定する協力により供給した物資の価格は、供給時直前における乙の市販価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。 （物資の引取り） 第5条 物資は、甲が乙の指定する場所において、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。
第5編 原子力	（経費の負担） 第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。 （有効期間） 第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに3年間延長されるものとし、以降もこの例による。
第6編 南海トラフ	（協議） 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。
第7編 復旧・復興	この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。 平成30年10月20日
第8編 資料	甲 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市 小野市長 乙 和歌山県岩出市中島928番地 藤本食品株式会社 代表取締役社長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則	4－13 災害時におけるボランティア支援に関する協定書（小野ライオンズクラブ、小野ひまわりライオンズクラブ）
第2編 災害予防	災害時におけるボランティア支援に関する協定書 （目的） 第1条 小野市（以下「甲」という。）と小野ライオンズクラブ及び小野ひまわりライオンズクラブ（以下「乙」という。）は、被災地支援において活動するボランティアを支援するため、必要な事項を定めるものとする。 （支援の要請） 第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる支援の必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとし、乙は、可能な限り要請に応じるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。
第3編 地震	また、乙は、ボランティアセンター設置を行う小野市社会福祉協議会とボランティア受け入れ状況やそれに伴う必要な物資等の相互連携を図り、円滑なボランティア支援に資することとする。 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。
第4編 風水害等	（支援の内容） 第3条 本協定により、甲が、乙に対し、協力を要請する支援の内容は次のとおりとする。 （1） ボランティア活動のための資機材の提供 （2） ボランティアへの飲食提供 （3） その他ボランティアの活動支援にかかること （4） 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項
第5編 原子力	（支援の実施） 第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、可能な範囲において、ボランティアに対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。
第6編 南海トラフ	（経費の負担） 第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙が負担するものとする。
第7編 復旧・復興	（情報の交換） 第6条 甲は、小野市社会福祉協議会からボランティアセンター設置の報告を受け、支援が必要な場合に乙に支援要請及び情報提供を行うものとする。支援内容、数量などの詳細な情報交換は乙と小野市社会福祉協議会で行うものとする。 2 甲、乙及び小野市社会福祉協議会は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。
第8編 資料	（有効期間） 第7条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月27日

(甲) 小野市王子町806番地の1
小野市

小野市長

(乙) 小野市王子町800番地の1
小野ライオンズクラブ

会長

小野市王子町800番地の1
小野ひまわりライオンズクラブ

会長

小 安 第 号
令和 年 月 日

小野ライオンズクラブ
会 長 様

小野市長

小野ライオンズクラブ災害時におけるボランティア支援要請書

「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり災害時ボランティアに関する支援を要請します。

記

支援開始希望時期： 年 月 日

支援要請内容 (1) ボランティアセンターにてボランティアへの飲食提供
(希望するものに○) (2) ボランティア活動のための資機材の提供
(3) その他ボランティアの活動支援にかかること
(4) 前各号に掲げるもののほかに、特に要請のあった事項

()

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－14 株式会社日本管財環境サービスとの災害時応援協定書

株式会社日本管財環境サービスとの災害時応援協定書

小野市（以下「甲」という。）と株式会社日本管財環境サービス（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他非常の事態（以下「災害等」という。）の発生時又は発生するおそれがある場合の応援業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

- (目的)
- 第1条 この協定は、小野市水道部が所管する給水区域内において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その応急対策及び復旧対策に係る応援業務（以下「応援業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲は、災害等の発生時又は発生するおそれがある場合において、応援業務が必要であると認める場合は、乙に対し要請することができるものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

- (応援業務の内容)
- 第2条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。
- (1) 甲が行う給水活動の支援(給水拠点での給水活動及び人員整理等)
- (2) 水道開閉栓作業(宅内漏水時等の止水栓開閉作業等)
- (3) 市民からの電話対応(災害等に係る問合せ対応等)
- (4) 災害情報等の収集
- (5) 市民への広報活動
- (6) 水道施設（小野市水道総合管理システム業務委託契約・浄水場運転管理業務委託仕様書に定める範囲に限る。）の応急復旧
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請があったもの

- (応援業務の要請)
- 第3条 甲は、乙の応援業務が必要であると認める場合は、乙に対し次に掲げる事項を記載した「応援業務要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）により、応援要請するものとする。ただし、緊急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに要請書を送付するものとする。
- (1) 災害等の状況、応援業務を要請する理由
- (2) 必要とする人員
- (3) 応援業務の実施場所
- (4) 応援業務の実施期間
- (5) 応援業務の内容
- (6) その他必要な事項

- (応援職員の派遣)
- 第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、乙の地域防災計画、事業継続計画等を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う応援業務に協力するものとする。
- 2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者を配置するものとする。

- (応援業務の実施報告)
- 第5条 乙は、第4条に基づく甲の要請により、応援業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「応援業務実施報告書」（様式第2号。以下「報告書」という。）に業務の実施が確認できる書類を添付し報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、口頭その他の方法により報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。
- (1) 応援業務の実施場所及び実施期間
- (2) 応援業務の実施内容
- (3) 応援業務に従事した者の氏名
- (4) 応援業務に資機材等を使用した場合その内訳等

(5) その他必要な事項	第1編 総則
(費用の負担) 第6条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用のうち、甲の費用負担分は、乙から提出された報告書の内容を確認し、甲乙協議の上決定するものとする。 2 乙は前項の規定により決定した甲の費用負担分を請求するものとし、甲は当該請求に基づき乙に支払うものとする。	第2編 災害予防
(労災補償) 第7条 乙に所属する職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。 (有効期間) 第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文面による協定解除の通知をしない限り、小野市水道総合管理システム業務委託契約（水道お客様センター業務及び浄水場運転管理業務）に定める契約期間内において、その効力は継続するものとする	第3編 地震
(その他) 第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。 この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。 平成31年4月1日	第4編 風水害等
甲 兵庫県小野市王子町806番地の1 小野市 小野市長	第5編 原子力
乙 兵庫県西宮市池田町9番7号 株式会社日本管財環境サービス 代表取締役	第6編 南海トラフ
	第7編 復旧・復興
	第8編 資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－15 災害時応援協定書（小野上下水道工業協同組合）

災害時応援協定書

小野市（以下「甲」という。）と小野上下水道工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震風水害その他非常の事態（以下「災害等」という。）の発生時又は発生するおそれがある場合の応援業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

- (目的)
- 第1条 この協定は、小野市水道部が所管する給水区域内において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て実施する、応急対策及び復旧対策に係る応援業務（以下「応援業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲は、災害等の発生時又は発生するおそれがある場合において、応援業務が必要であると認める場合は、乙に対し要請することができるものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

- (対象となる災害等)
- 第2条 この協定の対象となる災害等とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他大規模な事故とする。
- 2 この協定の対象となる応援業務は、小野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び小野市上下水道事業業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）に基づき、甲が乙に要請する業務とする。

- (応援業務の内容)
- 第3条 乙が行う応援業務は次のとおりとする。
- (1) 運搬給水活動
- (2) 応急仮設給水活動
- (3) 応急復旧工事
- (4) 応急復旧資材の調達及び輸送
- (5) その他甲が必要と認める応急作業

- (応援業務の要請)
- 第4条 甲は、乙の応援業務が必要であると認める場合は、乙に対し、「応援業務要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）により、応援要請するものとする。ただし、緊急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに要請書を送付するものとする。

- (応援職員の派遣)
- 第5条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、甲の地域防災計画、業務継続計画を遵守し、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員等を出動させ、甲が行う応援業務に協力するものとする。
- 2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者を配置するものとする。

- (応援業務の実施報告)
- 第6条 乙は、第4条に基づく甲の要請により、応援業務を実施した場合は、甲に対し、「応援業務実施報告書」（様式第2号。以下「報告書」という。）に業務の実施が確認できる書類を添付し報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、口頭その他の方法により報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

- (費用の負担)
- 第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用のうち、甲の費用負担分は、乙から提出された報告書の内容を確認し、甲乙協議の上決定するものとする。
- 2 乙は前項の規定により決定した甲の費用負担分を請求するものとし、甲は当該請求に基づき乙に支払うものとする。

(労災補償)

第8条 乙に所属する者が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙に所属する組合員の労災保険により補償するものとする。

(協力体制)

第9条 この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、乙は、この協定の締結に際し次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。

- (1) 連絡体制（連絡担当者、休日・夜間連絡先を含む連絡先等）
- (2) 技術職員名簿
- (3) 保有建設資機材等（建設機械、建設機械運転有資格者等）

2 乙は、前項に基づく提出資料の記載内容に変更が生じ、甲が必要と認めた場合は速やかに、変更後の資料を甲に提出するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文面による協定解除の通知をしない限り、その効力は継続するものとする

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和元年10月21日

甲 兵庫県小野市王子町806番地の1
小野市
小野市長

乙 兵庫県小野市下大部町956-1
小野上下水道工業協同組合
理事長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－16
大規模災害時における災害時応援協定に関する覚書（NECネットエスアイ㈱）

大規模災害時における災害時応援協定に関する覚書

災害時の迅速、確実な情報伝達によって、小野市民の安全安心な生活の保持することを目的とした「小野市災害時緊急情報伝達システム整備業務委託」において構築したシステム（以下、「システム」という。）を最大限に活用するため、小野市（以下、「甲」という。）とNECネットエスアイ株式会社（以下、「乙」という。）は、大規模災害時における支援協力について、次のとおり覚書を締結する。

(趣旨)
第1条 この覚書は、大規模災害発生時において、甲が実施する災害活動に乙が協力する場合に必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害と支援協力を行う期間)
第2条 この覚書の対象とする大規模災害と支援協力を行う期間は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 大規模地震災害 小野市における震度5弱以上の地震の発生から小野市災害対策本部の閉鎖まで
(2) 大規模風水害 避難勧告発令から災害対策本部の閉鎖まで
(3) その他前2号に準ずる大規模な災害 避難勧告発令から小野市災害対策本部の閉鎖まで

(支援協力の内容)
第3条 支援協力の内容は次の各号に掲げるものとする。
(1) 乙は、システムのIP放送卓およびIP受信機で使用するネットワイヤレスデータ通信サービスにおいて、甲が前条の期間中にデータ使用量の上限を超え、追加で発生するデータ通信料金を無償とする。ただし、災害救助法の適用災害となり、当該料金が兵庫県の支弁若しくは国庫負担により支払われる場合は、前条の期間中のものであっても、甲は乙に実質使用分の料金を支払うものとする。
(2) 乙は、可能な限りの人的支援活動およびシステム運営に係る技術的支援を行うものとする。

(支援の実施)
第4条 前条の支援協力は、乙の自衛災害活動または他の応援協定に基づく応援活動、その他事業運営を阻害しない範囲において行うものとする。
2 前条第2号に定める技術的支援の実施時期及び区域は、第2条の定めにかかわらず、乙の判断により変更することができる。

(経費の負担)
第5条 乙が支援協力の実施に伴い要した経費は、乙の負担とする。

(協議)
第6条 この覚書に疑義が生じたときは又は、この覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)
第7条 この覚書の有効期限は、覚書締結日から1年とする。ただし、有効期限の満了する2ヶ月前までに甲乙いずれからも、この覚書についての変更または締結解除の意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に有効期限を延長し、以降も同様とする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

附 則

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名捺印のうえ各自1通を保管する。

令和元年12月26日

- 甲 兵庫県小野市王子町806番地の1
小野市
小野市長
- 乙 神戸市中央区東町126番地
NECネットエスアイ株式会社 神戸支店
支店長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－17
災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー㈱）

災害に係る情報発信等に関する協定

小野市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）
第1条 本協定は、小野市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が小野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（本協定における取組み）
第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
（1） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること
（2） 甲が、小野市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
（3） 甲が、小野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
（4） 甲が、災害発生時の小野市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
（5） 甲が、小野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること
2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）
第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）
第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）
第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）
第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年1月20日

(甲) 小野市王子町806番1号
小野市
小野市長

(乙) 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－18
災害時復旧支援業務協定書（新明和工業㈱）

災害時復旧支援業務協定書

小野市（以下「甲」という。）と新明和工業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害などの自然災害その他不測の事態（以下「災害等」という。）が発生し、甲の管理する下水道施設が被災したときに実施する復旧支援業務に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、災害等が発生し、甲の管理する下水道施設が被災した場合、乙が行う災害時復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、被災した下水道施設機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

（対象となる災害等）
第2条 この協定の対象となる災害等は、次の各号に定めるものとする。
（1） 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
（2） 事故等の人為災害その他不測の事態

（復旧支援業務の要請）
第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
（1） 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
（2） その他甲乙間で協議し必要とされる業務
2 甲は、乙の復旧支援協力が必要であると認める場合は、乙に対し、「復旧支援業務要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）により、復旧支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、口頭その他の方法により要請し、後日速やかに要請書を送付するものとする。

（復旧支援職員の派遣）
第4条 乙は、前条の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を対応可能な範囲で遂行しなければならない。
2 前項に規定する業務を行うにあたり、乙は甲の職員の指示に従うものとする。
3 甲及び乙は、災害情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者を配置するものとする。

（応援業務の実施報告）
第5条 乙は、第3条に基づく甲の要請により、復旧支援業務を実施した場合は、甲に対し、「復旧支援業務実施報告書」（様式第2号。以下「報告書」という。）に業務の実施が確認できる書類を添付し報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、口頭その他の方法により報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）
第6条 この協定に基づき、乙が行った復旧支援業務に要した費用のうち、甲の費用負担分は、乙から提出された報告書の内容を確認し、甲乙協議の上決定するものとする。
2 乙は前項の規定により決定した甲の費用負担分を請求するものとし、甲は当該請求に基づき乙に支払うものとする。

（労災補償）
第7条 乙に所属するものが応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（協力体制）
第8条 この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、乙は、連絡体制表（連絡担当者、休日・夜間連絡先を含む連絡先等を記載したもの）を甲に提出するものとする。
2 乙は、前項に規定する連絡体制表の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の連絡体制表を甲に提出するものとする。

(協定期間)
第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文面による協定解除の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(その他)
第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙が記名捺印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和2年3月11日

甲 兵庫県小野市王子町806-1
小野市
小野市長

乙 大阪市淀川区宮原3丁目3番31号
上村ニッセイビル
新明和工業株式会社
流体事業部 営業本部 関西支店
支店長

第1編 総則	4－19 災害時における物資優先支援に関する協定書（兵庫県石油商業組合） 災害時における物資優先支援に関する協定書 小野市（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合 小野ブロック（以下「乙」という。）とは、災害時における物資優先支援に関する協定を次のとおり締結する。
第2編 災害予防	（目的） 第1条 この協定は、小野市内に地震・風水害等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が、乙の協力を得て優先的に防災拠点、避難施設、公用車等へ各石油燃料等の供給、支援を受け、甲が被災者に対する応急救済に係る防災活動を迅速に行えるよう必要な事項を定めるものである。
第3編 地震	（協力の要請） 第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
第4編 風水害等	（物資の種類） 第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。 (1) ガソリンレギュラー (2) ガソリンハイオク (3) 軽油 (4) 灯油 (5) 重油 (6) その他取扱商品
第5編 原子力	（物資の価格） 第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、甲と締結を行っている「燃料単価契約書」に基づく販売価格とする。
第6編 南海トラフ	（物資の引渡し） 第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。 （経費の負担） 第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。また、納入等に係る運賃及び諸経費等は乙の負担とする。
第7編 復旧・復興	（有効期間） 第7条 この協定の期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。
第8編 資料	（協議） 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月1日

甲 小野市中島町531番地
小野市
小野市長

乙 兵庫県石油商業組合
小野ブロック長

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則	4-20 災害時における物資供給に関する協定（㈱ナフコ） 災害時における物資供給に関する協定 兵庫県小野市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。
第2編 災害予防	（趣旨） 第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。
第3編 地震	（要請） 第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとき は、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。 （1） 兵庫県小野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 （2） 兵庫県小野市以外の災害対応のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。
第4編 風水害等	（協力） 第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。 （調達物資の範囲） 第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。 （1） 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資 （2） その他甲が指定する物資
第5編 原子力	（要請の方法） 第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。
第6編 南海トラフ	（要請に基づく乙の措置） 第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。 （価格） 第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。
第7編 復旧・復興	（運搬および引渡し） 第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
第8編 資料	3 甲は、前項の職員の派遣を兵庫県小野市長その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。 （車両の通行） 第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)
第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)
第11条 この協定に関する連絡責任者は、事務担当者名簿（別紙②）のとおりとする。

(担当者名簿の作成)
第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)
第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)
第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)
第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年6月1日

甲 兵庫県小野市中島町531
小野市
小野市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－2 1 災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定書（株ハローズ）

災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小野市内で地震・風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲と乙との災害時の物資提供、応急対策活動等に関する協定（以下「本協定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- （1） 乙の保有する応急対策に要する食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）を、甲へ供給すること。
（2） 甲がコミセンおのを避難所として開設したとき、乙はハローズ小野店において廃棄伝票起票済みで消費期限が残っている商品等（弁当、お惣菜、おにぎり、パン、飲み物等）を可能な範囲において、甲へ無償提供すること。
（3） 甲が警戒レベル3以上の避難情報を発したとき、乙に付随する駐車場等を地域住民及び帰宅困難者の一時避難場所として乙の業務に支障がない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。また、避難者に空きスペースやトイレを無償で使用させること。
（4） 前各号に掲げるもののほか、災害時に応急活動として必要と認めること。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。
3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項第1号の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、食料等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、次の各号に掲げる事項を口頭、電話等により通達することをもって替えることができる。

- （1） 災害の状況及び応援を必要とする事由
（2） 応援を必要とする種類と数量
（3） 引渡の方法及び引渡場所
（4） その他必要とする事項

- 2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに要請書を提出するものとする。
（食料等供給の協力実施）

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（品目等の決定および引取）

第5条 第2条第1項第1号の規定により供給される食料等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、原則として別表第1に掲げる物資のうちから、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した食料等の引取り及び第2条第1項第2号の規定により供給される商品等は、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに食料等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が食料等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

- 2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の食料等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条第1項第1号の規定により、乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、原則として、甲が負担するものとする。

- 2 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

- (連絡責任者)
- 第9条 甲および乙は、本協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。
- 2 甲及び乙は、本協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
- 3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。
- (負傷等の補償)
- 第10条 本協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲又は乙は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。
- (有効期間)
- 第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。
- (庶務窓口)
- 第12条 本協定の庶務窓口は、甲にあっては小野市市民安全部防災グループ、乙にあっては株式会社ハローズ小野店とする。
- (協議)
- 第13条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年5月20日

甲 兵庫県小野市中島町531番地
小野市
小野市長

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ
代表取締役社長

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

4－22 災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書（関西電力送配電㈱）

災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書

小野市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合における道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第1条 本覚書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第2条 本覚書は、甲が管理する道路の啓開を行う際に、乙の電気設備が支障となる場合及び乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

（運用方法）
第3条 支障となる障害物の移動その他必要な措置（以下「移動作業」という。）は『道路啓開に向けた連携フロー』に基づき実施する。

（費用負担）
第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用を、それぞれ実施した者が負担する。

（損失補償）
第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、自らの責任において処理解決に当たるものとする。
2 第3条に基づいて実施した事項に起因する、障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲又は乙の責に帰するもの以外は、移動作業の実施者が第三者に対する窓口となり、損害賠償等に対する費用負担については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

（意見交換）
第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換等を行い、双方合意のうえ必要に応じて本覚書及び『道路啓開に向けた連携フロー』の変更を行うものとする。

（有効期間）
第7条 本覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）
第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。
本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月12日

甲 兵庫県小野市中島町531番地
小野市
小野市長

乙 兵庫県姫路市十二所前町117番地
関西電力送配電株式会社 兵庫支社
播磨・但馬担当支社長

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－23 災害時における連携協力に関する協定書（兵庫県弁護士会）

災害時における連携協力に関する協定書

兵庫県小野市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、小野市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小野市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（相談業務従事者の派遣要請）

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第6条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第7条 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第5条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第8条 乙は、第5条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第9条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第10条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（日当等）

第11条 第5条及び第9条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第12条 乙が、災害等の状況に照らし、第4条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第6条及び第7条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第13条 甲は、乙が第4条(第12条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から2027年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに5年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方署名押印の上各1通を保有する。

令和4年11月7日

甲 小野市中島町531
小野市
小野市長

乙 神戸市中央区橋通1-4-3
兵庫県弁護士会
会長

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－24
災害時における物資輸送業務に関する協定書（三平運送株）

災害時における物資輸送業務に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と三平運送株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、支援物資等（以下「物資等」という。）の輸送業務に関して、以下のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

- (趣旨)
- 第1条
本協定は、災害時において、乙の甲に対する協力に関し必要な事項について定める。
- (協力の要請)
- 第2条
災害時において、甲が乙に協力を要請する業務（以下「災害業務」という。）は、次のとおりとする。
- (1)
甲が災害時に開設する物資等の集積場所から甲が指定する場所への物資等の輸送

(2)
その他、特に甲が要請する業務
- (協力の実施)
- 第3条
乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障を来さない範囲において、可能な限り受諾するものとする。
- (要請の方法)
- 第4条
甲は、災害が発生し、乙の協力を必要と判断するときは、乙に対し、協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合、その他やむを得ない場合は口頭で要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。
- (経費の負担)
- 第5条
本協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費は、甲が負担する。
- 2
前項に規定する経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書（様式第2号）に基づき、災害等が発生する直前における運賃・料金及び輸送等に要した経費を基準として、甲乙協議のうえ、決定する。
- (旅客及び第三者に対する責任等)
- 第6条
乙は、第2条により要請された業務の運行に際し、乙の責任に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。
- (平常時の活動)
- 第7条
甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとする。
- 2
乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、災害時に備えるものとする。
- (有効期間)
- 第8条
本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。
- 2
前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからの特段の申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- (協定の変更及び解除)
- 第9条
本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。
- (その他)
- 第10条
本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月26日

- 甲

小野市中島町531番地
小野市
小野市長
- 乙

小野市高田町1836番地の137
三平運送株式会社
代表取締役

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

4－25 災害時等における食料物資の供給に関する協定書（西嶋パン㈱）

災害時等における食料物資の供給に関する協定書

小野市（以下「甲」という。）と西嶋パン株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時等における食料物資の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）
第1条 この協定は、小野市内で地震・風水害その他の大規模災害などの発生等により、パン等の食料物資（以下「パン等」という。）の供給が緊急的に必要となった場合（以下「災害時等」という。）において、甲と乙との本協定に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）
第2条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。
1 乙の保有するパン等を甲へ供給すること。
2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、乙の保有する原材料でパン等を製造し、甲へ供給することとする。
3 甲および乙は、前各項に定めのない事項について必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）
第3条 甲の乙に対する協力要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行い、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（パン等供給の協力実施）
第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、パン等の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

（パン等の運搬）
第5条 パン等の引き渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員がパン等を確認のうえ、乙からパン等の引き渡しを受けるものとする。
2 パン等の引き渡し場所までの運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする、また、乙は甲に対して必要に応じて運搬の協力を求めることができる。
3 乙は、甲にパン等の引き渡し完了したときは、供給報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（対価及び経費の負担）
第6条 第2条の規定により、乙が供給したパン等の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 協力要請に応じて実施した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（平常時の活動）
第7条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）
第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。
2 甲及び乙は、本協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。
3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（協議）
第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 兵庫県小野市中島町531番地
小野市
小野市長

乙 兵庫県加東市大門340番地の1
西嶋パン株式会社
代表取締役

5 避難指示等の判断・伝達マニュアル

5-1 加古川本流避難判断速見表

判断 レベル	区域 番号	区 域	高齢者 等避難	避難 指示 ※1	避難 指示	備 考
Ⅰ	1-①	下来住町鎌谷神社下流	3.3	4.4	5.0	
		栗生町（島、大畑、森岡）	4.0	4.4	5.0	
Ⅱ	1-②	大島町（西、中） 市場町（広島、太郎太夫、下市場） 池尻町（広島） 檜山町（広島） 下来住町（1区、2区）	4.4	5.0	6.0	
Ⅲ	1-③	栗生町（島、大畑、森岡除く） 西脇町（万願寺川北側川沿） 下来住町（3区、4区） 来住町（舟本） 下大部町（川沿い） 片山町（低地） 大島町（区画整理、東） 市場町（寺脇） 王子町（上溝） 住永町	5.0	5.5	6.0	
Ⅳ	1-④	復井町（金剛寺周辺、保木除く） 青野ヶ原町 河合中町（市営住宅除く） 河合西町 新部町（大寺県道西側除く） 旭町 昭和町（福善寺以西除く） 三和町 西脇町（万願寺川南） 阿形町（低地） 黍田町（低地） 檜山町（室山、山口千代一商店以西） 葉多町（小山ノ下） 垂井町 神明町区画整理 王子町（ふたば家具店以西）	5.5	6.0	6.5	大門橋の橋桁に 流れが当たると判 断すれば、1- ④の河合地区に 高齢者等避難を 発令する。 （急激な上昇が 認められれば、避 難指示を発令す る。）
Ⅴ	1-⑤	高田町 喜多町 古川町（東条川南、東条川北低地	6.0	6.5		

※ 高齢者等避難、避難指示欄の数字は西脇市板波水位とする。

※ 発令判断は西脇市板波の水位により判断するが、西脇市黒田庄町船町の水位を参考にする。

また、大島、大門、古川第2の水位変化も参考にする。

※ 時間当たりの水位上昇を参考に急激な増水については、基準水位到達を待たず、予測に基づき避難判断を行うものとする。

※1 従前の「避難勧告」

5-2 東条川避難判断速見表

判断 レベル	区域 番号	区 域	高齢者等 避難	避難指示 ※1	避難 指示	備 考
I	2-①	小田下町（千歳橋下流）	2.7	2.7 ダム放流	3.83	
II	2-②	池田町（新橋周辺） 菅根町（川沿い） 小田上町（川沿い） 小田下町（川沿い） 船木町（川沿い）	2.7 ダム放流	3.83	3.83 ダム放流	
III	2-③	小田下町（川の北旧県道沿い） 船木町 菅田町（川沿い） 住吉町（川沿い） 久保木町（川沿い） 古川町（川沿い）	3.83	3.83 ダム放流	4.41	
IV	2-④	小田上町（川の南県道沿い） 小田上町（川の北旧県道沿い） 小田下町（川の南県道沿い） 小田下町（川の北処理場周辺） 中番町（町の東低地） 菅田町（町の南高台を除く） 住吉町（川の北保育所以南） 住吉町（川の南菅田橋周辺） 久保木町（町の南高台を除く） 古川町（川の北低地） 古川町（川の南） 喜多町 高田町	3.83 ダム放流	4.41		

※ 高齢者等避難、避難指示欄の数字は加東市吉井水位とする。

※ 発令判断は加東市吉井の水位により判断するが、鴨川ダム、大川瀬ダムの放流量を参考にする。

※1 従前の「避難勧告」

5-3 万願寺川避難判断速見表

判断 レベル	区域 番号	区 域	高齢者等 避難	避難指示 ※1	避難 指示	備 考
I	3-①	栗生町（島、大畑、森岡）	4.0	4.0 上流水位 全て上昇	5.0	
II	3-②	西脇町（川の北低地） 西脇町（川の南川沿い）	4.0 上流水位 全て上昇	5.0	6.0	
III	3-③	西脇町（川の南） 阿形町（低地） 栗生町（県道三木穴栗線以南）	5.0	6.0	6.38	
IV	3-④	栗生町（県道三木穴栗線以北） 三和町 旭町 新部町（井ノ口、小学校周辺） 昭和町（公民館以南）	6.0	6.38		

※ 高齢者等避難、避難指示欄の数字は小野市西脇町万願寺水位とする。

※ 発令判断は小野市西脇町万願寺水位により判断するが、加西市中野、山枝、下里の各水位を参考にする。

5－4
 その他河川避難判断速見表

判断レベル	判 断 基 準	
	警戒調査開始基準	避難判断基準
I	・時間雨量40 ミリを超えた場合 ・日雨量80 ミリを超えた場合	警戒調査を行い調査区域において浸水被害の発生が予測される場合
II	・時間雨量30 ミリ超えが2 時間を超えた場合 ・日雨量が100 ミリを超えた場合	
III	・時間雨量20 ミリ超えが4 時間を超えた場合 ・日雨量が120 ミリを超えた場合	
IV	・時間雨量10 ミリ超えが5 時間を超えた場合 ・日雨量が150 ミリを超えた場合	
※降り始めからの雨量、前日までの降雨状況、季節条件（他の灌水状況、ため池の貯水量等）を考慮し判断する。 ※警戒調査の判断を優先し、現場の判断で高齢者等避難、避難指示を発令する。		

河川名	区域番号	区 域	高齢者等避難	避難指示※1	避難指示	備考
万勝寺川	4－①	万勝寺町畛川橋周辺 長尾町栄橋周辺 長尾町下河原橋周辺 中町中山橋周辺 垂井町垂井小橋周辺 垂井町垂井橋周辺 大島町東 東橋周辺	I	II	III	
	4－②	日吉町川沿い 垂井町（向山、焼山除く） 垂井町区画整理 神明町区画整理 大島町東 市場町寺脇	II	III	IV	
	4－③	万勝寺町川沿い 栄町川沿い	III	IV		
山田川	5－①	山田町 山田橋上流（舟付） 市場町 玉崎橋周辺 市場町 向島橋上流	I	II	III	
	5－②	市場町 神戸電鉄鉄橋下流右岸 市場町 山田川左岸川沿い 市場町 山田川右岸川沿い	II	III	IV	
	5－③	市場町 寺脇、太郎太夫、下市場 大島町 東（万勝寺川左岸）	III	IV		
前谷川	6－①	下来住町 谷川橋下流川沿い	I	II	III	
	6－②	下来住町 前谷川沿い 下来住町 谷川橋下流域	II	III	IV	
	6－③	下来住町1区 前谷川流域 下来住町2区 前谷川流域 下来住町3区 前谷川流域	III	IV		
桜谷川	7－②	榑町 桜谷川沿い 檜山町 桜谷川沿い 檜山町 山口千代一商店以西	II	III	IV	
	7－③	榑町 桜谷川流域 檜山町 桜谷川流域 池尻町広島 市場町広島	III	IV		
大島川	8－①	西本町 湾曲部	I	II	III	大池放水
	8－②	神明町区画整理 大島川沿い 垂井町区画整理 大島川沿い 大島町区画整理 大島川沿い 大島町東 大島川沿い 大島町中 大島川沿い	II	III	IV	大池放水

	8―③	神明町区画整理区域 垂井町区画整理区域 神明町分譲地 片山町 南低地 大島町区画整理区域 大島町東 大島町中 大島町西	Ⅲ	Ⅳ		大池放水
その他	9―①	各河川の川沿い 部分	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
	9―②	各河川の流域部分	Ⅲ	Ⅳ		

5－5 発令判断基準

対象地区	・避難すべき区域の全部
警戒巡視開始	・時間雨量が40mmを超えた場合 ・時間雨量30mm以上が2時間を越えた場合 ・時間雨量20mm以上が4時間を越えた場合 ・時間雨量10mm以上が8時間を越えた場合 ・日雨量が100mmを越えた場合 ・総雨量が200mmを越えた場合
高齢者等避難	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・警戒巡視又は住民等により前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加、小石等の落下、異音）が発見された場合
避難指示	・警戒巡視又は住民等により（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合
緊急安全確保	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見された場合

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

6 浸水想定区域に対する洪水時の対策について

6-1 浸水想定区域

	水系名	河川名	浸水想定区域（範囲）	管理者
①	加古川	加古川	加東市境界（復井町）から加古川市境界（檜山町）まで	国土交通省
②	加古川	東条川	国道175号（古川町）から加古川合流（喜多町）まで	
③	加古川	万願寺川	西脇橋（西脇町）から加古川合流（栗生町）まで	
④	加古川	東条川	加東市境界（中谷町）から国道175号（古川町）まで	兵庫県

6-2 洪水予報等の伝達

洪水予報は気象台及び国土交通省から加古川揖保川に関する洪水予報が発令されており、東条川についても、気象台及び兵庫県により発令される。この情報を迅速かつ確実に住民に伝達する手段は次のとおりである。

水系名	河川名	地区名	伝達手段	留意点
加古川	東条川	下東条	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	東条川には大川瀬ダム、鴨川ダムの放流警報システムが整備されている。
		大部	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	
	加古川	河合	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡 栗生町防災サイレン吹鳴	河合地区の大半が浸水区域であり、迅速な避難指示が必要である。地区外の大部小学校などへの誘導が必要。
		来往	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	西脇町、阿形町は浸水により小野市側への避難が難しくなる。
		市場	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡	中小河川により分断されるので、集落ごとに避難経路が異なる。大島町については地区外の小野小学校等への避難を誘導する。
	万願寺川	来往	消防団車両による広報 市民安全部パトロール車による広報 市公用車による広報 安全安心メールによる広報 区長・自治会長への電話連絡 消防団サイレン吹鳴	西脇町、阿形町は浸水により小野市側への避難が難しくなる。

6-3 浸水想定区域の避難場所

浸水想定区域の避難場所は次のとおりであり地域特性を考慮し、円滑かつ迅速な避難の確保を図ること。

地域名	浸水区域町名	地域特性	避難場所	避難上の注意
河合	復井町 青野ヶ原町 河合中町 河合西町 新部町 旭町 昭和町 三和町 栗生町	青野ヶ原台地を除き大半が浸水区域にある。 洪水危険があれば早期の避難が必要。 避難に時間的余裕がないと判断すれば河合小学校、河合中学校、コミセンかわいなどの2階以上へ避難する。	(早期) 小野特別支援学校 新部町大寺集会所 西山町集会所 復井町集会所 大部小学校 (晩期) 河合小学校 河合中学校 コミセンかわい	加古川から離れる。 栗生川、河合中川、三井堰水路等から離れる。
来住	黍田町	J R市場駅周辺の低地が浸水する。 町内に溜池が点在する。	黍田町公民館 白雲谷温泉ゆひか	加古川から離れる。溜池の決壊に注意。
	来住町 下来住町	加古川、前谷川沿いの低地が浸水する。 山沿いに溜池が点在する。	来住小学校 来住保育所	加古川、前谷川から離れる。溜池の決壊に注意。
	阿形町	公民館周辺の低地が浸水する。 浸水時避難路が浸水し、孤立状態になる。		加古川、万願寺川から離れる。山からの土砂災害に注意。
	西脇町	万願寺川沿いが浸水する。 浸水時避難路が浸水し、加西方面への避難となる。		万願寺川から離れる。山からの土砂災害に注意。
市場	大島町	小野南中学校が浸水区域内にあり、避難所から除外されている。 町内に氾濫危険のある大島川、万勝寺川が流れている。	小野小学校 小野工業高校	加古川、万勝寺川、大島川から離れる。 出来る限り川を渡らない経路で避難する。
	市場町 池尻町 檜山町	加古川沿いの低地が浸水する。 地域内に氾濫危険のある桜谷川、広島川、山田川が流れている。	市場小学校	加古川、桜谷川、広島川、山田川から離れ。 出来る限り川を渡らない経路で避難する。
下東条	池田町 曾根町 小田町 船木町 中番町 菅田町 住吉町 久保木町	東条川沿いの低地が浸水する。 鴨川ダム、大川瀬ダムの放流に伴う増水がある。	コミセン下東条 下東条小学校 中番小学校 旭丘中学校	できる限り川を渡らない経路で避難する。
大部	古川町 喜多町			

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

6－4 国土交通大臣と気象庁が共同で行う洪水予報

【洪水予報の対象区域】

河川名	区	発表者
加古川	(左岸) 加東市多井田字大上48 番地先か海まで (右岸) 加東市上滝野塩谷1 番の1 地先から海まで	姫路河川国道事務所 神戸地方気台

【対象となる基準地点】

河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高 水位
加古川上流	板波	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m	6.10m

【洪水予報の種類、標題と概要】

種類	情報名	発表基準
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水警報（発表）」 又は「洪水警報」	氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報の発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき （避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき （水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
「洪水注意報 (警報解除)」	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき （氾濫危険水位に達した場合は除く）
「洪水注意報解除」	氾濫注意情報解除	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

6-5 国土交通大臣の発する水防警報

【水防警報の対象区間】

河川名	区 域
加古川	(左岸) 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで (右岸) 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川	(左岸) 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流地点まで (右岸) 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流まで
万願寺川	(左岸) 小野市西脇町字古新田林 100 番地先から加古川合流地点まで (右岸) 小野市西脇町字池の尻 792 番地先から加古川合流点まで

【水防警報の対象とする量水標】

河川名	水 防 警 報 の 対 象 と す る 量 水 標				
	量水標	所在地	水 位		
			水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画高 水位
加古川 東条川	国包	加古川上荘町国包	1.50m	2.50m	6.76m
万願寺川	万願寺	小野市西脇町神子ヶ渚	2.90m	3.40m	6.38m

【水防警報の種類】

種 類	区 域
第1段階 (待 機)	水防団の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階 (準 備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出勤等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第3段階 (出 動)	水防団員の出勤の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。
第4段階 (解 除)	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

【水防警報の種類】

河川名	量水標	第1段階 (待 機)	第2段階 (準 備)	第3段階 (出 動)	第4段階 (解 除)
加古川 東条川	国包	氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時

6-6 知事が発する水防警報

【水防警報河川】

ア 一級河川（31河川）

竹田川、左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

イ 二級河川（40河川）

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、利賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大板川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川、

【水防警報の種類】

種 類	区 域
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

【水防警報の発令】

種 類	区 域
1 号 (待 機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団体待機水位（通報水位）、又は通報潮位を〇cm（各県民局においては、河川、海岸毎の特性を考慮して設定）上回り、さらに上昇するおそれがあるとき
2 号 (準 備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m（各県民局等において、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位と氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位の概ね中間～2/3 で設定）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3 号 (出 動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位（警戒水位）、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
4 号 (解 除)	水位又は潮位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（又は当該水位－〇cm）、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1）待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2）水防警報を発表できない場合は、理由に付して関係者に通知する。

7 災害時要援護者施設リスト

7-1 高齢者施設

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
青 山 荘	復井町673 - 20	100	66 - 7305	特別養護老人ホーム
粟生逢花苑	粟生町3610 - 1	54	65 - 2800	特別養護老人ホーム
ふたばの里	二葉町80 - 123	50	70 - 0200	特別養護老人ホーム
なごみの杜	天神町973	54	62 - 0753	特別養護老人ホーム
くつろぎの杜	市場町926-462	100	62 - 1560	特別養護老人ホーム
オパール	復井町916 - 1	70	66 - 0951	老人保健施設
シルバーランド	葉多町261 - 1	50	63 - 5628	老人保健施設
薫楓苑	復井町1741	80	66 - 2020	老人保健施設
グループホームふたば	二葉町80 - 123	9	70 - 0201	認知症対応型共同生活介護施設
グループホーム銀荘	葉多町257 - 1	9	62 - 7835	認知症対応型共同生活介護施設
グループホームこもれび	久保木町1561 - 24	9	64 - 0155	認知症対応型共同生活介護施設
グループホーム まんてん おの南	市場町1080-3	18	62 - 1886	認知症対応型共同生活介護施設
グループホーム くつろぎの杜	市場町926-462	18	62 - 1560	認知症対応型共同生活介護施設
さわらびの郷	西本町572	29	63 - 5701	小規模多機能型居宅介護施設
ふ な き	船木町7-3	25	67 - 0900	小規模多機能型居宅介護施設
まんてん おの南	市場町1080-1	29	62 - 1885	小規模多機能型居宅介護施設
ゆとり庵鹿野	鹿野町2471 - 3	29	70 - 9090	小規模多機能型居宅介護施設
ぬ く 森	久保木町1561 - 24	29	64 - 0155	小規模特別養護老人ホーム
こみなみの家	天神1183 - 79	29	62 - 1111	看護小規模多機能型居宅介護施設
粟生逢花苑 デイサービス	粟生町3610 - 1	25	65 - 2800	通所介護（デイサービス）
さわらびデイサービス センター小野	西本町572	35	62 - 0006	通所介護（デイサービス）
デイサービスセンター あったか家七宝	大島町570 - 4	30	63 - 8805	通所介護（デイサービス）
小 野 市 デイサービスセンター	復井町673 - 20	19	66 - 7305	通所介護（デイサービス）
ふたばの里 デイサービスセンター	二葉町80 - 123	40	70 - 0202	通所介護（デイサービス）
ツクイ小野黒川	黒川町1708 - 1	30	64 - 2500	通所介護（デイサービス）
デイサービス キリン堂	王子町25 - 1	30	63 - 9722	通所介護（デイサービス）
	中町413 - 5	25	62 - 3700	通所介護（デイサービス）
くつろぎの杜 デイサービスセンター	市場町926-462	20	62 - 1560	通所介護（デイサービス）
リハビリセンター スマイルライフ	片山町1475 - 1	10	63 - 2700	地域密着型通所介護 （デイサービス）
デイサービスセンター こみなみ	市場町255	12	62 - 1515	認知症対応型通所介護 （デイサービス）
デイサービスセンター こもれび	久保木町1561 - 24	12	64 - 0155	認知症対応型通所介護 （デイサービス）
オパール	復井町916 - 1	50	66 - 0951	通所リハビリ（デイケア）
シルバーランド	葉多町261 - 1	60	63 - 5628	通所リハビリ（デイケア）
土井リハビリテーション病院	復井町1723 - 2	60	66 - 2119	通所リハビリ（デイケア）
小野病院	天神町973	80	62 - 1803	通所リハビリ（デイケア）
薫楓苑	復井町1741	25	66 - 2020	通所リハビリ（デイケア）
復井診療所	復井町916-12	15	66-7318	通所リハビリ（デイケア）

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

7-2 障害者施設

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備考
小野市立ひまわり園	河合中町82-7	25 (B型) 15 (生介)	66-5181	就労継続支援 (B型) 生活介護
多機能型事業 小野福祉工場	新富町一丁目 1320	30 (A型) 30 (B型)	66-6561	就労継続支援 (A型、B型)
障害者支援施設 小野寄生園	新富町一丁目 1320	40 (生介) 40 (施設) 16 (GH)	66-6121	生活介護、施設入所支援、 短期入所、共同生活援助等
ワークセンターすみれ	古川町字辻の内 26-1	10 (A型) 30 (B型)	62-8802	就労継続支援 (A型、B型)
就労支援事業所宿花	神明町字西畑ケ 235-3 小野神鉄ビル 1F	20 (A型) 20 (B型)	62-1115	就労継続支援 (A型、B型)
WORK SHOP 宿花	市場町715	20	73-8116	就労継続支援 (B型)
どり〜む小野	天神町664-1	20	88-8906	就労継続支援 (B型)
ぶらす	昭和町239	10 (B型) 10 (生介)	60-2766	就労継続支援 (B型)、生活 介護、日中一時
ハレルヤファーム	万勝寺町799	10	67-1193	就労継続支援 (B型)
stella	葉多町328-1	20	60-2692	就労継続支援 (B型)
一般社団法人ひだまり	片山町1082-1	20	88-8211	就労継続支援 (B型)
ハイカ	片山町1033-5	10 (A型) 10 (B型)	70-9025	就労継続支援 (A型、B型)
和み	古川町1109-5	10	70-7997	就労継続支援 (B型)
コスモスの里	広渡町589-2	11	63-8911	生活介護
独立行政法人 国立病院機構 兵庫あおの病院	市場町926-453	5 (生介) 200 (療介) 5 (児発) 5 (放デイ)	62-5533	生活介護、療養介護、短期 入所、日中一時、児童発達 支援、放課後等デイサービ ス、医療型障害児入所支援
るふれ	小田町675-3	20	60-7107	生活介護、日中一時
グループホーム ソレイユ小田	小田町1910-416	8	60-7538	共同生活援助
我が家	育ヶ丘町1474-79	7	82-6004	共同生活援助、短期入所
ソーシャルインクルーホーム 小野敷地町	敷地町1591-8	20	62-2600	共同生活援助、短期入所
フォーリーフ	大島町570-4	20	63-8299	放課後等デイサービス
フォーリーフノース	広渡町433	10	73-8765	放課後等デイサービス
フォーリーフイースト	山田町1354-1	10	70-7234	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス りあんず	天神町字北堂ノ上 1004 番 地 1	10	62-5801	放課後等デイサービス
こどもプラス小野	王子町914-102	10	70-7911	放課後等デイサービス
サザンWinG	片山町1073-1 アーバンおの 1F	10	64-6060	放課後等デイサービス
北播磨こども発達支援室 小野ゆらんこ	敷地町1602-3 Ns ビル 1 階	10	73-8818	児童発達支援
りんごの木	浄谷町1711 番地 2	10	63-0061	児童発達支援
ひまわりクラブ	神明町235-3	10	69-0431	タイムケア

7-3 幼児施設

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
小野こども園	黒川町478-4	184	62-2881	認定こども園
光明保育所	神明町298	100	62-6969	保育所
中央こども園	新部町916-1	81	66-2944	認定こども園
粟生こども園	粟生町2951-1	90	66-5947	認定こども園
亀鶴こども園	河合中町726-1	123	66-7808	認定こども園
来往保育所	下来住町1361-1	115	62-4080	保育所
市場こども園	市場町767	102	62-2044	認定こども園
育ヶ丘保育園	育ヶ丘町1481-100	99	63-7010	保育所
小野ひまわりこども園	広渡町66	50以上	62-5129	認定こども園
北辰こども園	高田町1828-1	89	62-2865	認定こども園
白百合こども園	敷地町1501-7	75	62-2823	認定こども園
下東条西保育所	住吉町16-4	115	67-0312	保育所
みやま保育園	中谷町200-2	70	67-0158	保育所
下東条中央保育園	小田町1687-1	81	67-0250	保育所
小野東幼稚園	黒川町474-1	117	62-2666	幼稚園
わかば幼稚園	西本町497-1	—	62-2113	幼稚園 改修 (R6~7年度)

7-4 病院・診療所（入院施設）

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
栄宏会小野病院	天神町973		62-9900	病 院
独立行政法人病院機構 兵庫 あお の 病 院	市場町926-453		62-5533	病 院
土井リハビリテーション病院	復井町1723	160	62-2119	病 院
緑 駿 病 院	匠台72-1	180	63-5577	病 院
わ か ば 産 婦 人 科	敷地町1500-5	12	62-6111	診療所

7-5 その他

施設名称	所在地	収容人員	電話番号	備 考
グッドタイムリビング小野	黒川町126-1	70	64-6500	高齢者住宅
シルバーランド・リブレ	上本町238-3	24	70-7728	高齢者住宅
はっぴーらいふ小野	王子町886-1	30	62 - 7503	サービス付き高齢者向け住宅
くつろぎの杜	市場町926-462	50	62-1560	サービス付き高齢者向け住宅
市立小野特別支援学校	昭和町458-1	42	66-2571	特別支援学校
粟生逢花苑	粟生町3610-1	16	65-2800	ケアハウス

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

8 防災重点農業用ため池

名称	所在地	諸元			
		受益面積 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m³)
芦谷4号	小野市小田町字芦谷230	9.0	6.5	41.0	8,000
芦谷5号	小野市小田町字芦谷201	9.0	7.7	41.0	8,000
奥風呂谷1号	小野市小田町字奥風呂谷1450	17.0	6.0	83.0	12,000
奥風呂谷2号	小野市小田町字奥風呂谷1451	17.0	7.7	77.0	20,000
奥風呂谷3号	小野市小田町字奥風呂谷1452	8.2	7.2	63.0	8,000
奥風呂谷4号	小野市小田町字奥風呂谷1453	17.0	2.5	37.0	2,000
榎谷池1号	小野市小田町字榎谷1244	16.0	7.0	82.0	30,000
榎谷池2号	小野市小田町字榎谷1248	16.0	3.7	43.0	3,000
榎谷池3号	小野市小田町字榎谷1249	16.0	7.0	64.0	12,000
榎谷池4号	小野市小田町字榎谷1254	16.0	7.9	73.0	11,000
榎谷池5号	小野市小田町字榎谷1255	13.1	7.5	84.0	20,000
榎谷池6号	小野市小田町字榎谷1257	16.0	6.7	59.0	7,000
広沢上池	小野市小田町字広沢南1916	4.1	6.6	86.0	19,000
広沢下池	小野市小田町字広沢南1917	4.1	7.2	112.0	18,000
坂口池	小野市小田町字浮坂967-1	2.3	6.0	32.0	1,000
中池	小野市小田町字浮坂948-1	2.3	4.6	36.0	1,000
廣瀬谷1号	小野市小田町字廣瀬谷1899	11.0	6.2	54.0	6,500
廣瀬谷2号	小野市小田町字廣瀬谷1990	11.0	5.3	42.0	3,500
廣瀬谷3号	小野市小田町字廣瀬谷1901	11.0	6.0	40.0	4,200
田池	小野市曽根町字ミノ558	16.0	4.0	180.0	6,000
鎌谷池	小野市曽根町字鎌谷388	19.0	8.5	315.0	77,000
鰐池	小野市曽根町字岩ヶ谷608	19.0	6.0	69.0	20,000
操谷下池(新池)	小野市曽根町字操谷618-1	16.0	8.3	88.0	20,000
操谷2号(廻し池)	小野市曽根町字操谷619	16.0	7.8	84.0	16,000
操谷3号(カバ池)	小野市曽根町字操谷620	16.0	7.1	75.0	16,000
操谷上池(奥カバ池)	小野市曽根町字操谷621-1	16.0	7.6	52.0	8,000
東操屋谷池	小野市曽根町字東操屋谷池1849	1.5	6.5	177.0	9,000
別所池	小野市曽根町字別所前613	19.0	6.5	84.0	18,000
溝池(溝井池)	小野市池田町字溝井451	40.0	13.6	176.0	150,000
新池	小野市池田町字南山13-1	40.0	10.4	64.0	18,000
刈尾池	小野市池田町字南山49	40.0	5.8	44.0	2,000
新池	小野市中谷町字コウ650	30.0	7.0	79.0	21,000
大池	小野市中谷町字コウ652	19.9	5.9	105.0	9,000
中ノ池	小野市中谷町字南山947	30.0	8.0	77.0	35,000
立合池	小野市中谷町字南山948	30.0	10.5	86.0	50,000
馬渡池	小野市中谷町字南山950	9.8	10.0	63.0	16,000
中之池	小野市中谷町字榎谷奥の池963	15.0	20.0	155.0	140,000
堂ヶ谷池	小野市脇本町字ミノ前133	5.0	3.8	21.0	2,000
新池	小野市脇本町字奥之谷214	10.0	6.3	36.5	6,000
又池	小野市脇本町字奥之谷216	10.0	3.8	25.0	2,000
新池	小野市脇本町字向新田373-1	20.0	5.9	202.0	30,000
皿池	小野市脇本町字新池208	10.0	4.6	47.0	4,000
森池	小野市船木町字谷田283	6.5	5.8	158.0	18,000
上池	小野市船木町字東山872	8.0	7.0	29.0	9,000
中池	小野市船木町字東山873	8.0	9.7	38.0	19,000
下池	小野市船木町字東山874	8.0	5.7	28.0	4,000
内町池	小野市船木町字内町460	3.9	4.8	243.0	16,000
沢田池	小野市菅田町字澤田池658-1	6.0	5.7	140.0	21,000
中ノ池	小野市中番町字皿池之尻953	10.0	3.5	74.0	6,000
大池	小野市中番町字皿池之尻955	10.0	6.5	88.0	25,000
皿池	小野市中番町字土山630-1	28.5	8.0	148.0	66,000
立合池	小野市福住町字カス谷582-1	19.8	9.2	109.0	60,000
中の池	小野市福住町字カス谷584	19.8	7.0	115.0	30,000
下の池	小野市福住町字カス谷585-1	19.8	5.1	120.0	12,000
亀谷池	小野市福住町字越前443	5.0	6.0	52.0	5,000

新池	小野市万勝寺町字真谷 553	14.1	7.5	104.0	46,000	第1編 総則
大池	小野市万勝寺町字真谷 554	14.1	4.7	87.0	21,000	
中之池	小野市万勝寺町字真谷 555	14.1	5.5	90.0	24,000	
弁天池	小野市万勝寺町字真谷 556	17.0	4.8	47.0	2,000	
下池	小野市万勝寺町字南山 740-1	18.0	8.7	108.0	26,000	
上池	小野市万勝寺町字南山 768-1	18.0	3.3	630.0	39,000	
沢池	小野市万勝寺町字豊田 294	6.2	4.4	322.0	30,000	第2編 災害予防
真谷池3号	小野市長尾町字秀ヶ坂南 829	25.0	10.0	98.0	73,000	
真谷池4号	小野市長尾町字秀ヶ坂南 830	25.0	4.6	80.0	3,000	
真谷池5号	小野市長尾町字秀ヶ坂南 831	25.0	4.5	75.0	12,000	
とっくり池	小野市長尾町字秀ヶ坂南 832-8	4.8	6.5	54.0	12,000	
谷口池	小野市長尾町字将監 473-1	1.5	5.3	43.0	4,000	
吉反田池1号	小野市長尾町字西美の畑 677	5.0	3.6	30.0	2,000	第3編 地震
吉反田池2号	小野市長尾町字西美の畑 678	5.0	4.2	35.0	2,000	
真谷池1号	小野市長尾町字東山 836	25.0	6.8	105.0	21,000	
玉子谷池	小野市日吉町字玉子谷 567-47	10.0	7.0	50.0	4,000	
大池	小野市日吉町字坂の下 202	30.0	6.0	177.0	18,000	
大西谷池	小野市日吉町字大西谷 32	5.0	3.4	92.0	1,000	
折越池	小野市日吉町字池の奥 571	20.0	8.5	66.0	15,000	第4編 風水害等
二六池	小野市日吉町字池の奥東 572	28.0	10.9	95.0	33,000	
新池	小野市日吉町字池の奥東 574	28.0	6.6	85.0	14,000	
平池	小野市日吉町字竹競 345-1、345-3	14.0	2.5	50.0	4,000	
北谷池	小野市日吉町字北谷 578-8	28.0	6.3	59.0	9,000	
北池	小野市浄谷町字大門 1549	40.0	7.1	222.0	114,000	
歓喜院奥池	小野市浄谷町字南谷 1196	3.6	7.4	123.0	40,000	第5編 原子力
亥/子谷下池	小野市浄谷町字南谷 2129	14.0	8.4	200.0	69,000	
亥/子谷上池	小野市浄谷町字南谷 2130	14.0	8.2	188.0	66,000	
南池	小野市浄谷町字南池/内 2229	35.0	5.0	247.0	87,000	
宝持院奥池	小野市浄谷町字北谷 2050	10.0	6.5	150.0	28,000	
新池	小野市浄谷町字北池/上 1546-22	10.0	6.0	320.0	39,000	
岡/上池	小野市山田町字岡/上 765	3.8	8.0	173.0	8,000	第6編 南海トラフ
風呂ヶ谷池	小野市山田町字小田芝 790	3.8	12.0	96.0	14,000	
亀池	小野市山田町字池/尻 1330	44.4	9.2	108.0	96,000	
鶴池	小野市山田町字池/尻 1339	44.4	12.8	232.0	174,000	
堂ヶ谷池	小野市山田町字堂ヶ谷 1107	1.0	14.0	91.0	25,000	
芦谷下池	小野市壱山町字芦谷 1472	42.0	7.3	63.0	17,000	
芦谷上池	小野市壱山町字芦谷 1473	42.0	9.1	98.0	21,000	第7編 復旧・復興
宮の前池	小野市壱山町字宮之前 684	42.0	5.0	142.0	11,000	
新池	小野市壱山町字室山池/谷 1848	9.5	6.8	52.0	3,000	
大池	小野市壱山町字室山池/谷 1845	9.5	7.9	84.0	32,000	
新池	小野市壱山町字水谷口	42.0	8.5	72.0	16,000	
通池	小野市壱山町字中田 570-1	42.0	4.0	90.0	11,000	
中田池	小野市壱山町字定目 618-1	42.0	6.4	187.0	52,000	第8編 資料
大池	小野市壱山町字妙見の前 674	7.0	5.4	103.0	28,000	
下/池	小野市池尻町字中山/谷 594-1	5.1	4.3	200.0	4,000	
新池	小野市池尻町字上山/谷 624, 625-1	5.8	9.0	108.0	34,000	
土坂池	小野市池尻町字上鹿/谷 626	9.8	7.8	146.0	11,000	
渕之首池	小野市市場町字供御開地 48	3.6	4.4	56.0	8,000	
塩田池	小野市市場町字池之下 1-1	1.3	4.6	170.0	23,000	第8編 資料
雁又中の池	小野市神明町字西畑 236-1	2.0	8.2	36.0	7,000	
雁又下の池	小野市神明町字西畑 238-1	2.0	8.2	69.0	1,000	
帆谷池	小野市大島町字池の尻 352-1	12.0	5.2	183.0	57,000	
沢の池	小野市下大部阿字沢池 908	6.6	3.4	56.0	7,000	
葛ヶ谷池	小野市来往町字葛ヶ谷池 946	5.0	5.8	45.0	4,000	
皿池	小野市来往町字皿池 1859	25.0	3.7	243.0	12,000	第8編 資料
女池	小野市来往町字女池 1857	100.0	7.5	160.0	95,000	
男池	小野市来往町字男池 1225	100.0	10.5	115.0	788,500	
蒔大池	小野市来往町字地/内 15	9.5	7.1	70.0	7,000	
猫池	小野市来往町字猫池谷 1505	5.0	3.9	55.0	3,000	

第1編 総則	井/谷下池	小野市黍田町字井/谷 192	7.0	7.5	118.0	34,000
	井/谷上池	小野市黍田町字井/谷 193	7.0	12.0	78.0	15,000
	臼谷池	小野市黍田町字白雲谷 1005	5.0	9.6	94.0	15,000
	西谷池	小野市黍田町字西谷 975	6.6	4.9	49.0	19,000
	都池	小野市黍田町字西谷 991-1、992-1	6.6	6.6	135.0	18,000
	大池	小野市黍田町字大池 1-1	24.0	6.7	196.0	84,000
第2編 災害予防	白雲谷池	小野市黍田町字白雲谷 830	6.6	8.0	65.0	12,000
	蛭池	小野市黍田町字片山 776-1	1.7	4.5	62.0	6,000
	下の池	小野市黍田町字片山 810	1.7	3.8	34.0	2,000
	黒岩池	小野市福岡町字黒岩 52	0.5	3.1	57.0	1,000
	亀池	小野市福岡町字細入 178	1.0	5.0	57.0	4,000
	西池	小野市福岡町字小峠 170-1	14.0	7.0	119.0	23,000
第3編 地震	新池	小野市福岡町字中の峠 173	1.0	6.7	86.0	6,000
	白土池	小野市復井町字西山 1720	33.0	12.5	120.0	174,000
	奥池	小野市復井町字奥/池 1736	37.5	9.6	100.0	85,000
	西か池	小野市復井町字皿池 1728	37.5	7.0	66.0	4,000
	二号貯水池	小野市復井町字西山 1722	33.0	23.4	120.0	113,000
	一号貯水池	小野市復井町字西山 1724-103-1	51.0	23.4	144.0	95,000
第4編 風水害等	岩谷池	小野市復井町字西山 1724-140	2.5	6.6	78.0	8,000
	北谷大池(北谷池)	小野市復井町字樋/谷 1696	37.5	8.4	120.0	51,000
	赤子池	小野市復井町字樋/谷 1703	25.0	8.7	91.0	12,000
	古新池	小野市復井町字樋/谷上池 1738	37.5	16.9	125.0	14,000
	新林池	小野市復井町字樋/谷上池 1739	31.5	7.7	85.0	23,000
	八ヶ池	小野市河合中町字岩谷 943-1	65.0	5.6	859.0	250,000
第5編 原子力	逆池	小野市河合中町字原田 1201	21.0	2.5	160.0	39,000
	戸場池	小野市河合西町字戸場 822	51.0	6.1	193.0	8,000
	口池	小野市河合西町字口/池 812	51.0	3.8	179.0	6,000
	新池	小野市河合西町字新池 820	51.0	5.1	96.0	5,000
	青野下池	小野市河合西町字青野 831	51.0	2.5	100.0	50,000
	平池	小野市河合西町字青野 833	51.0	2.2	110.0	20,000
第6編 南海トラフ	大池	小野市河合西町字大池 811	51.0	7.5	184.0	43,000
	中の池	小野市河合西町字中の池 810	51.0	4.9	87.0	10,000
	長清池(長情池)	小野市河合西町字長清池 809	51.0	7.5	91.0	21,000
	鶴池	小野市河合西町字鶴池 843	51.0	3.5	310.0	77,000
	下/池	小野市住吉町字横山 1082-1	37.0	5.7	120.0	15,000
	双又池	小野市住吉町字横山 1085	37.0	3.2	59.0	2,000
第7編 復旧・復興	大池	小野市住吉町字南山 1083	37.0	7.4	112.0	44,000
	中/池	小野市住吉町字南山 1084	37.0	7.5	135.0	32,000
	下/池	小野市住吉町字北山東 1090 - 1	10.4	3.0	97.0	3,000
	中/池	小野市住吉町字北山東 1091	10.4	7.2	94.0	23,000
	上/池	小野市住吉町字北山東 1092	10.4	7.6	103.0	39,000
	通池	小野市久保木町字通下池 1839-1	10.2	10.4	200.0	70,000
第8編 資料	上/池	小野市久保木町字通上池 1841	10.2	6.0	187.0	49,000
	中/池	小野市久保木町字通中池 1840	10.2	4.6	138.0	28,000
	来迎池	小野市久保木町字道池 1837-1	35.6	7.9	91.0	85,000
	風呂ヶ谷池	小野市久保木町字風呂ヶ谷 1570	11.0	9.3	145.0	93,000
	平兵衛池	小野市古川町字南山 1044	3.2	4.0	33.0	2,000
	平池	小野市鹿野町字鹿野ヶ原 1879-1、1878-1	9.8	4.4	217.0	66,000
第8編 資料	新池	小野市敷地町字加力 1569-1	10.0	3.8	72.0	6,000
	上鹿野谷池	小野市敷地町字加力 1672-1	60.0	6.4	135.0	56,000
	カ池	小野市敷地町字カ7 1502-8	10.0	2.6	158.0	51,000
	墓池	小野市敷地町字宮林 1478	10.0	4.5	56.0	6,000
	男池	小野市敷地町字宮林 1501-1	10.0	3.6	159.0	15,000
	下鹿野谷池	小野市敷地町字鹿野谷 1379-1	60.0	8.2	195.0	115,000
	塩池	小野市敷地町字内田 1386	15.0	5.6	88.0	9,000
	コ池	小野市敷地町字内田 1387-1	10.0	6.1	75.0	10,000
	上田池	小野市高田町字上田 1753-1	4.0	4.8	340.0	52,000
	二塚池	小野市高田町字野山 1838-1	30.0	4.0	410.0	60,000

瓦池	小野市黒川町字小深田 1136	58.5	4.0	30.0	8,000	第1編 総則
大道ヶ池	小野市黒川町字小深田 1164	10.0	4.9	180.0	12,000	
手洗池	小野市黒川町字這出 1171	10.0	7.9	135.0	41,000	
奥池	小野市黒川町字這出 1173	58.5	12.0	171.0	205,000	
権現池	小野市王子町字宮山 800-1	80.0	7.4	135.0	81,000	
下ノ池	小野市王子町字上野 838	4.9	5.8	57.0	13,000	
墓池	小野市王子町字上野 840	4.9	2.8	88.0	5,000	第2編 災害予防
通り池	小野市王子町字上野 916-1	10.0	3.5	357.0	32,000	
大池	小野市王子町字大池 936-1	80.0	10.5	281.2	348,000	
新池	小野市西脇町字反鱈 759	0.0	6.0	150.0	10,000	
境田池	小野市西脇町字弁財天山 813	0.0	4.2	65.0	13,000	
新田池	小野市来住町字新田 249	0.0	4.0	33.0	6,000	
小西谷池	小野市日吉町 584	0.4	18.5	57.9	10,000	第3編 地震
鎌の谷上池	小野市山田町 593	0.3	7.2	43.9	4,000	
若宮池	小野市黍田町 799-1	0.6	4.6	68.0	2,000	
鶴ヶ池	小野市福岡町字中の峠 176	0.4	6.6	97.0	11,000	
大亀谷池	小野市柳町字谷口 1891-37	0.0	6.2	35.0	3,500	
小野工業団地2号調整池	小野市匠台 36	4.4	13.0	105.0	23,000	
小野流通等業務団地1号調整池	小野市匠台 87	22.0	8.0	32.0	11,000	第4編 風水害等
観音谷上池	小野市山田町 223	0.0	3.6	19.0	1,100	
小-102	小野市市場町 1154	0.0	6.1	37.0	2,000	

9 県への被害状況等報告様式

1 県への被害状況等報告様式

第1号様式（火災）

第2号様式（特定の事故）

第3号様式（救急・救助事故等）

第4号様式（その1）（災害概況即報）

第4号様式（その2）（被害状況即報）

2 災害救助法の適応時の報告様式

災害の定義

報告すべき災害

記入要領

様式第1号 被害状況調

様式第2号 世帯構成員別被害状況調

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第1号様式（火災）

第 報

報告日時		年 月 日 時 分	
都道府県			
市町村 (消防本部名)			
報告者名			

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出火場所					
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所	出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症 人				
	中等症 人				
	軽症 人				
建物の概要	構造 建築面積				
	階層 延べ面積				
焼損程度	焼損程度	全焼 棟	建物焼損床面積 m ²		
		半焼 棟		建物焼損表面積 m ²	
		部分焼 棟			林野焼損面積 a
		ぼや 棟			
計 棟		焼損面積			
り災世帯数	世帯		気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 台 人				
	消防団 台 人				
	その他 人				
救急・救助活動状況					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名			特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分		
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法			気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要			危険物施設の 区 分			
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)		
			重 症	人 (人)		
			中等症	人 (人)		
			軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			海上保安庁		人	
			自 衛 隊		人	
そ の 他		人				
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震

第4編 風水害等

第5編 原子力

第6編 南海トラフ

第7編 復旧・復興

第8編 資料

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 (人) 重 症 人 中等症 人 軽 症 人	
救助活動の要否			
要救助者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

		報告日時		年 月 日 時 分	
		都道府県			
		市町村 （消防本部名）			
		報告者名			
消防庁受信者氏名					
災害名 (第 報)					
災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人
		負傷者	人	計	人
	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)		(市町村)	

（注） 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		兵 庫 県		区 分			被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名			そ の 他	田	流出・埋没	ha		
	第 報					冠 水	ha		
報告者名	(月 日 時現 在)				畑	流出・埋没	ha		
						冠 水	ha		
区 分			被 害		文 教 施 設		箇所		
人的被害	負傷	死 者			人	病 院		箇所	
		行方不明者			人	道 路		箇所	
					人	橋 り よ う		箇所	
					人	河 川		箇所	
住 家 被 害		全 壊			棟	港 湾		箇所	
				世帯	砂 防		箇所		
				人	清 掃 施 設		箇所		
		半 壊		棟	崖 く ず れ		箇所		
				世帯	鉄 道 不 通		箇所		
				人	被 害 船 舶		隻		
		一 部 破 損		棟	水 道		戸		
				世帯	電 話		回線		
				人	電 気		戸		
		床 上 浸 水		棟	ガ ス		戸		
				世帯	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		
				人					
		床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
				世帯	り 災 者 数		人		
人									
非 住 家	公 共 建 物		棟	火 災 発 生	建 物		件		
	そ の 他		棟		危 険 物		件		
					そ の 他		件		

			被害	災害等の 対策置本状 部況	府都道 市町村							
公立文教施設		千円										
農林水産業施設		千円			法 災適用 害市町 救助村 名	計	団体					
公共土木施設		千円										
その他の公共施設		千円										
小計		千円										
公共施設被害市町村数		団体										
その の 他	農業被害	千円										
	林業被害	千円										
	畜産被害	千円										
	水産被害	千円										
	商工被害	千円										
被害総額		千円			消防職員出動延人数	人						
					消防団員出動延人数	人						
備考	災害発生場所　市　　　　　町											
	災害発生日時　年　月　日　時　分											
	災害の種類概況											
	応急対策の状況											
	119番通報件数　件											
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況											
	・避難指示の状況											
	・避難所の設置状況											
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況											
・自衛隊の派遣要請												
・災害ボランティアの活動状況												

10 災害救助法の適応時の報告様式

災害報告取扱要領

- 1 災害の定義
- 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災を除いたものとする。
- 2 報告すべき災害
- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市町において災害対策本部を設置したとき。
- (3) 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して国の特別の財政的援助を要するもの。
- (5) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(1)～(4)の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの。
- (6) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度4以上を記録しているもの。
- (7) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

【例 示】

《風水害》

- 崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

《雪 害》

- 雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの。
- 道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

《津 波》

- 津波により、人的被害または住家被害を生じたもの。

※ その他、国又は県が特に報告を求めるとき。

3 記入要領

被害状況報告（様式）の記入要領は、次に示す内容を記入すること。

区 分		記 入 内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとすること。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとすること。
	負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとすること。
住家の被害	住 家	現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わないこと。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうものであること。

区 分		記 入 内 容	第1編 総則
住家の被害	全 壊 (全 焼) (流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が壊壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	第2編 災害予防
	半 壊 (半 焼)	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	
	床上浸水	全壊及び半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの	第3編 地震
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの	
非住家の被害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分を住家とする。	第4編 風水害等
	公共建物 そ の 他	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、倉庫等とする。	
その他の被害	田の流失埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。	第5編 原子力
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度の水につかったものとする。	
	畑の流失、埋没および冠水	田の例に準ずる。	第6編 南海トラフ
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	第7編 復旧・復興
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	第8編 資料
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3の2によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかみのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。	
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。	

第1編 総則
第2編 災害予防
第3編 地震
第4編 風水害等
第5編 原子力
第6編 南海トラフ
第7編 復旧・復興
第8編 資料

区 分		記 入 内 容
り災世帯		災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設とする。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産施設をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

様式第1号

被害状況調査

年 月 日 時 分現在 中間（決定）報告 小野市

人的被害	遺 体				
	行 方 不 明				
	負 傷	重 傷			
		軽 傷			
		小 計			
	計				
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失			
		半 壊 及 び 半 焼			
		一 部 破 損			
		床 上 浸 水			
		床 下 浸 水			
	世帯数及び人員	全壊・全焼 及 び 流 失	世帯		
			人員		
		半壊及び半焼	世帯		
			人員		
		一部破損	世帯		
			人員		
		床上浸水	世帯		
			人員		
		床下浸水	世帯		
			人員		
		災 害 発 生 年 月 日			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1編 総則

第2編 災害予防

第3編 地震

第4編 風水害等

第5編 原子力

第6編 南海トラフ

第7編 復旧・復興

第8編 資料

様式第2号

世帯構成員別被害状況調

年 月 日 時 分現在 中間（決定）報告 小野市

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全 壊（焼）													
流 出													
半 壊（焼）													
床上浸水													

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第1編
総則

第2編
災害予防

第3編
地震

第4編
風水害等

第5編
原子力

第6編
南海トラフ

第7編
復旧・復興

第8編
資料